

あなたの未来を強くする



REPORT SUMISEI 2013

住友生命 2013年度 ディスクロージャー誌

[CSRレポート統合版]

経営の要旨

- 一．我社の事業は共存共栄相互扶助の理念に基づいて
その強固隆盛を図り社会公共の福祉に貢献することを期する
- 二．我社の事業は信用を重んじ確実に旨とする
- 三．我社の事業は時勢の変遷事態の緩急を計り弛張興替するも
冷静克く進取不屈の精神を堅持し大局を誤ることなきを期する

CSR経営方針

住友生命は保険事業の健全な運営とその発展を通じて、
豊かで明るい長寿社会の実現に貢献します。

この理念のもと、誠実な業務遂行・健全な財務基盤を通じ、お客さまをはじめとした各ステークホルダーに最も信頼・支持され、持続的・安定的に成長する会社を目指します。

お客さまへ

お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適な生活保障サービスを提供します。

社会へ

社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。

ビジネスパートナーへ

ビジネスパートナーの信頼・支持を得て、ともに社会的責任を果たします。

地球環境へ

健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組みます。

従業員へ

従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組みます。自由闊達でチャレンジ意欲あふれる組織風土を大切にします。

※ CSR=Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任

住友生命ブランドビジョン

「理想の会社を創ろう」。この創業の決意から住友生命は生まれました。それから百年の時を超えて、住友生命は「住友」の信頼と「お客さまの人生を守る」という使命感をもって、歩みを続けてきました。

その間、世の中は大きく変わりました。しかし、私たちは「伝統と革新」の志をもって、その時代、時代にあった「理想の会社」の姿を追い求めてきました。

今また、時代は大きく動いています。世の中には漠然とした不安感が広がっています。

こういふ時こそ住友生命の出番です。生命保険は人々が人生の不安を解消し、自信と希望をもって、「力強く」未来に進むための大きな「力」になるものだからです。

だから、私たちはもう一度、将来に向かって新しい「理想の会社」づくりを始めます。

新しい「理想の会社」の姿とは、住友生命の強みである「伝統と革新」の志を発揮して、保険の「新しい」を次々と実現し、心を込めて真っ先にお客さまにお届けしていく会社です。

「新しい」とは単なる思い付きや目新しさではありません。

お客さまの強い未来につながる「本物の価値」、そして社会にとって真に価値ある「新しいスタンダード」づくりを担うこと。

これは百年を超える歩みの中で、大手生保の枠を越えて挑戦すること、革新することを続けてきた住友生命だからこそできることです。

**お客さまの「未来を強くする」ために、
私たちは4つの「先進の価値」を実現していきます。**

- “いつも、いつまでも続く” 先進のコンサルティング&サービス
- “強く生きる” ための商品開発で業界をリードする
- 一歩先行く“感動品質”のお客さま対応
- “健康な人生・豊かで明るいシニアライフ”を応援する進化するサポートプログラム

これは、住友生命がお客さまにとって、そして社会にとってもっと魅力ある会社となるための、そして、職員がこの仕事に携わっていることに一層誇りを持つ会社になるための挑戦でもあります。

合言葉は「あなたの未来を強くする」。

私たちはこの新しい挑戦を始めます。

住友生命の概要

【正式名称】	住友生命保険相互会社 SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANY
【創業】	明治40年(1907年)5月
【本社所在地】	本社：〒540-8512 大阪府大阪市中央区城見1-4-35 TEL.(06)6937-1435 東京本社：〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24 TEL.(03)5550-1100 〈ホームページ〉 http://www.sumitomolife.co.jp
【代表取締役社長】	佐藤義雄
【従業員数】	42,098名(職員11,228名、営業職員30,870名)
【営業拠点数】*	支社71、支部1,516
【資産状況】	総資産 26兆4,641億円
【負債状況】	保険契約準備金 23兆3,089億円 (うち責任準備金22兆9,148億円)
【資本状況】	基金 6,390億円 (基金償却積立金を含む)
【収支状況】	保険料等収入 3兆1,447億円 (平成24年4月～平成25年3月) 保険金等支払金 1兆9,401億円 (平成24年4月～平成25年3月)
【保有契約】	個人保険 1兆4,854億円
【年換算保険料】	個人年金保険 7,299億円
【保有契約高】	個人保険 97兆4,876億円 個人年金保険 13兆6,181億円 団体保険 32兆3,065億円 団体年金保険 2兆6,248億円 (平成25年3月31日現在)

*上記の他、販売機能に重点を置いた組織として、本社組織である事業部を11店、支社傘下の組織である営業支社を6店設置しています。



本社



東京本社

※本冊子は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※「CSRレポート統合版」として発行しています。

当社では、CSR活動を含む事業活動をより多面的かつ総合的にご理解いただくために、平成23年度より、「REPORT SUMISEI」と「CSRレポート」を統合して発行しています。本冊子を、ステークホルダーの皆さまとの重要なコミュニケーションツールとして位置付け、さらなる情報開示の充実に努めてまいります。

Contents

1 経営基本方針

- ・社長メッセージ
- ・ブランド戦略の取組み
- ・住友生命グループ行動憲章

2

2 平成24年度の業績

- ・ご契約の概況
- ・収益の状況
- ・ストック・健全性の状況
- ・資産運用の状況(一般勘定)

9

3 住友生命のCSR

- ・特集
- ・お客さま満足の向上
- ・ビジネスパートナーとの共生
- ・従業員の働きがい
- ・豊かな社会づくり
- ・地球環境の保護

17

4 CSRを支える経営体制

- ・コーポレートガバナンス
- ・経営管理体制
- ・内部統制システムの整備
- ・コンプライアンスへの取組み
- ・個人情報保護への取組み
- ・リスク管理体制
- ・ご契約者保護に関する制度

55

5 組織の概要

- ・総代・総代候補者選考委員・審議員
- ・組織図
- ・組織の概況
- ・住友生命サービス網
- ・沿革
- ・商品一覧
- ・主要な事業の内容及び組織の構成
- ・子会社等に関する事項

73

6 データ編

- ・平成24年度決算の概況
- ・データ編

87

お客さまにとって 「一番薦めたい保険会社」を目指して

平素より住友生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。平成24年度決算の状況を掲載したデスクロージャー誌「REPORT SUMISEI 2013」を作成いたしました。業績全般のご報告に加え、経営課題への取組み等についてご紹介しておりますので、是非ご覧いただきたく存じます。

平成24年度の事業概況

当社は「お客さまとご家族の人生を将来にわたって守り、支えていきたい」という想いを“あなたの未来を強くする”というメッセージに託してブランド戦略を展開しております。

平成24年度は、引き続き重要テーマである東日本大震災への対応や営業職員によるサービス・販売体制の強化を中心に、種々の取組みを行うことで、「住友生命ならではの価値づくりを進めてまいりました。

■東日本大震災への対応

ご家族の心情面に配慮しながら保険金のお手続きのご案内を進めるとともに、保険金等の簡易迅速な取扱い等を行うことで、平成25年3月末までに148億円の保険金をお支払いしております。このほか、少しでも被災地の皆さまのお役に立てるよう復興支援への取組みを積極的に進めました。

■営業職員によるコンサルティングとサービスの強化

お客さまとご家族のニーズに応じた最適な保障の提供を通じて安心と満足をお届けしていくため、その中核を担う営業職員によるコンサルティングとサービスの強化を図りました。

営業職員を通じた活動については、平成24年7月より導入した営業用携帯端末「SumiseiLief(スミセイリーフ)」を活用し、お客さまの年齢や家族構成に応じて必要となる保障額をお示しすることができる「未来診断」を用いて、分かりやすく納得感のあるコンサルティングの徹底に努めております。また、お客さまへの定期的な訪問等を通じてご契約内容や必要なお手続きの確認等を行う「スミセイ未来応援活動」を引き続き推進するなど、サービス面の強化を図りました。

こうした質の高いコンサルティングとサービスの担い手となる優秀人材の採用と育成に注力しており、各種研修・教育の充実やファイナンシャル・プランナー資格の取得推進に取り組んでまいりました。

■商品面の取組み

お客さまのライフサイクルにあわせた合理的な形で、一生の死亡保障・介護保障や充実した医療保障をご準備いただくことができる「Wステージ 未来デザイン」等の販売に注力してまいりました。また、平成25年3月には新たながん保障特約「がんPLUS」を発売いたしました。本商品は、将来開発される新薬を含めた抗がん剤治療(公的医療保険制度の給付対象となるもの)に加えて、疼痛緩和ケアも保障対象とする「がん薬物治療特約」、上皮内がんなどにも備えることができる「がん診断特約」の2つの特約から構成されており、既存の各種がん保障に本商品を組み合わせることで、早期がんから進行がんまで様々な治療を保障できるようにいたしました。

なお、平成25年4月に、個人保険・個人年金保険の保険料率の総合的な見直しを実施し、貯蓄性商品については一部のご契約を除き保険料の引上げとなる一方、死亡保障や介護・医療保障などを総合的にご準備いただくことができる主力商品「Wステージ」「ライブワン」では多くのご契約で保険料水準の引下げを行いました。

■お客さまサービス品質の向上

お客さまに一層質の高いサービスを継続的にお届けできるよう、定期的な訪問活動や迅速で丁寧、親身な対応を徹底するとともに、社外の方々のご意見を取り入れながらお客さまあての各種書類の見直しなどを進めてまいりました。また、介護・医療関連のサービスの充実を図るため、ス

ミセイリーフと公式ホームページにおいて、各地域の介護施設や介護に関する相談窓口等を調べることができる情報サイト「スミセイ安心介護」を開設いたしました。さらに、疾病の治療にあたって主治医以外からの意見を聞くためのサポートを行う「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」の提供を開始いたしました。

■金融機関を通じた保険販売等

当社商品をお取り扱いいただく金融機関の増加を図るとともに、終身保険を中心とした一時払商品に加え、平準払商品の販売にも注力してまいりました。一方で、商品研修やコンプライアンス研修等を通じた各代理店へのサポート体制の強化にも取り組んでおります。

同時に、お客さまへの最適な保障のご提供に向けて住友生命グループ全体での取り組みを進めております。保険ショップ等を通じて医療保険を販売している子会社のメディケア生命保険株式会社は、従来の商品を改定して保障内容をレベルアップさせた医療終身保険「メディフィットA」を発売するとともに、同商品を販売する代理店を増加させております。また、来店型保険ショップを展開している子会社のいずみライフデザイナーズ株式会社では、引き続き店舗の新規出店を進めることで、事業の拡大を図っております。

こうした取り組みの結果、個人保険・個人年金保険の保有契約全体の年換算保険料は前年度末比で増加し、保険契約の継続率についても引き続き改善しております。

保険本業の収益力を表す基礎利益は、逆ざやを吸収したうえで、4,261億円(前年比28.4%増)となりました。この基礎利益をもとに、当年度決算においても引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。また、保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、832.8%(前年度末比124.2ポイント増)と引き続き行政監督上の基準である200%を十分に上回る水準を確保しております。

今後の経営戦略

ブランド戦略を推進する中で、お客さまに「住友生命ならではの」価値をお届けしていくためには、サービス面・販売面をはじめ、種々の取り組みをレベルアップさせていく必要があると考えております。特に、営業職員を通じたコンサルティングとサービスのレベルアップに引き続き注力するとともに、ご加入後の各種手続きの迅速性・利便性向上等のサー

ビスの充実に取り組んでまいります。

このほか、成長戦略を加速するための取組みとして、金融機関および来店型保険ショップでの保険販売の推進等による販売チャネルの多様化や、アジアの国々を中心とした海外市場への展開にも引き続き取り組んでまいり所存です。

こうした取組みを着実に積み重ねることにより、お客さまにとって「一番薦めたい保険会社」を目指し、全役職員が想いを一つにして取り組んでまいります。今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしく申し上げます。



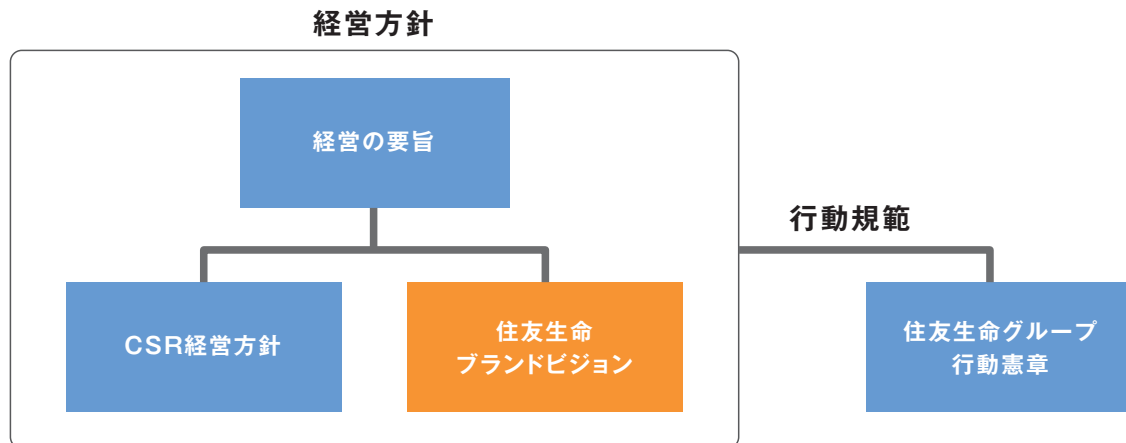
平成25年7月
代表取締役社長

佐藤義雄

“あなたの未来を強くする”

ブランド戦略の取組み

住友生命は、
“あなたの未来を強くする”というブランドメッセージのもとで、
お客さまにとって「一番薦めたい保険会社」を目指した
ブランド戦略を展開しています。
このブランド戦略では、お客さまとのあらゆる接点における、
「住友生命ならではの」価値づくりを
進めてまいります。



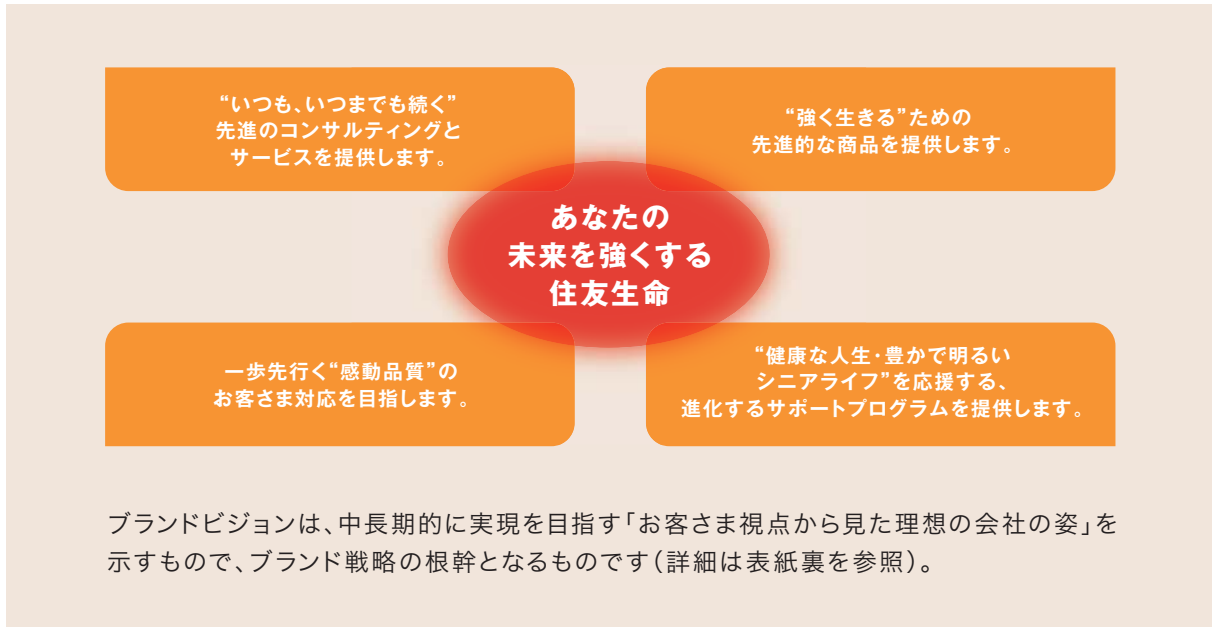
現在、高齢化社会の到来やお客さまニーズの多様化、新規参入の拡大による競争激化など、生命保険会社を取り巻く環境は急激なスピードで変化しています。そうした中で、当社はこれまでも、介護・医療・年金などの成長分野への取組みを強化すると同時に、専門営業職員体制の改革に注力してまいりました。

こうした動きを一層加速させるため、現在、ブランド戦略を展開し、お客さまの未来

を強くする「4つの先進の価値」の実現に向けた取組みを進めています。

当社の役職員全員がブランドビジョンに掲げた先進の価値をお客さまにご提供することで、「住友生命ならではの」価値を実感していただく。そのような対応を徹底することで、お客さまにとって「一番薦めたい保険会社」というブランド戦略で目指す姿を実現したいと考えています。

ブランドビジョンに掲げる「4つの先進の価値」



12のコミットメント

ブランドビジョンを実現するための全役職員の行動指針として制定しました。
このコミットメント(約束)は、お客さまの人生をお守りし、お客さまの強い未来を支えるためのお客さまへの約束です。
この行動指針を一人ひとりの役職員が行動レベルで実現していくことで、ブランドの実現を目指してまいります。

基本理念

1. 長期的な視野を持ちお客さまの立場で考え、住友の信用をさらに高めます。
2. 「伝統と革新」の志をもって、保険の新しい価値を次々と実現していきます。

コンサルティング&サービス

3. お客さまの人生を守るため、使命感をもって保険の大切さを伝えます。
4. お客さまのニーズをしっかりお聞きし、どこよりも分かりやすく丁寧に、最適な保障を提案します。
5. いつもいつまでもお客さまとともに歩み、安心と満足を提供し続けます。

商品、サポートプログラム

6. 介護、医療、貯蓄等の「強く生きるための商品」で業界をリードします。
7. 健康で豊かな人生を支えるため、お客さまサポートの一層の進化に挑戦し続けます。

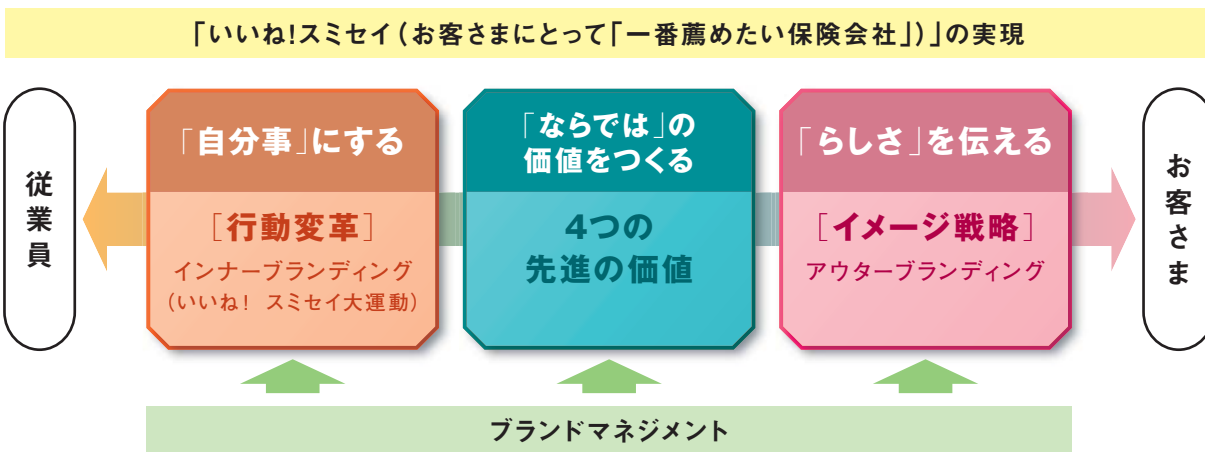
お客さま対応

8. 基本品質の向上、さらには感動品質の提供を目指し、迅速で誠実、そしてどこよりも親身な対応を行います。
9. どこよりも便利で高品質と実感していただける手続き・サービスを目指します。

働く姿勢

10. マナーやルールを守り、お客さまからの信任にきちんと応えます。
11. プロとして知識を高めて日々成長を続け、働き甲斐と誇りを持って職務を果たします。
12. 全ての役職員が互いを尊重しながら協力して働く、明るく生き活きとした職場を築きます。

スミセイブランド実現に向けた取組み



いつも、いつまでも お客さまと積極的に向き合う

■ブランド戦略について

お客さまにとって「一番薦めたい保険会社」という目標のもと、

- ①「住友生命ならでは」の価値づくり
- ②社内での行動変革(インナーブランディング)
- ③社外へのイメージ戦略(アウターブランディング)

の3本柱で推進しています。

当社のブランド戦略は、CI(コーポレート・アイデンティティ)マークの管理やイメージ戦略にとどまらず、お客さまとのあらゆる接点、特に営業職員を通じて「住友生命ならでは」の価値を実感いただくことを軸に据えています。

■「住友生命ならでは」の価値

来店型保険ショップやインターネットなどの新しい販売チャンネルが台頭する中、当社の中核である営業職員チャンネルの最大の強みは、ご加入時はもちろん、ご加入後も「いつも、いつまでも」お客さまに寄り添い、コンサルティングとサービスをお届けできることです。ブランドメッセージ「あなたの未来を強くする」には、もっとお客さまと積極的に向き合って保険の大切さ・良さをお伝えし、お客さまの人生に役立ちたいという決意を込めています。

保険はご加入から時間が経つとどのような保障があるのかわからなくなることが少なくありません。こうした不安は保険会社への不満につながってしまいます。ご加入の保障内容に関する定期的な確認や、お客さまのライフステージの変化にあった保障内容の見直しアドバイス、ときには年金制度の改正といった社会保障制

度に関する情報等も提供しながら、お客さまとの関係を深めていきたいと考えています。

■営業職員を通じた「価値づくり」

先進のコンサルティングとサービスを支えるツールとして、平成24年7月、営業用携帯端末「SumiseiLief(スミセイリーフ)」を導入しました。携帯電話の新規格であるLTEに準拠した通信機能を搭載することによって、外出先でも速やかに「未来診断」を実施し、ご要望に応じて臨機応変に保障プランを設計することが可能になりました(P.31、P.40参照)。

また、お客さまサービスを一層充実させ、安心と満足をお届けするためには職員の意識改革が重要となります。そうした観点から、社内の好取組事例や成功体験を幅広く共有し、共感の輪を拡げていくことに取り組んでいます。そうすることで、一人ひとりの職員が真摯な気持ちでお客さまに向き合い、商品・サービスの良さをお伝えしていく。それがまた、より多くのお客さまに喜んでいただける好循環につながるものと考えています。さらに、こうした取組みの土台となる社内の「ほめる風土」の醸成にも努めています。



「スミセイ未来診断」と
営業用携帯端末「スミセイリーフ」

ブランド戦略を推進するにあたって、その理念をまとめた「ブランドブック」を制作し、各職場で毎月実施している対話ミーティングで話し合うことで、一人ひとりの職員がブランドの理念を自分のこととして捉える工夫をしています。お客さまからの感謝の声などをまとめた「いいね! スミセイStoryBook」も職員全員に配付しており、こちらもミーティングで読み返しながら「どのように行動に移していくか」「自分たちの仕事に置き換えると何ができるか」などを話し合っています。



「ブランドブック」と「いいね! スミセイStoryBook」

■ **アウトターブランドの取組み**

平成24年9月に公式ホームページを全面リニューアルしてコンテンツを大幅に見直しました。この一環として、ご希望の地域や利用目的から介護サービス・施設の検索ができる情報サイト「スミセイ安心介護」や保険に関する基本的な知識を動画とスライドでわかりやすくご紹介する「『保険のきほん』解説ムービー」などを新たに導入しました。また、平成25年4月には、「健康・医療・介護」分野のお役立ちコンテンツをわかりやすく集めた、健康ポータルサイト「健康応援Navi」を開設しました(P.31参照)。

平成24年10月には、フィギュアスケートの浅田真央選手とブランドパートナー契約を締結しました。

お客さまの確かな未来を支える「力」になることを目指す住友生命が、浅田選手の夢の実現を応援し、共に歩んでまいります。さらに12月には「MAO ASADA応援プロジェクト」を立ち上げ、公式ホームページにスペシャルサイトをオープンしました。



健康ポータルサイト「健康応援Navi」

企業イメージを伝えるCMは、当社が昭和52年から実施している「こども絵画コンクール」に新設した「ボクの、ワタシの、未来賞」(東日本大震災の被災地の子どもたちを対象)をテーマに制作しました。また、商品・サービスの紹介として、コンサルティングの核となる「未来診断」をテーマとしたCMをつくりました。

■ **ブランド戦略の効果**

こうした取組みの結果、消費者を対象に行った調査では、当社のサービス等に対する品質イメージは着実に向上しており、新卒者の就職人気ランキングにおいても大幅な上昇が見られるなど、ブランド戦略の効果が表れています。また、お客さまからいただく感謝の声も増えています。

しかしながら、お客さまにとって「一番薦めたい保険会社」になるという目標の実現にはまだまだ努力が必要であり、これからもさまざまな施策に継続して取り組んでまいります。



ブランドパートナーの浅田真央選手

営承M60/P402

当社は、住友生命およびグループ各社の役職員一人ひとりが経営方針を行動レベルで実践していくための行動規範として、「住友生命グループ行動憲章」を定めています。

住友生命グループ行動憲章

私たち住友生命グループ(住友生命およびその子会社)は、保険事業およびその関連事業の健全な運営と発展を通じて豊かで明るい長寿社会の実現に貢献します。

この理念のもと、住友生命グループ各社および役職員が高い倫理観を持って実践していく指針として「住友生命グループ行動憲章」を定めてこれを遵守し、お客さまや社会から最も信頼・支持され、持続的・安定的に成長する会社を目指します。

1. 基本姿勢

- a. お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業およびその関連事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適なサービスを提供します。また、保険契約の内容や重要事項について正確で分かりやすい説明を行います。
- b. 代理店や取引先などのビジネスパートナーの信頼・支持を得て、ともに社会的責任を果たします。
- c. 従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組み、自由闊達でチャレンジ意欲にあふれる組織風土を大切にします。
- d. 社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。
- e. 健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組みます。

2. 経営の健全性・透明性

常に社会環境の変化を踏まえながら、お客さまの声をはじめとする社内外からのご意見・ご要望を事業活動に積極的に反映するとともに、企業情報を適切に開示して、経営の健全性および透明性の向上に努めます。

3. コンプライアンスおよびリスク管理

- a. 法令や社内規定を遵守し、社会規範も踏まえた公正かつ誠実な事業活動を遂行します。
- b. 法令や社内規定に違反する行為が行われたこと、または行われようとしていることを知った場合は、所属長もしくは本社の担当部門または本社の通報窓口へ報告します。
- c. リスクに対する感度を高め、その発見および未然防止ならびに適切な対応に努めます。

4. 情報の厳正管理

業務上知り得たお客さま情報ははじめとする重要情報は、業務遂行に必要かつ定められた目的の範囲内で適切に取り扱い、退職後も含め、社外に漏洩しないよう厳正に管理します。

5. 利益相反による弊害防止

住友生命グループとお客さまの間、またお客さま同士の間などの利益相反によって、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、努めます。また、住友生命グループの役職員として、自己または第三者の利益のために、お客さまおよび住友生命グループに損害を与える行為や信用を損なうような行為は行いません。

6. 人権の尊重・良好な職場環境の確保

人権を尊重し、不当な差別は行いません。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、職場環境を悪化させるような行為は行いません。なお、職場でこうした行為が行われていることを知った場合は、迅速かつ適切に対処します。

7. 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除します。

8. 教育・研鑽

より高度で適切なサービスや情報を積極的に提供できるよう、教育・研鑽により知識およびマナーの向上に努めます。

9. 健全な社会生活

公共性の高い事業に携わっていることを自覚し、健全な社会生活を維持するよう努めます。また、住友生命グループの信用を損なうような行為は厳につつしみます。

平成24年度の業績

安定した収益力と十分な健全性によって、
さらなる信頼の獲得を目指します。

- 10 ご契約の概況
- 11 収益の状況
- 13 ストック・健全性の状況
- 16 資産運用の状況(一般勘定)

平成24年度決算の概況

<直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標>

(単位:百万円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	3,604,842	4,026,050	3,647,344	3,338,428	4,138,150
経常利益	103,738	155,786	155,321	204,057	228,316
基礎利益	148,562	386,817	265,230	331,819	426,184
当期純剰余	106,408	108,616	110,322	109,956	113,222
基金の総額(注1)	369,000	369,000	439,000	539,000	639,000
総資産	22,609,749	23,018,316	23,736,871	23,963,043	26,464,107
うち特別勘定資産	2,612,125	3,276,905	3,087,203	3,010,983	3,078,182
責任準備金残高	19,287,447	20,369,636	21,147,790	21,686,794	22,914,837
貸付金残高	3,869,177	3,443,887	3,171,361	2,887,447	2,663,423
有価証券残高	15,792,810	17,116,912	18,068,631	18,843,387	21,615,840
ソルベンシー・マージン比率(注2)	837.2%	955.1%	1,002.2% (636.5%)	708.6%	832.8%
剰余金処対象額に占める 社員配当準備金等の積立割合(注3)	77.5%	99.9%	97.0%	100.1%	99.8%
従業員数	44,546名	45,281名	42,366名	42,953名	42,098名
社員数(契約者数)(注4)	7,255,703名	7,155,151名	7,046,316名	6,931,576名	6,850,286名
保有契約高(注5)	170,884,334	162,918,990	154,988,290	148,549,597	143,412,390
個人保険	124,088,951	116,114,618	109,125,950	102,731,692	97,487,676
個人年金保険	12,892,684	13,320,273	13,298,245	13,446,916	13,618,171
団体保険	33,902,697	33,484,098	32,564,094	32,370,988	32,306,542
団体年金保険保有契約高(注6)	2,451,770	2,528,329	2,430,296	2,463,043	2,624,801

(注1)基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。

(注2)平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。そのため、平成20~22年度、平成23~24年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。なお、平成22年度末の()は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

(注3)剰余金処対象額に占める社員配当準備金等の積立割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した金額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額の割合です。

(注4)相互会社における社員とは、保険契約者のこと(剰余金の分配のない保険にのみご加入の契約者を除く)。

(注5)保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払い開始後契約の責任準備金を合計したものです。

(注6)団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

ご契約の概況

個人マーケット分野の状況(個人保険+個人年金保険)

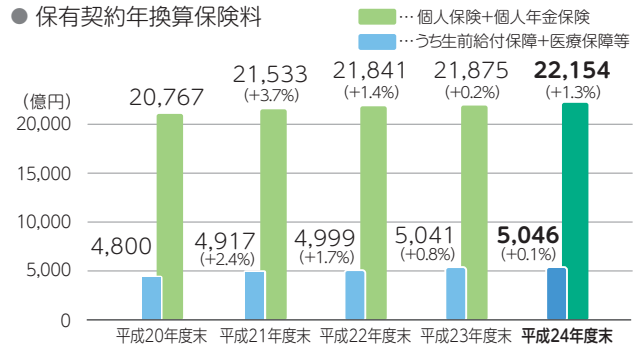
▶ P.153

■保有契約年換算保険料

2兆2,154億円

平成24年度末の個人保険+個人年金保険合計の保有契約年換算保険料は、2兆2,154億円(前年度末比1.3%の増加)となりました。

なお、生前給付保障+医療保障等は、5,046億円(前年度末比0.1%の増加)と着実に増加しております。



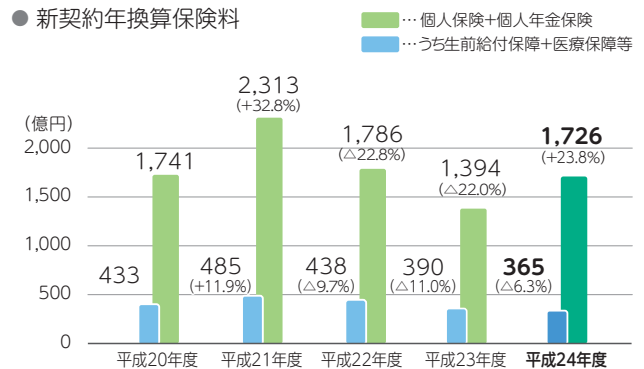
■新契約(新契約+転換純増)年換算保険料

1,726億円

平成24年度の個人保険+個人年金保険合計の新契約年換算保険料は、1,726億円(前年度比23.8%の増加)となりました。

うち、生前給付保障+医療保障等は、365億円(前年度比6.3%の減少)となりました。

▶ P.153



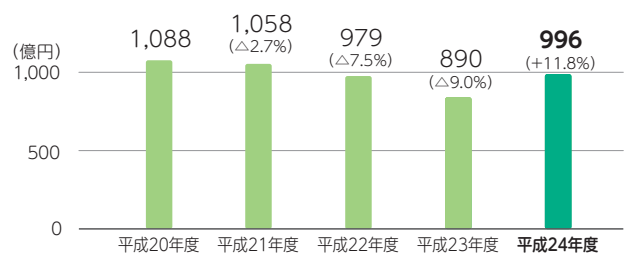
■解約+失効契約年換算保険料

996億円

平成24年度の解約+失効契約年換算保険料は、996億円(前年度比11.8%の増加)となりました。

過去に金融機関で販売した変額年金保険のうち、金融市場の好転に伴い目標としていた運用益の水準に達したご契約の解約が増加したことなどによるものです。

●解約+失効契約年換算保険料



お役に立った保険金・給付金

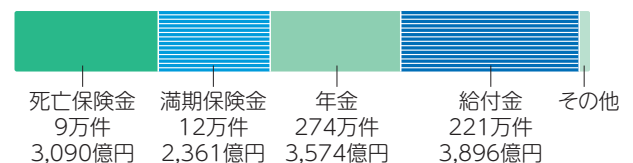
▶ P.143

518万件 1兆3,165億円

平成24年度にお支払いした保険金・給付金等は右図に記載のとおりです。

●お役に立った保険金・給付金

保険金・年金・給付金支払実績・・・518万件 1兆3,165億円



収益の状況

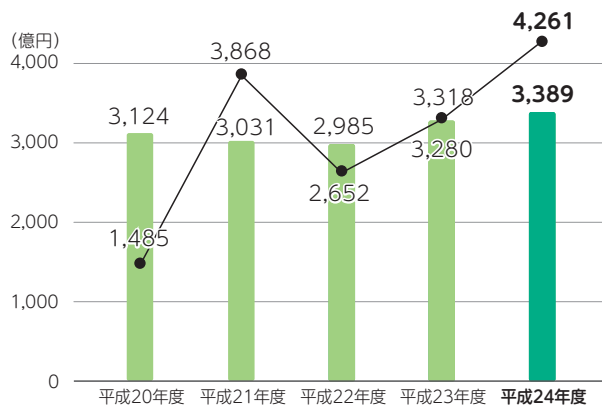
基礎利益

▶ P.113

4,261億円

平成24年度の基礎利益は逆ざや(507億円)を吸収した上で4,261億円となりました。前年度比増加となったのは、変額年金保険について、年度末時点の相場が満期まで継続したとしても将来の年金を確実に支払うことができるよう、法令の定めに基づき積み立てていた標準責任準備金が、872億円戻入されたこと等によるものです。この影響を除いた実質的な収益水準は、グラフのとおり堅調に推移しています。

● 基礎利益等の推移



※折線グラフは基礎利益を表しています。

※棒グラフは、変額年金保険に係る標準責任準備金の繰入額・戻入額を除いた実質的な収益水準を表しています。

● 経常利益等の状況(基礎利益の状況)

(単位:億円)

	平成23年度	平成24年度
基礎利益(A)	3,318	4,261
うち保険料等収入	25,943	31,447
利息及び配当金等収入	4,950	5,106
うち保険金等支払金	18,945	19,401
変額年金保険に係る標準責任準備金繰入(△は戻入)	△37	△872
事業費	3,513	3,624
キャピタル損益(B)	△1,215	△1,607
臨時損益(C)	△61	△371
経常利益(D=A+B+C)	2,040	2,283
特別利益(E)	47	131
特別損失	△138	△962
税引前当期純剰余	1,949	1,452
法人税及び住民税(F)	297	644
法人税等調整額	552	△324
当期純剰余(G=D+E-F)	1,099	1,132

(ご参考)基礎利益の内訳(三利源)

(単位:億円)

区分	平成23年度	平成24年度
基礎利益	3,318	4,261
保険関係差益	3,987	4,768
うち死差益	3,571	3,447
うち費差益	779	806
逆ざや額	△669	△507

経常利益

▶ P.113

2,283億円

基礎利益(A)にキャピタル損益(B)、臨時損益(C)を加えた経常利益(D)は2,283億円となりました。

当期純剰余

▶ P.98

1,132億円

経常利益(D)に、特別利益・特別損失(E)を加え、法人税及び住民税・法人税等調整額(F)を控除した当期純剰余(G)は1,132億円となりました。

■ 住友生命とメディケア生命の実績

平成24年度決算から、主要項目については、子会社のメディケア生命保険(株)との合算値も開示しております。

保有契約年換算保険料	2兆2,258億円	(前年度末比 1.5%増加)
新契約年換算保険料	1,788億円	(前年度比 25.0%増加)
解約+失効契約年換算保険料	997億円	(前年度比 11.9%増加)
基礎利益 (変額年金保険に係る標準責任準備金の影響を除いた基礎利益)	4,207億円 (3,335億円)	(前年度比 27.9%増加) (前年度比 2.5%増加)

逆ざやへの対応

平成24年度の逆ざやは507億円(前年度比162億円改善)ですが、当社はこの逆ざやを埋め合わせた上で、4,261億円の基礎利益を確保しております。

なお、「逆ざや」や「長寿化の進展」に対応し、健全性の一層の向上を図る観点から、平成18年度決算より、毎年

新たに年金支払いを開始する個人年金保険契約については、原則として、年金開始時点での標準基礎率*を適用し、責任準備金を積み増すこととしております。この積増しには、平均予定利率を低下させ、逆ざやを改善させる効果があります。

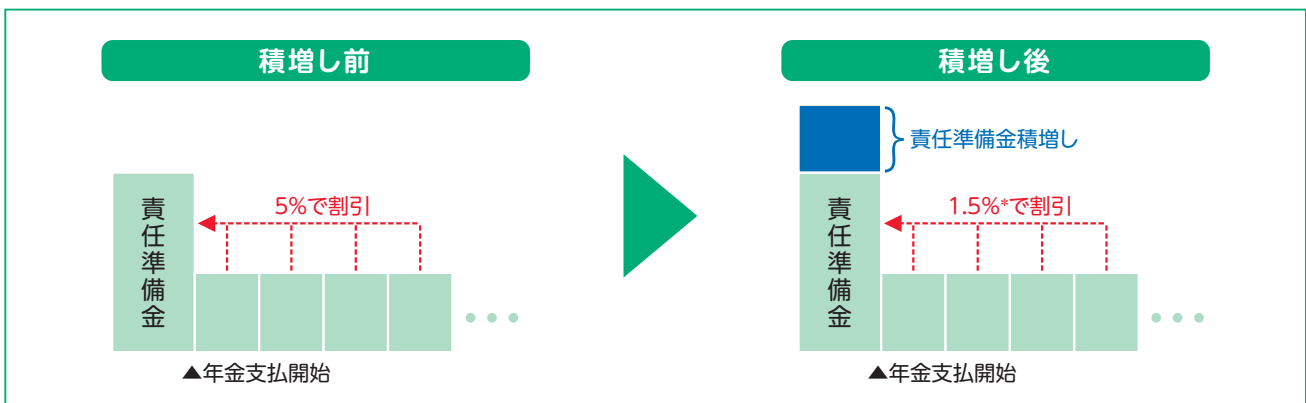
* 平成8年大蔵省告示第48号に定める予定死亡率・予定利率

● 逆ざや額の算出方法

$$\begin{array}{c} \text{逆ざや額} \\ \text{507億円} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{基礎利益上の} \\ \text{運用収支等利回り} \\ \text{2.50\%} \end{array} \begin{array}{c} *1 \\ - \\ \end{array} \begin{array}{c} \text{平均} \\ \text{予定利率} \\ \text{2.77\%} \end{array} \begin{array}{c} *2 \\ \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{一般勘定} \\ \text{責任準備金} \\ \text{18兆7,592億円} \end{array} \begin{array}{c} *3 \end{array}$$

- * 1. 基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- * 2. 予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- * 3. 危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の方式で算出
(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)× 1/2

● 個人年金保険契約での責任準備金積増しのイメージ図(予定利率5%の契約のケース)



* 年金開始時点の標準利率(平成8年大蔵省告示第48号に定める予定利率)

平成24年度決算に基づく社員配当金について

▶ P.91

ご契約者さまへの社員配当金については、単年度および将来の収益状況や内部留保の水準等を踏まえ安定的に還元を行うこと、内部留保によるリスク対応力強化とご契約者さまへの還元の充実についてのバランスをとること等を

基本的な考え方としています。

上記の考え方にに基づき、平成24年度決算に基づく社員配当率は以下のとおりとしています。

1. 個人保険、個人年金保険

- 一部の特約の長期継続配当率について増配としました。
- 利差益配当率について減配としました。
- 死差益配当率、費差益配当率については据置きとしました。

2. 団体保険

- 配当率は原則として据置きとしました。

3. 団体年金保険

<新企業年金保険、厚生年金基金保険および確定給付企業年金保険(02)等>

- 配当率は、予定利率0.75%または1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して0.29%としました。

<拠出型企業年金保険(02)>

- 配当率は、予定利率1.25%に対する責任準備金に対して0.20%としました。

(注) 新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

ストック・健全性の状況

ソルベンシー・マージン比率の状況

▶ P.132

平成24年度末のソルベンシー・マージン比率は832.8%と引き続き健全とされる200%を十分に上回りました。

832.8%

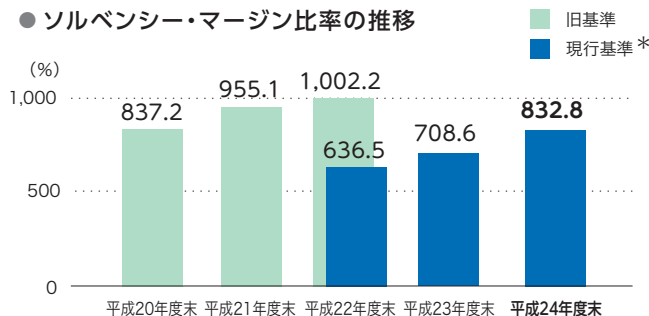
【ご参考】実質資産負債差額の状況

ソルベンシー・マージン比率のほかに、監督当局が生命保険会社の健全性を判断する指標として実質資産負債差額があります。当社の場合、実質資産負債差額は、3兆7,086億円と十分な水準を確保しています。

※ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

(注)ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。「早期是正措置」は、監督当局がソルベンシー・マージン比率等を用いて必要な措置命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していくことを目的としたものです。

● ソルベンシー・マージン比率の推移



*法令改正に伴い、平成23年度末からリスクをより厳格に見積もった基準が適用されております(平成22年度末の現行基準は、当該変更を適用した場合の数値)。

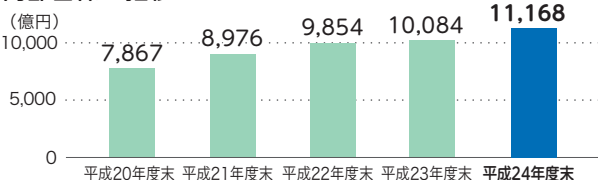
区分	ソルベンシー・マージン比率	命令内容
非対象区分	200%以上	なし
第1区分	100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第2区分	0%以上 100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ①保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ②配当の禁止またはその額の抑制 ③新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更等
第3区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

内部留保

平成24年度末においては、内部留保を1,084億円積み増し、残高は1兆1,168億円となりました。

1兆1,168億円

● 内部留保の推移



● 内部留保の状況

(単位:億円)

区分	平成23年度末	平成24年度末	前年度末比
内部留保	10,084	11,168	1,084
(負債の部)			
危険準備金	2,674	2,837	163
価格変動準備金	1,614	2,065	451
(純資産の部)			
価格変動積立金	1,650	1,650	-
基金償却準備金 +基金償却積立金	4,146	4,616	470

※純資産の部は剰余金処分後の金額を表示しています。

格付の状況

当社では、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまに、財務の健全性等を客観的に判断いただく材料の一

つとして、格付会社から格付を取得しております。今後も格付の維持・更なる向上を目指してまいります。

● 格付取得状況(平成25年6月末現在)

格付投資情報センター (R&I) 保険金支払能力格付 A 【Aの定義】 保険金支払能力が高く、部分的に優れた要素がある。	日本格付研究所 (JCR) 保険金支払能力格付 A 【Aの定義】 債務履行の確実性は高い。	ムーディーズ (Moody's) 保険財務格付 A2 【Aの定義】 中級の上位と判断され、信用リスクが低い債務に対する格付。	フィッチ・レーティングス (Fitch) 保険会社財務格付 A 【Aの定義】 支払能力が高い。支払の中断・停止の可能性は低く、保険契約者債務やその他の契約債務を遅滞なく履行する能力は高い。しかし、事業環境・経済環境の変化によって受ける影響は、上位格付の場合よりも大きくなり得る。	スタンダード&プアーズ (S&P) 保険財務力格付 A 【Aの定義】 保険会社が保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。
---	--	---	--	---

※格付は独立した第三者である格付会社から、保険会社の保険金支払に関する確実性をアルファベットと記号などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報に基づき決定されます。なお、格付は格付会社の意見であり、保険金の支払などについて格付会社が保証するものではありません。

※格付は経済環境等の変化により、将来変化する可能性があります。

※上記格付の定義は各格付会社が公表しているものです。

※同一等級内での相対的な位置付けを示すため、格付の後に「+」または「-」の記号が付加されることがあります(ムーディーズは格付に、「1」「2」「3」という数字記号を付加しています。「1」が最上位、「3」が最下位を示します)。

基金の総額

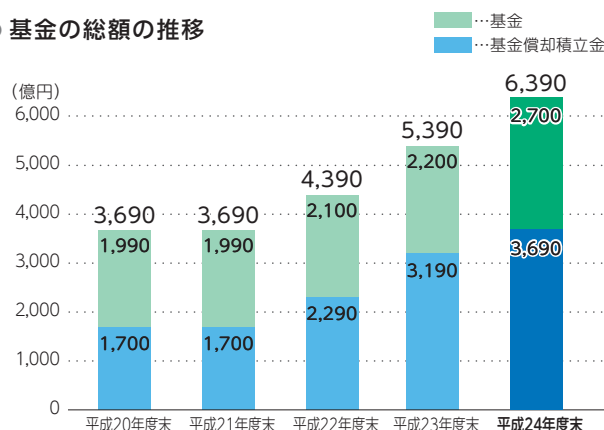
▶ P.142

6,390億円

当社は財産的基礎の一層の充実を図るため、これまで継続的に基金を募集してまいりました。平成24年度末現在の基金の総額(基金+基金償却積立金)は6,390億円となっています。

また、将来の基金償却に備えて、当社は毎年の剰余金処分をP.142に掲載のように基金償却準備金を計画的に積み立て、基金償却時に基金償却積立金に振り替えるようにしています。

● 基金の総額の推移



責任準備金

▶ P.138

22兆9,148億円

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は平成24年度末で22兆9,148億円(前年度末比5.7%増)となりました。なお、健全性の一層の向上を図る観点から、平成18年度から新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加して積み立てております。

総資産

▶ P.96

26兆4,641億円

平成24年度末の総資産は、当年度中に2兆5,010億円増加し、26兆4,641億円となりました。

有価証券残高(一般勘定)

▶ P.122

18兆7,559億円

有価証券投資については、公社債等の円金利資産を中心とした運用を行うことで、長期的に安定した収益の確保と強固な財政基盤の構築に努めております。

● 有価証券残高の内訳(一般勘定)

(単位:億円、%)

区分	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	比率	金額	比率
公社債	104,234	65.1	119,304	63.6
株式	9,068	5.7	10,386	5.5
外国証券	46,561	29.1	57,484	30.6
公社債	41,051	25.6	51,613	27.5
うち外貨建	23,853	14.9	35,284	18.8
株式等	5,509	3.4	5,870	3.1
その他の証券	364	0.2	385	0.2
合計	160,228	100.0	187,559	100.0

不良債権の状況

▶ P.130

平成24年度においても、厳格な自己査定に基づき、適切な償却・引当を進めた結果、リスク管理債権は絶対額・貸付金残高に対する比率ともに引き続き極めて低い水準となっております。

● 貸付金残高

(単位:億円)

区分	平成23年度末	平成24年度末	前年度末比
貸付金残高	28,874	26,634	△2,240

● リスク管理債権の状況

(単位:億円)

区分	平成23年度末	平成24年度末	前年度末比
破綻先債権額 ①	—	—	—
延滞債権額 ②	17	14	△3
3カ月以上延滞債権額 ③	0	0	△0
貸付条件緩和債権額 ④	3	2	△0
合計 (①+②+③+④)	20	17	△3
(貸付金残高に対する比率)	(0.07%)	(0.07%)	

エンベディッド・バリュー

平成24年度末の住友生命グループ(住友生命およびメディケア生命)のエンベディッド・バリューは、平成23年度末から3,437億円増加し、2兆6,622億円となりました。

2兆6,622億円

〔住友生命(単体)のエンベディッド・バリュー
2兆6,475億円〕

エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリューは、計算基準日の修正純資産に、保有契約が将来生み出す収益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計では契約販売時に初期コストを認識し、その後の契約期間を通じて徐々に収益の認識を行います。このような期間損益構造によって、販売業績が良かった場合に、その期間の損益が悪化するといったことが生じます。そのため、会計上の業績から保険会社の実態評価を行うことは必ずしも容易であるとは言えません。一方、エンベディッド・バリューは過去の収益の実績に加え、保有契約が将来生み出す収益も評価に加えるため、上記のような法定会計で不足する情報を補うことができる一つの指標と考えております。

当社のエンベディッド・バリューは、欧州の大手保険会社のCFO(Chief Financial Officer:最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが制定したヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(以下「EEV」)原則に準拠したEEVです。

修正純資産	計算基準日における純資産価値を表す尺度であり、保有している資産・負債を時価評価し純資産を計算した上で、負債のうち内部留保的性格をもつ項目(危険準備金、価格変動準備金など)を加える調整などを行い計算されます。
-------	---

主要な前提条件

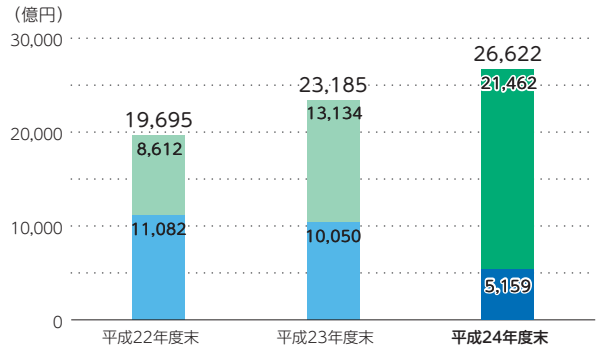
エンベディッド・バリュー計算上の主要な前提条件は以下のとおりです。

経済前提	確実性等価将来収益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスク・フリー・レートとして評価日時点の国債利回りを使用しております。
非経済前提	保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金などのキャッシュ・フローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベスト・エスティメイト前提で予測しております。

独立した第三者機関によるレビュー

エンベディッド・バリューの適正性・妥当性を確保するため、当社は独立した第三者機関にレビューを委託し、評価方法・前提がEEV原則に準拠したものである旨の意見書を受領しております。

● エンベディッド・バリューの推移



● 平成24年度末の住友生命グループのEEVと新契約価値 (単位:億円)

		平成24年度末
EEV	修正純資産	26,622
	保有契約価値	21,462
		5,159
		平成24年度
新契約価値		1,979

- (※1) 平成24年度末の住友生命グループのEEVは、住友生命のEEVにメディケア生命のEEVのうち住友生命の出資比率に基づく持分を加え、住友生命が保有するメディケア生命の株式の時価を控除することにより算出しております。
- (※2) メディケア生命に対する住友生命の出資比率は、平成24年度末時点で80%です。
- (※3) 住友生命が保有するメディケア生命の株式の時価は、平成24年度末時点で200億円です。
- (※4) メディケア生命については、平成24年度末よりEEVの計算を開始しております。平成22年度末および平成23年度末の住友生命グループのEEV算出においては、EEVを使わずに住友生命の保有するメディケア生命の株式の時価を算出し、その含み損益を修正純資産に含めております。平成24年度末においては、メディケア生命のEEVを住友生命グループのEEVに含めております。
- (※5) 平成24年度の新契約価値にはメディケア生命の新契約価値が含まれます。

保有契約価値	保有契約から将来生じる収益を、計算基準日における現在価値に換算したものです。
新契約価値	当年度の新契約から将来生じる収益の現在価値です。

前提条件を変更した場合の影響(感応度)

前提条件を変更した場合の住友生命グループのエンベディッド・バリューへの影響額は以下のとおりです。

前提条件	EEV	変化額
平成24年度末EEV	26,622	—
感応度 1: リスク・フリー・レート50bp上昇	29,479	2,856
感応度 2: リスク・フリー・レート50bp低下	23,294	△3,328
感応度 3: 株式・不動産価値10%下落	25,314	△1,308
感応度 4: 事業費率(維持費)10%減少	27,495	872
感応度 5: 解約失効率10%減少	28,095	1,472
感応度 6: 保険事故発生率(死亡保険)5%低下	28,502	1,879
感応度 7: 保険事故発生率(年金保険)5%低下	26,580	△42
感応度 8: 必要資本を法定最低水準に変更	26,910	288
感応度 9: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	26,548	△73
感応度 10: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	26,185	△437

資産運用の状況(一般勘定)

運用環境

平成24年度の日本経済は、年度前半においては東日本大震災からの復興需要やエコカー補助金などにより内需は拡大したものの、世界的な景気減速や円高の影響により輸出が伸び悩み、マイナス成長となりました。しかし、12月の安倍政権の誕生以降、金融緩和への期待感などから円安が進み、株価は上昇、10-12月期の経済成長率が3四半期ぶりにマイナスから脱却するなど景気回復の兆しがみられました。

国内市場

国内金利

国内金利(新発10年国債利回り)は低下しました。欧州債務問題および米国、中国の景気減速懸念などを受けて投資家のリスク回避姿勢が強まり、低下基調で推移しました。さらに年明け以降、日銀による金融緩和が強化されるとの思惑などから低下基調が強まり、0.560%で年度末を迎えました。

新発10年国債利回り

平成24年3月末 0.985%
》》》平成25年3月末 0.560%

国内株式

国内株式(日経平均株価)は上昇しました。年度前半は、欧州債務問題および米国、中国の景気減速懸念などが下落要因となったものの、日米欧の積極的な金融緩和政策などが下支えし、8,000円台後半で揉み合う展開となりました。安倍政権の誕生以降は、日本銀行の追加金融緩和への期待から、

過度な円高が修正され、株価は上昇基調となりました。その後、米国経済指標の改善なども追い風となり、国内株式(日経平均株価)は12,000円台前半で年度末を迎えました。

日経平均

平成24年3月末 10,083.56円
》》》平成25年3月末 12,397.91円
TOPIX
平成24年3月末 854.35ポイント
》》》平成25年3月末 1034.71ポイント

海外市場

米国金利

米国金利(10年国債利回り)は低下しました。年度前半は財政問題への対応の不透明感による景気減速懸念や、欧州債務問題などから一時は過去最低水準となる1.3%台後半まで低下しました。その後は、堅調な企業業績や経済指標の改善、株価の上昇などを受けて2.0%台まで上昇しましたが、欧州債務問題の再燃によるリスク回避の動きなどから金利が低下し、年度末の利回りは1.8%台半ばとなりました。

米国10年国債利回り

平成24年3月末 2.209%
》》》平成25年3月末 1.849%

米国株式

米国株式(NYダウ)は上昇しました。12月までは財政問題への対応の不透明感による景気減速懸念、欧州債務問題などが下落要因となりましたが、堅調な企業業績や経済指標の改善、米連邦準備制度理事会(FRB)の量

的緩和継続に対する期待や欧州中央銀行(ECB)による南欧中心の国債買入れスキームの発表などを受けて、最高値を更新して年度末を迎えました。

NYダウ

平成24年3月末 13,212.04ドル
》》》平成25年3月末 14,578.54ドル
ナスダック
平成24年3月末 3,091.57ポイント
》》》平成25年3月末 3,267.52ポイント

外国為替市場

為替相場はドル円、ユーロ円ともに円安となりました。年度前半においては、ドル円は米国景気の減速懸念や日米金利差の縮小などを背景に、円高傾向が続きました。しかし、安倍政権の誕生以降は、日本銀行の追加金融緩和への期待から、円安が進行し、94円台で年度末を迎えました。ユーロ円については、年度前半は欧州債務問題への懸念が深刻化し、一時94円台前半をつける局面もありましたが、その後の欧州中央銀行(ECB)の欧州債務問題への対応等の発表や、日本銀行による金融緩和政策への期待などから円安が進行し、120円台で年度末を迎えました。

ドル/円

平成24年3月末 82.19円
》》》平成25年3月末 94.05円
ユーロ/円
平成24年3月末 109.80円
》》》平成25年3月末 120.73円

運用方針

資産負債の総合的な管理(ALM)の枠組みのもと、生命保険という長期にわたる負債の特性に応じて長期の公社債や貸付金などの円金利資産を中核的な資産として運用することで、金利の変動に伴うリスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保することを基本方針としています。更に、許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券などへの投資を行うことで収益の向上を図ります。

運用状況

左記の運用方針に基づいて、引き続き公社債などの円金利資産を中心とした資産運用に取り組みました。
・国内公社債については、超長期債を中心とした投資を行い、安定した収益の確保と金利の変動に伴うリスクの削減を図りました。
・国内株式については、市場動向を睨みつつ、銘柄入替えを行いました。
・外国証券については、収益の向上を目的として、為替リスクに留意しながら国

内債券と比較して金利の高い外国債券に投資を行いました。

- ・国内企業向け貸付については、信用リスクを適切に判断した上で実行しました。
- ・不動産については、入居率の上昇に努め収益性の向上に取り組みました。

住友生命のCSR

保険事業の健全な運営とその発展を通じて、
豊かで明るい長寿社会の実現に
貢献してまいります。

- 18 特集
- 24 お客様満足の上
- 44 ビジネスパートナーとの共生
- 46 従業員の働きがい
- 48 豊かな社会づくり
- 52 地球環境の保護



がんの不安からお客さまを守る

がんは、生涯のうちにおよそ2人に1人がかかる*、いわば「国民病」とも言え、患者数は年々増加しています。住友生命は、お客さまが治療費などの経済的な不安なくがん向き合えるよう、新たながん保障特約「がんPLUS」を発売しました。

*公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'12」から引用

進歩するがん治療に対応できる保険を提供したい

がんの治療方法は大きく分けて、手術・放射線治療・抗がん剤治療の3つがあります。

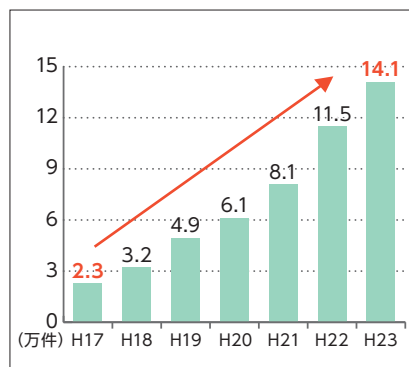
以前は、これらの治療には入院を伴うことが大半でしたが、近年、副作用の少ない抗がん剤の登場や副作用に対する治療の進歩により、外来で治療することも増えてきました。

国が策定したがん対策推進基本計画においても、療養中の生活の質の向上がうたわれており、日常生活を送りながら治療できるよう、外来治療の体制づくりや、痛みを抑える緩和ケアの充実などが進められています。

その一方で、新しい抗がん剤が高額であったり、治療期間が長期におよぶことによって、治療を受ける方の経済的な負担が増えることが考えられます。

従来のがん治療は入院を伴うものが多かったことから、一般的ながん保険は入院に対しての保障が中心となっていました。しかし、医療技術が進歩し、外来での治療が増えてきた今、お客さまに本当に安心して治療を受けていただくためには、入院の有無に関わらず、より幅広く「がんの治療」にスポットを当てた保障が必要なのではないかと考え、この「がんPLUS」が誕生しました。

■外来での抗がん剤治療の実施件数推移



*厚生労働省「社会医療診療行為別調査」より
外来化学療法加算の件数を集計

がん治療を切れ目なくサポートする2つの特約

「がんPLUS」とこれまでの当社がん関連商品を組み合わせることで「早期がんから進行がんまでさまざまな治療を切れ目なくカバー」する充実した保障をご提供します。

将来誕生する新薬による抗がん剤治療もカバーする「がん薬物治療特約」

抗がん剤治療を受ける方の割合は、がん患者全体の約4割に上り、がん治療において抗がん剤治療は欠かせません。しかし、副作用が少なく効果の高い抗がん剤が次々と開発される一方で、これまでの当社の保険では、抗がん剤治療が保障されず、高額な薬剤費が治療を受ける方の大きな負担となっていました。

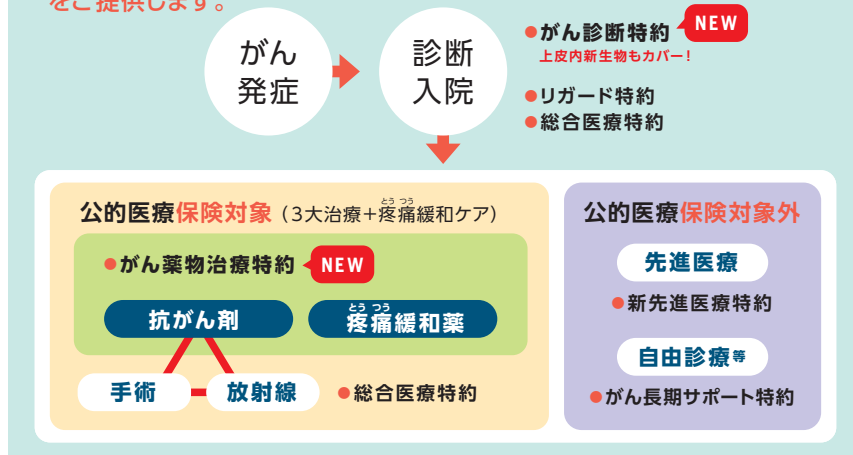
「がん薬物治療特約」は、医師による公的医療保険制度の給付対象となるがんの薬物治療を受けた時に給付金が支払われる特約です。この特約では、お支払い対象となる抗がん剤に関し、医薬品名を列挙したり医薬品の分類に準拠する方式ではなく、公的医療保険制度の給付対象となる医薬品について、「医師ががんの治療を目的に使用する医薬品を、将来誕生する新薬も含めてもれなくカバーできる業界初(※)の

仕組み」を導入しています。これによって、がん罹患されたお客さまも公的医療保険制度の給付対象となる抗がん剤治療に使われる医薬品が保障の対象となるか心配することなく、安心して治療を進めることができるようになります。

また、がん罹患された方の生活の質を重視する観点から、従来がんに対する積極的な治療の終了後に行われていた、がんの痛みを和らげる治療(疼痛緩和ケア)が、がんに対する治療と並行して行われるようになってきています。そういった緩和ケ

[住友生命のがん保障の全体像イメージ]

「がんPLUS」とこれまでの当社がん関連商品を組み合わせることで、「早期がんから進行がんまでさまざまな治療を切れ目なくカバー」する充実した保障をご提供します。



※平成25年3月当社調べ



アの普及を踏まえ、この特約では疼痛緩和ケアを目的とする医薬品も保障の対象としています。

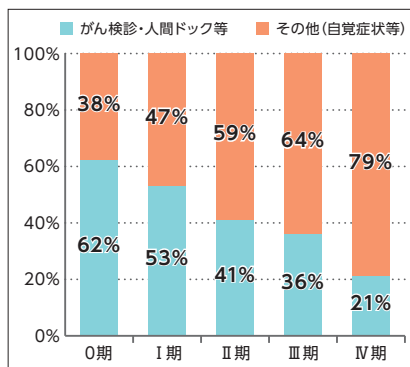
早期発見・早期治療にも対応する「がん診断特約」

「がん診断特約」は、生まれて初めてが
んになったと診断確定された時に保険金
が支払われる特約です。

がんは、早期発見・早期治療で治癒する
可能性が高まりますが、早期では自覚
症状がないことが多く、早期がんはがん
検診や人間ドック等で発見されることが
多くなっています。しかし、日本におけるがん
検診の受診率は20～30%程度であり、
国のがん対策推進基本計画では受診率
50%を目標に、市町村や職場での受診
を推進しています。今後、がん検診の受診

率上昇に伴って、上皮内新生物と呼ばれる
早期のがんが発見されるケースが増える
ことが予想されるため、「がん診断特約」
では、上皮内新生物も対象としています。

■ステージ別がんの発見経緯



*住友生命「2012年がん患者およびその家族へのアンケート調査」より
*生存者を対象

**スミセイの
がんPLUS
プラス**

- **がん薬物治療特約**
 - ・抗がん剤治療および疼痛緩和ケアを保障
 - ・将来誕生する新薬にも対応
- **がん診断特約**
 - ・上皮内新生物も保障
 - ・がんの早期発見に対応

がんを正しく知り、備えていただくために

がんが発見された方は、体の不調だけでなく、精神的な不安を抱えています。さらに、情報不足や、地域に十分な医療体制がないなど、安心して納得できるがん治療を受けられないといった困難に直面することがあります。住友生命では、お客さまにより良い治療を受けていただけるよう、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」(*)を提供しています。これは、病気の治療にあたり、主治医以外

から意見を聞くために、日本を代表する各分野の名医(総合相談医)を紹介・手配するサービスです(提供:T-PEC)。お客さまが最適な医療を納得して選択し、安心して治療を受けていただけるようサポートしています。

また、がんの早期発見・早期治療を行い、長く健康に過ごしていただくためには、元気な時にこそがんのことを知って、しっかりとした備えをすることが大切だと考えています。

住友生命は、独立行政法人国立がん研究センター等と協力し、がんについての正しい知識を深めていただくためのさまざまな活動を進めています。

がんについて正しく理解していれば、がんと診断された時にも向き合うことができるはずです。住友生命は、今後もお客さまに役に立つ商品・サービスの提供を通じて、安心と満足を提供していきたいと考えています。

*サービス適用対象:がん診断特約およびがん薬物治療特約をいずれも付加したWステージまたはライブワンのご加入者さま

商品開発担当者の声



商品開発室 細川慎介

「がんPLUS」の開発にあたっては、実際に多くのがん患者さんにお会いし、患者さんにとって本当に役に立てる商品とは何かを徹底的に考えました。そこで「将来誕生する新薬も含めてカバー」「緩和ケアの普及にも対応」「早期発見を推進」することのできる保険を開発するという目標が明確になり

ました。ただ、参考となる文献やデータ等に限りがあるため、現場の医師の意見をできるだけ多く聞き、「実際にがんに罹ったとき、こんな商品があったら助かる」と思っていただけの商品となるよう細心の注意を払いました。

商品開発担当者にとって一番の願いであり喜びは、一人でも多くの方のお役に立つことに尽きますし、それを実感できたとき、この仕事をやってい

て本当に良かったと感じます。この商品を通じて日本中のがん患者の方々とそのご家族を少しでもお支えることができると願っています。

今後は高齢化が進み、ますます医療分野の保険のニーズは高まってくると思います。国が推進するがん対策を見据えながら、お客さまに安心した暮らしをご提供できるよう商品の開発に取り組んでいきたいと思っています。

がんを知り、がんにも備える社会づくりに向けて

住友生命はブランドビジョンに掲げる「あなたの未来を強くする」という企業メッセージのもと、国民の死亡原因の第一位であるがんの罹患率や死亡率の低減に向けて啓発活動やがん患者支援活動を進めています。今後、取組みを進めていくうえで、どのような連携や活動が期待されているのか、がん対策の専門家にお話を伺いました。

がん検診の受診率を高めるために、がんのことを知っていただく

若尾氏: 私は国立がん研究センターで、がんに関する情報を広く一般の皆さんにお伝えする仕事に携わっています。がんは2人に1人がかかる病気と言われているにも関わらず、まだまだ十分な情報が伝わっていません。そのため、がん検診の受診率も25%程度と非常に低いのが現状です。がん対策基本法に基づき国が策定したがん対策推進基本計画では、がん検診の受診率を50%にまで高めることを目標にしています。

小西氏: そうですね。そういった受診率の低さも日本でがん対策が進んでいないと言われる理由のひとつだと思います。私の所属する日本対がん協会では、がん検診の受診率を上げるために全国の支部と連携して「ピンクリボン運動」のイベントや若い世代へのがん教育を行っています。

濱本: ピンクリボン運動は当社でも平成19年から取り組んでおり、最近こうした取組みが広がってきて嬉しく思っています。

若尾氏: そういった啓発活動等が大切で、子どものうちから、がんの予防教育や健康教育をしておくことも大きなポイントです。がんの原因は、たばこや飲酒、食生活など生活習慣に関わるものが大きいからです。

濱本: がん検診を受けないのは、「がんだとわかるのが怖いから」という方も多いのでしょうか。健康な人は、がんに関する知識や、がんになったらどうすれば良いかをあまり知らず、漠然とした不安を感じ、余計に避けてしまうのではないかと思います。

若尾氏: がんというと不治の病というイメージを多くの方が持っていらっしゃると思うんですね。でも、現在、5年生存率は6割を超えていますので、不治の病ではないということをまず知っていただくことです。そういった意味で、今回、住友生命さんががんの啓発冊子

「知っておきたいがんのこと」を50万部も作成されて、全国の営業職員の方を通して啓発活動を進めていることを心強く感じます。

内海: 生命保険は一般的には健康な方におすすめするものですから、加入される時には将来病気になるリスクを想像するのが難しいことが多いのですが、がんについてはお客さまの関心が非常に高いと感じます。しかし一方で、インターネットや本であらゆる情報が氾濫していて、一体何が正しいのか判断できないという悩みも多いようです。そこで、国立がん研究センターさまに監修いただいて、正しい情報を自信を持ってお客さまにお伝えできる冊子を作成しました。



がんになっても、安心して前向きに生きるためのサポートを



若尾 文彦氏

独立行政法人 国立がん研究センター
がん対策情報センター センター長
がん情報提供研究部長



小西 宏氏

公益財団法人 日本対がん協会
マネジャー 広報担当



内海 信

商品開発室長



濱本 信樹

CSR推進室長



若尾氏: がんの告知を受けると、当然のことですが、ショックで落ち込んでしまい、その後どうしたら良いのかわからなくなってしまいます。そのような場合に相談できる場所をということで、全国に397カ所ある、がん診療連携拠点病院に「相談支援センター」を設けています。看護師やソーシャルワーカーが相談を受けており、誰でも利用することができるので、ぜひ活用していただきたいですね。

小西氏: 日本対がん協会でも、電話で相談できるホットラインを設けていて、年間1万件ほどの相談を受けています。

若尾氏: 相談支援センターへの相談内容で多いのが、医療費や生活費についてです。新しい抗がん剤が開発されて治療のレベルは確実に上がってきていますが、薬剤費が高いのが課題です。高い薬をずっと使い続けなければならず、患者さんの経済的な負担が非常に大きくなっており、不安の原因のひとつとなっています。

小西氏: 早期に発見して治療すれば、今は日帰り治療もできますし、治療費も安く済みます。ところが、進行して大きな手術が必要になると、治療費だけでも100万円を超える事もあります。

濱本: 治療の面だけでなく、経済的な面からも早期発見が大切で、そのためにがん検診を受けたほうが良いということですね。また、がんが発見された時に動揺しないためにも、がんにかかってからの様々な情報を正しく知っておくことが必要ですね。

若尾氏: 20年前はがんの告知すらしな

い時代でしたし、今でもがんに罹患したことを周囲にあまり言わないことも多いようですが、これからは、もっとフランクに、オープンに言えるような環境になっていけばいいなと考えています。周囲に伝えることが自然にでき、皆で支え合っていくような社会づくりが必要ですね。

小西氏: そうですね。日本対がん協会では、患者さん支援のために「リレー・フォー・ライフ」というイベントを開催しています。がん患者さんを含め、さまざまな立場の方が青空のもとに集い、がんに立ち向かう日々の想いを語り、リレー方式で24時間歩いて寄付を募るイベントです。自分の体験を話して、1人じゃないんだ、仲間がいるんだと感じていただく。そして、その仲間同士で支え合っていく。そういう場が地域社会にあることが必要だと思っています。

濱本: そうですね。住友生命でも、職員がリレー・フォー・ライフに参加させていただく等、活動を支援しています。

「がんに負けない社会をつくる」という共通の目標に向かって

若尾氏: 住友生命さんには、生命保険で経済面での保障を提供するというのももちろんですが、正しい情報提供や、リレー・フォー・ライフなどの支え合いの場についても広く伝えていただくことを期待しています。

小西氏: 第一線でお客さまと接している営業職員の方は、まさにお客さまの状況やニーズをしっかりと把握されて

いるので、適切な情報を必要な人にきちんと届けていただけるのではないのでしょうか。

内海: 生命保険事業をより大きな視点で見ると、「お客さまの不安を解消する手助けをする」ということになります。保険の加入を考える方は、将来のリスクを想像しながら検討しています。そのときにがんの予防や治療法のお話をすれば、興味を持って聞いていただけるので、不安の解消にも繋がると思います。住友生命は全国津々浦々に支社・支部がありますので、人を介して直接お伝えできるという点が強みだと感じています。

小西氏: 私たちは、「がんに負けない社会づくり」を目標に掲げていますが、それは単独の組織だけで達成できるものではありません。さまざまな組織が得意分野を活かして、同じ方向を向いて協力することが不可欠なのです。

若尾氏: 「六位一体」ですね。患者、医療提供者、行政、議員、民間、メディアのそれぞれが国民の健康を守るという共通の目標に向かって連携していくことが大切です。

濱本: お客さまへの保障の提供とともに、正しい情報をお客さまにお伝えすることも住友生命の役割です。お客さまの知りたい情報が何かを国立がん研究センターさまや日本対がん協会さまなどと共有させていただくことで、がん対策の活動に相乗効果を生み出していきたいと思っております。元気な方も、がんに罹患された方も、未来を強く生きられるよう、力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

住友生命の社会貢献活動

住友生命は、人生の不安を解消し、自信と希望をもって、力強く未来に進むための大きな「力」になる生命保険をお届けするとともに、社会の一員としてより良い未来を創っていくため、生命保険に関わりの深い社会的課題の解決に向け、積極的な取組みを行っています。

少子化・子育て

すこやかな子育てと夢のある未来づくりに向けて、「子育てのすばらしさ」を啓発し、子育てしやすい環境づくりを支援しています。

- 未来を強くする子育てプロジェクト 等



未来を強くする子育てプロジェクト
表彰団体の活動

芸術・文化

心豊かな社会づくりの礎となる芸術・文化活動として、絵画コンクールやクラシックコンサートを実施しています。

- こども絵画コンクール
- 全国縦断チャリティコンサート 等



こども絵画コンクール
入賞作品



全国縦断チャリティ
コンサート



地球環境

持続可能な社会づくりのために、環境保護に資するプロジェクトの実施や職員によるボランティア活動に取り組んでいます。

- サンゴ礁保全プロジェクト
- 森林保全活動 等



サンゴ礁保全プロジェクト



森林保全活動

地域社会・国際社会

職員参加型ボランティア活動であるスミセイ・ヒューマニー活動や、チャリティイベントへの参画などを行っています。

- スミセイ・ヒューマニー活動
- 24時間テレビ“愛は地球を救う”協賛 等



地域清掃活動



絵本を届ける運動



介護・医療

生命保険事業と親和性の高い介護医療分野での活動や、団体支援を進めています。

- 「がん」の啓発・団体支援
- 介護に関する情報サイトの提供・団体支援
- 病院等でのボランティアコンサート 等



介護に関する情報サイト



病院等でのボランティアコンサート

その他の主な取組み

少子化・子育て：子どもや親等を対象にしたイベントや講演会の開催・協力
 介護・医療：認知症サポーターの養成、アシスタントドッグ(身体障がい者補助犬・当社の造語) 育成支援
 芸術・文化：いずみホールでの音楽文化振興事業への支援
 地域社会・国際社会：ユニバーサルデザインカレンダー寄贈、TABLE FOR TWOの取組み
 地球環境：海岸・河川などでの環境保全活動、花木の補植活動 等

お客さま 満足の向上

お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適な生活保障サービスを提供します。

住友生命の仕事の原点は「お客さまの人生を守ること」にあります。人生の不安を解消し、未来に「安心」をお届けする一住友生命は、その使命感を持って、お客さまニーズに合った最適な保障のご提案、真にお客さまのお役に立つ商品開発、迅速で誠実なお客さま対応などの取組みを進めています。



「お客さまの声」を把握し、経営に活かす取組み態勢

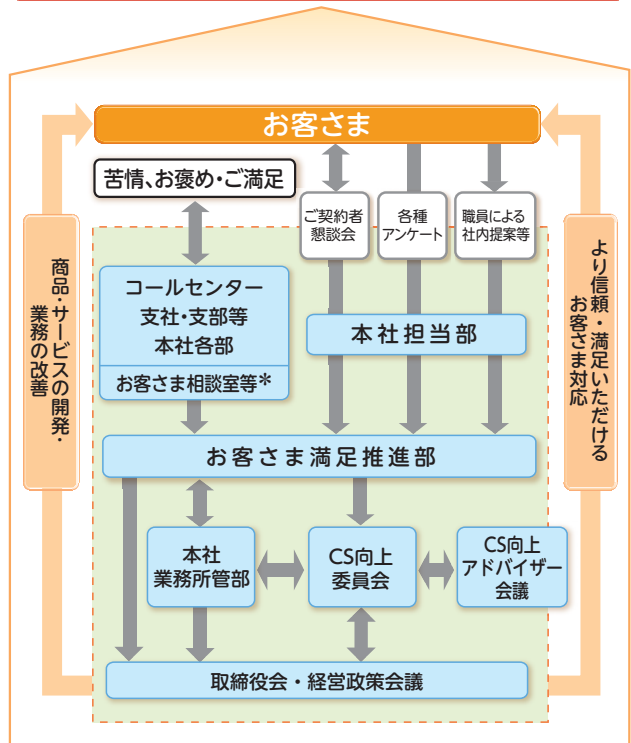
当社では全職員一人ひとりがより一層のお客さま志向のもと「お客さまの声」を真摯に受け止め、その声を活かして商品・サービスの開発や業務の改善を行うとともに、お客さまと接する際、より一層信頼・満足いただけるよう努めています。そうした取組みの積み重ねによってお客さま満足の向上を目指しています。

当社に寄せられる苦情を含めた広範な「お客さまの声」については、本社において集約したうえで、関連する業務を所管する部門との間で情報連携および共有化を行い、対応策・改善策を検討しています。苦情を一元管理している「お客さま満足推進部」においても、「お客さまの声」の集約・分析に基づき、部門横断的・全社的な取組みを推進しています。

また、部門横断的な組織である「CS向上委員会」において改善策の検討等を行うとともに、経営層へ審議結果・対応結果を報告し、必要な対策を講じています。この「CS向上委員会」の諮問機関として、平成20年3月から消費者問題に詳しい有識者（消費者問題専門家、弁護士等）を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を設置しており、よりお客さまの視点に立った施策を策定・実行しています。

※CS=Customer Satisfaction: 顧客満足

お客さま満足の向上



*保険金等のお支払に関しては別途、相談窓口を設けています。

CS向上アドバイザー会議

お客さま満足の一層の向上を図るため、消費者問題に詳しい有識者(消費者問題専門家、弁護士等)を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」にて、当社のお客さま満足の向上に関する諸施策等に関して意見をいただいています。

社外委員(敬称略)
 片山登志子(弁護士・特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長)
 伊藤恭一(埼玉県消費者団体連絡会代表幹事)
 多胡秀人(アビームコンサルティング株式会社顧問)
 長田三紀(全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長)



<CS向上アドバイザー会議での意見を取り入れ、これまで改善した主な取組み事例>

■新契約検討時に、ご契約内容をより一層ご理解いただくための取組み

◆「設計書(契約概要)」の改訂◆

・お客さまが一人で読んでも読みやすく、内容が理解できる「流れのある設計書」という観点で改訂。

■ご契約内容を継続してご確認いただくための取組み

◆総合通知「スミセイ安心だより」の改訂◆

・見やすさ、わかりやすさ向上のために情報量やデザイン・構成を見直し、「ご請求チェックシート」の作成・同封を実施。



◆ご契約者向け契約内容説明資料の改訂◆

・当社の営業職員がお客さまにご契約内容を説明する際に使用する「ご契約内容のお知らせ～しあわせレポート～」のレイアウトを、わかりやすさの観点から大幅に見直し。

■よりわかりやすい手続き実現のための取組み

◆主契約保険料払込終了時のご案内の改訂◆

・払込終了後の保障プランの選択肢や、今後の手続き方法がよりわかりやすくなるよう、ページ構成・レイアウト等の変更を実施。

◆給付金等の請求書類の改訂◆

・請求書類の説明文の見直し、記入いただく箇所のカラー化、記入見本の改訂等を実施。

「お客さまの声」を把握する取組み

「お客さま中心主義の実現」には、「お客さまの声」をうかがい、お客さまが何を求めているのか把握することが重要と考

え、様々な方法・ルートで「お客さまの声」の把握に努めています。

お客さまから寄せられる声(苦情、お褒め・ご満足)

■お客さまの声(苦情)

日々の業務の中で、お客さまから様々な「お客さまの声」をいただき、その中には苦情を頂戴することもあります。お客さまからの苦情を真摯に受け止め、解決に向けた対応を行うと同時に、これらを社内のデータベース上に集約し、一元管理するとともに、経営改善や業務改善に役立てています。

●平成24年度 内容別 お客さまの声(苦情)受付状況

	苦情件数(件)	構成比(%)
新契約関係	10,684	11.3
取納関係(保険料等)	12,584	13.3
保全関係(契約内容変更等)	27,990	29.7
保険金・給付金関係	19,006	20.1
上記以外	24,088	25.5
合計	94,352	100.0

※上記お客さまの声(苦情)の定義は「当社の業務全般に関しお客さま(当社の業務の利用者等および業務の利用者となろうとする者)からの不満足の見せられたもの」です。

■お客さまの声(お褒め・ご満足)

お客さまはどのようなことに満足を感じられているのかを把握し、共有化するために、「お褒め・ご満足の声」についても把握しています。満足いただけた事例を模範とし、より一層お客さまの立場に立った対応に努めてまいります。

●お客さまの声(お褒め・ご満足)の事例

商品および給付金の支払いについて	新商品の発売など、こまめに情報を提供いただいています。介護保険が発売になった際には、若い人の介護の必要性を教えてください加入しました。その後、体調が悪化して入院を繰り返し、人の手を借りないと身の回りのことができなくなりました。家族と共に今後のことを心配していましたが、介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金をいただきました。本当に助けていただき感謝しています。
職員の対応・サービスについて	担当者にはお世話になっております。彼女は私の信頼できる営業職員です。月に1回、定期的に料理の本をいただいています。彼女の素晴らしいところは、入院やその他の手続きにおいて行動が早く、依頼した次の日には手続きの書類等が届きます。そんな彼女を信頼し、感謝しています。

(参考)・平成24年度HPからのご意見・ご要望等受付件数:279件
 ・平成24年度お客さま相談窓口ご相談・苦情受付件数(注)

電話	文書	合計
16,385件	197件	16,582件

(注)相談担当者を特定した受付件数を含みます。

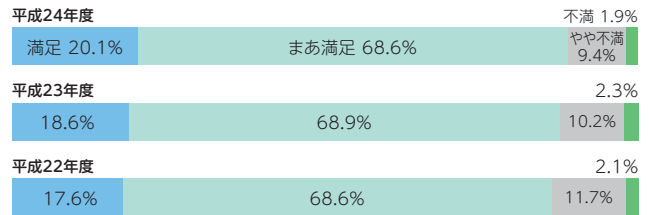
お客さま満足度アンケート

お客さまの満足度をうかがうとともに、ご意見・ご要望を把握することを目的として、1年に1度、アンケートを郵送にて実施しています。

(平成24年度 調査概要)

- ◇実施時期 平成24年9月
- ◇対象者 全国のご契約者より無作為抽出
- ◇送付数 20,000通
- ◇回答数 6,580通
- ◇内容 「ご加入時から保険金等のお支払いまでの各プロセスにおける満足度」等計34問

● 住友生命に対する総合的満足度(平成24年度アンケート結果)



満足層 **88.7%**
不満層 **11.3%**

- ・満足層…「満足」「まあ満足」の合計
- ・不満層…「不満」「やや不満」の合計

ご契約者懇談会でのご意見・ご要望

ご契約者に生命保険および当社に関する情報を提供し、当社の経営状況等についてより深くご理解いただくとともに、ご契約者のご意見・ご要望を直接うかがい、それを経営に反映させることを目的に、毎年全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。
(詳細についてはP.58をご覧ください)

社内提案制度

お客さまから直接寄せられる声の他に、一人ひとりの職員がお客さまと接する中で、お客さまの視点で改善できる点がないかを考えており、それらの気づきを本社所管部に提案する制度を設けています。平成24年度には、1,604件の提案が行われ、うち469件が採用されています。

いただいた「お客さまの声」を経営に活かす取組み

様々な方法・ルートで把握した「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発や業務の見直しを多岐にわたって進めています。

そうした改善を継続するとともに、職員一人ひとりのマナー向上や、手続きや依頼事項に対し迅速に対応することなど、お客さま対応の基本を大切にすることにより、お客さ

ま満足度の向上を目指しています。

具体的には、マナーDVD教材を活用した研修の実施や、お客さまから担当営業職員に対する伝達事項や手続き依頼を承った場合には、いち早く外出先の担当営業職員に伝える取組みを行い、少しでも早く担当営業職員から折り返し連絡を差し上げるよう全社的に取り組んでいます。


商品・サービスの開発、業務の改善

平成24年度に実施した取組みの一例をご報告します。


1. 商品・サービスの開発・改善

	お客さまの声	具体的な取組内容
「がん診断特約」 「がん薬物治療特約」 の発売	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上皮内新生物を保障するがん保険を発売してほしい。 ■ 0歳から加入できる診断給付金のあるがん保険を発売してほしい。 ■ 抗がん剤治療を保障するがん保険を発売してほしい。 	<p>平成25年4月に、上皮内新生物等を保障する「がん診断特約」と、抗がん剤治療等を保障する「がん薬物治療特約」を発売いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「がん診断特約」では、これまでお支払対象としていなかった上皮内新生物と診断された場合でも一時金のお受取りが可能となりました。 ■ 「がん薬物治療特約」では、公的医療保険制度の給付対象となる、抗がん剤治療・疼痛(とうつう)緩和ケアをカバーすることができます。



	お客さまの声	具体的な取組内容	ご利用になれる方
スミセイ・セカンドオピニオン・サービスの開始	セカンドオピニオンの取得など、病気の治療に向けたサポートサービスを提供してほしい。	平成25年4月に、総合相談医のセカンドオピニオンを無料で提供、また必要に応じて優秀専門医をご紹介するサービスを開始しました。(提供:ティーベック社) ■ 名医(総合相談医)のセカンドオピニオンにより、納得と安心を得て治療に専念いただけます。 ■ より高度な専門性が必要と判断された場合には、優秀専門医を紹介いたしますので、さらに専門性の高い治療を受けることができます。	がん診断特約およびがん薬物治療特約をいずれも付加されているWステージまたはライブワンのご加入者さま(ご利用対象者:被保険者さま) 

2. わかりやすい通知への見直し

	お客さまの声	具体的な取組内容
当社からの各種ご案内文書の見直し推進	字が細かくて読みづらい。専門用語の使用など、記載している事項がわかりづらい。	当社からお送りしている各種ご案内文書について、これまで以上に「一目見てわかりやすい」、「一通り読んで理解できる」、「じっくり読んでわかりやすい」ものとなるよう、文言やデザインの見直しを順次進めております。  スミセイダイレクトサービスご利用明細書

3. その他の改善事例

	お客さまの声	具体的な取組内容
ホームページへの控除証明記入見本の掲載	年末調整や確定申告時の記入方法を教えてほしい。	生命保険料控除制度の改正にともなう「年末調整時の保険料控除申告書」と、「確定申告書」の記入方法をホームページに掲載しました。

生命保険業務に関する指定紛争解決(ADR)機関について

「社団法人 生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR^注)機関です。当社は、生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

①社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

②ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細については、右記の協会ホームページをご覧ください。

【指定紛争解決機関のご連絡先】

社団法人生命保険協会 生命保険相談所

電話 03-3286-2648

所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間 9:00~17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

注: ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

※当社の取り扱った損害保険につきましては、「社団法人 日本損害保険協会」(そんぽADRセンター)を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

[ホームページアドレス] <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr>

※当社の取り扱った投資信託につきましては、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(FINMAC)を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

[ホームページアドレス] <http://www.finmac.or.jp>

適切な支払管理態勢への取組み

保険金等支払管理態勢の強化

ご請求手続き案内について

保険金等のご請求手続きにあたり、病気や怪我の内容から、お客さまがご加入いただいているご契約の保障内容を確認し、関連する各種給付金等について幅広くご案内できる可能性がないかを検索する「案内システム」を活用して請求案内を行っています。

また、請求可能な給付種類をお客さま自身に確認いただくチェックリスト形式の帳票を契約内容通知とあわせて送付しています。

支払担当者および営業職員等への教育について

保険金等支払管理部門に所属している職員全員が、社団法人生命保険協会主催の「生命保険支払専門士」の試験を受験し、資格取得を目指しています。さらに、体系的な支払担当者の教育体制を構築し、支払査定能力の更なる向上を図っています。

また、営業職員、拠点事務担当者等を対象に、お客さまのご要望に応じた適切な保険金等の請求案内について研修を実施しています。

保険金サポートデスクについて

お客さまのご請求に正確かつ迅速に対応するために、支部長・拠点事務担当者からの照会窓口として、保険金サポートデスクを設置しています。

給付金の支払システムについて

給付金の支払査定事務で活用している「給付金支払審査システム」では、支払査定事務の更なる精度向上・迅速化を図るために、診断書の入力情報を精緻化し、キーワード検索を行う等により、支払査定判断を系統的にサポートする対応を行っています。

また、診断書の入力情報を利用して、一部機械査定を実施し、支払査定の迅速化を図っています。

保険金の支払システムについて

死亡保険金の支払査定事務においては、「保険金支払査定システム」を活用して支払査定を行っています。

保険金等のお支払いについての点検・請求勧奨について

日常的な支払事務において支払漏れを防止するために、「支払検証システム」による点検を行っています。

また、ご請求時に提出していただいた診断書に書かれている内容を全てデータ化し、他の保険金・給付金の支払事由に該当する可能性がないかを検索する「請求勧奨システム」を活用し、さらにお支払いの可能性のあるものについて、請求勧奨を行っています。

保険金等のお支払いに関する

「相談窓口」「社外弁護士による無料相談制度」について

保険金等のお支払いに関するご相談について、お客さまによりわかりやすく丁寧なご説明を行うために、専用の相談窓口を開設し、専任の担当者が直接お客さまからのご相談を受け付けています。

さらに、そのご説明でもご納得いただけない場合は、社外弁護士へご相談いただける制度をご用意しています。

保険金等の支払状況等に係る

経営陣への報告および検討について

保険金等の支払・支払非該当件数(理由別内訳を含む)等について、半期ごとに取締役会等に報告しています。

苦情対応状況等に係る経営陣への報告および検討について

保険金等の苦情の状況について、四半期ごとにCS向上委員会にて審議し、定期的に取り締役会等に報告しています。

外部専門家の委員で構成する

「保険金等支払審議会」での審議について

お支払いサービスを一層向上させるため、外部専門家(大学教授、弁護士、消費者問題専門家など)からの助言を得て、それを活かす仕組みとして「保険金等支払審議会」を設置しています。

また、保険金などの支払査定の判断、妥当性の検証、見直し・改善、お客さまのご請求手続きの見直しの方向性等を定期的に報告し、審議いただいています。

内部監査部門による監査について

支払部門が実施した保険金等の支払査定、請求勧奨等の適切性について内部監査を実施し、監査結果を定期的に取り締役会等に報告しています。

平成24年度 保険金等のお支払状況について

【1. 保険金等のお支払件数】

区分	保険金	給付金	合計
お支払件数	223,108件	2,211,644件	2,434,752件

(注)1. 上記件数は、お支払理由ごとに集計しています。
2. 保険金には満期保険金を含み、給付金には生存給付金や団体年金の一時金を含みます。

【2. 保険金等のお支払非該当件数】

事由	区分	保険金	給付金	合計
支払事由に非該当	支払事由に非該当	1,656件	35,540件	37,196件
	免責事由に該当	294件	601件	895件
告知義務違反による解除	告知義務違反による解除	59件	443件	502件
	詐欺による取消 詐欺による無効	0件	0件	0件
不法取得目的による無効	不法取得目的による無効	0件	0件	0件
	重大事由解除	0件	2件	2件
その他	その他	0件	0件	0件
	合計	2,009件	36,586件	38,595件

(注)1. 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しており、当社における従来の計上基準による件数とは異なります。
2. お支払件数、お支払非該当件数は個人保険および団体保険の合計です。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数となります。
3. 上表におけるお支払非該当理由の説明は右のとおりです。

事由	概要
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこの事由に該当しない場合、保険金・給付金のお支払いはできません。 例) 高度障害状態の原因となった事故や疾病が、ご契約の責任開始期前のものであったとき
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いできない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこの事由に該当する場合、保険金・給付金のお支払いはできません。 例) 責任開始の日から起算して3年以内の被保険者の自殺、または保険契約者・被保険者・受取人の故意により、被保険者が死亡し、死亡保険金を請求されたとき
告知義務違反による解除	ご契約の際に、被保険者の故意または重大な過失によって告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお返しいたします。
詐欺による取消 詐欺による無効	ご契約の際に、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消(無効)となります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こされた場合等に、ご契約を解除することがあります。

保険金等の支払・支払非該当契約の具体的事例について(平成24年度第4四半期)

【支払事例】

種類	事案概要
【がんに関する保障】 がん長期サポート特約	卵巣がんを患い、がん長期サポート保険金を請求されたお客さまです。 ご提出いただいた診断書により、肝機能障害のため卵巣がんの治療に伴う負担に耐えられず、治療を実施できる見込みはないことが認められました。したがって、がん長期サポート保険金のお支払要件である「治療に伴う身体的負担に被保険者が耐えられないために、一連の治療を受けられず、かつ、以後受けられるようになる見込みもない」との条件に該当するため、がん長期サポート保険金をお支払いし、ご療養にお役にいただきました。
【先進医療に関する保障】 新先進医療特約	前立腺がん、厚生労働省の定める先進医療の一つである「重粒子線治療(※)」を受けられたお客さまです。先進医療にかかる技術料は全額自己負担で非常に高額でしたが、ご契約に新先進医療特約を付保されていたため、先進医療給付金および先進医療充実給付金をお支払いすることができ、治療費にお役にいただきました。 (※)先進医療のうちお支払対象となる先進医療とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度における「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。

【支払非該当事例】

事由	種類	事案概要
支払事由に非該当	【死亡・高度障害に関する保障】 自由保険	脳梗塞により日常生活動作が不自由な状態となり、高度障害保険金を請求されたお客さまです。ご提出いただいた診断書により、日常生活動作のうち「歩行」「食物の摂取」「起居」について、「自分ではできない」状態にはあたらないことが認められました。 したがって、高度障害保険金のお支払要件である所定の「高度障害状態」に該当しないため、高度障害保険金をお支払いできませんでした。
支払事由に非該当	【入院・手術に関する保障】 総合医療特約	転倒して切り傷を負い、切り傷を縫合する「創傷処理」を受けられたお客さまです。ご契約に総合医療特約を付保されていましたが、「創傷処理」は対象外手術(※)であるため、手術給付金をお支払いできませんでした。 (※)約款上、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨・軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」は、手術給付金をお支払いできない旨、定めております。

※その他の事例等につきましては当社ホームページ(<http://www.sumitomolife.co.jp/infolist/payment/>)で掲載しております。

保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

【1. 平成24年度「相談窓口」ご利用状況】

	合計	保険金	給付金
利用件数(利用率)	239件(2.3%)	55件	184件
フリーダイヤル案内件数	10,533件	1,780件	8,753件

※対象となるお客さま: 保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

○: 運動器損傷給付金支払事由非該当	12件
○: 特定疾病保険金支払事由非該当	11件
○: 給付金免責事由該当	10件
○: 重度慢性疾患保険金支払事由非該当	7件
○: 早期ケア給付金支払事由非該当	6件
○: 保険料払込免除非該当	5件
○: がん長期サポート保険金支払事由非該当	4件
○: 災害保険金支払事由非該当	3件
○: リビングニーズ保険金支払事由非該当	3件
○: 介護保険金支払事由非該当	2件
○: 死亡保険金免責事由該当	1件
○: 災害保険金免責事由該当	1件

【2. 支払非該当理由ごとの相談件数】

○: 入院・通院・手術給付金支払事由非該当	87件
○: 告知義務違反による解除	36件
○: 障害給付金支払事由非該当	24件
○: 高度障害保険金支払事由非該当	14件
○: 顔面損傷給付金支払事由非該当	13件

社外弁護士による無料相談制度について

【1. 「社外弁護士による無料相談制度」ご利用状況】

	平成24年4月～平成25年3月
件数	13件

【2. 「社外弁護士による無料相談制度」具体的事例(平成24年度の相談事例から)

事由	種類	事案概要
告知義務違反による解除	入院給付金	<p>【事案の概要】 被保険者さまは、契約加入の際、統合失調症による医療機関の受診について告知されなかったため、住友生命は告知義務違反により本ご契約の一部を解除し、入院給付金を一部支払非該当とする旨の決定を行いました。そこで、そのことをお客さまにご説明しましたが、ご了承いただけず、お客さまから社外弁護士への相談希望に接しました。 【お客さまの主張】 医師からは「統合失調症」との説明を受けていない。説明を受けていないものを告知せよと求めてくるのは厳しいのではないかと、いわば風邪をひいて通院するぐらいの認識しかなく、告知しなかったのだ。</p> <p>【社外弁護士の見解】 具体的な病名までは認識がなくても、多数回にわたって通院し投薬を受けている事実は認識されており、風邪などの軽い病気にとどまらない認識はあったのではないかと、たとえれば、少なくとも重過失による不告知が認められる可能性が高く、現時点で社外弁護士として、保険会社に対し撤回や和解を求めることは困難と考えている。 【住友生命の対応】 社外弁護士相談の結果、お客さまは一旦保険金等支払審議会での審議を希望されましたが、ご家族と相談の結果、これ以上本件を長引かせたくないということで、支払審議会での審議は希望されず、住友生命の決定をご了承されました。</p>
支払事由非該当	障害給付金	<p>【事案の概要】 被保険者さまの胸腰椎の運動障害について、急激かつ偶発的な外来の事故が直接の原因と認められないため、住友生命は障害給付金を支払非該当とする旨の決定を行いました。そこで、そのことをお客さまにご説明しましたが、ご了承いただけず、お客さまから社外弁護士への相談希望に接しました。 【お客さまの主張】 胸腰椎の運動障害について、損害保険では後遺障害保険金の支払いに決定変更となった。損害保険会社は支払いを認めているので、生命保険会社が支払いを認めないのは納得できない。</p> <p>【社外弁護士の見解】 今回の症状は重量物を持ち上げたことに起因するものではなく、従前からの疾病によるものと認定されており、これを前提にする、約款上支払対象にはならないとした保険会社の判断は正当であると考えるが、お客さまが保険金等支払審議会での審議を希望されたため、手続きを進めていただきたい。 【住友生命の対応】 社外弁護士からの求めを受け、保険金等支払審議会での審議が行われました。その結果、障害給付金支払非該当という住友生命の判断は妥当であるとの結論となりました。</p>

※お客さまの同意が得られた事例につきまして掲載しております。

スミセイライフデザイナーを通じたサービス

スミセイライフデザイナー(営業職員)

約3万名のスミセイライフデザイナーが、全国のお客さまのご要望にお応えしています。

スミセイライフデザイナーは、全国のご契約者を定期的に訪問し、ご契約内容やライフイベントの確認、最新情報の提供を行っております。お客さまへの訪問につきましては、お客さまからいただいた情報をストックできるシステム(未来応援システム)を活用し、ライフイベント等、節目となる時期にタイムリーな訪問活動を行うように努めております。

“いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング&サービスを提供するために、生命保険だけでなく金融商品・社会保障制度等に関する豊富な知識を有する「FP技能士(厚生労働省所管国家資格)」資格の取得・活用を推進しており、平成25年4月時点で28,670名がFP資格を取得しております。

また、平成24年7月に導入した営業用携帯端末「SumiseiLief(スミセイリーフ)」を活用し、お客さまにご家族全体のコンサルティングを提供しております。



教育制度

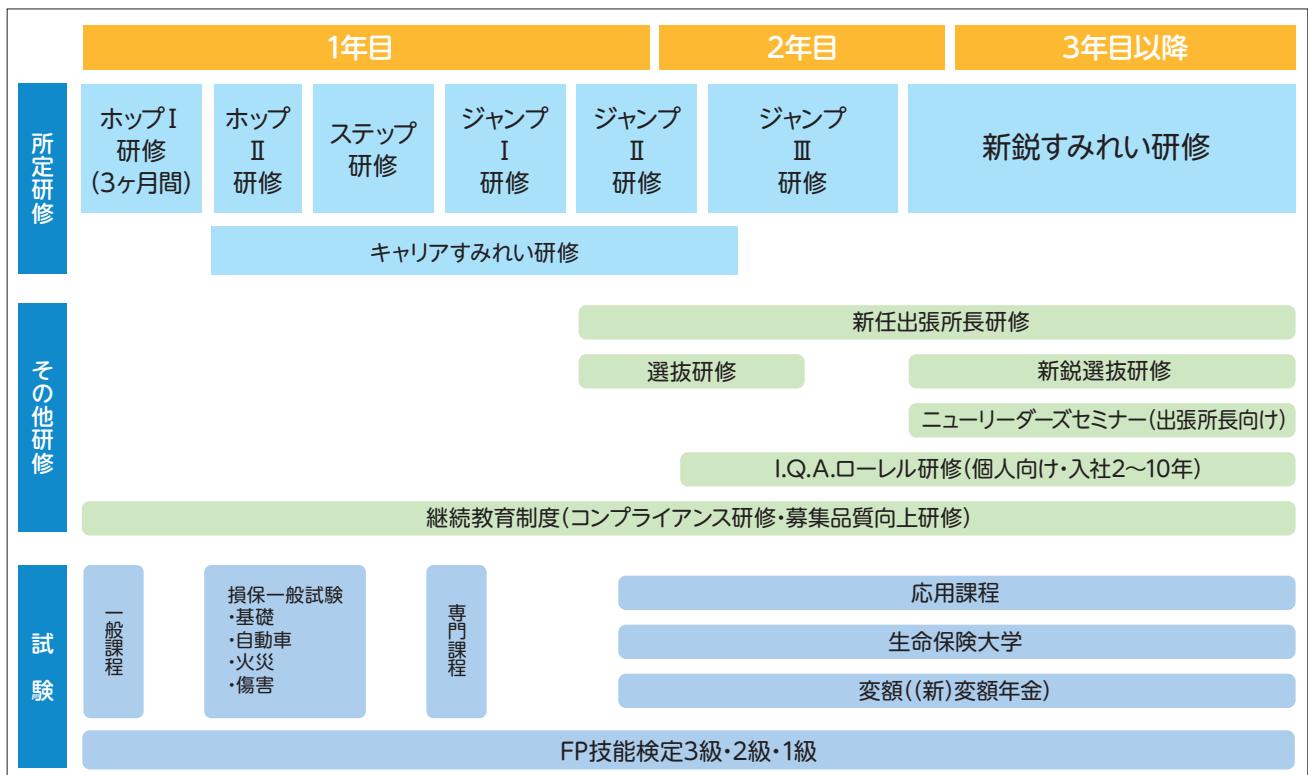
個人の成長ステップに応じたきめ細かな研修、各種試験に対応した研修等の充実した教育システムにより、保険の社会的意義を理解し、生活設計・企業福祉・税務・相続・金融商品と

いった幅広い知識をマスターすることで、ひとりでも多くのお客さまのご相談・ご要望にお応えしてまいります。

これらを通じて、“いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング&サー

ビスを提供できる豊富な知識と高いスキルを兼ね備えた人材の育成を目指してまいります。とりわけ、国家資格であるFP技能資格については全社をあげて取得推進を実施しております。

■営業職員の教育体系



あなたの未来を強くする先進のコンサルティング&サービス

スミセイ未来応援活動：「もしも」に備える

住友生命は、ご加入いただいているすべてのお客さまに、定期訪問等を実施しています。

ご存知ですか? 5つのリスク	万 一 (死亡保障)	介 護 (介護保障)	病気・ケガ (医療保障)	老 後 (貯蓄)	偶 然 の 事 故 (損害保障)
-------------------	---------------	---------------	-----------------	-------------	---------------------

<活動内容>

●ご契約内容の確認(再説明) ●必要なお手続きの確認 ●最新情報の提供
結婚・出産などのライフイベントやご家族全体の5つのリスクに対する備えの確認などを通して、現在も最適な保障になっているかを診断(コンサルティング)させていただきます。お客さまにずっと「安心」と「満足」をお届けしたい、それが住友生命の想いです。



スミセイ未来応援サービス：「いつも」を支える

スミセイ・マイル	お客さまとスミセイの関係が深まるたび、スミセイからお客さまにマイルを差し上げます。貯まったマイルを使って抽選・寄付に応募したり、素敵な賞品と交換していただけます。	●未来応援活動へのご協力	●ライフイベントの確認
		●ご家族を被保険者とした新たな契約にご加入	●ご紹介による契約の成立

ライフ・ステージ・ギフト	お客さまとご家族について、以下のライフイベントをお知らせいただくと、スミセイからのお祝いとして素敵なギフトをお届けします。	●ご出生 ●小学校入学 ●中学校入学 ●ご就職 ●ご結婚 ●還暦
--------------	---	----------------------------------



※詳細については、当社担当者までおたずねください。

健康応援Navi

平成25年4月より、「健康・医療・介護」分野のお役立ちコンテンツをわかりやすく集めた、健康ポータルサイト「健康応援Navi」を開設しております。

- 当社が選定したコンテンツを「見やすく・検索しやすく・わかりやすく」アイコン形式で掲載。
- 「健康・医療・介護」ごとに分類して表示することもできます。

<主なコンテンツ(抜粋)>

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ◆スミセイ安心介護 | ◆スミセイ・セカンドオピニオン・サービス |
| ◆闘わないがん治療「粒子線治療」 | ◆がん情報サービス(国立がん研究センター) |
| ◆e-ヘルスネット(厚生労働省) | ◆趣味人倶楽部(DeNA) |
| | ◆認知症ねっと(SMS) |

http://www.sumitomolife.co.jp/about/health_navi/



スミセイ未来診断

「未来診断」では、お客さまの現在の収入・支出や将来の収支計画等をもとに、

- ご自身が亡くなられたときに、ご家族が受け取れる遺族年金等
- 収入や支出(生活費・住居費等)バランスの推移
- 老齢年金や退職金等を含めたセカンドライフ収支

などをご確認いただけます。

営業用携帯端末「SumiseiLief」(スミセイリーフ)を使用することで、お客さまの現在の収支や「将来の夢」について直接お伺いしながら、視覚的にも分かりやすく「必要保障額」「必要保障額にあった最適な保障内容」をご提案できます。



スミセイダイレクトサービス

当社では、インターネット(パソコン・携帯電話)・電話による自動取引サービス・カード(提携ATM)で入出金取引・各種お手続き・契約内容照会などの保険取引サービスがご利用いただける「スミセイダイレクトサービス」*を提供しております。

出金取引では、インターネットや電話

による自動取引サービスにて平日14時30分までにご利用いただくと、当日中にご指定の口座に着金いたします。さらに、入出金取引をご利用された際の取引内容や暗証エラーに関する情報などをメールでお知らせする「メール通知サービス」も提供しております。

当社ホームページでは、「スミセイダイ

レクトサービス」のサービス内容やご利用方法などを動画でわかりやすくご紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

今後もインターネット等を活用したお手続きの利便性やサービスの向上に取り組んでまいります。

*ホームページアドレス・電話番号は裏表紙を参照ください。

先進的な商品のご提供

～ご家族の生活を守る「ファーストステージ」・老後の介護に備える「セカンドステージ」～
2つの未来を強くする新しい総合保障「Wステージ」

スミセイの新終身保険



ライフサイクルにあわせて、
「介護保障」「医療保障」「死亡保障」「資産形成」
機能をご準備いただける保険です！

「Wステージ」はご家族の生活を守る「ファーストステージ」、老後の介護に備える「セカンドステージ」、それぞれに必要な保障を準備できる保険商品です。ライフサイクルが大きく変化するファーストステージの保障は特約でカバー、万一の介護または死亡のときは収入保障として、毎年年金をお支払いします*。また主契約部分(新終身保険)はファーストステージ終了時に一生涯の死亡または介護保障を選ぶことができ、万が一の際の資金を終身保障で準備できます。

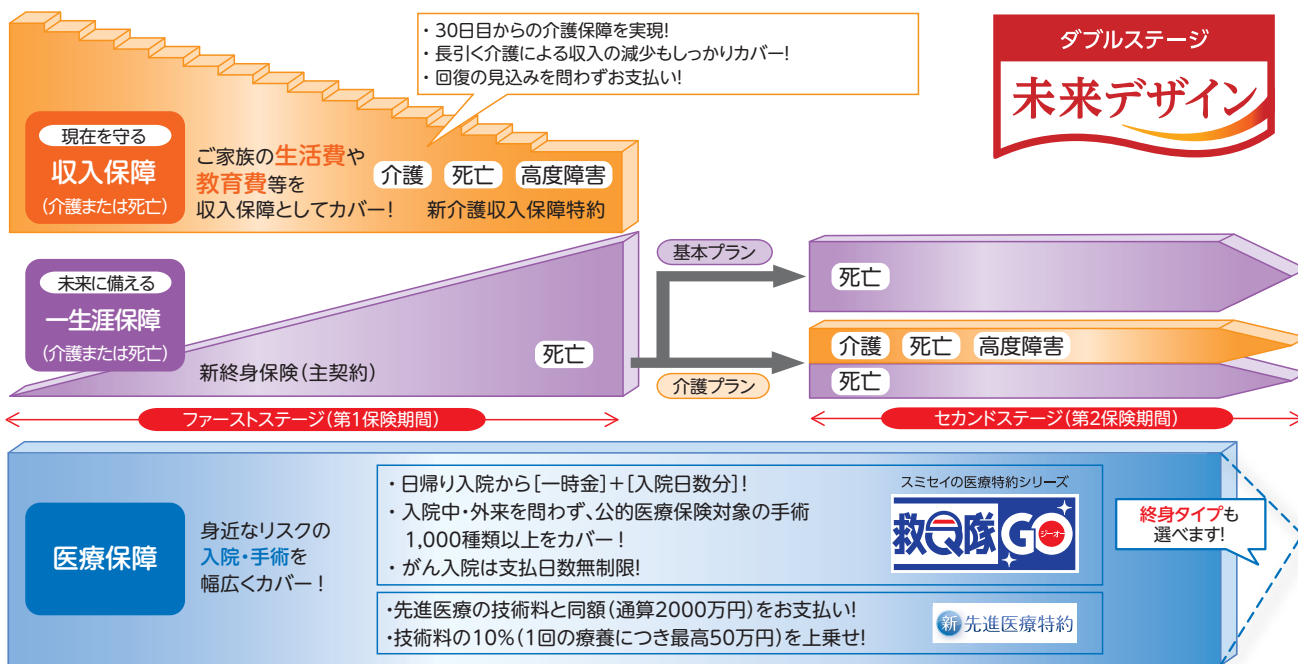
医療技術の進歩に対応し、新たながん保障特約「がんPLUS」が新登場！これまでお支払対象としていなかった上皮内新生物と診断された場合でも一時金をお支払いします。また、これまでお支払対象としていた手術・放射線治療に加え、抗がん

剤治療でもお支払いします。これまでの当社の総合医療特約、新先進医療特約、がん長期サポート特約などのがん関連給付商品と、「がんPLUS」を組み合わせることで、がんの治療内容や進行度に応じた保障を全面的に提供し、「早期がんから進行がんまでさまざまながん治療を切れ目なくカバー」いたします。

なお、このがんPLUSの発売に伴い、医療特約および医療単品の愛称を一新いたします。医療特約は従来の「救Q隊KING」から「救Q隊GO」へ、医療単品は「ドクターKING」から「ドクターGO」へと変更いたします。

*Wステージは、「未来デザイン」「年金タイプ」「一時金定額タイプ」「一時金通減タイプ」のラインアップの中から、お客さまのニーズに応じ、最適なプランをお選びいただけます。

スミセイの新終身保険



【新終身保険(Wステージの主契約)について】●介護プランへの移行は、お申し出により主契約の保険料払込満了時に当社所定の基準を満たす範囲でお取り扱いします。●介護プランに移行した場合、基本プランと比べ、移行した部分の死亡保険金額は少なくなります。【介護保障について】●新介護収入保障特約(通減型)の年金支払回数は毎年1回ずつ通減し、最低5回(または10回)保証されています。【保険金等のお支払いについて】●介護年金・介護保険金をお支払いした主契約・特約から、死亡保険金等は重複してお支払いできません。【災害・疾病関係特約について】●「救Q隊GO」は災害・疾病関係特約の総称です。●日帰り入院とは、入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。●手術給付金は公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合お支払いします。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨、関節の非観血的な整復術等」はお支払いできません。●入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。なお、入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、1回分のお支払いとなります。●生まれて初めてがんと診断されたとき、がん診断保険金をお支払いします。ただし、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。●がん薬物治療給付金はがんにより、公的医療保険制度の給付対象となる当社所定の抗がん剤・疼痛緩和薬の投与・処方を受けられた場合お支払いします。同じ月に、複数回または複数月分の抗がん剤・疼痛緩和薬の投与・処方を受けた場合でも1か月分のお支払いとなります。●先進医療給付金は先進医療の技術料と同額(※)とし、先進医療保障充実給付金は先進医療給付金の10%相当額をお支払いします。先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。公的医療保険の給付対象となった場合等はお支払いできません。(※)先進医療の技術料が1万円未満の場合(0を除く)には一律1万円をお支払いします。●災害・疾病関係特約のお支払いは、約款に定められた治療を目的としたものに限り、傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともあります。必ず約款にてご確認ください。【ご検討に際して】●ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご覧ください。(中途付加の場合は、「契約概要のご説明」「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「特約中途付加のしおり・約款」等を必ずご覧ください。)

未来デザインは、積立タイプもお選びいただけます【保険ファンド[06]】

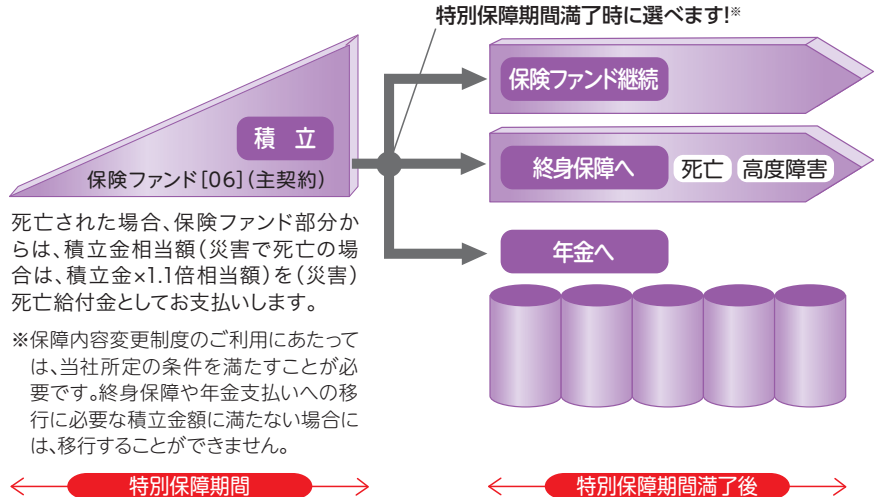
スミセイの利率変動型積立保険

「ライブ ワン」保険ファンド[06]

未来デザイン

「未来デザイン」の主契約は新終身保険だけではなく、保険ファンドも選ぶことができます。保険ファンドとは積立金のカチで保障を準備する保険で、必要なときに自由に引出しできたり、余剰資金を貯蓄したり、保障部分の保険料に充当したりすることができます。

所定の高度障害状態・保険料払込免除理由に該当されたとき、以後の保険料のお払込みは終了します。主契約は存続するので、医療保障等の特約をご継続いただけます。なお、その場合でも一時投入保険料のお払込みは可能です。



保障をさらに充実させるさまざまな特約

がん長期サポート特約 保険料無料!

平成19年11月発売

長期にわたるがんの治療費や生活費をサポート!

・がんになり、治療も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。



保険料払込免除プラン



・9つの所定の状態のうちいずれかに該当されたとき、以後の保険料は要りません。
・お求めやすい介護型もお選びいただけます。

保険料払込免除プラン

給付金・保険金などを速やかにご請求いただくための特約

指定代理請求特約 保険料無料!

平成18年4月発売

・被保険者が受取人となる給付金や保険金などを、受取人が請求できない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人が、給付金や保険金などを請求することができます。

指定代理請求特約

充実した医療保障をお望みの方に!

スミセイの医療保険



・入院したら一時金をお支払い!(入院保障充実特約(09)を付加した場合)
・日帰り入院から長期の入院まで安心!がん入院は支払日数無制限!
・入院中・外来を問わず、公的医療保険対象の1,000種類以上の手術を保障!
・がん入院中の手術は倍額をお支払い!

平成21年10月発売

- 日帰り入院とは、入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- 手術給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合お支払いします。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「拔牙手術」「骨、関節の非観血的な整復術等」はお支払いできません。
- 各給付金のお支払いは、約款に定められた治療を目的としたものに限り、傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともあります。必ず約款にてご確認ください。

【がん診断特約】

・早期発見・早期治療がカギ 上皮内新生物もカバー!

平成25年4月発売

【がん薬物治療特約】

・抗がん剤治療・疼痛緩和ケアをカバー!

(将来誕生する新薬による抗がん剤治療も保障!)



- 生まれて初めてがんと診断されたとき、がん診断保険金をお支払いします。ただし、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。
- がん薬物治療給付金はがんにより、公的医療保険制度の給付対象となる当社所定の抗がん剤・疼痛緩和薬の投与・処方を受けられた場合お支払いします。同じ月に、複数回または複数月分の抗がん剤・疼痛緩和薬の投与・処方を受けた場合でも1か月分のお支払いとなります。

生命保険の知識と制度

当社では、生命保険にご加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット(不利益)を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「デメリット情報」の提供を徹底しています。この「デメリット情報」については、契約お申込みの際に配付している「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」や「ご契約のしお

り一定款・約款」に明示しているほか、「ご契約締結後の各種情報提供(36ページ参照)」の項目などにも記載し、その徹底を図っております。

以下に生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合、健康状態などの告知および第1回保

険料相当額のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始(責任開始)します。

ご契約申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「ご契約のしおり一定款・約款」の交付日*のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

* 募集代理店にてお申し込みいただいた場合で、第1回保険料相当額を、当社所定の振込用紙により「当社が指定する金融機関」にお払込みいただくときには、お申込時にお渡ししております「契約概要/注意喚起情報」の交付日となります。

* お申込時に受領書兼確認書にて約款冊子を希望された場合は、約款冊子の交付日となります。

保険料のお払込み方法(経路)

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、振替用紙による送金扱い等の方法(経

路)があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状

態、現在の職業など当社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ(告知)ください。故意または重大な過失によって事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。

* 生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金(給付金)などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合(ただし、責任開始期前の「疾病」を原因とする入院や手術等を行った場合に、正確かつ十分な告知を行っていたときや、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときはお支払いします。なお、「傷害」を原因とする場合は告知の有無にかかわらずお支払いできません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや

ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除された場合

- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取り消された場合や、保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。)
- 保険金などの免責事由に該当した場合(例: 責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人の故意または重大な過失によるときなど)

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、以下の取扱いをいたします。

(1) 保険料の立替制度を適用できる場合

解約返戻金が保険料相当額以上あるときは、あらかじめ反対のお申し出がない限り、当社が自動的に保険料の

お立替えをします。この場合、お立替金には所定の利率で利息をいただきます。(複利計算)

(2) ライブワン・Qパックの場合

主契約の解約返戻金が保険料相当額以上あるとき*は、あらかじめ反対のお申し出がない限り、自動的に主契約の積立金(保険ファンド)から保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

* 保険ファンド[01]では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後3年以内*であれば、ご契約の復活を請求いただけます。

この場合、告知(または診査)と、延滞した保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態

などによっては復活をお断りすることがあります。

* 最低保証付変額保険(年金受取型)、医療保障保険(個人型)、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険は3か月以内、5年ごと利差配当付医療定期保険、5年ごと利差配当付医療終身保険は1年以内となります。

解約返戻金

お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営に充てられますので、ご契約を途中で解約されますと、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

解約返戻金は、保険の種類・ご契約の年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特にご契約後短時間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

<ライブワン・Qパックの主契約について>

ご契約後3年未満で解約されますと、積立金の一定割合(当社所定の控除率)を控除するため、主契約の解約返戻金は積立金よりも少なくなり、払込保険料を下回ることがあります。

災害・疾病関係特約には、解約返戻金はありません(一部例外があります)。

また、解約返戻金の一定の範囲内で資金をご用立てしたり(ご契約者貸付)、一時的に保険料を立て替える(保険料のお立替え)制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

ご契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸し付けいたします。この場合、契約者貸付金には所定の利率

(金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります)で利息をいただきます。(複利計算)

生命保険料控除について

- 生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

<控除の種類について>

お払い込みになる保険料は、主契約と特約のそれぞれについて、次のとおり、控除の種類が異なります。

控除の種類	対象となる保険料
一般生命保険料控除	生存または死亡を原因として一定額の保険金等をお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料控除	入院・通院等に伴う給付金等をお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料控除	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料

※ 傷害のみを原因として保険金等をお支払いする特約(災害割増特約、傷害特約)の保険料は生命保険料控除の対象とはなりません。

<所得税の控除額について>

各種類(一般生命・介護医療・個人年金)の保険料控除について、次のとおり控除されます。

年間払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	支払保険料等の全額
20,000円をこえ、40,000円以下のとき	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円をこえ、80,000円以下のとき	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

※ 各種類の保険料控除の金額を合計して、120,000円が限度です。

<住民税の控除額について>

各種類(一般生命・介護医療・個人年金)の保険料控除について、次のとおり控除されます。

年間払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	支払保険料等の全額
12,000円をこえ、32,000円以下のとき	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円をこえ、56,000円以下のとき	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

※ 各種類の保険料控除の金額を合計して、70,000円が限度です。

平成23年12月31日以前に締結したご契約にご加入の場合

- 平成24年1月1日以降に締結した保険契約から「生命保険料控除制度」が改正されました。
- 平成23年12月31日以前に締結したご契約については、原則として税制改正前の制度となるため、対象となる保険料や生命保険料控除額が、上記の内容とは異なります。
- 平成24年1月1日以降に、更新および保障の見直し(転換・所定の特約の中途付加)を行った場合は、その時点から上記の改正後の制度となります。

お客さま向け情報提供

ご契約締結までの各種情報提供～申込手続き

ご契約に際しまして、お客さまのニーズに最もふさわしい商品をお選びいただくため、未来診断等による情報提供をはじめ、各種パンフレットのご提供を行うとともに、「設計書(契約概要)」によるご提案を行っています。ご契約内容の見直しに際しては、「保障内容見直しのご提案書」を用いた説明を行っています。

あわせてご契約の前には「意向確認書」によるニーズ・意向確認を行ったうえで、「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり(一定款)・約款」を必ずお渡

しし、ご契約に必要な保険知識・重要事項をご理解いただけるよう努めています。

- 各種パンフレット
- 各種設計書(契約概要)
- 「保障内容見直しのご提案書」
- 「意向確認書」
- 「生命保険の契約にあたっての手引」
- 「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」
- 「ご契約重要事項のお知らせ(契約内容および解約返戻金額表)」
- 「ご契約のしおり(一定款)・約款」

デメリット情報の提供

当社では、生命保険にご加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット(不利益)を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「デメリット情報」の提供を徹底しています。この「デメリット情報」については、契約お申込みの際に配付している「商品パンフレット」、「設計書(契約概要)」、「ご契約のしおり(一定款)・約款」、「ご契約重要事項のお知らせ

(注意喚起情報)」に明示しているほか、「ご契約締結後の各種情報提供」の項目で記載している各種通知などにも記載しています。

ご契約重要事項のお知らせ
(注意喚起情報)



ご契約締結後の各種情報提供

【お客さまへのお知らせの一例】

※いずれも重要な内容ですので、必ずご確認くださいませよう願いたします。

ご契約の現況について	○スミセイ安心だより
保険料のお払込みについて	○保険料お立替のお知らせ ○保険料お立替金残高のお知らせ
	○ご契約失効のお知らせ ○保険料払込期間満了のお知らせ
	<口座振替扱契約> ○口座振替開始のご案内(月払) ○口座振替中止のお知らせ ○今期保険料お払込みのご案内(年・半年払)
配当金・契約者貸付について	○勤務先の団体扱契約 ○保険料変更のお知らせ
	○スミセイ安心だより ○契約者貸付金残高のお知らせ ○契約者貸付金利息のお払込案内
保障内容の見直しについて	○更新時期到来のお知らせ ○特別保障期間満了のお知らせと今後の保障内容のご案内 ○保険料払込み終了と今後の保障内容のご案内
保険金・給付金などのお支払いについて	○満期のお知らせ (満期保険金・満期時育英資金・満期時生存給付金・満期時養育資金請求書兼据置申込書) ○生存給付金積立金額のお知らせ ○年金のご案内(年金請求書)
	○死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック ○団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック ※申込手続き時にもお渡しいたします。
その他	○生命保険料控除証明書



積極的なディスクロージャー

お客さまに、当社の経営内容へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャーを充実させることが重要であると認識しており、積極的なディスクロージャーに努めております。

平成24年度決算においても、本誌「REPORT

SUMISEI 2013」をはじめ、さまざまな機会を通じて、当社の経営状況について開示を進めています。

今後とも、多様な方法で積極的なディスクロージャーを展開してまいります。



REPORT SUMISEI 2013
平成24年度決算のご報告
【CSRレポート統合版】



決算ダイジェスト2013



VOICE from SUMISEI
平成24年度決算特集号



平成24年度団体年金保険
資産運用に関するご報告



スマセイ安心だより

名称	内容
REPORT SUMISEI 2013 平成24年度決算のご報告 【CSRレポート統合版】	保険業法第111条に基づいて、平成24年度の決算報告、事業内容、活動状況等を記載しています。ホームページへの掲載に加え、全国のお客さま窓口にて公衆閲覧資料として備付けしています。
決算ダイジェスト2013	業績・決算・サービス内容など住友生命の最新情報を簡単にわかりやすく解説した資料です。
アニュアルレポート(英文)	業績・決算内容等を海外向けに解説した資料です。(ホームページ上にPDFファイルで掲載しています)
VOICE from SUMISEI 平成24年度決算特集号	決算発表後タイムリーにお届けするチラシです。
CSRレポート2013	CSRの取り組みを紹介した資料です。(REPORT SUMISEI 2013 平成24年度決算のご報告と統合しています)

公式ホームページ・公式フェイスブックページによる情報提供

公式ホームページをより使いやすく、よりわかりやすくご利用いただくために、また住友生命のことをより知っていただくために、平成24年9月に全面リニューアルを行いました。

商品・サービスなどのご紹介、各種お手続きのご案内、決算などの財務情報はもちろんのこと、企業理念やブランドビジョンなど、さまざまな情報をみなさまにご提供しておりますので、ぜひご覧ください。

住友生命 <http://www.sumitomolife.co.jp>

公式フェイスブックページでは、オリジナルキャラクターの“しずかちゃん”がお客さまとのコミュニケーションを担当しています。

新CM、キャンペーン、CSR活動についての最新情報のほか、全国の職員から寄せられた地域情報、職員の仕事への思いなど、住友生命をより身近に感じていただけるような情報を発信いたしますので、ぜひご覧ください。

<https://www.facebook.com/sumitomolife>



幅広い販売チャネル・サービスの展開

当社はビジネスパートナーである金融機関、日本郵政グループと共にお客さま満足度の向上のため、以下の取組みを行っております。今後もお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、幅広い販売チャネルでの取組みを強化すると同時に、コンプライアンスに一番熱心な会社であることを目指してまいります。

金融機関窓販への取組み

平成14年10月金融機関窓販開始以来、年金保険や生命保険などさまざまな商品を全国の金融機関を通じて多くのお客さまにご提供しております。おかげさまで、約107万件にのぼる累計販売件数となりました。

当社は、全国の金融機関担当ホール

セラーを通じて商品研修・コンプライアンス研修等さまざまな研修を各金融機関で実施しております。また、金融機関専用サポートデスク(電話での照会窓口)を設置し、金融機関からの照会に迅速にお答えするための体制を整えております。

金融機関窓販実績

(平成25年3月末現在)

発売以来
販売実績累計 **1,077,854件**

※上記の業績は、住友生命の金融機関窓販実績を合計したものです(証券会社、ゆうちょ銀行の実績を含みます)。

日本郵政グループへの取組み

平成20年5月から、日本郵政グループ各社における当社商品の販売が開始されました。当社は、全国の郵政担当ホールセラーを通じて密着型の肌理細やかな活動・研修等を実施し、郵

政専用サポートデスクにて日本郵政グループ各社からの照会にお答えすることで、保険販売、適正なコンプライアンス対応等の推進に努めております。

アフターサービス

金融機関、日本郵政グループ各社窓口を通じてご加入いただいたお客さま向けに、専用のフリーダイヤルを設けております。また、スミセイダイレクトサービス等をご利用いただくと、ご契約内容や積立金額等をご照会いただけます。

住友生命のお問合せ窓口

金融機関を通じてご加入のお客さま

  **0120-506154**

日本郵政グループを通じてご加入のお客さま

  **0120-506873**

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後6時 土曜日(*1)：午前9時～午後5時(日・祝日・12/31～1/3を除く)

(*1)お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。

主なサービス内容 ●契約内容に関するご照会、苦情・相談受付、各種手続き方法に関するご案内(保険金等の支払手続きに関するご照会等を含む)等
※証券番号をあらかじめお確かめのうえ契約者ご本人さまがお電話ください。

住友生命ホームページアドレス(URL)

パソコン・携帯電話(*2)  **<http://www.sumitomolife.co.jp>**

受付時間 月～土曜日：午前8時～午後11時45分 日曜日：午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)

(*2)携帯電話は、公式メニューからご利用ください。

主なサービス内容 ●ご契約内容照会、積立金額照会 ご利用いただけるのは、スミセイダイレクトサービスにご加入のお客さまです。申込方法等、詳しくは住友生命のホームページをご覧ください。
※住友生命のカードをお持ちのお客さまはすぐにご利用いただけます。

インターネットを通じた保険販売

インターネットの普及に伴い、保険加入のご検討に際してインターネットを通じて、商品情報を入手されるお客さまが年々増加されています。

当社では、ホームページからご希望の商品の資料をご請求いただき、その中で営業職員によるコンサルティングのご希望を承っております。

また、対面による保険提案を受ける機会が少ないお客さまにも当社商品をご検討いただけるよう、郵送による保険提案や申込手続きで、個人年金や医

療保険にご加入いただけるダイレクト販売も行っております。

なお、平成23年10月からは、モバイル(携帯電話・スマートフォン)専用サイトからも資料のご請求ができるようになりました。

このように、ホームページなどをきっかけに住友生命の商品にご関心をお持ちいただき、メインチャネルである営業職員と連携して、お客さまにふさわしい保険をご提案する取組みを今後進めてまいります。

来店型保険ショップ事業への取組み

当社100%子会社である「いずみライフデザイナーズ(株)」にて来店型保険ショップ「ほけん百花」・「保険の森」を運営しております。平成25年6月末現在、58店舗を展開しており、ショッピングセンターや駅至近の商店街に出店し、お客さまに気軽に立ち寄りいただける店舗を目指しております。同店舗は乗合代理店として、当社の商品だけでなく、17社の生損保商品を取り扱っており、多様化するニーズに幅広くお応えできる店舗となっております。

引き続き、同店舗による保険販売事業を通じ、お客さまニーズを的確に捉え、より一層のお客さまサービスの向上に努めてまいります。



WELL'S(ウェルズ)

ウェルズは生命保険業に携わる者に共通する「お客さまに生命保険の大切さを伝えたい」という思いを具現化するために、理想の生命保険営業スタイルの確立を目指している営業組織です。

当社がこれまで培ってきた営業手法に加え、諸外国あるいは外資系生保等の手法を積極的に取り入れ、実践を重ねていく中でノウハウの構築に取り組んでいます。

ウェルズから発信されるノウハウによって、スミセイに生命保険販売の原点である「ニードセールス」を中核としたコンサルティングを拡め、最適な保障のご提供とご加入後のフォローを進めていくことで、お客さまからより一層信頼される生命保険会社でありたいと考えています。

『Your dream, Your future』

夢・未来、そして信頼を形に



メディケア生命

当社は、三井生命保険株式会社との共同出資により、「自分にあった商品を手体的に選択したい」という意向を持ったお客さまに機動的に商品供給を行うメディケア生命保険(株)を設立し、平成22年4月に開業いたしました。

メディケア生命では、保険ショップ、インターネット保険サイトや金融機関などの募集代理店を通じて提供してい

る「メディフィットA(エース)」を中心に多くのお客さまに支持された結果、開業から3年2ヶ月で保有契約件数が15万件を突破いたしました。また、平成25年4月には今後の事業拡大に備え、財務基盤の一層の強化を図ること

を目的に300億円の第三者割当増資を行っております(割当先:当社)。

今後も当社と三井生命のグループ会社である強みを活かし、お客さまに選ばれる保険商品やサービスの提供に取り組んでまいります。



©MCL/ADK

IT(情報技術)の活用

当社では昭和30年代から常に先進的なIT技術情報を取り入れ、お客さまサービスの更なる高度化に取り組んでおり、昭和48年3月に個人保険の保全・保険料ご案内等の事務について、大規模なオンラインシステムを構築したのを皮切りに、順次システム刷新を行っております。

平成17年4月に稼働した「あいキューブシステム」では、インターネット等の技術を導入し、全国オンラインシステムに加え、メールシステム、代理店向けWebシステム、インターネット取引システム等の刷新を行い、保険事業を取り

巻くさまざまな環境変化やお客さまニーズの多様化にさらに柔軟に対応可能なインフラを整備いたしました。現在は、「住友生命ブランドビジョン」に基づくシステム計画を遂行し、継続してIT技術活用に取り組んでおります。

なお、平成18年度には当社業務の基幹をなす個人保険のシステム開発・運用を委託している当社子会社のスミセイ情報システム(株)において情報セキュリティに関する国際認証(ISO27001)を取得する等、セキュリティ強化にも取り組んでおります。

先進的な技術の導入

スミセイライフデザイナー(営業職員)用携帯端末「SumiseiLief」導入

平成24年7月よりスミセイライフデザイナー(営業職員)用携帯端末「SumiseiLief」(スミセイリーフ)を導入しました。

スミセイライフデザイナーが、お客さま宅・お勤め先への持ち運びを容易にするためにタブレット型の採用による薄型化・軽量化・バッテリー強化を行いました。加えて、モバイル通信機能を搭載することにより、外出先での保険設計・ご提案、既契約照会が可能となり、お客さまとの対面コンサルティングサービスの向上を実現しました。

また、通信規格LTE(Long Term Evolution)を採用し、外出先での高速通信を可能としました。

セキュリティ対策強化として、モバイル化により端末内にお客さま情報を保持しないデータレス化や通信データ暗号化による不正アクセス防止等、各種対策を行っております。



資産運用システム(XNETシステム)をクラウド化*

平成23年9月に資産運用システム(XNETシステム)のクラウドサービス利用を開始しました。

このサービスは、システム子会社であるスミセイ情報システム(株)、およびITベンダー様と共同で構築し、コストの大幅な削減・事業環境の変化に対する開発スピードの迅速化を実現しました。

*クラウドとはユーザー企業がハードウェアやソフトウェアなどのシステム資産を持たず、ネットワークを経由してサービスを利用するシステム形態の総称。共用の要素が高いサービス(パブリッククラウド)から、個社の専用色の高いサービス(プライベートクラウド)まで多様な種類があります。なお、当社は「プライベートクラウド型」の形態で利用しています。

システム開発の推移

昭和48年	全国オンラインシステム稼働
平成1年	個人保険システムの再構築
平成3年	ALカード取引、アンサー開始
平成8年	インターネットホームページ開設 新契約アンダーライティングシステム[SUN]稼働
平成12年	スミセイコールセンター稼働 スミセイネットATM稼働 保全請求・手続きのワークフローシステム稼働 銀行窓販向け代理店Webシステム稼働
平成13年	営業職員コンサルティング携帯端末「With」稼働
平成15年	給付金支払いのワークフローシステム稼働
平成17年	全国オンライン・イントラシステムのWeb化

平成18年	営業職員コンサルティング携帯端末「Vite(ビット)」導入 スミセイダイレクトサービス創設
平成19年	テレビネットワークシステム導入 モバイル決済端末「スパットくん」の導入 保険金給付金「案内システム・請求勧奨システム」稼働
平成20年	「お客さまの声管理システム」稼働 第2コールセンター稼働
平成22年	新SUN(新契約アンダーライティングシステム)稼働
平成23年	クラウドサービスを利用した資産運用システム稼働
平成24年	スミセイライフデザイナー(営業職員)用携帯端末「SumiseiLief」稼働

法人のお客さま向け商品・サービス

総合的な企業福祉制度の実現をサポート

少子高齢社会の進展はわが国の社会保障制度に大きな影響を及ぼすことが予想されており、企業の従業員が安心して働ける環境づくりとして企業福祉制度への期待はますます高まっております。そうした中、企業経営者が従業員一人ひとりをサポートしていくためには、社会保障・企業福祉・自助努力をバランスよく組み合わせることが必要となっております。

当社は新時代に相応しい企業福祉制度をご提供するために、制度運営から、資産運用、従業員へのサービスまで多岐にわたる幅広いニーズにお応えし、総合的な企業福祉制度の実現をサポートさせていただきます。

このために、法人向け商品ラインアップの充実、資産運用力の向上、コンサルティングサービスの展開(退職給付債務

に係るコンサルティングのご案内など)、確定拠出年金(DC)・確定給付企業年金(DB)等の年金サービスのご提供などにより、企業福祉制度をサポートする体制を構築してまいります。

また、三井・住友グループ金融各社と合併で設立した「ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)」や三井・住友グループ保険各社ならびに三井住友銀行の資産運用子会社5社の合併により発足した「三井住友アセットマネジメント(株)」、当社と生保各社との合併で設立した企業年金契約管理を行う「日本企業年金サービス(株)」等との密接な連携の下で、総力を挙げたサービスのご提供を行い、新たなビジネス展開に地平を拓いてまいりたいと考えております。

法人向け商品ラインアップの充実

当社では役員・従業員のみならず、そして、そのご家族の生活を守るため、さまざまな法人向け商品をご用意しております。

具体的には以下のとおり、①在職中の生活保障 ②退職後

の生活保障 ③在職中の財産形成 ④役員の保障の4つを柱とした法人向け商品ラインアップの充実に努めております。

4つの柱		企業福祉制度	法人向け商品の充実
1	在職中の生活保障	弔慰金・死亡退職金制度	弔慰金・死亡退職金等の準備 - 安心OK(総合福祉団体定期保険無配当扱特約付総合福祉団体定期保険)、総合福祉団体定期保険
		法定外労働災害補償制度	
		遺族・遺児育英年金制度	
		医療保障制度	在職中の入院費用に備える - 医療保障保険(団体型)
		従業員の自助努力助成制度	お手ごろな保険料で大型保障 - 希望者グループ保険(団体定期保険) オペラハウス(無配当団体定期保険)
2	退職後の生活保障	退職金・退職年金制度	退職後の豊かな生活保障の準備を - 確定給付企業年金保険、新企業年金保険 等 国の厚生年金の一部を代行するとともに、企業の退職金の上乗せ給付を行う - 厚生年金基金保険
		従業員の自助努力助成制度	ゆとりある老後生活資金を準備 - 拠出型企業年金保険 老後の年金を充実させるために - 住友の財形年金
		医療保障制度	退職後の入院費用に備える - 医療保障保険(団体型)
3	在職中の財産形成 マイホーム助成 生活設計助成	債務保証制度	住宅ローン利用者のための団体保険 - 団体信用生命保険 住宅ローン利用者の3大疾病に備える - 団体信用生命保険 3大疾病保障特約
		従業員の自助努力助成制度	自助努力による住宅取得・増改築を助成 - 住友の財形住宅貯蓄
			自助努力による従業員の財産形成を図る - 住友の財形貯蓄プラン
4	役員の保障	弔慰金・死亡退職金制度	弔慰金・死亡退職金等の準備 - 総合福祉団体定期保険
		退職慰労金・退職金制度	役員の大規模保障と勇退時の退職慰労金準備 - エンプレムGP、繁栄エンプレム新長期プラン
		医療保障制度	役員の入院費用に備える - 医療保障保険(団体型)

法人保険「繁栄」のご提供

企業にとって、経営者・幹部の方々はかけがえのない存在です。企業を支える経営者・幹部の方に相応しい大きな保障を準備し、事業の限りない繁栄の基礎を築くのが「法人保険「繁栄」」です。事業を後継者に継承するための準備や、経営者が退職する際の退職慰労金などの準備に対応するために、「繁栄Wステージ」や「繁栄エンブレム新長期プラン」など、さまざまな商品をご用意しております。



〈イメージ〉



「安心OK」のご提供

企業のさまざまなニーズにお応えし、福利厚生制度の充実のために「全員加入の・無配当の・1年更新の定期保険」である「安心OK（総合福祉団体定期保険無配当扱特約付総合福祉団体定期保険）」をご提供しております。お手ごろな保険料で従業員全員の方に対する保障がご準備いただけます。



〈イメージ〉



確定給付企業年金保険 (DB※) のご提供

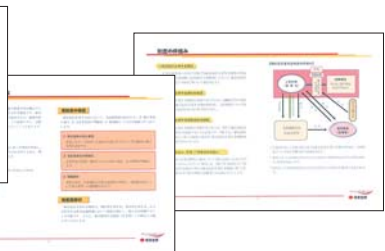
確定給付企業年金法に基づく商品として「確定給付企業年金保険」を発売いたしております。

法律に基づいた円滑な制度運営をサポートするとともに、さまざまな運用商品をご用意してお客さまの多様な年金運用ニーズにお応えしてまいります。

(※DB…Defined Benefit Pension Plan の略)



〈イメージ〉



法人向けコンサルティングサービスの展開

企業年金・退職金コンサルティングサービス

企業の福利厚生制度は、昨今、雇用環境の変化や従業員ニーズの多様化から、より効率的かつ従業員のインセンティブを高めるものへと見直しが必要となってきております。また、退職給付会計基準の見直しなどの外部環境の変化を受け、企業

年金への関心や制度見直しに対するニーズはますます高まっております。当社では、全国に担当スタッフを配置し、こうしたマーケットの変化に適合した、コンサルティング営業を積極展開しております。

損害保険による企業リスク総合対策

経済・社会情勢の著しい変化に伴い、企業の経営活動を取り巻く危険(リスク)はますます複雑化・多様化しており、万一事故が発生した場合の損害額も、高額化の一途をたどっております。また、大幅な雇用環境の変化は、企業の福利厚生制度の見直しを加速させており、従来にない新しい福利厚生制度の構築は、従業員にとっても高い関心事となっております。

このようなお客さまを取り巻く環境の変化に対応して、当社では、生命保険としてのサービスに加え、三井住友海上の損害保険代理店として、生損総合保障の提供を行っております。お客さまに最も適したコンサルティングサービスの提供を心掛け「企業リスク総合対策のパートナー」として安心と安全をお届けしてまいります。

確定拠出年金(DC※)サービスのご提供

確定拠出年金制度は本格的な普及が進んでおり、加入者数は450万人(平成25年2月末現在。個人型加入者含む。)を超えました。また、規約承認数も昨年度末の4,135規約・16,440社から4,247規約・17,328社(平成25年3月末現在)へと着実な伸びを見せています(出典:厚生労働省ホー

ムページ「企業年金や国民年金基金の制度のあらまし」)。

住友生命は、退職金制度・年金制度に関する様々なご要望にお応えするために、確定拠出年金導入のご相談から運用商品の提供まで、積極的に取り組んでいます。

(※DC…Defined Contribution Pension Plan の略)

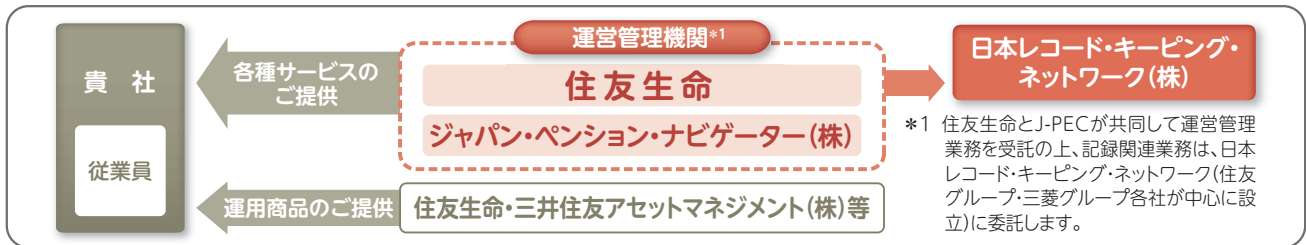
住友生命の確定拠出年金サービス体制

当社は、確定拠出年金の運営管理機関として、ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)(以下 J-PEC)と共同で運営管理業務サービスを提供しております。

年金制度全般に関する業務を行っている当社と、運営管理業

務專業会社として多くのノウハウを有するJ-PECが共同してサービスをご提供することにより、「制度導入時のコンサルティングから導入前・後の制度運営まで」一貫してサポートを行います。

※平成24年1月から導入可能となった「マッチング拠出」についても、導入支援を行っています。



確定拠出年金 単独型プランおよび総合型プラン

住友生命では、運用商品等の制度内容を企業さまのオーダーメイドで決定する「単独型プラン」をご提供するとともに、資本関係・地域・業種等を問わない多くの企業が参加することでスケールメリットが活かされ、単独で制度を導入するよりも

運営コストが軽減された『スミセイDC総合型プラン』もご案内しています。総合型プランは、制度内容の多くがパッケージ化されていますので、導入手続きにかかる負担が軽減されます。

*従業員数によっては、単独型プランの運営コストが安価となる場合もあります。

確定拠出年金 個人型プラン

自営業者*2・企業年金等のない企業の従業員*3向けには、個人型制度向けの専用プラン『J-PEC個人型プラン・スミセイコース』をご提供しています。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

- *2 日本国内に居住の20歳以上60歳未満の第1号被保険者で、国民年金の保険料を納めている方
- *3 60歳未満の厚生年金適用事業所に勤務されている第2号被保険者で、企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金および確定拠出年金(企業型))のいずれにも加入資格のない方

0120-401-780 (スミセイ個人型確定拠出年金ダイヤル)

法人向けサポートメニューの充実

ビジネスサポート

- ①ビジネスマッチング
当社の全国ネットワークを活用し、当社お取引企業さまへのご紹介、ビジネスマッチングの機会をご提供します。
- ②異業種交流会
企業さま同士の「ビジネスマッチング」と「情報収集」の場と

して、全国で「スミセイ異業種交流会」を開催。お客さまからご好評をいただいております。



各種情報提供

- ①ライフプランに関するセミナー
 - ・20代~40代の従業員さま向けのセミナー
将来を見据えたライフプラン形成のため、基本的な社会保障制度や教育、住宅、介護問題など、責任世代の諸課題について具体的に、わかりやすく説明いたします。
 - ・定年準備のためのセミナー
定年直後に直面する諸問題を認識していただき、その解決策を自分で考え、選択していただくことに主眼を置いた「気づきのセミナー」です。

- ②メンタルヘルスに関するセミナー
近年、仕事や職場環境に関する強い不安・悩み・ストレスを感じる人が増加していると言われており、企業においてもメンタルヘルス対策が注目されています。当社では、企業の人事総務部門のご担当者向けに、職場における心の健康の維持・増進などをテーマに「メンタルヘルスセミナー」を開催しております。
- ③年金セミナー
最新の年金事情について、タイムリーにお客さまへお知らせいたします。経済講演会も同時に開催しています。

ビジネス パートナー との共生

ビジネスパートナーの信頼・支持を得て、ともに社会的責任を果たします。

お客さまに安心と満足を提供していくためには、ビジネスパートナーとの信頼と支持を礎とした強力なパートナーシップを確立していくことが必要不可欠だと考えています。住友生命は、ビジネスパートナーとともに社会的な責任を果たしていくために、継続的なコミュニケーションを通じた協力体制の構築を行っています。



損害保険事業への取組み ～「総合生活保障サービス」のご提供～

「住友生命ブランドビジョン」に掲げる、お客さまの「未来を強くする」ための4つの「先進の価値」の実現に加え、あらゆるリスクをカバーする「総合生活保障」の観点から、遺族保障・生前給付保障とともに、損害保険販売にも積極的に取り組んでおり、高度なリスクコンサルティング力・最大規模の損害サービスネットワークを有する三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、同社の高品質な商品・サービスを提供しています。

同社の個人向け商品GKシリーズ(自動車・火災・傷害保険)をはじめ、法人のお客さま向けにも充実した商品を提供し、お客さまのニーズにお応えしています。

立ちどまらない保険。

MS&AD 三井住友海上

三井住友海上の安心

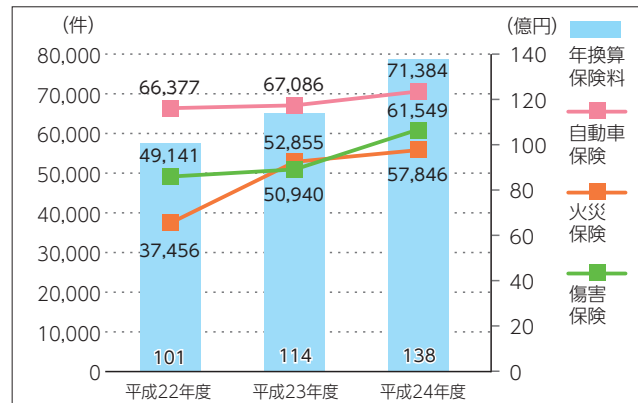


今後も当社は営業職員を通じ、生保・損保一体となった「総合生活保障サービス」をお届けし、お客さまに最適な保障を提供してまいります。

●損害保険の業績

平成24年度 販売実績	年換算保険料	販売件数
	504億円	921,049件

●新規損害保険販売件数・新規年換算保険料推移



平成24年度は新規契約の取扱い件数、保険料ともに大幅に増加しました。



住友生命本社ビル



三井住友海上本社ビル

三井住友海上の契約者向けサービス

自動車保険

おクルマQQ隊

ご契約のお車が自家用8車種で、運搬・搬送・引取費用特約をセットしたお客さまに提供させていただくサービスです。

【おクルマQQ隊の主なサービス内容】

レッカーQQサービス

事故または故障により自力走行不能となった場合に、事故または故障現場から修理工場まで、最長15kmレッカーけん引します。15kmを超えるレッカーけん引料金やクレーン費用等が発生する場合は、運搬・搬送・引取費用特約の対象となります。

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により自力走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。

- ・バッテリー上がり時のジャンピング
- ・ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル)
- ・キー閉じ込み時のドアの解錠
- ・パンク時のスペアタイヤ交換
- ・上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業

※ただし、バッテリー上がり時のジャンピングとガス欠時のガソリン補給は、保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限ります。

火災保険

暮らしのQQ隊

ご契約が「GK すまいの保険(6つの補償プラン、5つの補償プラン、4つの補償+破損汚損プラン)」「リビングFIT」「ホームピカイチ」「家庭安心総合」のお客さまに提供させていただくサービスです。専門スタッフが年中無休24時間受付で対応し、以下のサービスについて、30分程度の応急修理に要する作業料、出張料を無料で提供します(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料は、お客さまのご負担となります)。

水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合、専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。

カギあけQQサービス

外出時にカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギ開けを行います(「GK すまいの保険(マンション管理組用)」「ホームピカイチ(マンション管理組用)」をご契約の場合は対象外です)。

海外事業への取組み

中国市場への進出

平成17年11月、中国最大手損害保険会社を傘下に持つ、中国人民保険集团股份有限公司(英文名:The People's Insurance Company (Group) of China Limited)とともに、中国人民人壽保險股份有限公司(英文名:PICC Life Insurance Company Limited)を設立いたしました。

平成24年12月末時点で、全国に34省分公司(地域総括支店)、2,000を超える営業拠点を展開しております。メイン・チャンネルの銀行窓販に加えて、保険代理人(営業職員)

は16万7千人を超え、マルチ・チャンネル戦略を進めて順調に業容を拡大しております。

平成24年1月~12月の業績は、保険料収入で796億元(約1兆1,984億円)に達し、業界順位は保険料収入で62社中第5位、新契約保険料収入では同第2位の位置にあるとともに、設立4年目の平成21年から4年連続黒字化を達成しております。

(参考:換算為替は平成25年3月末レート1元=15.04円を適用)

ベトナム市場への進出

平成25年3月、ベトナム最大手の保険・金融グループであるバオベト・ホールディングス(英文名:Bao Viet Holdings)の発行済株式18%を取得し、ベトナム政府に次ぐ民間筆頭株主となりました。当社は同社へ取締役・監査役を含む役職員を派遣し、商品開発やシステム開発などの技術支援を提供するとともに積極的に経営に参画してまいります。

平成24年12月末時点で、グループ全体で4万7千人の職員を擁し、全国に150支店を展開しております。

同社は傘下に、生命保険、損害保険のほか、銀行、証券会社、アセット・マネジメント会社等を保有し、同国における生命保険の業界順位は保険料収入で業界第2位、損害保険は同第1位となっております。

今後も、経済発展が見込まれるアジアを中心に、収益性およびリスクを十分に検討しつつ、海外展開に取り組んでまいります。

従業員の働きがい

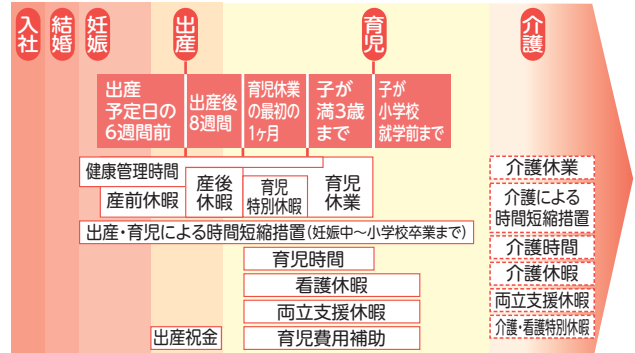
従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組みます。自由闊達でチャレンジ意欲あふれる組織風土を大切にします。

理想の会社を実現していくためには、原動力となる従業員一人ひとりが住友生命で働くことに誇りと自信をもち、働く喜びを実感できることが重要だと考えています。住友生命は、多様性ある従業員と会社がWin-Winの関係を構築できるよう、ハード・ソフト両面からの取り組みを通じて働きやすく・働きがいのある職場づくりを進めています。



働きやすい職場づくり ～ワーク・ライフ・バランス～

全ての職員が子育て期、中高年期といったライフステージに応じた多様な働き方を実現し、一人ひとりの「ワーク・ライフ・バランス」を通じて、全ての役職員が互いを尊重しながら協力して働く、明るくいきいきとした職場を目指し、制度整備をはじめとした環境づくりに取り組んでいます。



「子育て支援企業」として3回目の認定

仕事と子育ての両立支援に取り組む企業として平成19年5月、平成21年7月、平成24年10月に厚生労働大臣の認定を受けました。(計3回)



◆日本経済新聞社主催「2010年につけい子育て支援大賞」を受賞。

当社のワーク・ライフ・バランス制度やその取組みが評価され、受賞となりました。保険会社では初の受賞となっております。

働きがいのある職場づくり～キャリア形成サポート～

各種研修制度・自己啓発支援制度によるキャリア形成に加え、個人の多様性に応じ、当社独自のサポート制度を設けています。また業務の改善を行うことで効率を高め、お客さまによりご満足いただけるサービスがご提供できるよう改革を進めています。職員一人ひとりの改革参画に対する意識、実行力を高め、全職員がやりがいを持っていきいきと働ける職場環境を築くとともに、お客さまにとってより一層お役に立つ体制へと進化させてまいります。

職種変更制度	一般職員・業務職員*・総合職員における相互間の職種変更が可能な制度です。(一般職員から業務職員への職種変更は250名を超え、管理職等として活躍しています。) ※一般職員・業務職員・総合職員対象
キャリアアップ支援制度	期間限定で他所属の業務を経験することができる制度です。業務知識を拡大し、幅広い視野を身に付ける等キャリアづくりを支援します。 ※一般職員・業務職員対象
職務チャレンジ制度	職員が公募という形で新たな部署・職務にチャレンジできる制度です。 ※総合職員対象

*業務職員・・・転居を伴う転勤のない総合職員

経営層への提言制度・業務改善提案制度

全職員の知恵・アイデアを集め、それを実施していくための提言・提案制度があります。優秀な提言は社長をはじめとした役員に、直接プレゼンテーションし表彰され、また、優れた提案は各担当部門で採用・実施されます。

◆2010年度 厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」 均等推進企業部門「厚生労働大臣優良賞」を受賞。

女性の活躍を推進する組織を設置し、女性の活躍推進関連の情報提供等を積極的に行うことにより女性のキャリアアップを支援する取組みが評価され、受賞となりました。

◆日経WOMAN「女性が活躍する会社Best100」にランクイン。

日経WOMAN 2013年5月号「女性が活躍する会社Best100」において、総合第5位、ワークライフバランス度第6位、男女均等度第10位にランクインしました。両立支援制度の充実やワーク・ライフ・バランス推進への取組みが評価されたものです。

障がい者雇用～スミセイハーモニー～

地域・社会貢献の観点から、全国に展開する支社において障がい者雇用に積極的に取り組んでいます。平成13年に設立した特例子会社（株）スミセイハーモニーでは、重度の障がい者を中心に117名*の職員が、当社のご契約の保全業務の一端を担い、明るくいきいきと働いています。また、障がい者雇用に関する積極的な取組みを評価され、平成22年3月1日付で、厚生労働省の障害者雇用優良企業に認証されました。

*平成25年5月時点

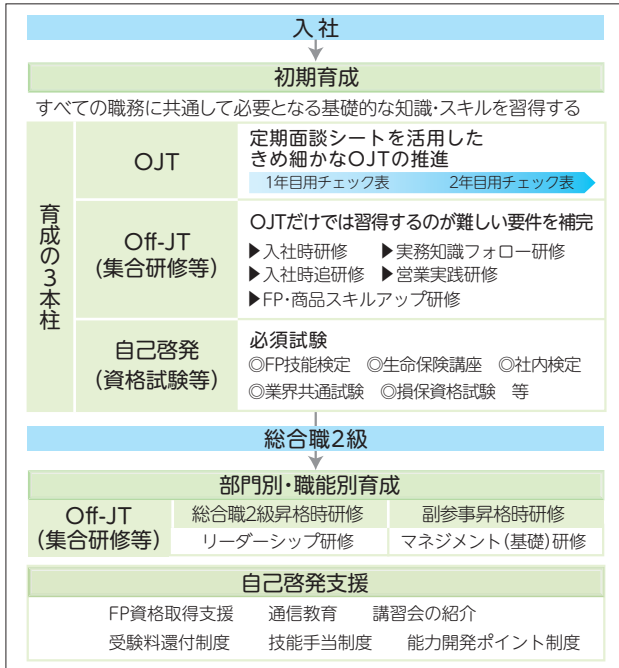


スミセイハーモニーオフィスの様子

教育制度

■総合職員・一般職員等の教育体系

●総合職員人材育成概要



●一般職員人材育成概要

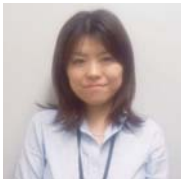


キャリア形成サポート制度 利用者の声

職種変更制度

制度利用者の声

中村 香穂里



東京事業部/平成11年入社
業務職員
平成11年 営業総括部 業績戦略室に配属
平成21年 一般職員から業務職員へ職種変更
平成23年 営業総括部 営業支援室に配属
平成24年 東京事業部

<制度利用のきっかけ>

当時の所属に後輩が多く配属され、上司から後輩に色々な働き方があることを示して、あなた自身伸び伸び働いてほしい。そのためにも、制度を実際に活用してみてもどうか。」とお声かけいただいたことがきっかけです。

<現在の職務について>

営業職員が担当企業を定期的に訪問し、お客さまに安心してご契約を継続していただくための事務面のサポートをしています。職種変更してから自分の担当以外の業務や他部門と関わる機会も増え、仕事の幅が広がりました。事務面だけでなく、自分が携わった企画内容で実際に営業職員が活動するということは責任も重いです。その分やりがいは大きく、感謝されることや達成したときの喜びは次への原動力となっています。

<今後の抱負>

本社から支社へ異動し新しい業務に携わることで成長を実感し、自分に自信ができました。これからも様々な業務を経験し社会人として、人間として成長していくことが目標です。

キャリアアップ支援制度

制度利用者の声

片岡 博美



山梨支社/平成10年入社
業務職員 グループマネージャー
平成24年5月～約1年間
キャリアアップ支援制度を利用して
契約審査室・契約変更サービス室へ
約半年間ずつ留学。

<制度利用のきっかけ>

支部での事務経験を経て支社に異動となった際、同じ社内の仕事であってもポジションが異なれば見え方が違うと実感しました。さらに本社での経験を積んで仕事の幅を広げ、お客さまをはじめこれまでお世話になった方々に恩返ししたいと思ったことがきっかけです。

<キャリアアップ先での仕事内容>

支部や支社からの本社あての依頼がどのように処理されているのか等、これまで行ってきた業務の背景を知り、生命保険事務の本質を学ぶことができました。知識やスキルの習得はもちろん人脈を広げることができ、どんな仕事をしていても「お客さまのため」という気持ちで住友生命の職員が一体となっていることに改めて誇りを感じることができました。

<制度利用後の感想>

現在、グループマネージャーとして営業職員のサポートをする立場として仕事をしています。支部・支社・本社の縦割りの仕事ではなく、「住友生命の仕事」として日々仕事に精進しています。後輩の女性職員がいきいきと仕事をしていけるよう私自身が活躍することで範を示したいと思っています。

豊かな 社会づくり

社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。

お客さまをはじめとするすべての皆さまが、未来の様々なライフイベントを楽しみ、力強く乗り越えて、豊かで明るい人生を送れるよう応援したいと考えています。住友生命は、そうした思いから、「少子化・子育て」「介護・医療」「芸術・文化」「地域社会・国際社会」、さらに「地球環境」を加えた5つのテーマを重点分野として、積極的な取り組みを進めています。



少子化・子育て

少子化対策・子育て支援事業

未来を強くする子育てプロジェクト

すこやかな子育てと夢のある未来づくりに向けて、「未来を強くする子育てプロジェクト」では、以下の活動を中心とした様々な取組みを通して、「子育てのすばらしさ」を啓発し、子育てしやすい環境づくりを支援しています。

■子育て支援活動の表彰

より良い子育て環境づくりに取り組む個人・団体を表彰。特徴的な子育て支援活動を社会に広く紹介し、他地域への普及を促します。



■女性研究者への支援

育児のため研究の継続が困難となっている、若しくは育児を行いながら研究を続けている女性研究者に対し、研究助成を実施します。人文・社会科学分野における萌芽的な研究の発展に期待する助成です。



未来を強くする子育てプロジェクトwebサイト

http://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/community/mirai_child/

■子育て環境の整備

子育て環境を整備し、地域の子育て環境を向上させるため、全国的な子育て支援団体の活動支援を実施し、親子が安心して生活できる環境づくりを支援しています。

【支援先団体】

- ・NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会
- ・特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション

■育児をテーマにした講演会の開催・共催

少子化の一般啓発活動として、育児などをテーマとした講演会やシンポジウム等を実施し、「子育ての喜び」を啓発し、「育児不安の解消」を図ります。

介護・医療

「がん」への取組み

ピンクリボン運動を応援

万が一がんにかった場合の備えをサポートするだけでなく、より多くのお客さまに乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えていくことも、生命保険会社としての重要な社会的責任であると考え、平成19年度よりピンクリボン運動を応援しています。

全国約3万人の営業職員が胸にピンクリボンバッジをつけて、ピンクリボンのメッセージを多くのお客さまに伝えていくとともに、お客さま一人ひとりにオリジナルのチラシや冊子をお配りし、乳がんの啓発に努めています。当社イメージキャラクターのピングーもピンク色になりグッズやチラシに登場、一緒にPR活動をしてくれています。

また、使用済み切手を回収し、リサイクル業者を通じて換金の上、日本対がん協会「乳がんをなくすほほえみ基金」に全額寄付しています。寄付金はマンモグラフィなどの乳がん検診機器の整備、

患者や治癒者のケア、広報活動やがん相談、検診技術者の研修などに役立てられています。

その他、全国で乳がん啓発セミナーを開催し、乳がんの基礎知識をQ&A方式で解説するほか、検診の申し込み方法、検診費用などの情報提供を行っています(平成25年6月末時点で139講演実施)。



© 2013 The Pygos Group 営承 P402

がん患者団体等への支援

がんに関する様々な活動を行う団体に対して、支援を実施しております。

公益財団法人 日本対がん協会

- ・がんの早期発見や早期治療、生活習慣の改善によってがんの撲滅を目指そうという趣旨で昭和33年に設立された団体です。
- ・がん征圧を目指した24時間ウォーキングチャリティイベント『リレー・フォー・ライフ・ジャパン』を支援します。



NPO法人 がんサポートコミュニティ

- ・患者さんとそのご家族に対し、専門家による心理社会的サポートを提供するために平成13年に設立された団体です。
- ・がんに関するセミナー講演や、がん予防啓発活動の推進等を支援します。



公益財団法人 骨髄移植推進財団

- ・白血病などの血液の病気で苦しむ人たちを、善意のドナー候補者との骨髄移植・末梢血幹細胞移植で救済するため平成3年に設立された団体です。
- ・一人でも多くの患者さんを救うため、ドナーの募集、普及啓発を支援します。



「闘わないがん治療:粒子線セミナー」の開催

すべての方々に向けて「超最先端のがん治療・粒子線治療技術(先進医療)」の啓発活動を行っています。

平成20年3月から、兵庫県立粒子線医療センター名誉院長・がん粒子線治療研究センター長 医学博士 菱川良夫先生を講師にむかえセミナーを実施しており、これまでに83回開催し17,000名を超えるお客さまにご聴講いただいています。また講

演のダイジェストと菱川先生のインタビューを収録したDVDも11万枚超を配布しています。

(平成25年6月末現在)

「闘わないがん治療」DVD



認知症ケア支援事業

当社は、平成13年度から介護の中でも特に深刻な問題となっている認知症介護の問題に取り組んでいます。

認知症ケアに取り組む団体を支援

認知症ケアに関する啓発・普及活動、家族へのフォロー、指導者育成等の観点から、電話相談、研修、機関紙発行などの活動を行っている団体を支援しています。

- 【支援先団体】**
- ・公益社団法人 認知症の人と家族の会
 - ・公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

認知症サポーターの養成

平成21年から認知症サポーターの養成に取り組んでいます。所定の研修を通じて、これまでに8,249名(平成25年3月末現在)のサポーターを養成し、金融機関ではトップクラスの実績です。

※認知症サポーターとは、「認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者」で、厚生労働省が始めた取組みです。

セミナーの様子



芸術・文化

こども絵画コンクール

未来を担う子どもたちの夢を育み、心豊かな成長をお手伝いしたいという願いのもと昭和52年にスタートした「こども絵画コンクール」は今年で37回目を迎えました。全国各地および海外からご参加いただき、開始からの応募総数が1,016万点を超えるコンクールへと成長しました。

平成12年度からはフランス国立ルーヴル美術館の後援を受け、毎年同美術館にて優秀作品の展覧会を開催してまいりました。今年度も優秀作品を3～4月の1ヶ月間ルーヴル美術館に展示します。

その他、昭和61年度より絵画コンクールを通じて日本ユニセフ協会

の活動を応援しており、「配付した画用紙1枚につき1円、応募作品1点につき10円」を寄付し、絵画コンクールに応募いただくことで子どもたちが社会貢献に参加できるようになっています。



第36回ルーヴル美術館賞
「うつしてみつくて」 荒瀬 史歩さん(小2)

クラシック音楽文化への貢献

いずみホール(一般財団法人 住友生命福祉文化財団)

いずみホールは平成2年にクラシック音楽専用ホールとして、大阪城を間近に臨むロケーションにオープンしました。室内楽に最適な821席の規模で、その音響の良さは各方面から高く評価されています。

平成24年度は、主催公演・共催公演46を含む総公演数が224、入場者総数は123,733人となりました。また、10月には開館以来の入場者が300万人に達しました。平成24年はメイン企画として「ウィーン音楽祭 in OSAKA」(全7公演)を行いました。この音楽祭はウィーン楽友協会の全面的な企画協力のもと、1993年から3年おきに開催してきたもので、マスコミが大きく取り上げるなど常に注目を浴びてまいりました。今回を最後の音楽祭といたしました。惜しむ声も多く聞かれました。パッハ・アルヒーフ・ライプツィヒとの提携によるオルガンシリーズがスタートし、2公演がいずれも満席となりました。

このほか、現代音楽を積極的に紹介する「いずみシンフォニエツ

タ大阪」定期演奏会、定番シリーズとなっている「ランチタイム・コンサート」、有名アーティストによる「スペシャルコンサート」「日本の歌」「ミュージック・サブリ」「ミュージック・ステーション」などバラエティーに富むラインアップで、多様なクラシック音楽ファンのニーズに応えました。

若年層のクラシック音楽ファンの育成・獲得に向けた取組みとして、主催公演の一定席数を若者に無料提供するユースシートを継続し、また大阪市音楽団と提携した音楽鑑賞会では大阪市の小学生約5,000人がいずみホールを訪れました。



平成24年10月27日
ウィーン音楽祭 in OSAKA[ミサ・ソレムニス]

全国縦断チャリティコンサート

全国各地にクラシック音楽をお届けしようと昭和61年にスタートした「全国縦断チャリティコンサート」は、今年度で28回目を迎えました。毎年国内外の一流アーティストによる演奏を全国のお客さまにお届けし、通算公演回数は972回を数え、これまでに121万名以上の方々にご来場いただきました。今年度は「フィギュアスケートを彩るクラシックの数々」をテーマに全国で公演を順次開催しています。会場でご協力いただいているチャリティ募金も累計3億円を超え、各地の福祉事業な

どへの寄付や、開発途上国での学校校舎の建設、東日本大震災の義援金・支援金としてお役立てさせていただきました。また、平成24年度からは東日本大震災の被災地の学校へピアノを寄贈するプロジェクトを実施しております。



地域社会・国際社会

スミセイ・ヒューマニー活動

「人間味あふれ(ヒューマン)、地域社会と調和を図れる(ハーモニー)企業でありたい。」

そんな想いから「ヒューマニー(ヒューマン&ハーモニー)」を合言葉に平成4年にスタートした職員参加型のボランティア活動です。

地域社会に貢献するために、海岸清掃や施設訪問・チャリティバザーなど多岐にわたる活動を展開しています。

毎年多くの支社・本社各部・室が参加しており、平成24年度は、261活動、のべ37,986名の職員が参加しました。



海岸清掃



高齢者施設ボランティア

24時間テレビ“愛は地球を救う”協賛

平成18年度より社会貢献の一環として日本テレビ系列24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し、全国で募金活動を実施しております。

当社独自の取組みとして使用済み切手の回収用ボックスを作成し、当社内のみならず各企業さまのご協力もいただき、回収活動を実施し、リサイクル業者を通じて換金の上、24時間テレビチャリティー委員会に寄付しております。また24時間テレビ放送日当日にはテレビ局のメイン会場や街頭にブースを設置し、全国各支社・本社および関連会社職員が募金活動を行い、昨年は皆さまの

ご協力のもと15,120,540円(うち使用済み切手回収による換金額668,950円)の募金を集めることができました。

皆さまからお預かりした募金は、福祉・環境・災害援助に役立てられます。



平成24年 広島設置ブース

ユニバーサルデザインカレンダー寄贈

様々な立場の方にお使いいただけるよう、平成14年用には「点字カレンダー」を、平成15年用以降は黒地に白文字の「ユニバーサルデザインカレンダー」を製作し、一部を全国の弱者支援団体、盲導犬協会等へ寄贈しております。平成25年用も、1,995部を75団体へ寄贈しました。

ユニバーサルデザインとは「年齢や性別、体格、障がいなどの有無に関係なく、誰にとっても使いやすいよう配慮された機能やデザ

イン」を意味します。カレンダーの文字には、日本のユニバーサルデザインの第一人者であるトライポッド・デザイン株式会社（中川聰代表）作成の「ユニバーサルデザイン・フォント」を使用し、視力の弱い方にも読みやすく作られています。



財団での取組み

一般財団法人 住友生命福祉文化財団

住友生命福祉文化財団は、昭和35年設立の財団法人で、社会の福祉および文化の振興に貢献すべく多岐にわたる事業を展開しています。平成24年度の主な取組みは次のとおりです。

予防医学 振興事業	生活習慣病予防健診 (住友生命総合健診システム)	生活習慣病の早期発見を目指す総合健診の年間受診者数は22,595名、特定健診・特定保健指導の対象者は7,840名を数えました。また、聴力障がい者の無料健康診断、介護する人への受診優遇を実施しました。
	海外医学研究助成	生活習慣病等の先端医療分野の研究のため、海外留学する医師15名に助成しました。
	地域医療貢献奨励賞	僻地等での医療に永年尽くす医師6名を顕彰しました。
福祉事業	介護セミナーの開催	「スミセイさわやか介護セミナー」を全国37都市で開催し、延べ9,000名を超える方々に受講いただきました。また、「ケアする人のケアセミナー」、「遠距離介護セミナー」も開催しました。
	子どもの健全育成	児童館を拠点にした「子どものためのNPOとの協働事業」、近畿圏の小学生を対象に「子どもエコ俳句大賞」(第7回)を実施しました。
	いずみホール夢コンサート	障がいを持つ人とサポーターを招待するコンサートを開催しました(第10回)。
音楽文化 振興事業	「いずみホール」では、クラシック音楽文化の振興を目指し、多彩な主催公演を実施しました。	



地域医療貢献奨励賞表彰式

公益財団法人 住友生命健康財団

人々の生涯にわたる心身の健康に関する啓発活動を行い、国民の健康増進を図ることを目的として、昭和60年に設立した財団法人です。(平成23年4月1日より公益財団法人に移行しました。)

●主な事業内容(平成24年度末現在)

1. 心身の健康および健やかな生活に関する啓発事業

スミセイライフフォーラム「生きる」 (平成8年～)	「生きる」をテーマにしたフォーラムを通算91回開催
スミセイシニアライフセミナー (平成16年～)	地域に密着した高齢者向けのセミナーを通算43回開催
スミセイ子育てフォーラム (平成20年～)	子育ての喜び、家族の絆をテーマとしたフォーラムを通算10回開催
スミセイおはなし広場・キャラバン (平成13年～)	保育園・幼稚園児に絵本の読み聞かせなど、1,435ヶ所で開催 絵本23巻を発行・頒布

2. 健全な地域社会推進支援事業

官民協力型イベント もりフォーラム(平成18年～)	認知症啓発の野外セミナーを毎年1回通算7回開催
------------------------------	-------------------------

3. 心身の健康および健やかな生活に関する助成事業

スミセイコミュニティスポーツ推進 助成プログラム(平成22年～)	コミュニティスポーツによる健やかなひと・社会づくりに向けた調査・研究 および実践活動への助成	
	平成24年度助成数	合計 29件
	調査研究助成・新規	7件
	調査研究助成・継続	4件
	実践助成・新規	10件
	実践助成・継続	5件
	東日本大震災復興支援特別助成	3件 (通算58件)



スミセイ ライフフォーラム「生きる」

公益財団法人 住友財団

「住友財団」は、住友グループの礎である別子銅山開抗300年を記念して、平成3年9月に住友グループ20社で設立した多目的の財団で、当社も設立メンバーの1社です。

財団の資産(現在の正味財産約227億円)の運用益を財源として、「基礎科学研究助成」、「環境研究助成」、「文化財維持・修復助成」、「海外の文化財維持・修復助成」、「アジア諸国における日本関連研究助成」などの助成を行っています。

平成24年度は、東日本大震災被災者緊急支援活動に対する助成、被災した文化財の修理事業助成等も含め、307件、4億5千万円に及び助成を行いました。

写真は、平成23年度助成対象の大分市美術館 所蔵 田能村竹田(たのむらちくでん)関係資料帆定家伝来「四季花鳥図」の「春」(左)と「夏」(右)



地球環境の 保護

健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響を配慮し、その保護に積極的に取り組みます。

地球上のあらゆるものは、豊かな地球を存立基盤として成り立っています。住友生命は、未来に向けた持続可能な社会づくりのために、事業活動における省エネ・省資源の取り組みを行うとともに、環境保護プロジェクトの実施などを含めた幅広い環境保護活動を展開しています。



サンゴ礁保全プロジェクト

人間に豊かな恵みをもたらし、生物多様性の観点からも重要な役割を担っているサンゴ礁が、地球温暖化、海洋汚染、開発、自然災害などを原因として消失が進んでいます。当社は、サンゴ礁の保全と持続可能な地域づくりのため、平成20年から「サンゴ礁保全プロジェクト」を実施し、2地域でのNGO活動を支援しています。

石垣島 しらほサンゴ村

石垣島の白保の海には、世界最大級といわれる貴重なアオサンゴ群落が残されています。

当社は、地元白保の人たちとともにサンゴ礁環境の保全と持続可能な地域づくりに取り組む公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)の活動を支援しています。WWFジャパンは、白保住民を主体とするサンゴ礁の調査や保全活動、環境学習、自然体験型観光の振興や地域特産物の開発の支援に取り組んでいます。



©WWFジャパン

フィジー共和国 ビチレブ島

ビチレブ島南西部の沿岸の「コーラルコースト(サンゴ礁の海岸)」は、かつて名前のとおり豊かなサンゴ礁が広がる地域でしたが、近年、リゾート開発や地域住民の破壊等によりサンゴ礁が被害を受けています。

当社は、地元住民とともにサンゴ礁の再生・保全に取り組む公益財団法人オイスカの活動を支援しています。オイスカは、サンゴの育苗・植付け、地元住民への環境啓発、サンゴ礁のモニタリング調査などに取り組んでいます。



©オイスカ

スマセイ環境方針

住友生命は地球環境の維持・保全が我々が目指す「豊かで明るい長寿社会の実現」に必要不可欠であると考えています。

当社事業の公共性や社会への責任を踏まえ「健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組む」ことをCSR経営方針に定め、日々の活動において以下の方針に従い、着実かつ持続可能な地球環境保護活動へ取り組みます。

1. 地球環境保護の大切さ、および事業活動の環境への負荷を十分に認識し、事業活動を通じた地球環境保護を推進します。
2. オフィスの省エネルギー・省資源、廃棄物のリサイクル、ならびに消耗品・什器・備品等のグリーン購入を推進します。
3. 役員一人ひとりの環境啓発に努め、その地球環境保護活動を支援するとともに、環境面での社会貢献に積極的に取り組みます。

職員による環境ボランティア

職員によるボランティア活動「ヒューマニー活動」においても、環境保全に取り組んでいます。

全国の当社職員が、地域の清掃活動や森林の間伐、植林活動などに積極的に参加しています。

今後も、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していきます。



省エネ・省資源への取り組み

事業活動を通じた取り組み

全社的に省エネ・省資源の取り組みを行っています。具体的には、当社事業活動において環境負荷の大きい紙使用量の削減および電気使用量の削減について、各所属が主体となって積極的に取り組んでいます。

また、従来は紙冊子であった保険約款をCD-ROM化することにより、大幅な紙使用量削減につながっています。

印刷物への環境配慮

お客さま向けカレンダーや商品パンフレット、社内向け教材等様々な印刷物に、再生紙・植物油インキを使用するなど、環境にやさしい取り組みを行っています。

当社独自の環境シンボルマークを制定し、環境に配慮した印刷物に記載する等、職員の環境意識を高めながら、全社的な取り組みを行っています。



環境に配慮した不動産運用

当社が全国に保有する約160棟のテナントビルについては、省エネ型設備の導入や冷暖房設備のきめ細やかな温度設定などを通じて省エネ推進に取り組んでいます。

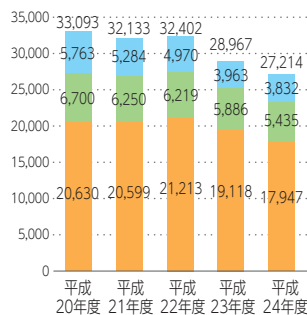
改修工事にあたっては、環境と品質の両面から検討を行い、温室効果ガス削減に重点を置くとともに、運用管理面においても一層の効率化や入居テナントとの協力関係を構築しています。

また、本社ビル等についても、省エネルギーかつ高効率な機器への設備更新を計画的に進めています。

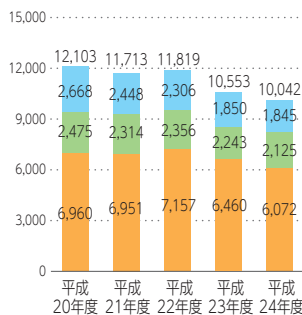
東京本社ビル(興和住生築地ビル)では平成24年度には4.1%(*)の温室効果ガス削減を達成し、また、近年の電力の有効活用・省エネルギーの推進等への取り組みに顕著な功績があった事業場として、関東地区電気使用合理化委員会(社団法人日本電気協会関東支部)による平成24年度「電気使用合理化に関する表彰」において「最優秀賞」を受賞しました。
(*)平成14~16年度の平均排出量対比

環境パフォーマンスデータ

● 電気(千Kwh)

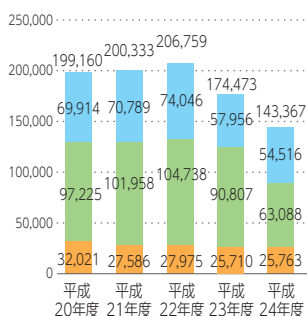


● CO₂(t-co₂)

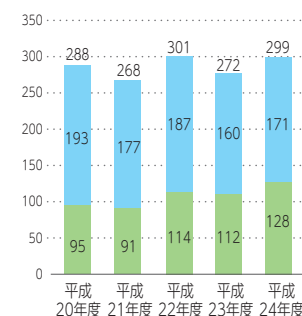


※電気・ガス・重油使用量から算出
※東京都環境確保条例、大阪府環境条例に基づく

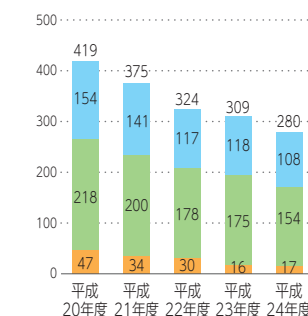
● 水道(m³)



● ガス(Km³)



● 紙(t)



※PPC用紙購入量から算出

震災復興への取り組み

東日本大震災に対する、復興支援を目的とした主な社会貢献活動をご紹介します。

職員による活動

チャリティバザーの開催

例年、本社・東京本社で職員が商品を持ち寄り開催しているチャリティバザーにおいて、売上金の一部を震災復興のために寄付しました。

あわせて、チャリティ募金活動や、バザー会場において東北の商品を購入するコーナーの設置等の購入支援を行いました。



職員のボランティア活動支援

現地でのボランティア活動に協力するため、職員から参加者を募集し、現地でのボランティア活動を推進しました。

また、避難されている方を対象としたイベントに協賛するとともに、職員もイベント運営にボランティアとして参加しました。



子どもたちへの支援

子育て団体への支援

「未来を強くする子育てプロジェクト」の一環として、被災した妊産婦の支援を行っている団体に対して、支援を行いました。また、平成25年度には「震災復興応援特別賞」を創設します。

東北の高校生の富士登山イベントへの支援

日本一の山に登ることで自信をもって復興に臨んでほしいという思いから東北の高校生を対象とした富士登山イベントを支援しました。



被災地の小学校へのピアノの寄贈

例年実施している、全国縦断チャリティコンサートにおいて、会場でお預かりした募金の一部で、ピアノを購入し、被災地の学校に寄贈するプロジェクトに取り組みました。

また、お預かりした募金の一部で被災地支援募金への寄付を行いました。



音楽の力による心のケア

東北の病院等でのコンサートへの協賛

音楽の力で勇気付けるために、世界的指揮者である大野和士氏が病院等で行う「こころふれあいコンサート」への協賛を行いました。

平成24年度は、福島県、宮城県、岩手県などで開催しました。



町づくり支援

すべての人が暮らしやすい町づくりの支援

東北における復興の過程で、すべての人がより暮らしやすい町をつくるための活動を支援しています。

宮城県、岩手県等でセミナーを開催するなど、町づくりに向けた取組みを支援しました。



今後も様々な取組みを通して、復興支援に取り組んでまいります。

CSRを支える経営体制

生命保険事業の健全な運営に向けて、
経営管理面の取組みを強化しております。

- 56 コーポレートガバナンス
- 62 経営管理体制
- 65 内部統制システムの整備
- 65 コンプライアンスへの取組み
- 67 個人情報保護への取組み
- 68 リスク管理体制
- 72 ご契約者保護に関する制度

コーポレートガバナンス

相互会社のしくみ

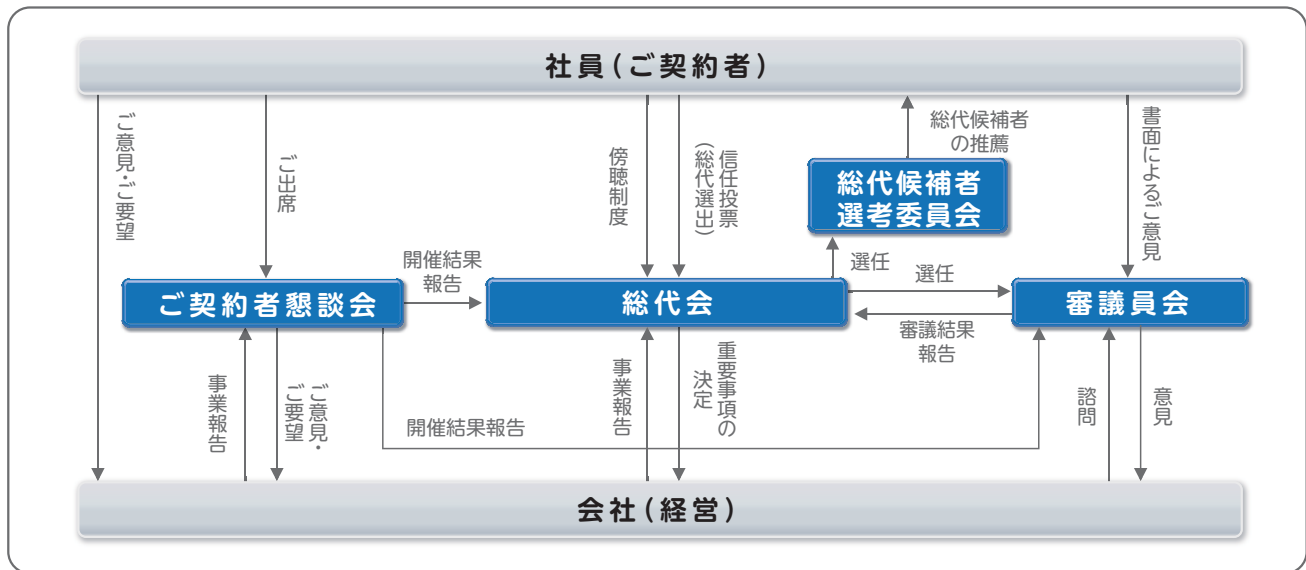
生命保険は、大勢の人が保険料を負担しあい、それを財源として死亡したときや病気になったときに保険金や給付金を受け取るという「助け合い」「相互扶助」の仕組みによって成り立っている公共性の高い事業です。

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です（相互会社は保険業法によって保険会社に認められた組織形態です）。

相互会社では、株式会社と異なり株主が存在せず、保険契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります（ただし、剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者については、当社定款の規定により社員とはなりません）。

当社は、透明性が高い相互会社組織の実現を通じて、お客さまの声を大切にしていける会社を目指してまいります。

【相互会社のしくみ】



総代会制度について

当社は、定款の規定により、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。

総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただけます。

総代会の傍聴制度について

当社では、社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。

申込方法等については、総代会開催前の一定期間、本社や全国の支社・支部等の店頭に掲示するとともに当社ホームページにてお知らせします。

総代の数および選出方法（選考手続、選考基準）について

総代の数

当社定款の規定により、総代の定数は180名、任期は4年（重任限度2期8年）となっています。

総代の定数については、総代会において社員の意思が

適切に反映され、かつ総代会が十分な審議を行ったうえで決議を行う意思決定機関として機能するといった観点から、適正な数と考えています。

総代の選出方法

総代の選出方法には、社員の直接選挙による方法と総代候補者選考委員会*が推薦した候補者に対して全社員による信任投票を行うことによって選出する方法があります。

当社では、全国の多数の社員の中から偏りのない適切な総代選出を行うという点や実効性のある選出手段という点などから、いずれの方法が適切かということをお勧めしたうえで、信任投票制度を採っています（立候補の制度は採用していません）。

総代の選出は、2年毎に定数の半数について行います。

総代候補者選考委員会では、総代会に社員各層の意思が適正にかつ幅広く反映されるよう、「総代候補者選考基準」を制定しており、改選の都度、この選考基準に従い、定数の割当てと職業別・年齢別・性別の構成比率等の選考方針を定め、これに沿った具体的候補者の選考を行います。

総代候補者選考委員会は、総代候補者を選考した後、当社のホームページにおいて推薦に関する公告を行います。同時に、社員の皆さまに就任の可否を伺う信任投票の用紙を郵送でお届けします。

不信任の投票数が全社員の10分の1に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

*総代候補者選考委員会…総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成されます。なお、総代選出過程における公正の確保、および総代候補者選考委員会の独立性確保の観点から、総代候補者選考委員会の事務局長については、社外人材を任用することとしています。

<総代候補者選考基準>

1. 総代候補者の資格基準
 - a. 当会社の社員である人
 - b. 総代としての重任期間が2期を超えない人
 - c. 他の生命保険会社の総代に就任していない人
 - d. 当会社の現職役員または従業員でない人
2. 総代候補者に求められる要件
 - a. 生命保険事業に認識と関心を有し、総代たるにふさわしい見識を有する人
 - b. 総代会への出席等、総代としての十分な活動が可能である人
 - c. 当会社社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能である人
 - d. 以下の観点から当会社の事業や経営をチェックし、有意義な提言等を行うことが可能である人
 - (1) 保険契約者の観点から提言等を行うことが可能である人
 - (2) 専門的な観点から提言等を行うことが可能である人
 - (3) 会社経営（マネジメント）の観点から提言等を行うことが可能である人
3. 総代の地域別定数割当基準

総代の地域別定数は、社員の地域別割合に比例するように定め、かつ地域別割合が1に満たない場合はこれを1とする。ただし、定数の一部については地域および社員数に関係なく定めることができる。
4. 総代の構成基準

年齢、職業、性別等のバランスに配慮し、幅広い層から選出を行う。

※総代、総代候補者選考委員、審議員の名簿および総代の構成については、P. 74～P. 75に掲載しています。

ご契約者懇談会について

ご契約者の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、ご意見を幅広く吸収し、経営に反映させていくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。なお、ご契約者懇談会は、総代会に先立つ1月～3月に開催し、総代会との連携を図っています。

また、総代の選考方法の多様化を図る観点から、ご契約者懇談会の出席者の中から一定数の総代を選出することとしています。

参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間、全国の支社・支部等の店頭に掲示してお知らせします。



審議員会について

会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議員会を設けています。審議員会では、社員から書面により提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。

審議員の員数は定款の規定により25名以内となり、会議については年に3回開催しています。なお、平成24年度の開催状況は表のとおりです。

【平成24年度審議員会開催状況】

	議 題
第1回 平成24年5月開催	・平成23年度事業概況および決算案について ・定款の変更について
第2回 平成24年11月開催	・平成24年度上半期事業概況および業績概況について
第3回 平成25年2月開催	・平成24年度第3四半期までの事業概況および業績概況について ・新年度の経営課題への取組みについて

平成25年ご契約者懇談会の開催状況

平成25年は全国で88回開催し、1,605名のご契約者の方々にご出席いただきました。

ご契約者懇談会席上でのご意見・ご要望につきましては、実行に

移せるものは直ちに経営に取り入れるとともに、その傾向を分析して、ご契約者の意向に沿った経営をすすめていく一助とさせていただきます。

具体的なご意見・ご要望の例

1. 若い方にも保障を提供していく必要があると感じている。保険料を低く抑えた商品や、高い利回りが期待できる商品を販売すれば、若い方も保険の加入を検討しやすくなるのではないか。また、フェイスブック等の若い方に影響力のあるメディアを利用するなどして、保障の必要性についてPRに努めてはどうか。

若年層の方々は、将来のリスクに対する備えについて、意識しづらい面があったり、保険料のご負担という点で積極的にご加入いただくまでにはいたらない場合があったりするのではないかと考えられます。こうした中、当社としては、営業職員によるコンサルティングを中心に、若年層の方々ご本人に、あるいはご家族の方を通じて、保障の必要性を訴えてまいります。

一方で、ご指摘のとおり、若年層の方が加入を検討しやすい商品も必要であると認識しております。この面では、総合的な保障を提供する若年層向けの商品として、医療保障や資産形成機能を重視しつつ、死亡保障を抑えることで、お求めになりやすい保険料を実現した「きちんと未来」を取り扱っております。なお、「きちんと未来」には、平成25年3月に発売した「がん診断特約」、「がん薬物治療特約」も付加可能であり、医療保障を一層充実させることができるようにしております。また、貯蓄性商品については、個人年金保険料控除といった税制面のメリットも活かして、若いうちから計画的・効率的に老後資金の準備が可能な個人年金保険「たのしみ1番」について、よりお手頃な保険料でご加入いただけるよう、月々の保険料で5,000円からご加入いただけるように基準の引下げを行いました。

若年層のお客さまに保険の必要性をお伝えし、保障をご準備いただくことは生命保険会社の重要な役割の一つですので、引き続きニーズにマッチする保険商品の開発に努めるとともに、一層ご安心・ご満足いただけるような販売活動に取り組んでまいります。

また、ご指摘のとおり、フェイスブック等のメディアは若年層の方々に保険について考えていただくきっかけとしても重要であると考えており、当社も商品開発者の想いなどを紹介することで、生命保険により関心を持っていただけるよう取り組んでおります。今後も様々な形で保障の必要性などをお伝えしていく工夫をしてまいります。

2. がんに罹患し、最先端の治療を受けた場合に保障してくれる商品がほしい。

当社は、がん罹患した場合の保障へのニーズの高まりや医療技術の進化・多様化を踏まえて、様々な形でがん治療をサポートする商品の開発・提供に取り組んでおります。

がんの治療法では、特に抗がん剤などの「薬物治療」の普及・進歩が目覚ましく、従前の「手術」「放射線治療」とあわせてがんの3大治療法とされております。こうした動向を踏まえ、平成25年3月に公的医療保険の対象となる抗がん剤・疼痛緩和薬といった薬物治療を保障する「がん薬物治療特約」を発売いたしました。本特約は給付対象となる抗がん剤の範囲を医薬品の使用目的によって定めているため、

将来誕生する新薬であっても、公的医療保険の対象となれば自動的に給付対象となり、医師が抗がん剤治療として行う治療を将来にわたって漏れなく保障する仕組みとなっております。なお、本特約の発売とあわせて、早期がん(上皮内新生物)にも備えることができる「がん診断特約」を同時に発売しております。

また、手術や放射線治療については「総合医療特約」によって保障しており、給付対象となる治療を公的医療保険と連動させておりますので、将来にわたって公的医療保険の対象となる最新の手術・放射線治療をカバーすることが可能となっております。

一方、公的医療保険対象外の最新の治療のうち、一定の安全性・有効性が認められ、厚生労働大臣が定める「先進医療」として実施されている治療については、「新先進医療特約」によって治療費用を最大2,000万円まで保障いたします。

なお、公的医療保険にも先進医療にも該当しない最先端の治療、いわゆる自由診療となる治療を直接保障する商品はありませんが、がんと診断された際に一時金をお支払いする「がん診断特約」や「リガード特約」、がんが進行し、治癒も病状の好転も見込めない医師によって診断された場合に死亡保険金を最大3,000万円まで前払請求できる「がん長期サポート特約」などをご用意しており、これらの保険金を自由診療の費用に充てていただくことも可能となっております。

3. お客さまの健康管理や健康増進に役立つサービスを提供してほしい。

健康・医療・介護に役立つ仕組みという点では、ブランドビジョンに掲げる4つの先進の価値の一つである、「健康な人生・豊かで明るいシニアライフ」を応援する、進化するサポートプログラムを推進するべく、順次種々のサービスを導入しております。

まず、平成23年3月に、主力商品「W(ダブル)ステージ」にご加入のお客さまとご家族を対象に「Wステージ健康相談ダイヤル」を導入いたしました。これは、医師・看護師・保健師が夜間・休日の急な病気や心の疲れなど、健康に関する相談全般にわかりやすくアドバイスするサービスです。

また、平成25年3月には、当社の主力商品「W(ダブル)ステージ」および「ライブワン」にがん保障特約「がんPLUS(プラス)」を付加したご契約の被保険者の皆さまを対象に、「スマセイ・セカンドオピニオン・サービス」を開始しました。これは、最適な医療をご選択いただくために、主治医以外からのセカンドオピニオンを取得いただけるよう、総合相談医の紹介や手配などを行うサービスです。

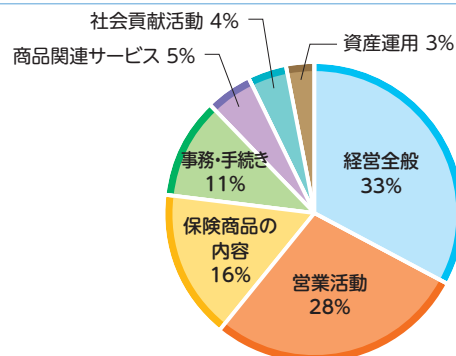
このほか、平成25年4月に、当社ホームページ内において、健康・介護等に関してお役に立つ情報をわかりやすく紹介する健康ポータルサイト「健康応援Navi(ナビ)」を開設しております。

今後も、健康管理や健康増進に役立つサービス等の充実を図るとともに、取組内容の社内外へのPRに努めてまいります。

開催回数と出席者数

	平成24年	平成25年
開催回数	88回	88回
出席者数 (1回平均)	1,601名 (18.2名)	1,605名 (18.2名)

ご意見・ご要望の内訳



平成25年定時総代会開催結果のお知らせ

平成25年7月2日(火)、大阪市において、定時総代会が開催されました。報告事項、決議事項については以下のとおりです。

【総代会の報告事項、決議事項】

報告事項	1. 平成24年度事業報告、貸借対照表、損益計算書 および基金等変動計算書報告の件 2. 審議委員会審議事項報告の件
決議事項	第1号議案 平成24年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 社員配当金割当ての件 第3号議案 総代候補者選考委員10名選任の件 第4号議案 審議員19名選任の件 第5号議案 取締役14名選任の件 第6号議案 監査役2名選任の件



平成25年定時総代会

総代会の議事録および質疑応答の要旨は、
本社や全国の支社等に備え置くとともに、ホームページ(<http://www.sumitomolife.co.jp>)にも掲載しています。

平成25年定時総代会の質疑応答について

報告事項の説明の後、13問のご質問について、議長(社長)または議長の指名する担当役員から回答いたしました。
以下に質疑応答の一部をご紹介します。

質 問

お客さまへの的確な情報提供について

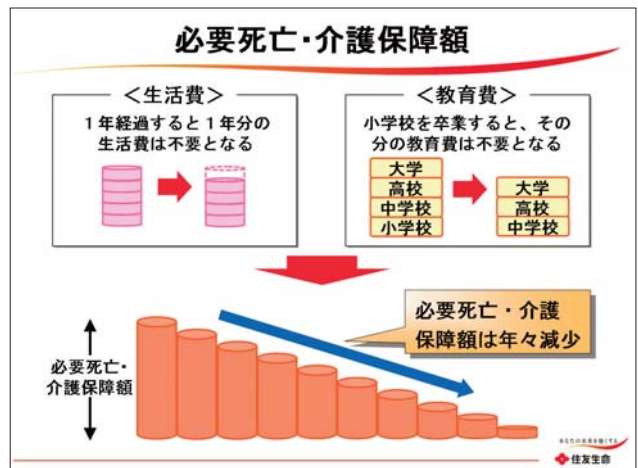
保険には貯蓄型・保障型など様々なメニューがありますが、まさかの時の保障が第一義的役割だと思
います。情報化社会の進行とともに保険の機能を正
確に把握したいというニーズが高まってくるのだと思
います。以上の観点から顧客に必要な保障額や保障
内容等の的確な情報提供が求められていると思
います。その為の御社のお考えや工夫されていること
をお教え下さい。

回 答

ご指摘のとおり、お客さまに対して現在必要とされている保障額、ライフステージごとに必要と思われる保障につ
きまして的確な情報をお知らせし、現在ご加入の商品内容を踏まえたうえで、お客さまにとって最適な商品をお勧めす
ることが極めて重要であると認識しております。

万一の場合などに、ご家族やご自身のために備えておくべき生活費や教育費などの必要額は、お子さまが成長して進
学・独立されたり、年齢を重ねたりすることにより変化し、一般的には年々減少していくこととなります。また、お客
さまに必要な備えは、ご家族の状況や将来の計画などにより異なってまいります。そこで、当社では必要な時期に必
要な保障をご準備いただくことができるようお客さまの現在の収入と支出に加え、将来の収支計画などをもとに、「未
来診断」として、お亡くなりになった場合、病気や介護状態になった場合などに必要な備えを営業用携帯端末「スミセイ
リーフ」でシミュレーションし、ご説明しております。

必要死亡・介護保障額



このシミュレーション結果を踏まえて、死亡・介護保障額を年々減少する形とすることで、必要な時期に必要な保障
をご準備いただくことができ、そのうえ、保険料水準も抑えることができる主力商品「未来デザイン」の提案を推進し
ております。

すでに当社の保険にご加入いただいているお客さまに対
しましても、定期的な訪問を通じてご契約内容や必要なお手
続きの確認、最新情報のご提供を行う「スミセイ未来応援活
動」の中で、年々変化する必要となる保障額につきまして「未
来診断」でご確認いただくようおすすめしております。

お客さまごとの「未来診断」の結果を踏まえた保険提案
を一層推進していくことが重要であると考えており、この役
割を担う営業職員教育の充実にも引き続き注力してまいり
ます。

今後も、お客さまへの的確な情報提供を通じて、最適な
保障をお届けできるよう努めてまいります。

質 問

営業戦略について

外資系等の生命保険会社については、保険料が安く、加入できる年齢範囲が広く、保障の範囲が広い印象を受けており、周囲からもそのような声を聞きます。お客さまニーズの多様化や様々な販売チャネルとの競合がある中で、貴社の商品戦略や販売手法に対する方向性をお聞かせください。

回 答

外資系等の生命保険会社におきましても、当社のように、対面でのコンサルティングを重視する戦略を採る会社もあれば、インターネットや保険ショップによる販売を中心とする会社もございます。「保険料が安い」という点につきましては、インターネットや保険ショップを中心とした販売を行う会社におきまして、保障内容をシンプルにし、ご加入時のコンサルティングとご加入後のサービスも簡素化する戦略を採っている事例かと存じます。また、こうした会社が扱う一部商品につきましては加入できる年齢範囲が広いものもございますが、これは各社の販売戦略によるものと思われれます。

こうした外資系や国内生命保険会社がひしめく生命保険市場の中で、当社がどのような戦略を採っていくかということですが、外部のコンサルティング会社に委託して実施している消費者アンケート調査によりますと、保険のご加入に際して、「信頼できる人からしっかりとしたコンサルティングを受けたい」と考えている方の割合が高まっております。当社ではこうしたお客さまを中心に、営業職員チャネルの強みを活かして、「様々なリスクに対応できる充実した保障」をご提供し続けていくことを基本的な戦略としております。

こうした考えのもと、例えば、当社の主力商品「未来デザイン」では、「死亡」された場合だけでなく所定の「要介護状態」が続いた場合にも年金をお支払いできるようにしており、病気や事故によって働けなくなった場合など、より幅広い場面でお役に立てる内容となっております。さらに、当社の「総合医療特約」や新特約「がんPLUS(プラス)」などを通じて、充実した医療保障をご提供しております。

また、こうした商品をご提供するにあたり、ご加入時の丁寧なコンサルティングはもちろんのこと、ご加入後の定期的な訪問活動など、営業職員ならではのアフターサービスや保険金・給付金お支払時のサポートをさらに充実させることで、商品・サービスの両面で保険料水準に見合った価値を実感いただき、いつまでもお客さまにご安心いただけるよう取り組んでおります。

そのため、販売手法の面では、当社商品の特長や必要性をお客さまにご理解いただけるよう、営業用携帯端末「スミセイリーフ」に搭載されたコンサルティングツール「未来診

断」を活用し、お客さまごとに必要な死亡・介護保障額をシミュレーションし、ご説明するよう取り組んでおります。さらに、最新のがん治療の実態や治療費の水準などの情報につきましても、「スミセイリーフ」に搭載しております解説資料・動画や専用のパンフレットなどを通じて、分かりやすくご提供できるようにしております。

今後も、お客さまのご期待に沿えるよう、商品内容、ご加入時のコンサルティングやアフターサービスといった点でさらなる充実を図ってまいります。

一方で、お客さまのニーズの多様化に伴い、保険ショップ等に足を運んでご自身で保険を比較して選ぶことを希望される方、絶対的な保険料の安さを最優先される方も増えてきております。

こうした状況に対しましては、子会社であるメディケア生命にて対応を行っております。メディケア生命では、「シンプル・わかりやすい・選べる保険」をビジョンに掲げ、外資系等の生命保険会社と比べても競争力のある商品内容を実現し、保険ショップや金融機関の窓口等を通じて医療保険を販売しております。

平成22年4月の開業から3年2か月となる平成25年5月には保有契約が15万件を突破しており、今後もさらなる成長に向けて取り組んでまいります。

なお、子会社のいずみライフデザイナーズにおきまして保険ショップを約50店舗、展開しており、「自ら足を運んで商品を比較しながら選びたい」というお客さまのニーズにお応えできるよう取り組んでおります。

以上のように、住友生命グループ全体として、お客さまニーズや販売チャネルの多様化にしっかりと対応してまいります。

質 問

国債および外債への投資について

資産に関して、国債を今後も一定の構成比で保有していくのでしょうか。外債へのシフト等検討されているかどうか？

回 答

お客さまに確実に保険金をお支払いするという保険会社の役割を果たしていく観点から、当社は、資産・負債を総合的に管理するALMを運用方針の中核に据えております。具体的には、生命保険契約は保険金等をお支払いするまでの期間が長期にわたるため、お預かりした保険料を運用するにあたっては20年債や30年債といった満期までの期間が長い超長期債等の円金利資産を中心に投資を行っております。これにより、金利の変動に伴うリスクの削減を図るとともに、長期的に安定した収益の確保に努めている次第でございます。



平成25年3月末時点では約9兆1000億円の国債を保有しており、一般勘定総資産に占める割合は4割弱となっております。当社におきましては、国債を円金利資産の中核と位置づけ、今後も一定の割合で保有していく予定でございます。

一方、外貨建債券につきましては、国内債券と比較して金利が高く、運用利回りの向上が期待できる資産として投資を行っております。平成24年度中に、すでに外貨建債券の残高を積み増し、平成25年3月末時点における保有額は約3兆7000億円となっております。外貨建債券には為替リスクがございますが、平成25年3月末時点では、その元本の全額について為替リスクをヘッジしておりました。今後も、為替リスクにつきまして、許容されるリスクの範囲内で適切にコントロールしつつ、外貨建債券への投資を行ってまいります。

こうした中、4月初旬に、日本銀行が事前予想を大幅に上回る規模の国債の買入れを決定したことから、国内金利は一時大きく低下いたしました。その後、国内金利は戻していることから、現時点では、運用計画を変更して外貨建債券への投資額を大幅に増やす予定はございませんが、国内金利が再び大きく低下し、4月初旬につけたような低金利が長期化すると見込まれる場合には、国債から外貨建債券へのシフトについても検討する必要があると考えております。

今後とも、金融・経済情勢に応じて適切な対応を行うことにより、着実な運用収益の向上とリスク耐性の強化に取り組んでまいります。

質問

海外事業の展望について

中国に続きベトナムにも進出されたが、今後の海外事業の展望を教えてください。

回答

海外事業に関しましては、長期的な視野に立って収益基盤の多様化を図るべく、アジアを中心とした成長性が高い

生命保険市場で事業展開していく方針です。

まず、中国では、2005年に同国最大の損害保険会社を傘下にもつPICCホールディングと合併で設立したPICC生命が、順調に成長を続けております。

同社は、設立4年目の2009年から4年連続で単年度黒字を達成し、2011年には累積損失を解消いたしました。また、2012年の保険料収入は日本円に換算して約1兆2000億円であり、中国の生命保険会社62社中第5位、新契約の保険料収入では第2位の実績となっております。

健全性の指標が一定の水準にあるという条件のもと、近々、株主配当も得られるようになる見込みであり、今後とも、PICC生命の企業価値向上を通じた収益の確保を目指してまいります。

一方、2012年12月には、中国での事業展開に続き、ベトナム最大手の保険・金融グループで、生命保険会社、損害保険会社、銀行等を傘下に持つパオベトホールディングスの発行済株式18%を取得することに合意し、2013年3月に出資を完了いたしました。

パオベトホールディングスには取締役・監査役を含む役員を派遣するとともに、現在、同社と生命保険業務に関する技術支援についてのミーティングを進めているところであり、引き続き、積極的に経営参画してまいります。

次に、今後の海外事業の展望という点につきましては、人口、経済の規模と成長性、保険の普及度などからインドネシア、タイ、インド、マレーシアといった国を有望な市場として注目しており、これらの市場で適切な案件があれば事業展開を進めていく所存でございます。

ただし、実際に新たな地域へ進出するにあたりましては、現地にてブランドや販売チャネルを持った有力なパートナーを確保すること、また、当社の技術支援により企業価値を高められる可能性が見出せることが重要であると認識しております。

この点では、厳正なリスク管理のもと様々な角度から検討を行う必要があると認識しており、海外事業に関する諸課題につきまして関係役員、関係部署が横断的に審議する海外事業委員会の審議を経るなど、リスクを十分に検証しつつ適切なリターンを得られるかどうかを検討したうえで、取り組んでいく所存でございます。

総代会制度等、相互会社のしくみに関するご意見等については、以下あてにご送付ください。

〒104-8430

東京都中央区築地7-18-24

住友生命保険相互会社 経営総務室

経営管理体制

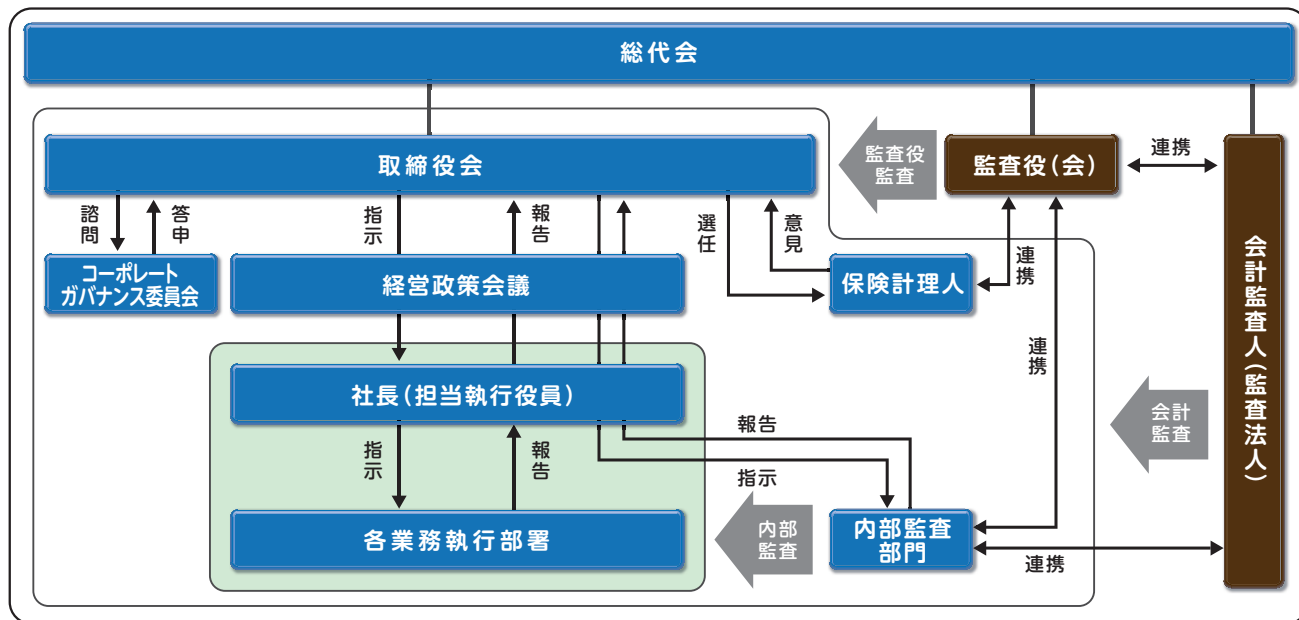
当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、専門性の高い保険事業における会社業務に精通した取締役が経営を行い、監査役が独立した機関として取締役の職務の執行を監査する体制としています。また、執行役員制度を導入し、経営と執行の分離を図っています。

さらに、社外取締役、社外監査役を選任するとともに、コーポレートガバナンス委員会を設置し、「社外の視点」から経営のチェックを

受ける体制としています。

なお、経営環境の変化に迅速に対応するために、取締役の任期を1年としています。

ガバナンスの強化が社会的にも要請されており、今後ともガバナンスの実効性確保に向けた取組みを行ってまいります。



主な機関の役割

取締役会

会社の重要な業務執行について決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。

なお、経営の透明性を確保するとともに、専門的な見地から経営の監督が行われるよう、会社経営者、弁護士、公認会計士からなる3名の社外取締役を選任しています。

コーポレートガバナンス委員会

役員・保険計理人の選解任に関する事項、役員・職員・保険計理人の報酬等に関する事項、および内部統制システムの整備に関する事項等について、取締役会からの諮問を受け、審議・答申を行っています。

構成員はすべての社外取締役および会長・社長となっており、構成員の過半数を社外取締役とし、また委員長を社外取締役とすることで、「社外の視点」を踏まえた審議が行われる体制としています。

経営政策会議

社長およびその他執行役員を委嘱されている取締役等で構成され、原則、週に1回開催されます。取締役会で決定した経営の基本方針に従い、会社の経営戦略ならびに業務執行に関する重要事項について決議あるいは審議を行います。

監査役(会)

監査役は、取締役会への出席などにより、取締役の職務の執行を監査します。

なお、独立性をより一層確保し、また社外の視点を踏まえた監査体制とするため、監査役の過半数を社外監査役(3名)としています。

監査役会は、監査の方針など監査役の職務の執行に関する事項を決定します。

内部監査体制

当社では、取締役会で決議された「内部監査方針」において、実効性のある内部監査態勢を整備・確立することを定めています。同方針では内部監査の目的を「当社の経営目標を実現するにあたり、業務の健全性・適切性を確保し、効果的な目標達成に寄与すること」とし、内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部門が、内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、課題・問題点の改善提言・フォローアップを行っています。

内部監査は子会社等を含むすべての業務を対象とし、組織や業務に付随するリスクを評価したうえで、内部監査計画を策定しています。

本社部門に対しては、保険引受リスクや資産運用リスク等の各リスク管理態勢や保険金等の支払管理態勢、コンプライアンスへの取組み等についてその適切性や有効性を検証するとともに、事務管理・システム管理・お客さま情報管理等の状況を確認しています。

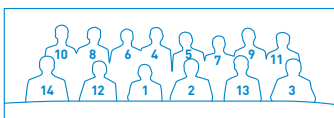
また、保険営業・保険事務の拠点である支社並びに保険募集代理店に対しては、保険営業面でのコンプライアンスの状況、お客さま対応の状況および保険事務の適切性等の検証を目的とした内部監査を実施しています。

内部監査部門は内部監査結果を社長、経営政策会議および取締役会に定期的に報告し、指示を受ける体制としています。また、内部監査で明らかになった課題や問題点について、関係部門に対し改善勧告や提言を行うことでその解決を図り、内部管理態勢の水準向上に努めています。

また、監査役、監査法人、コンプライアンス統括部やリスク管理部門等との定期的な情報交換や意見交換を実施しているほか、各組織からの資料取寄せやヒアリング等の実施によるオフサイトモニタリング体制を構築するなど、内部監査態勢の充実・強化に向けた取組みを行っています。

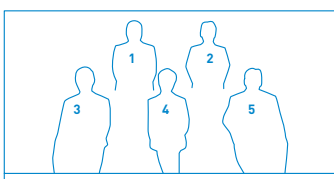
取締役・監査役の紹介

取締役



- | | | | |
|-------------------|------|-----------------|------|
| 1. 代表取締役会長 | 横山進一 | 8. 取締役 常務執行役員 | 本城正哉 |
| 2. 代表取締役社長 社長執行役員 | 佐藤義雄 | 9. 取締役 常務執行役員 | 篠原秀典 |
| 3. 代表取締役 専務執行役員 | 須崎晃一 | 10. 取締役 常務執行役員 | 下村弘之 |
| 4. 代表取締役 専務執行役員 | 浦田治男 | 11. 取締役 常務執行役員 | 乾 真人 |
| 5. 代表取締役 専務執行役員 | 橋本雅博 | 12. 取締役 (社外取締役) | 藤 洋作 |
| 6. 取締役 常務執行役員 | 山口 博 | 13. 取締役 (社外取締役) | 蒲野宏之 |
| 7. 取締役 常務執行役員 | 野呂幸雄 | 14. 取締役 (社外取締役) | 藤沼亜起 |

監査役



- | | |
|----------------|-------|
| 1. 監査役 | 青戸雅之 |
| 2. 監査役 | 八木信之 |
| 3. 監査役 (社外監査役) | 本林 徹 |
| 4. 監査役 (社外監査役) | 大日向雅美 |
| 5. 監査役 (社外監査役) | 杉山武彦 |

取締役及び監査役(平成25年7月2日現在)

◇取締役

代表取締役会長

横山 進一 (昭和17年9月10日生)

昭和41年 4月 住友生命入社
平成 4年 7月 取締役
平成 7年 4月 常務取締役
平成10年 7月 専務取締役
平成12年 4月 取締役副社長
平成13年 7月 取締役社長
平成14年 4月 取締役社長囑代表執行役員
平成19年 7月 取締役会長

代表取締役社長 社長執行役員

佐藤 義雄 (昭和24年8月25日生)

昭和48年 4月 住友生命入社
平成12年 7月 取締役
平成14年 4月 常務取締役囑常務執行役員
平成19年 7月 取締役社長囑代表執行役員

代表取締役 専務執行役員

須崎 晃一 (昭和28年3月28日生)

昭和50年 4月 住友生命入社
平成16年 4月 執行役員
平成19年 7月 常務執行役員
平成21年 7月 常務取締役囑常務執行役員
平成23年 4月 専務取締役
囑専務執行役員

代表取締役 専務執行役員

浦田 治男 (昭和28年2月12日生)

昭和51年 4月 住友生命入社
平成16年10月 執行役員
平成19年 7月 常務取締役囑常務執行役員
平成24年 4月 代表取締役 専務執行役員

代表取締役 専務執行役員

橋本 雅博 (昭和31年2月21日生)

昭和54年 4月 住友生命入社
平成18年 4月 執行役員
平成19年 7月 常務取締役囑常務執行役員
平成24年 4月 代表取締役 専務執行役員

取締役 常務執行役員

山口 博 (昭和30年10月1日生)

昭和53年 4月 住友生命入社
平成17年 4月 執行役員
平成23年 4月 常務執行役員
平成24年 7月 取締役 常務執行役員

取締役 常務執行役員

野呂 幸雄 (昭和32年7月20日生)

昭和56年 4月 住友生命入社
平成19年 4月 執行役員
平成21年 4月 常務執行役員
平成23年 7月 常務取締役囑常務執行役員

取締役 常務執行役員

本城 正哉 (昭和32年11月5日生)

昭和56年 4月 住友生命入社
平成19年 4月 執行役員
平成21年 4月 常務執行役員
平成23年 7月 常務取締役囑常務執行役員

取締役 常務執行役員

篠原 秀典 (昭和33年12月3日生)

昭和56年 4月 住友生命入社
平成20年 4月 執行役員
平成22年 4月 常務執行役員
平成24年 7月 取締役 常務執行役員

取締役 常務執行役員

下村 弘之 (昭和30年10月24日生)

昭和54年 4月 住友生命入社
平成20年 4月 執行役員
平成23年 4月 常務執行役員
平成24年 7月 取締役 常務執行役員

取締役 常務執行役員

乾 真人 (昭和34年9月27日生)

昭和57年 4月 住友生命入社
平成21年 4月 執行役員
平成23年 7月 常務執行役員
平成24年 7月 取締役 常務執行役員

取締役(社外取締役)

藤 洋作 (昭和12年9月14日生)

昭和35年 4月 関西電力入社
平成13年 6月 同社代表取締役社長
平成17年 6月 同社取締役
平成18年 6月 同社取締役相談役
平成19年 6月 同社相談役
平成19年 7月 住友生命取締役
平成24年 7月 関西電力顧問

取締役(社外取締役)

蒲野 宏之 (昭和20年7月21日生)

昭和46年 4月 外務省入省
昭和54年 4月 最高裁判所司法修習生
昭和63年10月 蒲野総合法律事務所代表弁護士
平成19年 7月 住友生命取締役

取締役(社外取締役)

藤 沼 亜起 (昭和19年11月21日生)

平成 5年 6月 太田昭信監査法人代表社員
平成16年 7月 日本公認会計士協会会長
平成20年 4月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授
平成20年 7月 住友生命取締役

◇監査役

監査役

青戸 雅之 (昭和33年12月23日生)

昭和56年 4月 住友生命入社
平成22年 4月 執行役員
平成24年 7月 監査役

監査役

八木 信之 (昭和33年2月28日生)

昭和55年 4月 住友生命入社
平成25年 7月 監査役

監査役(社外監査役)

本林 徹 (昭和13年1月5日生)

昭和58年 4月 弁護士登録
昭和46年 7月 森総合法律事務所
平成14年 4月 日本弁護士連合会会長
平成20年 4月 井原・本林法律事務所
パートナー
平成20年 7月 住友生命監査役

監査役(社外監査役)

大日向 雅美 (昭和25年9月30日生)

平成 3年 4月 恵泉女学園大学人文学部教授
平成13年 3月 恵泉女学園大学大学院人文学研究科(現平和学研究科)教授
平成16年 8月 特定非営利活動法人あい・ぼー・ステーション代表理事
平成21年 7月 住友生命監査役

監査役(社外監査役)

杉山 武彦 (昭和19年11月26日生)

昭和61年 4月 一橋大学商学部教授
平成16年12月 一橋大学学長
平成22年12月 名城大学社会学イノベーション学部教授
平成23年 7月 住友生命監査役

平成23年7月5日をもって、取締役社長の執行役員としての役付を「代表執行役員」から「社長執行役員」に変更しています。また、社長を除き、執行役員を委嘱される取締役に對しては、取締役としての役付を付与しないこととし、執行役員の役付に統一しています。

執行役員(平成25年7月2日現在)

常務執行役員 兼 (本社) 総合法人本部長

大下 亮 (昭和31年3月30日生)

昭和53年 4月 住友生命入社
平成21年 9月 執行役員 兼 総合法人第1本部長
平成22年 3月 東北総合法人部長
平成23年 5月 執行役員 兼 仙台総支社長
平成23年 5月 執行役員 兼 同社取締役常務執行役員
(東京本社)総合法人第1本部長 平成25年 4月 (本社)総合法人本部長

常務執行役員 兼 大阪神戸営業総局長

藤井 裕嗣 (昭和33年12月14日生)

昭和56年 4月 住友生命入社
平成21年 4月 執行役員 兼 営業総括部長
平成23年 3月 執行役員 兼 大阪神戸営業総局長
平成24年 4月 常務執行役員 兼 大阪神戸営業総局長

常務執行役員

古河 久人 (昭和34年1月14日生)

昭和56年 4月 住友生命入社
平成21年 4月 執行役員 兼 調査広報部長
平成22年 9月 執行役員 兼 金融法部長
平成24年 3月 執行役員 兼 内部監査企画部長
平成25年 4月 常務執行役員

常務執行役員 兼 総合法人第2本部長

田辺 恭久 (昭和32年9月15日生)

昭和56年 4月 住友生命入社
平成22年 4月 執行役員 兼 勤労部長
平成24年 3月 執行役員 兼 北海道事業本部長 兼 札幌支社長
平成25年 4月 常務執行役員 兼 総合法人第2本部長

執行役員 兼 営業総括部長

荒木 登志松 (昭和35年6月11日生)

昭和58年 4月 住友生命入社
平成21年 4月 執行役員 兼 営業企画部長
平成21年 9月 執行役員 兼 都心営業総局長 兼 都心人材開発部長
平成22年 3月 執行役員 兼 都心営業総局長
平成24年 3月 執行役員 兼 営業総括部長

執行役員 兼 都心営業総局長

藤戸 方人 (昭和34年4月10日生)

昭和58年 4月 住友生命入社
平成23年 4月 執行役員 兼 商品部長
平成23年 5月 執行役員 兼 契約審査部長
平成24年 3月 執行役員 兼 都心営業総局長

執行役員 兼 企画部長 兼 経理部長

河野 伸三 (昭和35年4月13日生)

昭和58年 4月 住友生命入社
平成23年 4月 執行役員 兼 企画部長
平成25年 7月 執行役員 兼 企画部長 兼 経理部長

執行役員 兼 事務サービス企画部長

今泉 保 (昭和31年6月5日生)

昭和55年 4月 住友生命入社
平成24年 4月 執行役員 兼 情報システム部長
平成25年 7月 執行役員 兼 事務サービス企画部長

執行役員 兼 コンプライアンス統括部長

松本 英晴 (昭和35年2月1日生)

昭和58年 4月 住友生命入社
平成24年 4月 執行役員 兼 人事部長
平成25年 7月 執行役員 兼 コンプライアンス統括部長

執行役員 兼 主計部長

角 英幸 (昭和38年1月15日生)

昭和62年 4月 住友生命入社
平成24年 4月 執行役員 兼 主計部長

執行役員 兼 総務部長

藤山 勝伸 (昭和37年2月4日生)

昭和59年 4月 住友生命入社
平成25年 4月 執行役員 兼 総務部長

内部統制システムの整備

当社は、経営の健全性・適切性を確保する観点から、「内部管理態勢の強化」に取り組んでいます。取締役会において、保険業法第53条の14第4項第6号の規定に基づき「内部統制基本方針」を定め、この方針に基づいて、リ

スク管理やコンプライアンス態勢、内部監査機能の充実を図るとともに、監査役の監査が実効的に行われるための体制整備など、内部統制システムが有効に機能するような取り組みを行っています。

内部統制基本方針の概要

(前文)

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の14第4項第6号の規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとする。

上記の前文とともに、以下の各項目について方針を定めています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 顧客保護が図られることを確保するための体制
7. 内部監査の実効性を確保するための体制
8. 監査役の職務を補助すべき使用人およびその独立性に関する事項
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンス(法令等遵守)の基本認識

当社では、お客さまの信頼にお応えし続けていくという経営の基本をより強固なものとしていくため、コンプライ

アンス(法令等遵守)を重要な経営課題と捉え、以下のコンプライアンス推進体制を構築しています。

コンプライアンスに関する基本方針・規程

当社では、生命保険事業を通じて社会公共の福祉に貢献するという使命を果たすべく、経営の基本理念である「経営の要旨」ならびに住友生命グループ各社および役職員一人ひとりが実践していく指針を定めた「住友生命グループ行動憲章」に則り誠実に業務を遂行しています。

さらに、コンプライアンスに関する基本方針を明確化するため、その推進に関する基本的事項を定めた「法令等遵守方針」および「保険募集管理方針」を制定し、これに基づきコンプライアンス推進体制を整備しています。

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成とその徹底を図るべく、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」および「保険募集コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員への配付等により、

徹底を図っています。

コンプライアンスに関する研修を幅広く実施しているほか、社内報やDVD、社内LANを活用したコンプライアンス教育も定期的・継続的に行っています。

コンプライアンス推進体制

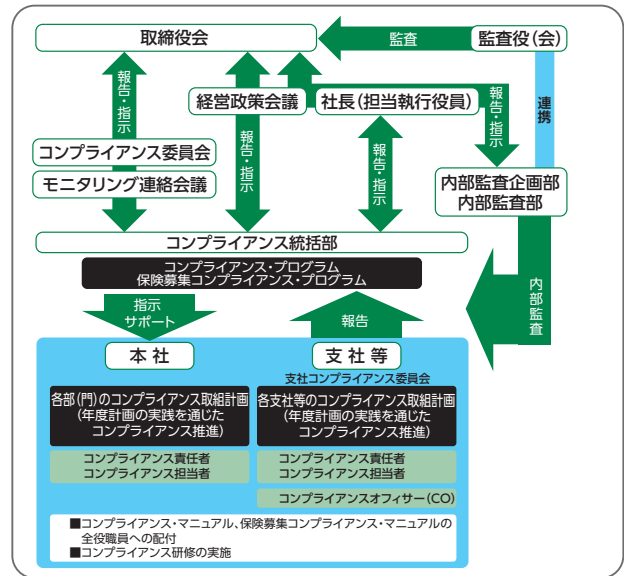
当社では、全社のコンプライアンスを推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、下部組織であるモニタリング連絡会議を通じて、個別課題等のモニタリング・分析状況等について報告を受け課題解決に向け審議しています。

また全社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス統括部を設置しています。コンプライアンス統括部では、上記個別課題への取組みに加え、会社全体の法令等遵守状況を取締役会等へ報告し、業務運営に必要な指示を受けています。

このような取組みを機能させるため、本社各部門および各支社はコンプライアンス取組計画を策定し、年度計画を通じたコンプライアンス推進に努めています。また、各支社においては、支社コンプライアンス委員会を中心とした自律・自浄機能の発揮にも力を入れています。

当社では、このように経営主導の下、全社一丸となったコンプライアンスに対する取組みを行っています。

【当社のコンプライアンス推進体制】



「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客さまへ商品をお勧めするに際して配慮すべき事項をまとめた「勧誘方針」を策定し、全国の支社・支部等に掲示しているほか、当社ホームページにも掲載しています。
<http://www.sumitomolife.co.jp/promise/index.html>

スミセイの勧誘方針

当社は、各種法令や社会のルールなどを遵守し、反社会的勢力への対応や未成年者を対象とする保険加入の適切性確保など、モラルリスクの排除に留意しつつ、次の方針に基づき、適正な勧誘を行います。

- 重要事項の説明とコンサルティング
 お客さまに商品内容を正しくご理解いただくために「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり-定款・約款」などにより、重要事項について正確で分かりやすい説明を行い、「意向確認書面」などを用いて、お客さまのご意向に沿った商品をお客さまと一緒に考え、ご提案いたします。
 特に、市場リスクのある商品のご提案に際しては、お客さまの年齢・知識・投資経験・財産の状況および契約締結目的などに十分配慮して、各種リスク、手数料などを説明いたします。
- 訪問などでの心がけ
 お客さまへの訪問・連絡などに際しては、時間帯・場所・方法などに関し、お客さまのご都合に十分に配慮いたします。
- 教育・研鑽
 お客さまからの様々なご要望・ご相談に適切にお応えできるよう、専門知識はもとより、法令に関する知識やマナーなどを向上させていきます。
- お客さま情報の保護
 お客さまに関する情報につきましては、法令や社内規定などに照り、安全・適切に管理するための措置を講じます。
- お客さまの声への対応
 お客さまからのお問合せなどには、迅速・適切・丁寧に対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望は真摯に受け止め、お客さまの声を大切にす会社を目指してまいります。

反社会的勢力との関係を遮断し排除するための基本方針

当社では、「住友生命グループ行動憲章」、「内部統制基本方針」および「反社会的勢力対応方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる態度で組織的に対応し、同勢力との関係を遮断し排除すること」を反社会的勢力対応の基本方針として定めています。また、その細目として「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力対策委員会規程」を制定しています。

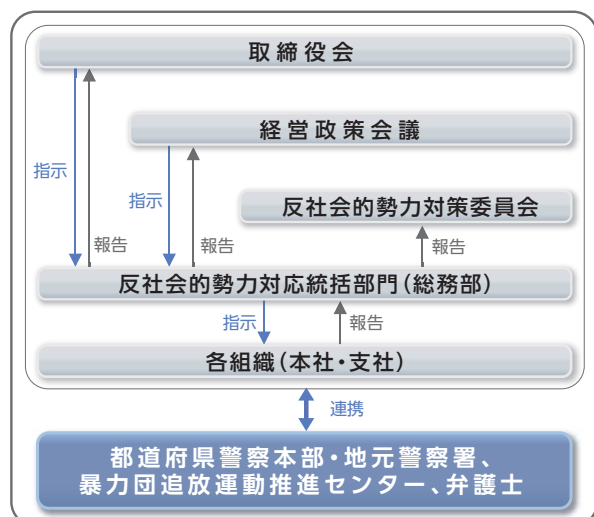
反社会的勢力への対応について

当社では、「反社会的勢力対応方針」において、総務部を反社会的勢力対応の全社的な統括部門と定め、具体策の策定・実行、役職員への教育・啓発等を行っています。また、統括部門が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、同勢力との関係遮断および排除に取り組んでいます。

反社会的勢力対策委員会について

当社では、「反社会的勢力対応方針」に基づいて、反社会的勢力対策委員会を年2回開催しています。同委員会では、反社会的勢力の介入・関与の状況、同勢力との関係遮断および排除の状況等について統括部門が報告を行うとともに、具体的対応策の検討、改善案等の事項について部門横断的な審議を行っています。

【当社の反社会的勢力対応態勢】



個人情報保護への取組み

個人情報保護に関する考え方

当社は、お客さまの個人情報は、当社が業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識しており、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して、適正に取り扱っています。

個人情報保護に関する基本方針

当社では、まず、「住友生命グループ行動憲章」においてお客さま情報を厳正に管理することをすべての役職員の行動指針とし、その上で、個人情報の管理体制や適切な取扱いについて「顧客情報管理方針」「セキュリティポ

リシー」等に明確に定めています。

また、個人情報を適正に収集させていただくことや、当社における個人情報の利用目的を特定し、この利用目的を達成するために必要な範囲に限って個人情報を取り扱うことを徹底する

など、「個人情報の保護に関する法律」にも確実に対応しています。

これらの個人情報保護に関する方針や取組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、当社ホームページ等で公表しています。

個人情報のセキュリティの徹底

当社は、コンプライアンス統括部を顧客情報管理部門と定め、社内規定において役職員の守秘義務を明確にしたうえで、定期的に教育する等により周知・徹底しています。

また、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲に限定し、個人情報の漏えい等を防止するために各種のセキュリティ対策を講じています。

例えば、営業職員が使用する携帯端末(SumiseiLief)や個人情報を管理するオンラインシステム等について、

ID・パスワード等による本人識別・認証を確実に実施するとともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施する等、アクセスの厳正管理を実施しています。

また、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

このように、個人情報を安全に管理するため、必要かつ適正なセキュリティ対策を講じています。

適切かつ迅速なお客さま対応

当社は、個人情報の取扱いに関するお客さまからのご照会、ご意見・ご要望には適切かつ迅速に対応いたします。

<個人情報保護に関する基本方針>

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律(以下、『個人情報保護法』)」その他の法令・ガイドラインや社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の利用目的

- a. 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。
- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

- b. 個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。また、保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則第53条の10及び同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

※尚、「機微(センシティブ)情報」とは、保険業法施行規則第53条の10に定める特別の非公開情報をいいます。

2. 個人情報の収集方法

当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート等の適正な手段で収集させていただきます。

3. 個人情報の提供

- 当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。
- a. あらかじめ本人の同意を得た場合
 - b. 個人情報保護法その他の法令に基づく場合
 - c. 社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社等との間で個人データを共同利用する場合
 - d. メディア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社との間で個人データを共同利用する場合
 - e. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関する確認業務、情報システムの保守・運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。

4. 個人データの安全管理措置

- a. 当社は、漏洩・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- b. 当社は、個人データの安全管理に關し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業員に周知徹底いたします。

- c. 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

- d. 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

5. 個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。

下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。

- 6. 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求
個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

<お問い合わせ先>

スマセイコールセンター 電話番号 0120-307506

<受付時間>

月～金曜日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時
(日・祝日・年末年始(12/31～1/3)を除く)

金融機関を通じてご加入のお客さまは、
右記の番号をご利用ください。 電話番号 0120-506154
担当者が直接対応させていただきます。

郵便局、ゆうちょ銀行、かんば生命を
通じてご加入のお客さまは、 電話番号 0120-506873
右記の番号をご利用ください。

- 7. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について
当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<認定個人情報保護団体のお問い合わせ先>

(社)生命保険協会 生命保険相談室
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
電話番号 03-3286-2648 受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日などの生命保険協会休業日を除く)
ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp>

リスク管理体制

基本認識

当社では、誠実な業務遂行、健全な財務基盤を確保し、ご契約いただいたお客さまに保険金等を確実かつ適切にお支払いすることを目的として、経営を取り巻くさまざまなリスクを把握・分析し、適切なリスクコントロールを行うこと

を基本としています。具体的には、「保険引受リスク」「流動性リスク」「資産運用リスク」「オペレーショナル・リスク」について、それぞれのリスクの特性に応じた管理方法を定め、経営の健全性確保に努めるとともに、リスク管理体制の整備・

高度化に取り組んでいます。

また、通常のリスク管理では対応困難な大規模災害等の危機については、危機管理規程を定め、危機予防および危機発生時の対応体制の整備に取り組んでいます。

リスク管理に関する方針、規程等

取締役会にて決議した「統合的リスク管理方針」において、統合的リスク管理体制やリスクの定義、リスク管理の考え方等を定め、同方針で定義

したそれぞれのリスクについて、リスク管理を行っていく上での経営陣の役割等を、各リスク管理方針の中で定めています。また、これらの方針に基づ

く具体的なリスク管理の手法について、統合的リスク管理規程をはじめ各リスク管理規程等で定めています。

リスク管理体制

生命保険事業を通じて発生するさまざまなリスクについて、取締役会で定める統合的リスク管理方針および各リスク管理方針に基づき、リスク管理統括部および各リスク管理部門が本社、支社、子会社等および外部委

託先を管理する体制としています。

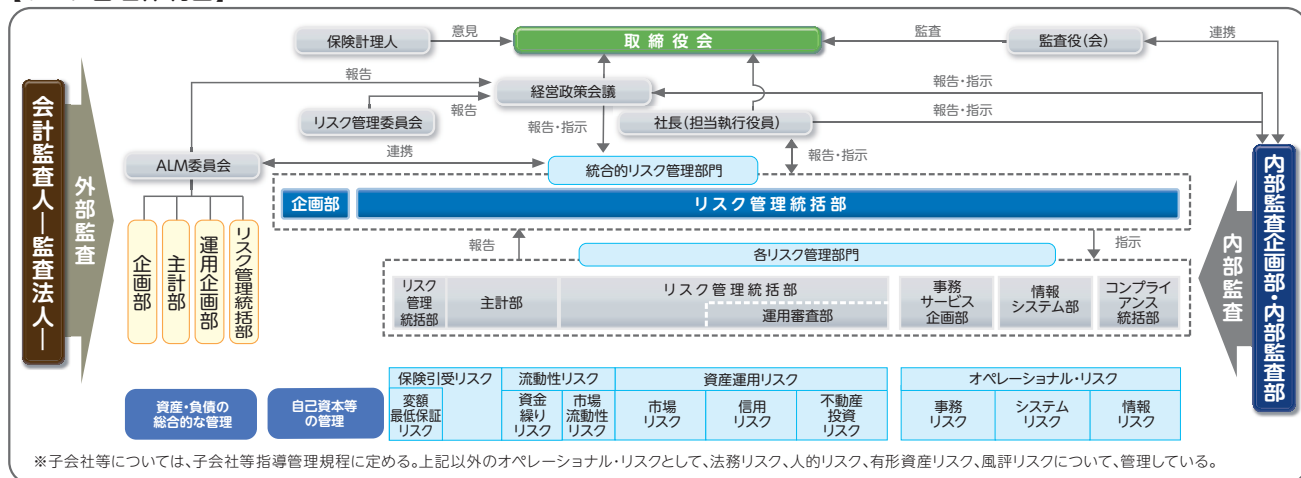
また、リスク状況の適切なモニタリング体制の確保、リスク管理に関する横断的な課題対応を目的として「リスク管理委員会」を設置しています。

リスク管理の適切性・実効性につ

いては、内部監査や外部監査によって確認がなされています。

また、取締役会・経営政策会議は、リスク管理の状況について報告を受け、経営の意思決定を行っています。

【リスク管理体制図】



統合的リスク管理

リスク管理の目的は、将来に亘り確実な保険金の支払いを行うといった経営目標を達成するため、リスク耐性を高めるとともに、経営資源の効率化を促進することで企業価値の向上を図ることにあることから、当社においては、経済価値ベースのリスク管理*1を行っています。

また、商品・チャネルの多様化等、経営環境が変化する中で、当社はさまざまなリスクが及ぼす影響を統合

的に管理するため、「保険引受リスク（保険引受リスクおよび変額最低保証リスク）」「資産運用リスク（市場リスク、信用リスクおよび不動産投資リスク）」「オペレーショナル・リスク」の各リスク量を統一的な尺度で計測し、分散効果を考慮して統合リスク量を算出しています。

統合リスク管理においては、当社のリスク選好や各リスクの特性および当社の自己資本等（リスクバッファ）

の状況を勘案し、リスク・カテゴリー毎にリスク・リミット*2を設定し、リスク状況をモニタリングしています。また、リスクバッファやリスク・リミットに基づき定める会社全体のリスク許容度と、統合リスク量とを対比することで、自己資本等の充実度の評価を行っています。これらリスク状況は、リスク管理委員会、経営政策会議、取締役会へ定期的に報告され、適時・適切な対応の検討に役立てています。

*1 経済価値ベースのリスク管理：資産および負債をキャッシュフローの現在価値と捉え、市場価格もしくは金融市場で観測される金利等を用いて市場と総合的な評価（経済価値評価）をした上で、その資産負債差額の変動をリスクとして捉え、管理すること。

*2 リスク・リミット：リスク・カテゴリー毎に設定する予想損失額の限度枠。

ストレス・テストの実施

当社では、統合リスク管理のリスク計測手法では把握が困難な事象として、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪シナリオを想定したス

トレス・テストを実施し、当社の健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、リスク管理委員会、経営政策会議、取締役会に

報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に役立てています。

ALM体制

ALMとは、資産(Asset)と負債(Liability)の総合管理(Management)のことです。生命保険会社における負債の大半は、将来の保険金等をお支払いするために積み立てている責任準備金であり、市場環境等の悪化時にも保険金等のお支払

いを確実にを行うため、資産と負債を適切に管理することが重要となります。

当社では、資産負債の総合的な管理に関する課題対応を目的として「ALM委員会」を設置し、負債特性を踏まえた資産運用戦略や金利リスクの状況等の資産負債の総合的な管

理に関する重要事項を審議する体制としております。

このように、リスクを適切にコントロールしつつ、収益の向上を図る観点から、資産と負債全体を総合的に管理する体制を構築しています。

保険引受リスク

リスクの定義

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。保

険引受リスクには、変額最低保証リスクが含まれており、変額最低保証リスクとは、保険事故の発生率および金利、為替、株価等の変動に伴い、保険

金等の額を最低保証している商品について、最低保証支出により損失を被るリスクをいいます。

保険引受リスク管理の取組み

保険料等の価格設定においては、保険引受リスク管理部門が、基礎データの信頼度を十分に考慮して計算基礎率が設定されていることを確認するとともに、将来収支予測等による収益性検証を行うことにより、将来の保険金等のお支払いが確実に履行できるよう十分配慮した価格設定となっていることを確認しています。

また、保険商品の開発に際して、

保険事故発生率の不確実性や経済環境の変化による負債特性の変化等、内在するリスクの分析・評価をしています。

引受基準の設定においては、保険事故の予定発生率に対する実際発生率の比較・検証等により、保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていることを確認しています。

さらに、収支状況、保険事故の発生

率の状況および負債特性の状況等についての把握・分析、将来収支予測および変額最低保証リスク量の測定を定期的に行うなど、リスク状況のモニタリングを行っています。

保険料設定時の予測に反して、保険事故発生率の悪化等、リスクに変化がある場合には、必要に応じて「引受基準」「保険商品の販売方針」「保険料率」の変更等の措置を講じています。

◆再保険に係る方針

■再保険を付す際の方針

当社では、保有する保険引受リスクの内容、規模、集中度等を踏まえ、リスクの分散または収益の安定化等が必要な場合に、再保険の活用により、保険事業経営の安定化を図ることとしています。なお、出再内容および出再先等については、案件ごとに個別に内容を確認の上、判断しています。出再先の選定に際しては、格付等により出再先の信用力を踏まえるとともに、特定の出再先に過度な取引の集中が起こらないように留意しています。

■再保険を引き受ける際の方針

再保険の引受けに関しては、保険引受リスクが経営に影響を与えない範囲内で、リスクの特性および収益性等を踏まえ行うこととしています。なお、引受可否および内容等については、案件ごとに個別に内容を確認の上、判断しています。

流動性リスク

リスクの定義

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに大別できます。

資金繰りリスクとは、財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う

解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引等を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク管理の取組み

資金繰りリスクについては、日々の資金繰りの管理運営を行う資金繰り管理部門において、保険料収入・保険金支払等保険契約に関わる資金移動や資産運用関係の資金移動等、会社全体のキャッシュフローを一元的に把握するとともに、将来のキャッ

シュフロー予測に基づき確実に資金準備を行うこととしています。

流動性リスク管理部門は資金繰りの状況報告を受けるとともに、資金繰りの逼迫度に応じてとるべき対応策を定め、流動性危機時等における対応体制を構築しています。

市場流動性リスクについては、資産ごとの市場規模等に基づき、一定期間内におけるキャッシュ化可能額を推計し、不測の事態に対処できるよう努めています。また、流動性の低い資産については、残高上限を設定し、定期的に確認しています。

資産運用リスク

リスクの定義

資産運用リスクとは、次の3つをいいます。

①市場リスク…金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク

②信用リスク…信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

③不動産投資リスク…賃貸料等の変動等を要因として、不動産に係る収益が減少する、または、市況の変化等を要因として不動産価格が下落し、損失を被るリスク

資産運用リスク管理の取組み

当社では、資産運用リスクについて、財務基盤の強化を図るためにリスクを削減することを基本とし、削減するリスクと、コントロールを行って収益の確保を図るリスクを明確にした上で、適切な管理を行うこととしています。

そして、幅広い投融资対象やデリバティブ(金融派生商品)取引等の高度な

資産運用手法が内包するリスクを、「市場リスク」「信用リスク」および「不動産投資リスク」に大別し、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めています。

リスク量の計測、統合的な管理ならびに個別投融资案件の審査・管理を担う資産運用リスクの管理部門は、投融资の執行部とは独立しており、組織面において

も内部牽制機能を確保し、資産運用リスク管理体制をより一層厳格なものとしています。また、資産運用リスク管理の基本方針を制定するとともに、リスク管理の枠組みから具体的なリスク管理手法までを規程・細則として細かく定義し、各執行部に遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っています。

(1)市場リスク

市場リスクを有する主な資産は、公社債、株式、外国証券等の有価証券や貸付金です。これらの資産および負債の価値が、マーケットの変化によりどの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、リスク量としてVaR*を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っています。

(2)信用リスク

信用リスクを有する主な資産は、貸付金、公社債等です。個別投融资先に対し信用力に応じた社内格付*1を付与するとともに、定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しています。さらに、社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率や、デフォルト発生時の投融资元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーション*2により、信用リスクを有する資産全体のリスク量としてVaRを計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っています。

(3)不動産投資リスク

不動産への投資においては、物件ごとの取得価額の妥当性あるいは収益見込みの検証を実施することで、投資対象を選別するとともに、投資対象物件の立地、用途等の観点から不動産ポートフォリオの分散を図っています。また、既存投資物件についても、定期的に投資利回りの検証、収益予測の見直しを行い、採算性が低い物件を重点管理しています。ポートフォリオ全体のリスク状況については、リスク量としてVaRを計測し、不動産投資リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

* VaR(バリュー・アット・リスク):過去の株価や金利の変動率をリスクの大きさと捉え、

現在保有する資産・負債ポートフォリオに過去の変動率を当てはめて理論的に算出した、一定の確率の下で生じる最大損失金額。

*1 社内格付(制度):投融资先のキャッシュフロー生成能力、財務体力等を総合的に評価した信用力に応じて10ランクに区分し、投融资判断の基準およびポートフォリオ全体の信用リスク状況を把握・分析するための基準として利用している。

*2 モンテカルロ・シミュレーション:乱数を用いて統合的な損益額の分布を生成し、リスク量を計測する手法。

オペレーショナル・リスク

事務リスク

リスクの定義

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスク管理の取組み

当社では、事務リスクを適切に管理することにより、業務の健全かつ適切な運営を図るため、事務リスク管理方針に基づいて事務リスクの極小化に努めており、本社、支社、海外駐在

員事務所等の各組織が、社内規定等に則って事務を執行し、それに伴うリスクを自律的に管理しています。

事務リスク管理部門は、PDCAサイクル*の継続的実践による全社的な事務リスク管理に努めています。各組織は、事務リスクの顕在化の未然防止に取り組むとともに、事務リスクが顕在化した場合には、お客さま対応をはじめとして、原因分析、再発防止策の策定等の必要な対応を、的確か

つ速やかに行うよう努めています。また、事務リスク管理部門が把握した事務リスクの状況については、原因分析等を行った上で、取締役会等へ定期的に報告しています。

なお、事務遂行状況の適正性については、内部監査部による確認もあわせて行っています。

*PDCAサイクル:Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを繰り返すことで継続的な業務改善を行う仕組み。

システムリスク

リスクの定義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動等のシステム不備等、またはコンピュータの不正使用等により損失を被るリスクをいいます。

システムリスク管理の取組み

システムリスク管理においては、当社の業務・サービスを根幹で支え、大切なお客さまの情報を管理しているコン

ピュータシステムの安定的かつ安全な稼働を確保するために、セキュリティポリシーおよびシステムリスク管理方針に基づいた各種対策の実施とシステムの運行管理に努めています。具体的には、故障・障害等の発生に備えたバックアップの仕組みの整備、お客さま情報の漏えいやシステムへの不正なアクセス等防止対策の実施、さらには、インターネットによるサービスをお客さまに安心してご利用

いただけるよう、ファイアウォールの設置や暗号化技術の利用等、セキュリティ対策の実施にも努めています。

また、当社では、メインのコンピュータセンターを関西に、バックアップセンターを関東に設置しており、大規模災害等不測の事態の発生時にも、お客さまへのサービスの継続的なご提供と迅速な対応が行える体制の維持・確保にも取り組んでいます。

情報リスク

リスクの定義

情報リスクとは、顧客情報等の漏えい、滅失、き損等により損失を被るリスクをいいます。

情報リスク管理の取組み

情報リスク管理においては、顧客情報等が漏えいし、お客さまの大切な権利・利益や当社の健全な業務運営が損なわれることがないように、セキュリティポリシーおよび情報リスク管理方針に基づいて、

顧客情報等を適切に管理しています。具体的には、保管・送付・廃棄等の各段階における顧客情報等の適切な取扱いを社内規定として明確化し、これらのルールを社内報や社内研修等の機会を通じて従業員に周知徹底するとともに各組織の情報管理状況を把握し、必要な対策を講じています。さらに、情報リスクの状況や課題についての全社横断的な審議機関として、「お客さま情報等保護小委員会」をリスク管理委員会傘下に設置し、安全

管理を推進しています。

また、顧客情報等の取扱いの一部を外部に委託する場合も、顧客情報等の安全管理が図られるよう、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を明確に規定した契約書を締結する等、適切に監督しています。このような顧客情報等の安全管理状況については、内部監査部が実施する内部監査でも適宜確認しており、確認結果に基づき安全管理措置の充実・強化に取り組んでいます。

◆大規模災害等への対策について

当社では、大規模な災害や深刻な風評被害の発生など、通常のリスク管理だけでは対処できない危機が発生した場合の対応体制を「危機管理規程」に定めています。また、この規程に基づいて、大地震をはじめとする大規模な災害等に対する対応内容を「大規模災害等対策マニュアル」に定め、被災下で会社の意思決定・事務遂行能力を維持するための体制や、被災時の保険手続きに関する事務体制・復旧手順等を規定しています。加えて、万一の際にこれらの対応内容が有効に機能するよう随時マニュアルの見直し・改定を行うなど、平時より体制の維持・向上に努めています。

先の東日本大震災においても、このマニュアルに基づいて地震発生直後に危機対策本部を立ち上げ、対策本部の意思決定のもと、保険金等のお支払をはじめとするお客さまへの対応を迅速に行ってまいりました。

一方で、当社では本社ビルやシステムセンター等の本社機能が停止する場合を想定し、保険金等支払などの重要業務を継続するための対応を「業務継続計画(BCP)」に定めています。また、この計画に基づき、災害やテロ、新型インフルエンザ発生時等の対応の詳細を「業務継続マニュアル」として策定するなど、お客さまの信頼に十分にお応えするために迅速かつ適切な対応が行えるよう体制を整備しています。

ご契約者保護に関する制度

生命保険契約者保護機構(保護機構)について

生命保険業に対する信頼性の維持・向上を目的とし、経営破綻に陥った生命保険会社の保険契約者の保護を一層充実させるために、平成10年12月1日に設立された制度です。

生命保険の場合、年齢や健康状態によっては、それまでと同様の条件で新たに加入することが困難になることがあります。そこで、保護機構は、生命保険会社が破綻した場合、破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助や、「救済保険会社」が現れない場合には、保護機構の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、あるいは保護機構自身が保険契約の引受けを行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることとしています。

補償内容

保護機構の補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分(注1)を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(注2)を除き責任準備金(将来の保険金等の支払いに備え積み立てられている準備金)等の90%となります(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。

なお、保険契約の移転等の際には、予定利率の見直し等の契約条件の変更が行われる可能性があります。また、保険契約の継続のための集団性維持の観点から、解約の際に早期解約控除制度が設けられる可能性があります。

財源

財源は原則として保護機構の会員保険会社が拠出する負担金により賄われます。ただし、万一、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

(注1)平成18年3月13日に公表されたパブリックコメントの考え方では、特別勘定を設置しなければならない保険商品のなかで、公表時点において下記の商品が運用実績連動型保険契約に該当するものとしてあげられています。

- ・確定拠出年金保険
- ・変額年金資金運用基金保険
- ・国民年金基金連合会保険
- ・確定給付企業年金保険
- ・国民年金基金保険
- ・団体生存保険
- ・企業年金基金連合会保険
- ・新企業年金保険
- ・厚生年金基金保険

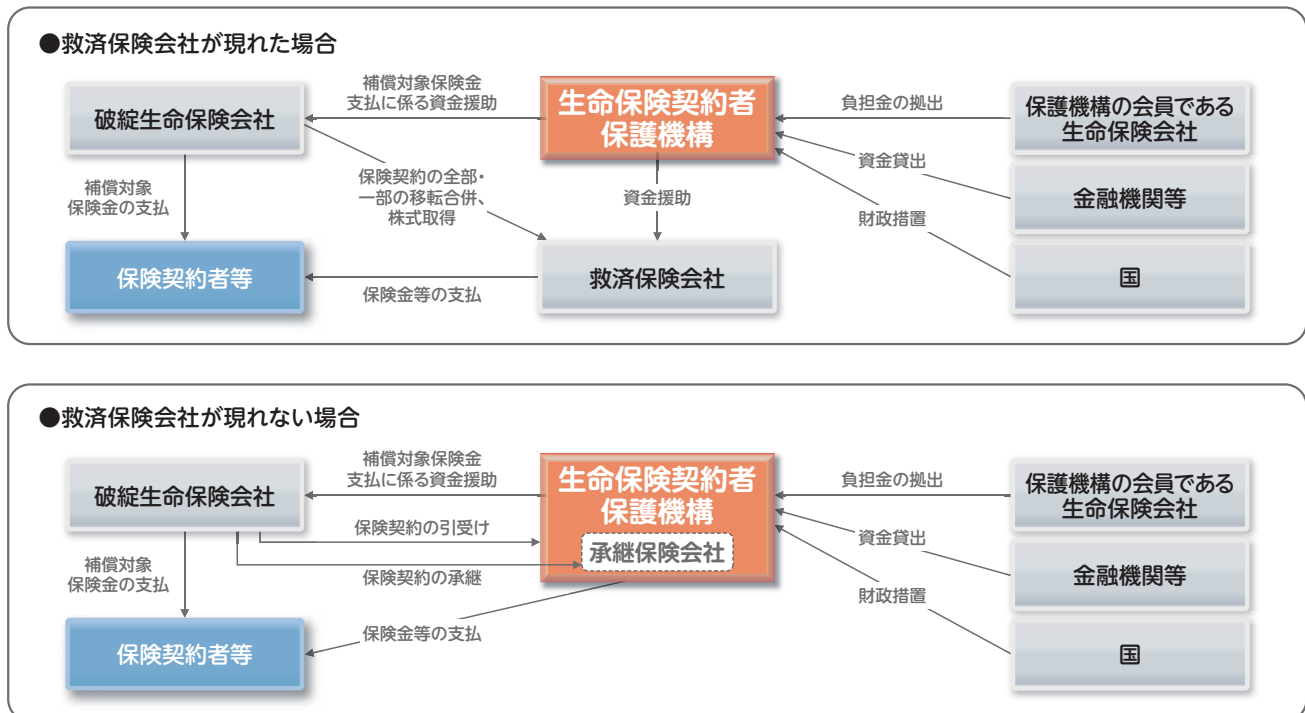
これら運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分については、その責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは個別の更生手続の中で確定することになります)。

(注2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(金融庁長官及び財務大臣が定める率)を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が、以下の通りとなります。

高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

ただし、破綻会社に対して資金援助がなかったと仮定した場合の弁済率が下限となります。

【生命保険契約者保護機構のしくみ(概略図)】



より詳しい内容につきましては、生命保険契約者保護機構のホームページをご利用ください。 <http://www.seihohogo.jp/>

組 織 の 概 要

74	総代・総代候補者選考委員・審議員
77	組織図
78	組織の概況
79	住友生命サービス網
82	沿革
83	商品一覧
85	主要な事業の内容及び組織の構成
86	子会社等に関する事項

会社の目的

当社は次の業務を行うことを目的としています。

- ①生命保険業
- ②他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- ③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- ④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

業務の概要

生命保険業

当社が実施している業務の概要は次のとおりです。

- ①生命保険業免許に基づく保険の引受け
＜主に取り扱う保険＞
 - (ア)個人保険
 - (イ)個人年金保険
 - (ウ)団体保険
 - (エ)団体年金保険
- ②資産の運用
保険料として収受した金銭その他の運用は、次のような方法で行っております。
 - (ア)有価証券の取得
 - (イ)不動産の取得
 - (ウ)金銭債権の取得
 - (エ)金銭の貸付(コールローンを含む)
 - (オ)有価証券の貸付
 - (カ)預貯金
 - (キ)金銭、金銭債権、有価証券または不動産等の信託
 - (ク)デリバティブ取引

付随業務・その他の業務

- ①他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
- ②投資信託の販売
- ③確定拠出年金制度における運営管理業務

◆総代(都道府県別五十音順、敬称略 平成25年7月2日現在)

都道府県	氏名	職業
北海道	井深七七子	医療法人北翔会デイサービスセンター 勤務
同	佐野 博	株式会社佐野自動車工業 代表取締役社長
同	高田 育生	道銀カード株式会社 代表取締役社長
同	平野みちよ	日本マーキング株式会社 勤務
同	増田 正二	帯広信用金庫 理事長
同	山角 浩司	北海電気工事株式会社 常任監査役
青森県	白崎 理喜	医師(医療法人芙蓉会村上病院 勤務)
同	三上 正子	株式会社青森入浴ケアサービス 代表取締役
岩手県	佐藤 克也	株式会社岩手銀行 取締役
宮城県	後藤 賢彦	株式会社JTB東北 勤務
同	四竈 亜衣	株式会社旅館かつらや 常務取締役
同	鈴木 勇彦	株式会社七十七銀行 常務取締役
秋田県	西村 幸彦	株式会社山二 専務取締役
山形県	長谷川吉茂	株式会社山形銀行 取締役頭取
福島県	加藤 容啓	株式会社東邦銀行 代表取締役 専務取締役
同	熊田 英記	東北アンソツ株式会社 勤務
茨城県	須田 恵美	村上工業株式会社 専務取締役
同	千葉 良和	税理士
同	平井 勝子	有限会社平井製作所 専務取締役
同	矢口美都世	中央学院高等学校 教諭
栃木県	早乙女 哲	株式会社下野新聞印刷センター 顧問
群馬県	齋藤 一雄	株式会社群馬銀行 代表取締役頭取
埼玉県	青木 博昭	弁理士
同	栗原 正巳	株式会社武蔵野銀行 取締役副頭取(代表取締役)
同	滝田 公一	駒澤大学経営学部 教授
同	植崎 礼仁	弁護士
千葉県	大山 智子	株式会社アサツキー ディ・ケイ 勤務
同	小西 吉郎	東京セキスイファミエス株式会社 勤務
同	那波 明夫	歯科医師
同	山本 和貫	千葉大学大学院融合科学研究科 准教授
同	吉野 圭子	ケイジール物流株式会社 勤務
東京都	伊東 正	ちばぎん証券株式会社 代表取締役社長
同	伊藤 良則	アピコムコンサルティング株式会社 監査役
同	遠藤 信博	日本電気株式会社 代表取締役 執行役員社長
同	大塚 義治	日本赤十字社 副社長
同	大場 丈司	株式会社ブリヂストン 勤務
同	大橋 仁	鹿島建設株式会社 勤務
同	岡橋 通恵	トッパン・フォームズ株式会社 勤務
同	菊池 真子	日立キャピタル株式会社 勤務
同	北山 禎介	株式会社三井住友銀行 取締役会長
同	桐井 隆	株式会社桐井製作所 代表取締役社長
同	古賀 あや	株式会社新聞ラジストシステムズ 代表取締役会長
同	柴原 一	税理士
同	下舞 浩	株式会社日経映像 専務取締役
同	田口伊津子	トキハソース株式会社 代表取締役社長
同	徳永 浩雄	首都大学東京大学院理工学研究科 教授
同	友野 宏	新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO
同	野島 信明	東京ビジネスサービス株式会社 代表取締役会長
同	肥口ふみ枝	司法書士
同	久野 浩一	東レ株式会社 勤務
同	福田 千穂	株式会社守矢武夫商店 勤務
同	村井 利彰	株式会社ニチレイ 代表取締役会長
同	村上 透	ソニー株式会社 勤務
同	矢代 隆義	一般社団法人日本自動車連盟 副会長(代表理事)
同	山川 敦子	野村證券株式会社 勤務
同	山本 忠人	富士ゼロックス株式会社 代表取締役社長
同	湯浅 紀佳	弁護士
神奈川県	池田 典義	株式会社アイネット 代表取締役会長
同	石井 利文	医療法人興生会相模台病院 勤務
同	上野 元	上野トランステック株式会社 代表取締役専務
同	宇山 知成	株式会社タウンニュース社 代表取締役社長
同	大久保千行	株式会社横浜銀行 代表取締役副頭取
同	小山 陽子	主婦

都道府県	氏名	職業
神奈川県	中島 泉	アマノ株式会社 代表取締役社長
同	山崎 行雄	株式会社テレビ神奈川 代表取締役社長
同	結城 恵美	有限会社結城商事輸送 代表取締役
同	渡部 祐子	株式会社明電舎 勤務
新潟県	岡村 繁	元株式会社リコンコーポレーション代表取締役社長
同	鈴木 邦子	株式会社北越 代表取締役社長
同	目崎 雅江	株式会社やまと食品 取締役
同	矢澤 健一	元株式会社第四銀行代表取締役副頭取
富山県	入部 由美	大協紙商事株式会社 代表取締役
同	片口 巖	立山化成株式会社 取締役
石川県	広崎 邦夫	株式会社北國銀行 常勤監査役
福井県	吉田 哲也	株式会社福井新聞社 代表取締役会長
山梨県	深澤 仁	山梨県美容業生活衛生同業組合 理事長
長野県	田中英子	主婦
同	中條 功	株式会社長野銀行 取締役頭取(代表取締役)
同	宮澤 さと子	宮澤木材産業株式会社 取締役
岐阜県	小野 泰代	株式会社ヤマ食 取締役
同	三浦 美穂	有限会社郡上八幡自然園 勤務
同	村瀬 洋介	株式会社ホンダカーブ岐阜 代表取締役社長
静岡県	梅村 充	ヤマハ株式会社 特別顧問
同	漆畑 真弓	東海木材株式会社 専務取締役
同	大滝 浩右	株式会社メンテックカンザイ 代表取締役社長
同	長谷川 智陽	有限会社長谷川農産 勤務
愛知県	小原 新一	司法書士
同	梶本 一典	CKD株式会社 代表取締役社長
同	宮澤 勝己	東海旅客鉄道株式会社 取締役 専務執行役員
同	宮田 昌彦	朝日インテック株式会社 代表取締役社長
同	築瀬 悠紀夫	株式会社名古屋銀行 相談役
同	山口 真紀子	獣医師
同	渡辺 修	アイカ工業株式会社 代表取締役会長
三重県	井上 正	株式会社三重銀行 取締役相談役
同	木村 敦子	医療法人こだま 理事
滋賀県	田村 康広	滋賀トヨペット株式会社 勤務
同	宮部 里美	医療法人恒仁会近江温泉病院 勤務
京都府	上田 成之助	京福電気鉄道株式会社 代表取締役会長
同	衛藤 照夫	株式会社ゆう建築設計事務所 専務取締役
同	岡 博章	株式会社日立製作所 勤務
同	近藤 宣晃	SGホールディングス株式会社 代表取締役
同	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科 教授
同	武田 厚子	武田病院グループ 常務理事
同	実成 尚子	株式会社キャリア総研 代表取締役
同	藪内 美樹	ファイナンシャル・プランナー
大阪府	赤崎 弘美	川村義肢株式会社 勤務
同	大川 雅也	ヤンマー株式会社 勤務
同	大坪 文雄	パナソニック株式会社 特別顧問
同	尾崎 裕	大阪瓦斯株式会社 代表取締役社長
同	桑山レイ子	主婦
同	志賀 理	同志社大学商学部 教授
同	重田 朋代	株式会社エムアイティージャパン 代表取締役社長
同	重村 桜子	株式会社宇治園 取締役専務
同	高山 完圭	司法書士
同	竹中 統一	株式会社竹中工務店 取締役会長
同	玉木 信也	玉木技術士事務所 代表
同	手代木 功	塩野義製薬株式会社 代表取締役社長
同	十河 政則	ダイキン工業株式会社 代表取締役社長兼COO
同	富山まどか	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田病院 勤務
同	中川 和幸	南海電気鉄道株式会社 勤務
同	中西 竜雄	中西金属工業株式会社 代表取締役社長
同	馬場 良一	日本ペイント株式会社 代表取締役副社長
同	林 誠一	司法書士・行政書士
同	古川 夫恵	株式会社イセト 勤務
同	村井 謙一	不二製油株式会社 勤務
同	村上 健治	ダイワラクダ工業株式会社 代表取締役会長

都道府県	氏名	職業
大阪府	森 詳介	関西電力株式会社 代表取締役会長
同	山内 直人	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授
同	山岡あかね	山岡歯科医院 勤務
同	山川 悦子	トランスコスモス株式会社 勤務
同	山根 弘子	株式会社ヤマネ 執行役員
同	和田林道宜	近畿日本鉄道株式会社 代表取締役副社長
兵庫県	賀屋 知行	株式会社神戸製鋼所 顧問役
同	備 順子	税理士
同	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科 教授
同	増田 恵一	株式会社パナホーム兵庫 勤務
同	松本 倫長	フジプレミアム株式会社 代表取締役社長
同	山本 啓史	株式会社日建設計 勤務
奈良県	植野 康夫	株式会社南都銀行 取締役頭取(代表取締役)
同	吉川 謙一	京都大学大学院理学研究科 教授
和歌山県	三原 勝	和島興産株式会社 常務取締役
鳥取県	坂口 吉平	株式会社山陰放送 代表取締役社長
同	杉原弘一郎	東京印刷株式会社 代表取締役会長
島根県	有澤 寛	山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長
岡山県	長野 智恵	医療法人行堂会 理事
同	野瀬 洋輔	株式会社カワニホールディングス 取締役副会長
同	原田満理子	主婦
広島県	川西 祐二	株式会社トータテ 代表取締役社長
同	小林 宏明	日東製網株式会社 代表取締役社長
同	中西 正則	公認会計士
同	中本 祐昌	株式会社ウッドワン 代表取締役社長
同	森本真由美	福々庵 代表
山口県	青木 淑子	株式会社扇屋 取締役

都道府県	氏名	職業
山口県	国可 京子	株式会社国可 代表取締役
徳島県	漆原 完次	四国放送株式会社 代表取締役社長
同	近藤 宏章	総合ビル・メンテム株式会社 代表取締役社長
香川県	遠山 誠司	株式会社香川銀行 取締役会長(代表取締役)
同	山口 芳美	日本興業株式会社 取締役
愛媛県	陶山 啓子	愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻 教授
同	中山 紘治郎	株式会社愛媛銀行 会長(代表取締役)
同	藤田小百合	有限会社愛光不動産 専務取締役
高知県	稲田 良吉	弁護士
同	川崎 浩美	有限会社かわさき予備校 専務取締役
同	四ノ宮宏昭	有限会社蔵一 代表取締役社長
福岡県	飯森 範親	指揮者
同	久米 大輔	株式会社キューリン 代表取締役社長
同	高木美智子	株式会社河庄 代表取締役社長
同	能美由希子	株式会社大東 取締役
同	本多 裕二	株式会社梅の花 専務取締役
同	吉 戒 孝	株式会社福岡銀行 取締役頭取(代表取締役)
佐賀県	秋田 勝次	元財団法人佐賀商工会館勤務
長崎県	中川 安英	株式会社文明堂総本店 代表取締役社長
熊本県	上田 裕子	株式会社AZUMA 代表取締役社長
同	橋本 康子	合資会社金山本店 代表社員
同	本松 賢	株式会社テレビ熊本 代表取締役社長
大分県	吉田祐一郎	吉伴株式会社 代表取締役社長
宮崎県	平野 亘也	株式会社宮崎銀行 代表取締役専務
鹿児島県	岡 恒憲	株式会社Misumi 代表取締役社長
沖縄県	辺野 喜信	株式会社沖縄銀行 代表取締役専務

◆総代候補者選考委員〈五十音順、敬称略 平成25年7月2日現在〉

井邊 博行	大建工業株式会社 名誉理事	辻村 肇	ナカバヤシ株式会社 代表取締役社長
金井美智子	弁護士	中川由紀子	株式会社廣濟堂 勤務
北村 雅史	京都大学大学院法学研究科 教授	長谷川 卓	凸版物流株式会社 取締役
穀田 有一	税理士	早瀬 昇	認定特定非営利活動法人日本NPOセンター 代表理事
田畑 彰守	名古屋大学大学院工学研究科 准教授	水本 伸子	株式会社IHI 勤務

◆審議員〈五十音順、敬称略 平成25年7月2日現在〉

岩沙 弘道	三井不動産株式会社 代表取締役会長	羽入佐和子	国立大学法人お茶の水女子大学長
岡 素之	住友商事株式会社 相談役	林 良博	独立行政法人国立科学博物館長
奥 正之	株式会社三井住友ファイナシャルグループ 取締役会長	松澤 佑次	一般財団法人住友病院 院長
奥村 萬壽雄	公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長	松下 正幸	パナソニック株式会社 代表取締役副会長
加藤 隆俊	公益財団法人国際金融情報センター 理事長	宮原 明	学校法人関西学院 理事長
河野 栄子	元株式会社リクルート代表取締役社長・会長	山田 隆持	株式会社NTTドコモ 取締役相談役
島田 晴雄	千葉商科大学 学長	米倉 弘昌	住友化学株式会社 代表取締役会長
徳川 恒孝	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 会長	米沢富美子	慶應義塾大学 名誉教授・物理学者
中尾 一和	京都大学大学院医学研究科 教授	米山 高生	一橋大学大学院商学研究科 教授
中村 絃子	ピアニスト		

◆総代の構成(平成25年4月1日現在)

① 年齢別構成

年齢	構成比率
～29(歳)	0.6 (%)
30～39	9.5
40～49	23.5
50～59	31.8
60～69	30.7
70～	3.9

② 地域別構成

地域	構成比率
北海道	3.4 (%)
東北	5.6
関東	28.5
中部	14.5
近畿	26.8
中国	7.3
四国	5.6
九州	8.4

③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類		構成比率	
個人保険	死亡保険	終身保険	11.8 (%)
		定期付終身保険	12.9
		利率変動型積立終身保険	31.8
		定期保険	1.4
		その他	0.0
	生死混合保険	養老保険	4.3
		定期付養老保険	0.7
		生存給付金付定期保険	4.3
	生存保険	その他	6.4
		保障付積立保険	0.0
個人年金保険		26.4	

(注) 剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いています。

④ 職業別構成

職業	構成比率
会社員	18.4 (%)
主婦	2.2
大学教授	5.0
言論界・ジャーナリスト	5.0
弁護士・医師	3.4
自営業者	20.7
会社役員	33.5
その他	11.7

⑤ 社員資格取得時期別構成

社員資格取得時期	構成比率
～平成4年度	37.4 (%)
平成5年度～平成9年度	11.7
平成10年度～平成14年度	15.6
平成15年度～平成19年度	24.0
平成20年度～	11.2

◆審議員の構成(平成25年7月2日現在)

年齢別構成

年齢	人数
～59(歳)	1(名)
60～69	10
70～	8
合計	19(名)

◆社員の構成(平成25年3月31日現在)

① 年齢別構成

年齢	構成比率
～29(歳)	5.4 (%)
30～39	14.3
40～49	23.1
50～59	21.1
60～69	20.9
70～	15.3

② 地域別構成

地域	構成比率
北海道	3.1 (%)
東北	7.7
関東	28.0
中部	17.4
近畿	22.6
中国	6.5
四国	4.5
九州	10.1

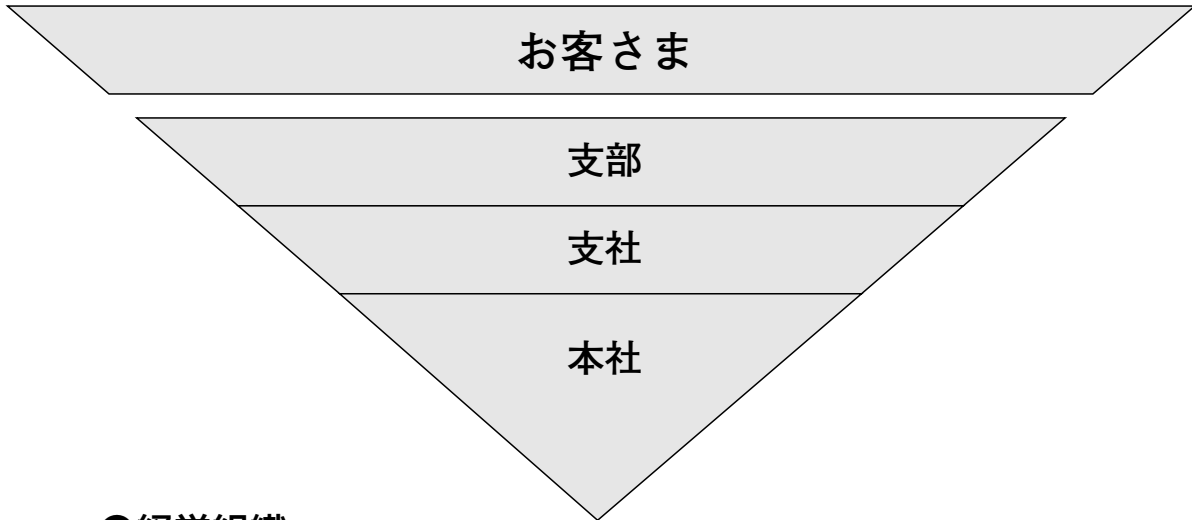
③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類		構成比率	
個人保険	死亡保険	終身保険	10.7 (%)
		定期付終身保険	17.8
		利率変動型積立終身保険	29.0
		定期保険	1.5
		その他	0.6
	生死混合保険	養老保険	5.8
		定期付養老保険	1.4
		生存給付金付定期保険	2.3
	生存保険	その他	3.0
		保障付積立保険	0.3
個人年金保険		27.3	

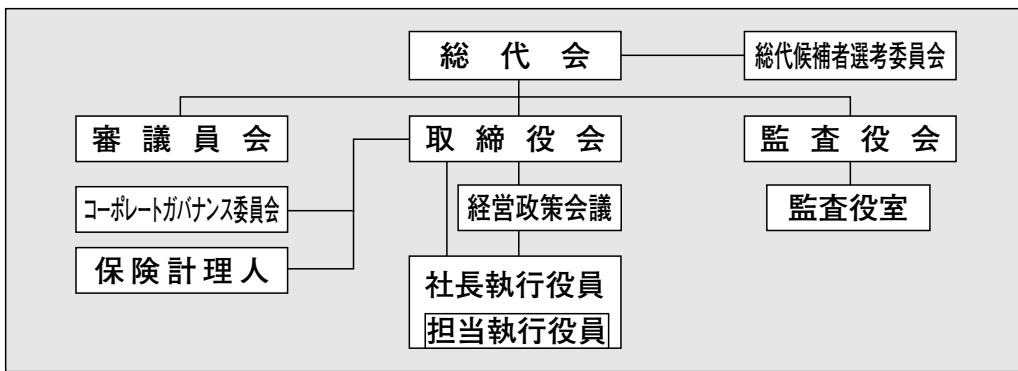
(注) 剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いています。

※社員の職業別構成及び社員資格取得時期別構成に関するデータは保有していません。

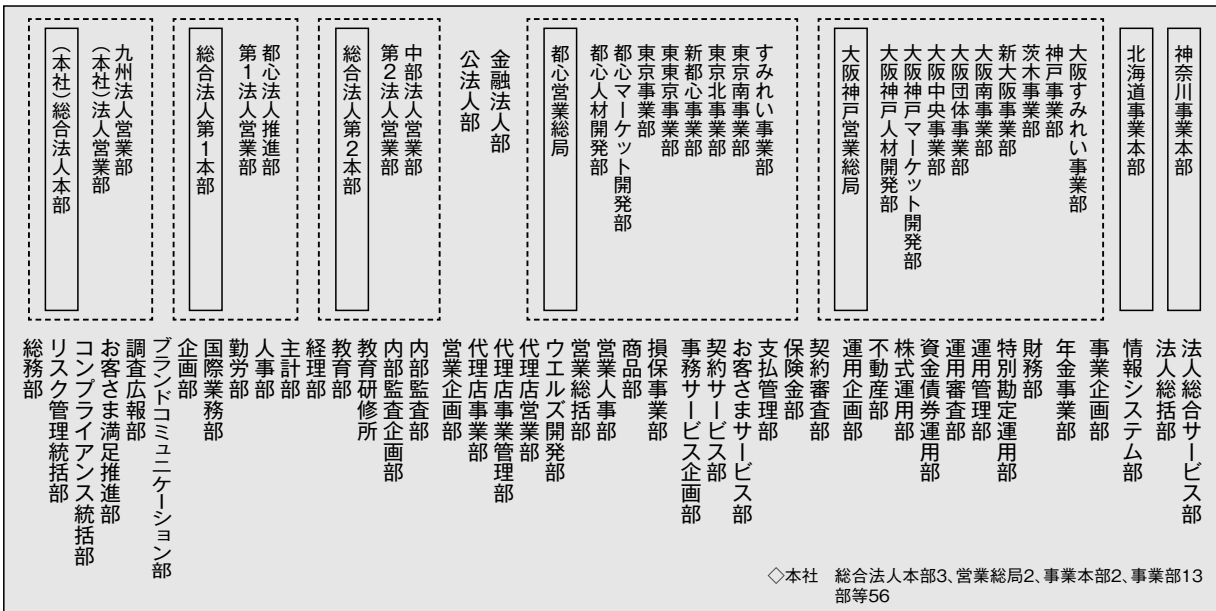
◆組織図(平成25年7月2日現在)



●経営組織



●本社



●支社・海外駐在員事務所

- ◇支社72
- ◇海外駐在員事務所4(ニューヨーク、ロンドン、ハノイ、北京)

◆組織の概況

支社・支部・海外駐在員事務所の状況

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
支社	73	71	71
支部	1,679	1,567	1,516
海外駐在員事務所	3	4	4
合計	1,755	1,642	1,591

(注) 上記の他、販売機能に重点を置いた組織として、本社組織である事業部を11店、支社傘下の組織である営業支社を6店設置しています。

従業員の内籍・採用状況

区分	平成22年度末 在籍数	平成23年度末 在籍数	平成24年度末 在籍数	平成22年度 採用数	平成23年度 採用数	平成24年度 採用数	平成24年度末	
							平均年齢	平均勤務年数
職員	9,790名	11,497名	11,228名	438名	1,911名	667名	44歳7ヵ月	13年11ヵ月
(男子)	4,564	4,435	4,312	217	112	141	44歳9ヵ月	19年1ヵ月
(女子)	5,226	7,062	6,916	221	1,799	526	44歳6ヵ月	10年9ヵ月
(総合職)	3,895	3,828	3,777	210	62	107	41歳11ヵ月	18年6ヵ月
(一般職)	4,411	4,250	4,247	154	90	221	43歳7ヵ月	13年8ヵ月
営業職員	32,576	31,456	30,870	5,335	4,612	4,842	49歳4ヵ月	13年2ヵ月
(男子)	888	812	741	37	28	13	51歳8ヵ月	19年6ヵ月
(女子)	31,688	30,644	30,129	5,298	4,584	4,829	49歳4ヵ月	13年1ヵ月

(注) 平成23年4月から派遣社員を新職種のオフィスパートナーとして雇用したこと等により、平成23年度末の内籍数、および平成23年度の採用数が前年比増となっております。

平均給与(職員)

(単位：千円)

区分	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
職員	379	336	338

(注) 平均給与月額額は、各年3月中税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

平均給与(営業職員)

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
営業職員	237	241	247

(注) 平均給与月額額は、各年度の税込定例給与であり、賞与は含みません。

◆住友生命サービス網(平成25年7月2日現在)

本社・東京本社

	所在地	電話番号
本社	〒540-8512 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1435
東京本社	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-1100

法人取引関係部門

	所在地	電話番号
(本社) 総合法人本部	〒540-8512 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1851
総合法人第1本部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
総合法人第2本部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
法人総括部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4690
法人総合サービス部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4701
公法人部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4788
金融法人部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-6179
年金事業部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4766
代理店事業部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4980
代理店営業部	〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-5866

コールセンター

スミセイコールセンター	0120-307506
-------------	-------------

支社・事業部・ご来店サービスセンター(SC)・営業総局・すみれい事業部・海外駐在員事務所
(平成25年7月2日現在)

※ご加入の生命保険に関するお問い合わせ、お手続きは79ページおよび最終ページに記載の
スミセイコールセンターへお願いします。

支社・事業部・ご来店サービスセンター(SC)

名称	〒	所在地	電話番号
* 札幌支社	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル5F	(011) 222-3379
北海道事業本部 (北海道事務統括室)	060-0052	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル3F	(011) 241-3860
* 旭川支社	070-0033	旭川市三条通9-1704-1 住友生命旭川ビル4F	(0166) 23-4778
* 釧路支社	085-0015	釧路市北大通10-1-4 北陸銀行住友生命ビル4F	(0154) 23-6382
* 北見支社	090-8722	北見市大通西4-4-1 住友生命北見ビル2F	(0157) 24-8032
* 青森支社	030-0823	青森市橋本1-9-22 住友生命青森ビル8F	(017) 723-1513
* 盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-2-5 住友生命盛岡ビル4F	(019) 651-6713
* 仙台総支社	980-6088	仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル13F	(022) 222-3982
* 秋田支社	010-0001	秋田市中通2-2-32 山二ビル1F	(018) 833-4179
* 山形支社	990-0031	山形市十日町2-4-19 住友生命山形第2ビル4F	(023) 622-1444
* 福島支社	963-8513	郡山市清水台1-4-7 住友生命郡山清水台ビル4F	(024) 922-5802
* 栃木支社	320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル7F	(028) 622-6545
* 小山支社	323-0022	小山市駅東通り2-37-3 住友生命小山ビル4F	(0285) 25-9984
* 群馬支社	371-8539	前橋市大手町2-6-17 住友生命前橋ビル5F	(027) 221-9190
* 水戸支社	310-0021	水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル4F	(029) 224-9113
* 新潟支社	950-8505	新潟市中央区東大通1-2-30 第3マルカビル8F	(025) 243-1143
* 長岡支社	940-8511	長岡市東坂之上町2-5-11 長岡STビル6F	(0258) 33-5518
* 東京乙来店SC	104-0028	中央区八重洲2-2-1 住友生命八重洲ビル8F	(03) 6262-0714
東京事業部	104-0028	中央区八重洲2-2-1 住友生命八重洲ビル8F	(03) 3272-8022
東東京事業部	101-0033	千代田区神田岩本町1 住友生命千代田ビル6F	(03) 5296-2052
新都心事業部	163-0209	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル9F	(03) 3348-6833
東京北事業部	170-0013	豊島区東池袋3-4-3 池袋イーストビル3F	(03) 5992-5670
東京南事業部	108-0014	港区芝4-10-3 住友生命三田ビル5F	(03) 5232-1314
千住支社	120-0036	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル5F	(03) 3882-1072
* 東京西支社	190-0022	立川市錦町2-4-6 住友生命立川ビル3F	(042) 529-4505
武蔵野支社	180-0006	武蔵野市中町2-2-3 住友生命武蔵野ビル9F	(0422) 55-9677
* 山梨支社	400-0031	甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル7F	(055) 224-4313
* 千葉支社	260-8621	千葉市中央区中央1-1-3 住生・りそな千葉ビル6F	(043) 227-3299

名称	〒	所在地	電話番号
* 北千葉支社	277-8507	柏市柏2-5-7 住友生命柏ビル2F	(04) 7167-3533
* 埼玉中央支社	330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第2ビル4F	(048) 641-2223
熊谷支社	360-0044	熊谷市弥生2-44 住友生命熊谷ビル5F	(048) 521-4045
* 埼玉西支社	350-1193	川越市脇田本町23-1 住友生命川越ビル6F	(049) 247-0501
* 越谷支社	343-0816	越谷市弥生町14-22 住友生命越谷ビル5F	(048) 963-0703
* 町田支社	194-0013	町田市原町田5-5-11 住友生命町田ビル5F	(042) 726-4314
* 横浜支社	220-8530	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル13F	(045) 325-0012
川崎支社	210-8552	川崎市川崎区東田町11-28 住友生命川崎ビル3F	(044) 244-8473
南神奈川支社	247-0056	鎌倉市大船2-18-26 住友生命大船ビル2F	(0467) 38-5366
湘南支社	254-0035	平塚市宮の前1-13 住友生命平塚ビル4F	(0463) 21-1624
* 長野支社	380-8557	長野市中御所岡田180-2 住友生命長野岡田町ビル5F	(026) 228-7194
* 松本支社	390-0811	松本市中央2-6-1 住友生命松本ビル4F	(0263) 32-0355
* 岐阜支社	500-8524	岐阜市金町5-24 住友生命岐阜ビル4F	(058) 265-1423
* 静岡支社	420-0837	静岡市葵区日出町1-2 静岡住友ビル2F	(054) 254-5496
* 浜松支社	430-0946	浜松市中区元城町115-1 住友生命浜松元城町ビル2F	(053) 454-4463
* 沼津支社	410-0801	沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル4F	(055) 962-7324
* 名古屋支社	450-8615	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル18F	(052) 582-4863
* 愛知中央支社	461-8602	名古屋市中村区葵3-15-31 千種ビル4F	(052) 936-2527
* 愛知東支社	444-8517	岡崎市康生通南3-5 住友生命岡崎第2ビル4F	(0564) 21-2143
* 三重支社	514-8566	津市栄町2-309 住友生命津ビル1F	(059) 227-0113
* 富山支社	930-8504	富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル2F	(076) 441-2373
* 金沢支社	920-8632	金沢市南町4-55 住友生命金沢ビル6F	(076) 231-1283
* 福井支社	910-0005	福井市大手3-4-7 住友生命福井ビル4F	(0776) 22-7469
* 滋賀支社	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5F	(077) 522-5303
* 京都支社	600-8492	京都市下京区四條通新町東入 月鉾町62 住友生命京都ビル5F	(075) 221-1845
* 舞鶴SC	624-0924	舞鶴市職人11 住友生命舞鶴ビル2F	(0773) 75-4321
* 大阪乙来店SC	541-0041	大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル9F	(06) 4708-5586
大阪中央 事業部	541-0053	大阪市中央区本町4-4-24 住友生命本町第2ビル4F	(06) 6244-9066

*にはお客さまサービスカウンターがございます。

名称	〒	所在地	電話番号
大阪団体 事業部	542- 0073	大阪市中央区日本橋2-9-16 日本橋センタービル3F	(06) 6632-3162
* 大阪南事業部	545- 0051	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 住友生命川崎阿倍野ビル7F	(06) 6647-7733
南大阪支社	583- 0024	藤井寺市藤井寺1-5-26 住友生命藤井寺ビル4F	(072) 952-3660
新大阪事業部	532- 0003	大阪市淀川区宮原4-1-14 住友生命新大阪北ビル4F	(06) 6395-8356
* 茨木事業部	567- 0829	茨木市双葉町2-25 住友生命茨木ビル3F	(072) 633-1442
* 京阪支社	573- 8533	枚方市大垣内町1-4-5 住友生命枚方ビル3F	(072) 843-7807
* 堺支社	590- 0076	堺市堺区北瓦町1-3-17 NBF堺東ビル7F	(072) 238-7062
* 岸和田CS 事業部	596- 0053	岸和田市沼町35-22 住友生命岸和田ビル4F	(072) 423-4142
* 東大阪支社	577- 0056	東大阪市長堂1-11-22 住友生命布施ビル3F	(06) 6787-0232
* 奈良支社	630- 8543	奈良市油阪町出口1-14 住友生命奈良ビル2F	(0742) 26-5013
* 和歌山支社	640- 8540	和歌山市本町4-61 住友生命和歌山ビル3F	(073) 431-3474
* 神戸事業部	651- 0185	神戸市中央区東町126 神戸シルクセンタービル7F	(078) 391-3229
* 姫路支社	670- 8552	姫路市東延末1-1 住友生命姫路南ビル2F	(079) 224-1883
* 明石支社	673- 0898	明石市樽屋町1-29 日工住友生命ビル8F	(078) 917-1495
* 鳥取支社	680- 8510	鳥取市今町1-103 住友生命鳥取ビル4F	(0857) 23-1823
* 松江支社	690- 0003	松江市朝日町484-16 住友生命松江ビル4F	(0852) 22-2257
* 岡山支社	700- 0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル12F	(086) 225-3210
* 広島総支社	732- 0827	広島市南区稻荷町4-1 住友生命広島ビル8F	(082) 261-5283

*にはお客さまサービスカウンターがございます。

名称	〒	所在地	電話番号
福山支社	720- 0812	福山市霞町1-1-24 住友生命福山ビル8F	(084) 924-1168
* 山口支社	750- 8502	下関市細江町1-2-7 住友生命下関ビル5F	(083) 231-3445
* 徳島支社	770- 0911	徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル5F	(088) 654-1503
* 高松支社	760- 8566	高松市番町1-6-1 住友生命高松ビル7F	(087) 821-4443
* 松山支社	790- 0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル6F	(089) 941-4423
* 新居浜支社	792- 8575	新居浜市北新町9-16 住友生命新居浜ビル2F	(0897) 37-1133
* 高知支社	780- 8559	高知市本町4-2-52 住友生命高知ビル8F	(088) 822-2103
* 福岡総支社	810- 8572	福岡市中央区天神2-8-34 住友生命福岡ビル6F	(092) 721-5123
久留米支社	830- 8540	久留米市日吉町14-33 住友生命久留米ビル2F	(0942) 33-9582
* 北九州支社	802- 8550	北九州市小倉北区堺町1-9-10 アースコート堺町BLDG 9F	(093) 531-2883
* 佐賀支社	840- 0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル7F	(0952) 24-2373
* 長崎支社	850- 8518	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル9F	(095) 826-3276
* 熊本支社	860- 8587	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル8F	(096) 355-2303
* 大分支社	870- 0034	大分市都町1-1-23 住友生命大分ビル9F	(097) 535-1779
* 宮崎支社	880- 8508	宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル4F	(0985) 26-1613
* 鹿児島支社	892- 8546	鹿児島市山之口町3-31 住友生命鹿児島ビル5F	(099) 226-7268
* 沖縄支社	900- 8513	那覇市久茂地2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル4F	(098) 866-3023

営業総局

都心営業総局	160- 0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル17F	(03) 5323-6101
--------	--------------	--------------------------------	-------------------

大阪神戸 営業総局	541- 0041	大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル1F	(06) 4707-2149
--------------	--------------	-------------------------------	-------------------

すみれい事業部

すみれい事業部	160- 0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル13F	(03) 3349-7762
---------	--------------	--------------------------------	-------------------

大阪すみれい 事業部	541- 0053	大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル14F	(06) 6262-5345
---------------	--------------	--------------------------------	-------------------

海外駐在員事務所

ニューヨーク 駐在員事務所	565 Fifth Avenue 5 th Floor New York, NY 10017, U.S.A.	(212) 521-8340
ロンドン 駐在員事務所	1st Floor, Dashwood House, 69 Old Broad Street, London EC2M 1QS, U.K.	(20) 7256-7630

北京事務所	100004 中華人民共和国北京市朝陽区 光華路七号漢威大厦17階1721单元	(10) 6561-6120
ハノイ駐在員 事務所	Unit 405, 83B Ly Thuong Kiet Street, Hoan Kiem District, Hanoi, VIETNAM	(43) 946-0444



大正2(1913)年12月に完成した日之出生命の本店社屋

明治40(1907)年	5月	日之出生命保険株式会社設立 (当社の創業年月)
大正15(1926)年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
昭和22(1947)年	8月	国民生命保険相互会社設立
昭和27(1952)年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
昭和35(1960)年	10月	住友生命社会福祉事業団(現住友生命福祉文化財団)設立
昭和52(1977)年	12月	「スマセイ絵画コンクール」がスタート
昭和60(1985)年	6月	住友生命健康財団設立
昭和61(1986)年	2月	「スマセイ安心だより」送付開始
	4月	「全国縦断チャリティコンサート」がスタート
平成2(1990)年	4月	「いずみホール」をオープン
	12月	「創作四字熟語」スタート
平成11(1999)年	4月	介護保障商品の発売を開始 「ご契約重要事項のお知らせ」作成
平成12(2000)年	9月	三井グループ・住友グループの金融各社 による確定拠出年金の運営管理機関「ジ ャパン・ペンション・ナビゲーター」設立
	11月	住友海上(現三井住友海上)との全面提携
平成13(2001)年	4月	「LIVE ONE」発売
	7月	新本社ビル竣工
	10月	生保8社による企業年金事務・システム 受託会社「ジャパン・ペンション・サービ ス」(現日本企業年金サービス)設立
	11月	三井住友銀行・三井住友海上・三井生 命との全面提携
平成14(2002)年	10月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始
	12月	三井住友銀行・三井住友海上・三井生 命との全面提携に基づく、運用子会社5 社合併による新会社「三井住友アセッ トマネジメント」営業開始
平成15(2003)年	9月	「Qバック」発売

平成16(2004)年	10月	アリコジャパン(現メットライフアリコ) との業務提携
平成17(2005)年	4月	「スマセイの千客万頼」発売
	11月	中国人民保険と合併で中国人民人壽 保険を設立
平成18(2006)年	4月	「指定代理請求特約」発売
	6月	外部専門家で構成する「保険金等支払 審議会」設置
	8月	携帯端末「Vite(ビット)」稼働
	9月	スマセイダイレクトサービス開始
	12月	保険金等の支払に関する「相談窓口」 および「社外弁護士による無料相談制 度」開設
平成19(2007)年	5月	創業100周年
	6月	「未来を築く子育てプロジェクト(現未 来を強くする子育てプロジェクト)」開始
	8月	保険料入金のキャッシュレス化
	11月	「がん長期サポート特約」発売
平成20(2008)年	3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバ イザー会議」設置
	5月	社外取締役等で構成する「コーポレー トガバナンス委員会」設置
平成21(2009)年	2月	「入院保障充実特約」発売
	10月	三井住友海上の個人向け・企業向け損 保商品の全面販売開始 保険デザイナーズ・いずみエージェン シーを合併し「いずみライフデザイナ ーズ」設立
平成22(2010)年	4月	三井生命との共同出資による生命保険 子会社「メディケア生命」営業開始
	7月	資産運用システムにクラウドコンピュー ティングの採用を決定
	10月	エンベディッド・バリューを開示
平成23(2011)年	3月	コーポレートブランドの刷新 「Wステージ」発売
		「スマセイ未来応援活動」開始
	12月	ベトナム(ハノイ)に駐在員事務所設立
平成24(2012)年	3月	「スマセイ・未来応援サービス」開始
	7月	携帯端末「SumiseiLief(スマセイリー フ)」稼働
	12月	バオベトホールディングス(ベトナム) と戦略的業務提携を締結
平成25(2013)年	3月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」 発売 「スマセイ・セカンドオピニオン・サービ ス」開始

◆商品一覧

保険種類一覧

ご契約の目的	保険種類	契約年齢範囲	
		愛称・契約年齢範囲	女性のみ
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳			
ライフサイクルにあわせた、「介護保障」「医療保障」「死亡保障」「資産形成」機能の準備をお望みの方に	新終身保険	Wステージ未来デザイン [20~65歳]	
		Wステージ年金タイプ [15~75歳]	
		Wステージ一時金定額タイプ [15~75歳]	
		Wステージ一時金通減タイプ [40~70歳]	
		[15~29歳 (女性は39歳まで)] Wステージ きちんと未来*	
ライフサイクルにあわせた、「介護保障」「医療保障」「死亡保障」「資産形成」機能の準備をお望みの方に	利率変動型積立(終身)保険	ライブワン未来デザイン [20~65歳]	
		ライブワン愛&愛タイプ [15~75歳]	
		ライブワン優々タイプ [15~75歳]	
		ライブワン楽々人生タイプ [40~70歳]	
		[3~14歳] ライブワン優々タイプお子さま向け*	
		[15~29歳 (女性は39歳まで)] ライブワン きちんと未来*	
最新の医療保障をお望みの方に		Qパック [3~75歳]	
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	終身保険 [15~80歳]	
		バラ色人生 バラ色人生 [15~68歳 (女性は75歳まで)]	
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険		スミセイの千客万頼 [50~80歳]
3大成人病に備える保障をお望みの方に	疾病・医療保険		リガード [15~80歳]
充実した医療保障・がん保障をお望みの方に	医療保険		ドクター「GO」 [0~75歳]
セカンドライフのための資金準備をお望みの方に	個人年金保険	たのしみ1番 [15~65歳]	
		新たなしめ年金 [15~80歳]	
積立でも保障もお望みの方に	養老保険		自由保険 [0~70歳]
教育・結婚・レジャー等の資金準備に加えて死亡保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険		記念日宣言* [0~70歳]
死亡保障をお望みの方に	定期保険	定期保険 [15~65歳]	
		エンブレム [20~74歳]	
		エンブレム新長期プラン [20~75歳]	
		エンブレムGP [20~70歳 (女性は75歳まで)]	
		ブランド パスポート* [15~70歳 (女性は75歳まで)]	
お子さまの教育・結婚資金の準備をお望みの方に	こども保険	[0~9歳]	スミセイのこどもすくすく保険*
住宅資金、セカンドライフのための資金、お子さまの教育・結婚資金などの準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険 財形年金積立保険 財形住宅貯蓄積立保険	財形貯蓄プラン* [15~80歳]	
		財形年金*・財形住宅貯蓄* [15~54歳]	

上記のほかに変額年金保険等も取り扱っております。

●金融機関の窓口でお取り扱いしている商品

一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	ふるはーとS [15~80歳]	
		ふるはーとW [15~85歳]	
一生涯の介護保障をお望みの方に	介護保障終身保険	ふるはーとL [15~75歳]	
		ふるはーとL<介護プラン> [15~75歳]	

※愛称・取扱商品は一部の金融機関で異なる場合があります。
上記のほかに変額年金保険等も取り扱っております。

●郵便局でお取り扱いしている商品

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型医療終身保険		たよれるYOU [50~80歳]
死亡保障をお望みの方に	定期保険		エンブレムYOUプレミアム [20~70歳 (女性は75歳まで)]

●かんぽ生命でお取り扱いしている商品

死亡保障をお望みの方に	定期保険		エンブレムYOUプレミアム [20~70歳 (女性は75歳まで)]
-------------	------	--	-----------------------------------

* この表示のある商品は法人契約を取り扱っておりません。なお、エンブレム・エンブレム新長期プラン・エンブレムYOUプレミアム・エンブレムGPは法人契約のみのお取り扱いとなります。法人向けには「住友の法人保険“繁栄”」の愛称を冠しています。

生前給付特約

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
新介護収入保障特約	収入保障・高度障害年金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護年金	所定の要介護状態A(目安として公的介護保険の要介護3以上に相当*)が180日続いたときにお支払いします。
	早期ケア給付金	所定の要介護状態B(目安として公的介護保険の要介護2以上に相当*)が30日・60日・90日・120日または150日続いたときにお支払いします。
新介護減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護保険金	所定の要介護状態Aが180日続いたときにお支払いします。
	早期ケア給付金	所定の要介護状態Bが30日・60日・90日・120日または150日続いたときにお支払いします。
介護保障終身保険特約(10)	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護保険金	所定の要介護状態Aが180日続いたときにお支払いします。
特定疾病保障定期保険特約 特定疾病保障終身保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	特定疾病保険金	所定の特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときにお支払いします。
重度慢性疾患保障保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	重度慢性疾患保険金	所定の重度慢性疾患(重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)で所定の状態に該当したときにお支払いします。
生存給付金付定期保険特約(12)	死亡保険金・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	生存給付金	ご契約後3年目から2年ごとの契約応当日に生存されているときや特約の保険期間満了時に生存されているときにお支払いします。
保険料払込免除特約	——	所定の要介護状態Aが180日続いたとき、または所定の特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)もしくは所定の重度慢性疾患(重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)で所定の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込みを免除します。
介護保障保険料払込免除特約	——	所定の要介護状態Aが180日続いたときに、以後の保険料のお払込みを免除します。
指定代理請求特約	——	被保険者が受取人となる給付金や保険金などを受取人が請求できない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人が給付金や保険金などを請求することができます。
がん長期サポート特約	がん長期サポート保険金	がんになり、治癒も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

* 早期ケア給付金・介護年金・介護保険金お支払時および保険料お払込免除時の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。詳細は約款に定められていますので、必ずご確認ください。なお、「公的介護保険制度の要介護2または3以上に相当」という表現は、平成25年4月現在の公的介護保険制度に基づき目安として記載したもので、将来公的介護保険制度が改正された場合には、この表現が当てはまらなくなることがあります。

災害疾病特約

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
総合医療特約	災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	疾病入院給付金*1	疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	手術給付金*1*2	公的医療保険制度の対象となっている手術、骨髄移植を受けられたときにお支払いします。
	放射線治療給付金*3	公的医療保険制度の対象となっている放射線治療を受けられたときにお支払いします。
入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金*1*4	不慮の事故による傷害または疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
成人病入院特約(09)	成人病入院給付金	所定の成人病やがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
女性疾病入院特約(09)	女性疾病入院給付金	所定の女性特定疾病やがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
がん入院特約(09)	がん入院給付金	所定のがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
がん薬物治療特約	がん薬物治療給付金	がんにより、医師による薬物治療を受けられたときにお支払いします。
がん診断特約	がん診断保険金	生まれて初めてがんになったと診断確定されたときにお支払いします。
新先進医療特約	先進医療給付金*5	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたときにお支払いします。
	先進医療保障充実給付金	
傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金	傷害または疾病を原因とする骨折に対して治療を受けられたとき、もしくは傷害により所定の腱・靭帯・半月板の断裂に対し、事故の日から180日以内に治療を受けられたときにお支払いします。
	顔面損傷給付金	不慮の事故による傷害により顔面部・頭部・頸部に損傷を受け、事故の日から180日以内に所定の顔面損傷状態になられたときにお支払いします。
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	災害高度障害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の高度障害状態になられたとき、もしくは所定の感染症により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
傷害特約	災害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	障害給付金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたときに、障害の等級に応じて災害保険金額の1~10割をお支払いします。

- ※1 骨髄移植ドナー(提供者)としての入院・手術も保障します。(骨髄移植ドナー(提供者)としての入院・手術は、責任開始日から1年以内はお支払いできません。)
- ※2 手術給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合にお支払いします。ただし、「創傷処置」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨・関節の非観血的な整復術等」はお支払いできません。
- ※3 放射線治療給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される放射線治療を受けられた場合にお支払いします。
- ※4 入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。なお、入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされる場合は、1回分のお支払いとなります。
- ※5 先進医療給付金は先進医療の技術料と同額(*)とし、先進医療保障充実給付金は先進医療給付金の10%相当額をお支払いします。先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、公的医療保険の給付対象となった場合等はお支払いできません。
- (*)先進医療の技術料が1万円未満の場合(0を除く)には一律1万円をお支払いします。

●入院日数が1日(日帰り)とは、入院日=退院日の入院で入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

◆主要な事業の内容及び組織の構成

当社および子会社等において行っている主要な事業の内容および組織の構成は次のとおりです。

a. 主要な事業の内容

(1) 保険業および保険関連事業

保険業としては、当社およびメディケア生命保険株式会社が生命保険業を行っております。保険関連事業としては、いずみライフデザイナーズ株式会社ほか1社が保険募集業を、ほかに9社が確定拠出年金運営管理業・海外における生命保険の仲介等を行っております。

(2) 資産運用関連事業

三井住友アセットマネジメント株式会社ほか5社

が国内外において投資運用業を、日本ビルファンドマネジメント株式会社が不動産投資運用業を行っております。

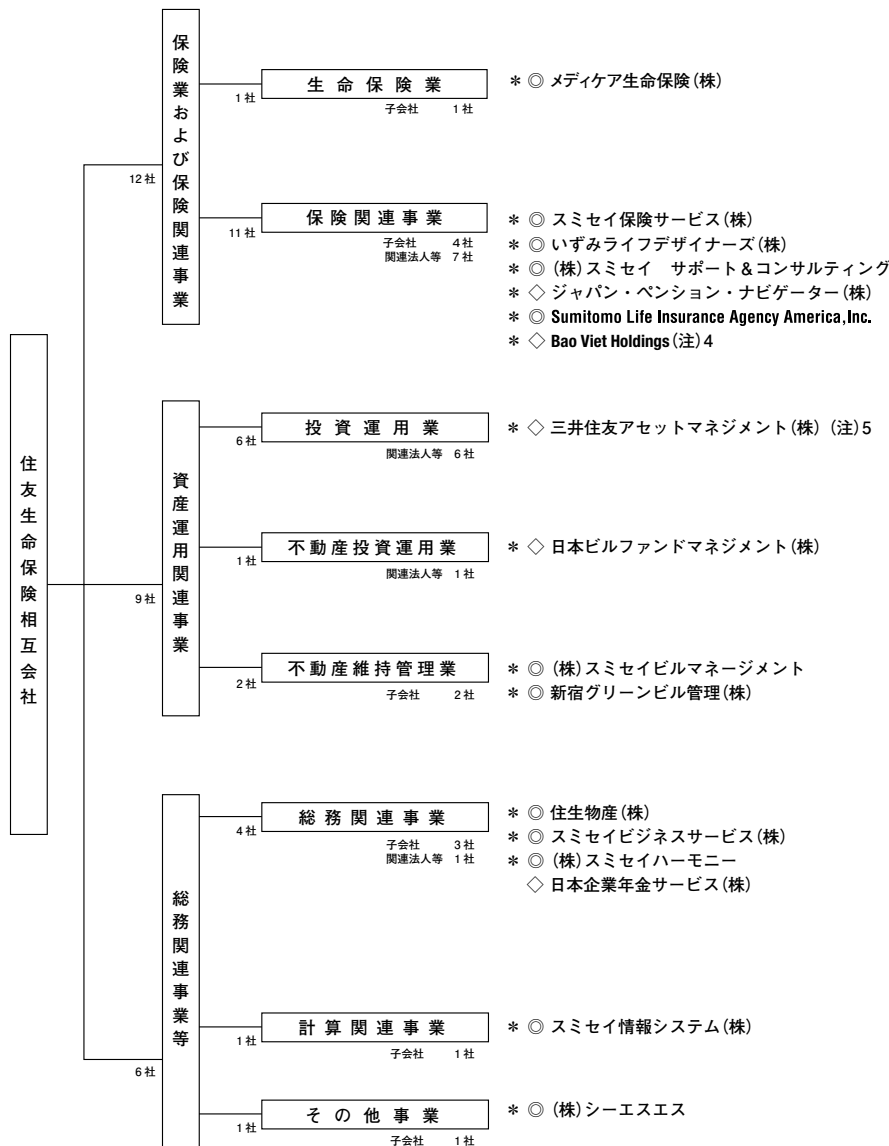
また、所有する不動産の維持管理業務を株式会社スミセイビルマネジメントほか1社が行っております。

(3) 総務関連事業等

住生物産株式会社ほか3社が総務関連事業を、スミセイ情報システム株式会社が計算関連事業を行っております。

また、株式会社シーエスエスがその他事業を行っております。

b. 事業系統図



(注) 1. 本図は平成25年3月31日現在の状況です。
 2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)、
 「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)です。
 なお、子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)はありません。
 3. 「*」を表示した会社は、平成25年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。
 4. Bao Viet Holdingsの子会社であるBao Viet Life Corporationなど5社も、当社の関連法人等となります。
 5. 三井住友アセットマネジメント株の子会社であるSLI Cayman Limitedなど5社も、当社の関連法人等となります。

◆子会社等に関する事項

【国内】

平成25年3月31日現在

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額 (単位：百万円)	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議 決権の割合(%)	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社子 会社等の保有議決 権の割合(%)
メディケア生命保険(株)*	東京都江東区深川1-11-12	12,500	生命保険業	H21.10.1	80.00	—
(株)スミセイビルマネージメント*	東京都江東区東陽2-3-25	100	不動産維持管理業	S42.6.1	100.00	—
住生物産(株)*	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	10	物品販売業	S44.1.13	100.00	—
スミセイビジネスサービス(株)*	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	70	事務処理代行業	S60.1.4	100.00	—
新宿グリーンビル管理(株)*	東京都新宿区西新宿6-14-1	20	不動産維持管理業	S60.10.30	3.53	61.18
(株)スミセイハーモニー*	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	50	事務受託業	H13.2.1	100.00	—
スミセイ情報システム(株)*	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-14	300	コンピュータ関連業務	S46.5.12	100.00	—
(株)シーエスエス*	大阪府大阪市中央区安土町3-5-12	10	収納代行業	S51.2.16	100.00	—
スミセイ保険サービス(株)*	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	15	生保確認業	S53.5.1	80.00	20.00
いずみライフデザイナーズ(株)*	東京都港区赤坂3-3-5	100	保険募集業	S58.1.4	100.00	—
(株)スミセイ サポート&コンサルティング*	東京都新宿区西新宿6-14-1	200	保険募集業	H7.4.3	100.00	—
三井住友アセットマネジメント(株)*	東京都港区愛宕2-5-1	2,000	投資運用業	S60.7.15	27.50	—
日本企業年金サービス(株)	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	2,000	企業年金事務代行業	S63.4.1	38.02	—
日本ビルファンドマネジメント(株)*	東京都千代田区丸の内1-9-1	495	投資信託委託業および 投資法人資産運用業	H12.9.19	35.00	—
ジャパン・ベンション・ナビゲーター(株)*	東京都中央区八重洲2-2-1	1,600	確定拠出年金 運営管理業	H12.9.21	15.95	—
(財)住友生命社会福祉事業団	大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15	(700)	社会福祉事業	S35.10.27	—	—
(公財)住友生命健康財団	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	(5,000)	健康福祉事業	S60.6.24	—	—

- (注) 1. [*]を表示した会社は、平成25年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
 2. 日本企業年金サービス(株)が平成24年5月11日付で自己株式の取得を行ったことに伴い、当社の保有議決権の割合は38.02%となりました。
 3. 総合証券事務サービス(株)は平成24年9月27日付で清算終了いたしました。
 4. (株)シーエスエスは平成25年2月12日付で本社事務所を移転いたしました。
 5. (株)スミセイ サポート&コンサルティングが平成25年3月28日付で三井住友アセットマネジメント株式を譲渡したことに伴い、当社の保有議決権の割合は27.5%となりました。
 6. 財住友生命社会福祉事業団は平成25年4月1日付で法人名を一般財団法人住友生命福祉文化財団に変更いたしました。
 7. メディケア生命保険(株)は平成25年4月2日付で増資(当社100%引受け)を行い、資本金の額が27,500百万円となりました。
 また、当社の保有議決権の割合が90.9%となりました。
 8. 三井住友アセットマネジメント(株)の子会社である SLI Cayman Limited など5社も、当社の関連法人等となります。

【海外】

平成25年3月31日現在

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議 決権の割合(%)	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社子 会社等の保有議決 権の割合(%)
Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc.*	565 Fifth Avenue 5th Floor New York, NY 10017, U.S.A	5百万米ドル	保険仲介業	S61.6.4	100.00	—
Bao Viet Holdings *	No.8, Le Thai To street, Hang Trong ward, Hoan Kiem district, Hanoi, Vietnam	6,804,714百万 ベトナムドン	金融持株会社	H19.10.15	18.00	—

- (注) 1. [*]を表示した会社は、平成25年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
 2. 当社が平成25年3月26日付で Bao Viet Holdings の発行済株式18%を取得したことに伴い、Bao Viet Holdings が当社の関連法人等となりました。
 また、同社の子会社である Bao Viet Life Corporation など5社も、当社の関連法人等となりました。

データ編

89	平成24年度決算の概況
96	計算書類関係
115	有価証券等の時価情報(会社計)
121	資産関係
138	負債関係
142	資本関係
143	保険関係収支
147	資産運用関係収支
150	その他
152	保険契約高関係諸統計
159	特別勘定に関する指標等
164	経営諸指標
167	保険会社及びその子会社等の財産の状況
190	生命保険協会統一開示項目索引
192	五十音索引
194	保険業法施行規則に基づく索引

平成24年度決算の状況

データ編 目次



◆平成24年度決算の概況

- 単体決算の状況
(直近事業年度における事業の概況) … 89～90
- 社員配当について … 91～95

◆計算書類関係

- ① 貸借対照表 … 96～97
- ② 損益計算書 … 98
- ③ 基金等変動計算書 … 99～100
- ④ 剰余金処分に関する決議 … 100
- ⑤ 剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合と資本基盤充実のための方策について … 100
- ⑥ 経常利益等の明細(基礎利益) … 113
- 保険業法に基づく会計監査人の監査報告 … 114

◆有価証券等の時価情報(会社計)

- ① 有価証券の時価情報(会社計) … 115～116
- ② 金銭の信託の時価情報(会社計) … 117
- ③ デリバティブ取引の時価情報(会社計) … 117～120

◆資産関係

- ① ポートフォリオの推移(一般勘定) … 121
- ② 主要資産の平均残高(一般勘定) … 121
- ③ 資産別運用利回り(一般勘定) … 122
- ④ 商品有価証券明細表(一般勘定) … 122
- ⑤ 商品有価証券売却高(一般勘定) … 122
- ⑥ 有価証券明細表(一般勘定) … 122
- ⑦ 有価証券残存期間別残高(一般勘定) … 122～123
- ⑧ 地域別地方債保有内訳(一般勘定) … 123
- ⑨ 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定) … 123
- ⑩ 業種別株式保有明細表(一般勘定) … 124
- ⑪ 有価証券等の時価情報(一般勘定) … 125～128
- ⑫ 貸付金明細表(一般勘定) … 128
- ⑬ 貸付金残存期間別残高(一般勘定) … 128
- ⑭ 国内企業向け貸付金
企業規模別内訳(一般勘定) … 129
- ⑮ 貸付金業種別内訳(一般勘定) … 129
- ⑯ 貸付金用途別内訳(一般勘定) … 130
- ⑰ 貸付金地域別内訳(一般勘定) … 130
- ⑱ 貸付金担保別内訳(一般勘定) … 130
- ⑲ リスク管理債権の状況 … 130
- ⑳ 債務者区分による債権の状況 … 131
- ㉑ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 … 131
- ㉒ 保険金等の支払能力の充実の状況
(ソルベンシー・マージン比率) … 132～133
- ㉓ 有形固定資産明細表 … 134
- ㉔ その他の資産明細表 … 134
- ㉕ 公共関係投融資の状況(一般勘定) … 135
- ㉖ 海外投融資の状況(一般勘定) … 135～137
- ㉗ 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況 … 137

◆負債関係

- ① 支払備金明細表 … 138
- ② 責任準備金明細表 … 138
- ③ 責任準備金残高の内訳 … 138
- ④ 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高(契約年度別) … 139
- ⑤ 法第二百一十一条第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 … 139
- ⑥ 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 … 140
- ⑦ 社員配当準備金明細表 … 140
- ⑧ 引当金明細表 … 141
- ⑨ 個別貸倒引当金の状況 … 141
- ⑩ 特定海外債権引当勘定の状況 … 141
- ⑪ 借入金残存期間別残高 … 141

◆資本関係

- ① 基金の状況 … 142

◆保険関係収支

- ① 保険料明細表 … 143
- ② 保険金明細表 … 143～144
- ③ 年金明細表 … 144～145
- ④ 給付金明細表 … 145～146
- ⑤ 解約返戻金明細表 … 146

◆資産運用関係収支

- ① 資産運用収益明細表(一般勘定) … 147
- ② 資産運用費用明細表(一般勘定) … 147
- ③ 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定) … 147
- ④ 利息及び配当金等収入の分析(一般勘定) … 147
- ⑤ 有価証券売却益明細表(一般勘定) … 148
- ⑥ 固定資産等処分益明細表(一般勘定) … 148
- ⑦ 有価証券売却損明細表(一般勘定) … 148
- ⑧ 有価証券評価損明細表(一般勘定) … 148
- ⑨ 貸付金償却額(一般勘定) … 148
- ⑩ 賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定) … 149
- ⑪ 固定資産等処分損明細表(一般勘定) … 149

◆その他

- ① 減価償却費明細表 … 150
- ② 事業費明細表 … 150
- ③ 税金明細表 … 151
- ④ リース取引 … 151

◆保険契約高関係諸統計

- ① 保障機能別保有契約高 … 152
- ② 年換算保険料 … 153
- ③ 保有契約高及び新契約高 … 153
- ④ 保有契約高の推移 … 154
- ⑤ 新契約高の推移(新契約+転換による増加) … 155
- ⑥ 個人保険・個人年金保険種類別新契約の推移(新契約+転換による増加) … 156
- ⑦ 個人保険の異動状況の推移 … 157

- ⑧ 個人年金保険の異動状況の推移 … 157
- ⑨ 団体保険の異動状況の推移 … 158
- ⑩ 団体年金保険の異動状況の推移 … 158

◆特別勘定に関する指標等

- ① 特別勘定資産残高の状況 … 159
- ② 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況 … 159～162
- ③ 団体年金保険特別勘定の状況 … 163

◆経営諸指標

- ① 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険) … 164
- ② 新契約率(対年度始) … 164
- ③ 解約失効率(対年度始) … 164
- ④ 個人保険新契約年間平均保険料(月払契約) … 164
- ⑤ 死亡率(個人保険主契約) … 164
- ⑥ 特約発生率(個人保険+個人年金保険) … 165
- ⑦ 事業費率(対収入保険料) … 165
- ⑧ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 … 165
- ⑨ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 … 165
- ⑩ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 … 165
- ⑪ 未だ収受していない再保険金の額 … 166
- ⑫ 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 … 166
- ⑬ 各種ローン金利 … 166

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況

- 連結決算の状況
(直近事業年度における事業の概況) … 167
- ① 連結貸借対照表 … 168
- ② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 … 169
- ③ 連結基金等変動計算書 … 170～171
- ④ 連結キャッシュ・フロー計算書 … 184
- 連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価 … 185
- 連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告 … 186
- 連結財務諸表の適正性に関する確認書 … 187
- ⑤ 連結リスク管理債権の状況 … 188
- ⑥ 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率) … 188
- ⑦ 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) … 189
- ⑧ セグメント情報 … 189

●数値はすべて単位未満切り捨てにしています。
●「0」は単位未満であることを示しています。

単体決算の状況(直近事業年度における事業の概況)

事業の経過及び成果等

◆経営環境

平成24年度のわが国経済は、海外経済の減速がより鮮明になったことを受けて、夏場以降の景気は弱めに推移してまいりましたが、年度末にかけて、円安・株高を背景に景気回復への期待が高まるなど、先行きに明るい兆しが見えてまいりました。

生命保険業界では、お客さまのニーズが高まっている介護・医療の分野において、新商品の発売や新たなサービス提供の動きが見られるとともに、販売チャネルの多様化が図られております。また、海外事業の展開に向けた取組みも進められております。

◆事業の経過

当社は、お客さまにお選びいただき、推奨いただくことができる保険会社を目指したブランド戦略を展開しており、「4つの先進の価値^{※1}」の実現を通じてお客さまに「住友生命ならではの」の価値をお届けできるよう取り組んでまいりました。これを具体的に実現していくための中期経営計画「スミセイ中期プログラム」の2年目にあたる平成24年度は、引き続き、重要テーマである営業職員によるサービス・販売体制の強化を中心に、種々の取組みを進めてまいりました。

※1：4つの先進の価値は、「いつも、いつまでも続く」先進のコンサルティングとサービスを提供します。」「強く生きる」ための先進的な商品を提供します。」「一歩先行く「感動品質」のお客さま対応を目指します。」「健康な人生・豊かで明るいシニアライフ」を応援する、進化するサポートプログラムを実現します。」という、ブランド戦略を通じて実現を目指す価値を指します。

(サービス面・販売面の取組み)

個人保険の分野では、お客さまとご家族のニーズに応じた最適な保障の提供を通じて安心と満足をお届けしていくため、サービス・販売の中心を通じ営業職員のコンサルティング力の強化を図るとともに、金融機関等を通じた保険販売を推進してまいりました。

営業職員を通じた保険販売については、平成24年6月末より順次導入した新たな営業用携帯端末「SumiseiLief（スミセイライフ）」を活用し、お客さまの年齢や家族構成に応じて必要となる保障額をお示しすることができる「未来診断」を用いて、分かりやすく納得感のあるコンサルティングの徹底に努めております。こうした中で、お客さまのライフサイクルにあわせた合理的な形で、一生涯の死亡保障・介護保障や充実した医療保障をご準備いただくことができる「W(ダブル)ステージ 未来デザイン」等の販売に注力してまいりました。一方で、お客さまに質の高いコンサルティングとサービスをお届けすることができるとする優秀人材の採用と育成に注力しており、その中で、各種研修・教育の充実やファイナンシャル・プランナー資格の取得推進に取り組んでまいりました。

商品面においては、平成25年3月25日に新たながん保障特約「がんPLUS(プラス)」を発売いたしました。本商品は、将来開発される新薬を含めた公的医療保険制度の給付対象となる抗がん剤治療に加えて、疼痛緩和ケアも保障対象とする「がん薬物治療特約」と、早期がん(上皮内新生物)にも備えることができる「がん診断特約」の2つの特約から構成されます。既存の各種がん保障に本商品を組み合わせることで、早期がんから進行がんまで様々な治療を保障できるようにいたしました。

なお、平成25年4月に、個人保険・個人年金保険の保険料率の総合的な見直しを実施し、貯蓄性商品については一部のご契約を除き保険料の引上げを行う一方、死亡保障や介護・医療保障などを総合的にご準備いただくことができる主力商品「W(ダブル)ステージ」・「ライフワン」では多くのご契約で保険料の引下げを行いました。

また、損害保険の販売の推進については、お客さまを取り巻く様々なリスクを総合的にカバーするため、三井住友海上火災保険株式会社との業務提携のもと、同社の自動車保険や火災保険等を積極的に販売いたしました。こうした中で、お客さまにとってより分かりやすい商品説明や迅速で的確な対応ができるよう、損害保険に関する教育や事務サポートの強化を図っております。

一方、サービス面では、業務全般の品質向上を図ることで、お客さまにより一層質の高いサービスを継続的にお届けできるよう、定期的な訪問活動や迅速で丁寧な対応を徹底するとともに、社外の方々のご意見を取り入れたながらお客さまあての各種書類の見直しなどを進めてまいりました。また、介護・医療関連のサービスの充実を図るため、営業用携帯端末と公式ホームページにおいて、各地域の介護施設や介護に関する相談窓口等を調べることができる情報サイト「スミセイ安心介護」を開設するとともに、疾病の治療

にあたって主治医以外からの意見を聞くためのサポートを行う「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」の提供を開始いたしました。

次に、金融機関を通じた保険販売では、終身保険を中心とした一時払商品に加えて、平準払商品についても取扱金融機関の増加を図るなど販売を推進してまいりました。一方、日本郵政グループ各社を通じた保険販売では、ご病気で保険へのご加入が困難であった方でも簡単な告知でご加入可能な医療保険や、法人向けの定期保険の販売に注力いたしました。

なお、お客さまへの最適な保障のご提供に向けた住友生命グループ全体での取組みについては、保険ショップ等を通じて医療保険を販売している子会社のメディケア生命保険株式会社が、平成24年4月20日に、従来の商品を改定して保障内容をレベルアップさせた医療終身保険(無解約返戻金型)「メディフィットA(エース)」を発売するとともに、同商品を販売する代理店を増加させております。こうした中、同社は、平成25年4月に、今後の事業展開に備え財務基盤の一層の強化を図ることを目的として、当社を割当先とする300億円の第三者割当増資を行いました。

また、保険ショップを展開している子会社のいずみライフデザイン株式会社では、引き続き店舗の新規出店を進めることで、事業の拡大を図ってまいりました。

企業保険の分野では、各企業に対する制度提案コンサルティングを推進し、福利厚生制度の充実に資する商品の提供に努めてまいりました。また、各企業の従業員の方々を対象とした各種セミナーを積極的に実施するなど、充実したサービスをお届けすることができるよう取り組んでまいりました。

海外での生命保険事業の展開については、平成24年12月、ベトナム最大手の保険・金融グループであり、同国で高いブランド力を有するBao Viet Holdings(バオベトホールディングス)と業務提携を行うことに合意し、平成25年3月に同社の発行済株式の18%を取得いたしました。

(資産運用面の取組み)

資産運用面では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM^{※2}の推進を基本方針として、超長期の国内債券を中心に投資を行い、安定した収益の確保と金利の変動に伴うリスクの削減を図りました。

また、収益の向上を目的として、国内債券と比較して金利の高い外国債券に、為替リスクを抑制しながら投資を行いました。

一方、リスク耐性強化の観点から、引き続き国内株式・不動産の残高削減を進めるとともに、年度末にかけて株式相場が上昇した局面を捉えて、将来の株価下落のリスクに対するヘッジを実施いたしました。

※2：ALM(Asset Liability Management)とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、平成13年度に調達した永久劣後ローン600億円および平成14年度に調達した永久劣後ローン750億円の弁済を実施いたしました。また、平成19年度に募集した基金500億円の償却を行うとともに、平成24年8月に合計で1000億円の基金募集を実施し、経営基盤の一層の強化を図りました。これにより、基金の総額(基金償却積立金を含む)は6390億円となりました。

一方、経営管理面では、内部統制システムに関する基本方針のもとで、リスク管理の高度化、顧客情報管理の強化をはじめとするコンプライアンス態勢のレベルアップなど、業務の健全性および適切性の確保に向けた取組みを進めてまいりました。

◆事業の成果

こうした取組みの結果、平成24年度の業績は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の保有契約全体の年換算保険料は、2兆2154億円(前年度末比1.3%増)となりました。新契約の年換算保険料は、金融機関窓販における一時払終身保険の販売が好調であった影響等により、前年比23.8%増の1726億円となりました。また、解約・失効の年換算保険料は、過去に金融機関で販売した変額年金保険の解約が増加したことを主な要因として前年比11.8%増の996億円となりました。保険契約の継続率^{※3}については、13月目継続率で95.0%(前年比0.6ポイント増)、25月目継続率で89.0%(同0.5ポイント増)となっております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は32兆3065億円(前年度末比0.2%減)、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6248億円(同6.6%増)となりました。

※3：営業職員による募集契約の継続率を表しております。なお、保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目(13月目継続率)募集対象年月：平成22年11月から平成23年10月まで、25月目(25月目継続率)募集対象年月：平成21年11月から平成22年10月までに継続している契約の年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	平成24年度末	前年度末比
年度末保有契約	2兆2154億円	1.3%増
うち生前給付保障+医療保障等	5046億円	0.1%増
	平成24年度	前年比
新契約	1726億円	23.8%増
うち生前給付保障+医療保障等	365億円	6.3%減

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

・保険金額

	平成24年度末	前年度末比
年度末保有契約高	111兆1058億円	4.4%減
	平成24年度	前年比
新契約高	4兆6868億円	16.6%増
減少契約高	9兆7596億円	4.9%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

【団体保険および団体年金保険】

	平成24年度末	前年度末比	
団体保険	年度末保有契約高	32兆3065億円	0.2%減
団体年金保険	年度末保有契約高	2兆6248億円	6.6%増

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

収支の概況については、収入面では、保険料等収入が3兆1447億円(前年比21.2%増)、資産運用収益が8946億円(同45.9%増)となりました。一方、支出面では、保険金等支払金が1兆9401億円(同2.4%増)、資産運用費用が2375億円(同11.1%増)、事業費が3624億円(同3.2%増)となり、これらの結果、経常利益は2283億円(同11.9%増)となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は1132億円(同3.0%増)となりました。

また、当期末処分剰余金は1098億円(前年比0.6%増)となりました。

次に、基礎利益は、逆ざやを吸収したうえで4261億円(前年比28.4%増)となりました。当社では、変額年金保険について、期末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実にお支払いできるように、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、当年度末ではこの積立てのうち872億円が戻入(前年度末は37億円の戻入)となりました。これが基礎利益増加の主な要因であり、この要因を除いた実質的な収益は安定した水準を確保しております。また、当年度決算においては引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

続いて、年度末の総資産については26兆4641億円(前年度末比10.4%増)となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で22兆9148億円(前年度末比5.7%増)となりました。なお、逆ざやの改善等を図る観点から、平成18年度より、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

次に、保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、832.8%(前年度末比124.2ポイント増)と引き続き十分な水準を確保しております。

◆対処すべき課題

ブランド戦略を推進する中で、お客さまに「住友生命ならではの価値をお届けしていくためには、サービス面・販売面をはじめ、種々の取組みをレベルアップさせていく必要があると考えております。特に、営業職員を通じたコンサルティングとサービスのレベルアップが不可欠であり、これを実現するため、優秀人材の採用・育成に一層注力いたします。また、営業用携帯端末「SumiseiLief(スミセイリーフ)」を活用し、分かりやすく納得感のあるコンサルティングを徹底するとともに、ご加入後の各種手続きの迅速性・利便性向上等のサービスの充実にも取り組んでまいります。こうした取組みを通じて、死亡保障、介護・医療保障、老後の資金準備などのニーズを踏まえたご家族全体への必要な保障の提供に努める中で、主力商品「未来デザイン」の販売に一層注力してまいります。

一方、多様化するお客さまのニーズにも的確に対応していくため、金融機関等を通じた保険販売を引き続き推進いたします。加えて、保険ショップ等を通じて医療保険を販売している子会社のメディケア生命保険株式会社や、保険ショップ事業を展開している子会社のいずみライフデザイナーズ株式会社による取組みを通じて、住友生命グループ全体でお客さまに最適な保障をお届けしていくことができるよう努めてまいります。

このほか、今後の成長に向けて、アジアの国々を中心とした海外市場への展開にも引き続き取り組んでまいります。

また、資産運用面においては、引き続き、ALMの推進を基本方針としつつ、金融・経済情勢等の環境変化に対して適切な対応を行うことにより、着実な運用収益の向上とリスク耐性の強化に取り組んでまいります。

平成25年度は、中期経営計画「スミセイ中期プログラム」の最終年度にあたります。これまで進めてきた各種取組みを一層レベルアップさせ、「お客さまの未来を強くする」ことができる会社の実現を目指してまいります。

社員配当について

社員配当金支払の状況

(単位：百万円、%)

社員配当金	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
	76,896	△0.1	76,129	△1.0	75,806	△0.4

配当金のしくみ

ご契約者さまからお払込みいただく保険料は、予定した基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率）に基づき計算しております。

生命保険の配当金は、毎年度の決算において予定と実績との間に剰余が生じた場合、ご契約の種類・金額・経過期間などに応じて、ご契約者さまにお返しするものです。

したがって、決算状況によって変動（増減）いたします。

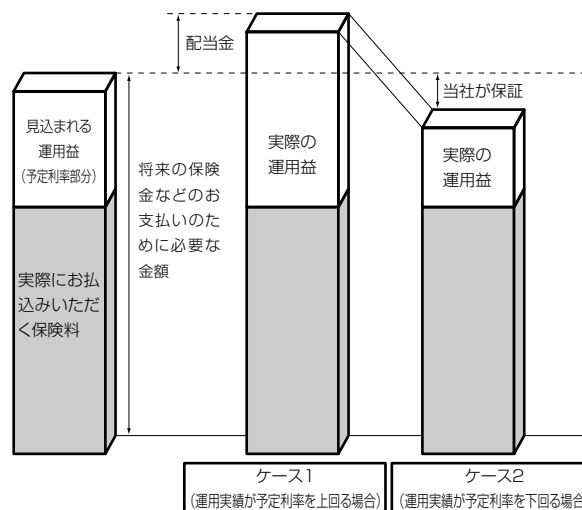
配当金のしくみについて、予定利率を例にご説明いたします。

保険料は、あらかじめ見込まれる運用益（予定利率部分）を差し引いて計算しており、その分が将来の保険金などのお支払いのために必要な金額に対し割安になっております。

そして、この見込まれる運用益よりも運用の実績が上回った場合に配当金をお支払いいたします。…【右図ケース1】

一方で運用の実績が下回った場合には、配当金をお支払いすることができません。ただし、この見込まれる運用益については当社が保証しておりますので、将来の保険金などのお支払いには影響ございません。…【右図ケース2】

配当金のしくみのイメージ (予定利率部分のみの例)



(注) 資産運用環境の変化等の影響により、配当金は変動（増減）いたします。

平成24年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉 5年ごと利差配当タイプ

配当金 (=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします)																																																						
①利差益配当	平成24年度決算に基づく単年度分について、減配	<p>各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額</p> <p>(例示)平成10年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1.65%</td> <td rowspan="5">2.90%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1.30%</td> <td>△1.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例示)平成15年度契約および平成20年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2.10%</td> <td rowspan="5">1.65%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1.75%</td> <td>0.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利差益配当率</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時払養老保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.55%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>一時払個人年金保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.40%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>H10.7.2以降の一時払終身保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.40%の契約…0%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B))	平成20年度	1.65%	2.90%	△1.25%	平成21年度	1.65%	△1.25%	平成22年度	1.65%	△1.25%	平成23年度	1.65%	△1.25%	平成24年度	1.30%	△1.60%	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B))	平成20年度	2.10%	1.65%	0.45%	平成21年度	2.10%	0.45%	平成22年度	2.10%	0.45%	平成23年度	2.10%	0.45%	平成24年度	1.75%	0.10%	対象	利差益配当率	例示	一時払養老保険	0%	予定利率1.55%の契約…0%	一時払個人年金保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%	H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%
		決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B))																																																	
平成20年度	1.65%	2.90%	△1.25%																																																			
平成21年度	1.65%		△1.25%																																																			
平成22年度	1.65%		△1.25%																																																			
平成23年度	1.65%		△1.25%																																																			
平成24年度	1.30%		△1.60%																																																			
決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B))																																																			
平成20年度	2.10%	1.65%	0.45%																																																			
平成21年度	2.10%		0.45%																																																			
平成22年度	2.10%		0.45%																																																			
平成23年度	2.10%		0.45%																																																			
平成24年度	1.75%		0.10%																																																			
対象	利差益配当率	例示																																																				
一時払養老保険	0%	予定利率1.55%の契約…0%																																																				
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%																																																				
H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%																																																				
②長期継続配当	<p>定期保険特約等</p> <p>一部特約につき増配</p> <p>災害・疾病関係特約</p> <p>据置き</p>	<p>契約後10年経過時に、その保険料(年換算)に年齢および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額</p> <p>(例示)長期継続配当率、男性の場合 (契約日が平成19年4月1日以前の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険種類</th> <th colspan="2">契約時の年齢</th> </tr> <tr> <th>30歳</th> <th>50歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期保険(特約)</td> <td>25.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>新介護定期保険特約</td> <td>45.0%</td> <td>70.0%</td> </tr> <tr> <td>特定疾病保障定期保険(特約)</td> <td>12.5%</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>重度慢性疾患保障保険(特約)</td> <td>12.5%</td> <td>25.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害・疾病関係特約の一部については、10年経過時に、その入院給付日額等に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額</p> <p>(例示)長期継続配当率 30歳加入、本人型、平成19年4月1日以前契約の場合 (入院給付日額1,000円につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害入院特約(O1)</td> <td>770円</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td>疾病医療特約(O1)</td> <td>980円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	契約時の年齢		30歳	50歳	定期保険(特約)	25.0%	50.0%	新介護定期保険特約	45.0%	70.0%	特定疾病保障定期保険(特約)	12.5%	25.0%	重度慢性疾患保障保険(特約)	12.5%	25.0%	保険種類	男性	女性	災害入院特約(O1)	770円	490円	疾病医療特約(O1)	980円	0円																										
保険種類	契約時の年齢																																																					
	30歳	50歳																																																				
定期保険(特約)	25.0%	50.0%																																																				
新介護定期保険特約	45.0%	70.0%																																																				
特定疾病保障定期保険(特約)	12.5%	25.0%																																																				
重度慢性疾患保障保険(特約)	12.5%	25.0%																																																				
保険種類	男性	女性																																																				
災害入院特約(O1)	770円	490円																																																				
疾病医療特約(O1)	980円	0円																																																				

3年ごと配当タイプ

配当金 (=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします)																																																						
①利差益配当	平成24年度決算に基づく単年度分について、減配	<p>各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(*)</p> <p>(例示)平成13年度契約、平成16年度契約、平成19年度契約および平成22年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2.10%</td> <td rowspan="3">1.65%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1.75%</td> <td>0.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)主契約(保険ファンド)部分の責任準備金は含みません。</p>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B))	平成22年度	2.10%	1.65%	0.45%	平成23年度	2.10%	0.45%	平成24年度	1.75%	0.10%																																						
		決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B))																																																	
平成22年度	2.10%	1.65%	0.45%																																																			
平成23年度	2.10%		0.45%																																																			
平成24年度	1.75%		0.10%																																																			
②長期継続配当	<p>定期保険特約等</p> <p>一部特約につき増配</p> <p>災害・疾病関係特約</p> <p>据置き</p>	<p>契約後6年経過時および9年経過時に、その保険料(年換算)に年齢および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額</p> <p>(例示)長期継続配当率、男性の場合 (契約日が平成19年4月1日以前の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険種類</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">契約時の年齢</th> </tr> <tr> <th>30歳</th> <th>50歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>5.0%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>20.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新介護定期保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>9.0%</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>36.0%</td> <td>56.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定疾病保障定期保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>2.5%</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>10.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重度慢性疾患保障保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>2.5%</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>10.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害・疾病関係特約の一部については、6年経過時および9年経過時に、その入院給付日額等に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額</p> <p>(例示)長期継続配当率 30歳加入、本人型、平成19年4月1日以前契約の場合 (入院給付日額1,000円につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th></th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害入院特約(O1)</td> <td>6年経過時</td> <td>330円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>440円</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">疾病医療特約(O1)</td> <td>6年経過時</td> <td>420円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>560円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類		契約時の年齢		30歳	50歳	定期保険特約	6年経過時	5.0%	10.0%	9年経過時	20.0%	40.0%	新介護定期保険特約	6年経過時	9.0%	14.0%	9年経過時	36.0%	56.0%	特定疾病保障定期保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%	9年経過時	10.0%	20.0%	重度慢性疾患保障保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%	9年経過時	10.0%	20.0%	保険種類		男性	女性	災害入院特約(O1)	6年経過時	330円	210円	9年経過時	440円	280円	疾病医療特約(O1)	6年経過時	420円	0円	9年経過時	560円	0円
保険種類		契約時の年齢																																																				
		30歳	50歳																																																			
定期保険特約	6年経過時	5.0%	10.0%																																																			
	9年経過時	20.0%	40.0%																																																			
新介護定期保険特約	6年経過時	9.0%	14.0%																																																			
	9年経過時	36.0%	56.0%																																																			
特定疾病保障定期保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%																																																			
	9年経過時	10.0%	20.0%																																																			
重度慢性疾患保障保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%																																																			
	9年経過時	10.0%	20.0%																																																			
保険種類		男性	女性																																																			
災害入院特約(O1)	6年経過時	330円	210円																																																			
	9年経過時	440円	280円																																																			
疾病医療特約(O1)	6年経過時	420円	0円																																																			
	9年経過時	560円	0円																																																			

毎年配当タイプ

配当金 (=①+②+③+④、この額が負値となる場合はゼロとします)																							
①利差益配当	減配	<p>責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利差益配当率</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定利率2%以下の契約</td> <td>1.75% - 予定利率</td> <td>予定利率1.50%の契約… 0.25%</td> </tr> <tr> <td>予定利率2%超の契約</td> <td>1.30% - 予定利率</td> <td>予定利率5.00%の契約…△3.70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利差益配当率</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H7.9.1以降の一時払養老保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.75%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>H10.7.2以降の一時払個人年金保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.50%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>H10.7.2以降の一時払終身保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率2.00%の契約…0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)</p>	対象	利差益配当率	例示	予定利率2%以下の契約	1.75% - 予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.25%	予定利率2%超の契約	1.30% - 予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.70%	対象	利差益配当率	例示	H7.9.1以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%	H10.7.2以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%	H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%
	対象	利差益配当率	例示																				
予定利率2%以下の契約	1.75% - 予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.25%																					
予定利率2%超の契約	1.30% - 予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.70%																					
対象	利差益配当率	例示																					
H7.9.1以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%																					
H10.7.2以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%																					
H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%																					
②死差益配当	据置き	(例示) 昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前の終身保険 男性、50歳、危険保険金 100万円につき 860円																					
③費差益配当	据置き	<p>(例示) 保険料払込中の契約について <配当回数2回目以降> (1)基本部分 平成8年4月2日以降 平成11年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき 50円 <配当回数4回目以降></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金額に応じた上乗せ</th> <th>保険金額 100万円につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>総保険金額が5000万円以上の場合</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	保険金額に応じた上乗せ	保険金額 100万円につき	(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円	総保険金額が5000万円以上の場合	100円	(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円													
		保険金額に応じた上乗せ	保険金額 100万円につき																				
(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円																						
総保険金額が5000万円以上の場合	100円																						
(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円																						
④災害・疾病特約配当	据置き	(例示) 新疾病医療特約(87)、本人型、40歳 入院給付日額1,000円につき 530円																					

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険 (新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約(O4) 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成19年度(6年)	192,240円	(19,405) 24,843円	32,481,600円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成16年度(9年)	189,684円	(47,927) 70,148円	32,481,600円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険 (新介護減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約(O4) 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成19年度(6年)	214,500円	(15,630) 21,480円	18,333,334円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例4> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (新介護減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成16年度(9年)	204,024円	(75,665) 98,534円	15,000,000円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例5> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金3,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1) 日額 1万円、通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成5年度(20年)	256,248円	(23,920) 21,790円	30,000,000円

(*)1)保険料は45歳時に更新した後の金額です。

(*)2)更新時につき定期保険特約の配当を2回分お支払いします。

<例6> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金3,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成5年度(20年)	408,048円	(133,458) 129,360円	30,000,000円

(*)1)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

(*)2)定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例7> 定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金1,000万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと配当タイプ			
平成15年度(10年)	118,224円	(55,230) 55,190円	10,000,000円

<例8> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替利率、月払、保険金100万円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	満期・死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと配当タイプ			
平成15年度(10年)	31,656円	(4,698) 3,763円	死亡 1,000,000円
平成10年度(15年)	27,720円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
毎年配当タイプ			
平成5年度(20年)	22,680円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
昭和63年度(25年)	21,240円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
*昭和58年度(30年)	23,640円	-	満期 (1,000,000円) 1,000,000円

*のついた契約については、普通保険利率とします。

(注) 1. 「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。

<例3>および<例4>については、減減後の保険金額を示します。

2. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

平成23年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉 5年ごと利差配当タイプ

配当金 (=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします)																						
①利差益配当	平成23年度決算に基づく単年度分について、据置き	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)平成9年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1.65%</td> <td rowspan="5">2.90%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1.65%</td> <td>△1.25%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)	平成19年度	1.65%	2.90%	△1.25%	平成20年度	1.65%	△1.25%	平成21年度	1.65%	△1.25%	平成22年度	1.65%	△1.25%	平成23年度	1.65%	△1.25%
決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)																			
平成19年度	1.65%	2.90%	△1.25%																			
平成20年度	1.65%		△1.25%																			
平成21年度	1.65%		△1.25%																			
平成22年度	1.65%		△1.25%																			
平成23年度	1.65%		△1.25%																			
②長期継続配当	定期保険特約等	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)平成14年度契約および平成19年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2.10%</td> <td rowspan="5">1.65%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)	平成19年度	2.10%	1.65%	0.45%	平成20年度	2.10%	0.45%	平成21年度	2.10%	0.45%	平成22年度	2.10%	0.45%	平成23年度	2.10%	0.45%
	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)																		
平成19年度	2.10%	1.65%	0.45%																			
平成20年度	2.10%		0.45%																			
平成21年度	2.10%		0.45%																			
平成22年度	2.10%		0.45%																			
平成23年度	2.10%		0.45%																			
②長期継続配当	災害・疾病関係特約	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)平成15年度契約、平成18年度契約および平成21年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2.10%</td> <td rowspan="3">1.65%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)	平成21年度	2.10%	1.65%	0.45%	平成22年度	2.10%	0.45%	平成23年度	2.10%	0.45%						
	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)																		
平成21年度	2.10%	1.65%	0.45%																			
平成22年度	2.10%		0.45%																			
平成23年度	2.10%		0.45%																			

3年ごと配当タイプ

配当金 (=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします)																												
①利差益配当	平成23年度決算に基づく単年度分について、据置き	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(*) (例示)平成15年度契約、平成18年度契約および平成21年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>(A)配当基準利回り</th> <th>(B)予定利率</th> <th>(C)利差益配当率 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2.10%</td> <td rowspan="3">1.65%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.10%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)	平成21年度	2.10%	1.65%	0.45%	平成22年度	2.10%	0.45%	平成23年度	2.10%	0.45%												
決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)-(B)																									
平成21年度	2.10%	1.65%	0.45%																									
平成22年度	2.10%		0.45%																									
平成23年度	2.10%		0.45%																									
②長期継続配当	定期保険特約等	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)長期継続配当率 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険種類</th> <th colspan="2">契約時の年齢</th> </tr> <tr> <th>30~39歳</th> <th>40歳~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>5.0%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>20.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定疾病保障定期保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>2.5%</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>10.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重度慢性疾患保障保険特約</td> <td>6年経過時</td> <td>2.5%</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>10.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	契約時の年齢		30~39歳	40歳~	定期保険特約	6年経過時	5.0%	10.0%	9年経過時	20.0%	40.0%	特定疾病保障定期保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%	9年経過時	10.0%	20.0%	重度慢性疾患保障保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%	9年経過時	10.0%	20.0%
	保険種類	契約時の年齢																										
30~39歳		40歳~																										
定期保険特約	6年経過時	5.0%	10.0%																									
	9年経過時	20.0%	40.0%																									
特定疾病保障定期保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%																									
	9年経過時	10.0%	20.0%																									
重度慢性疾患保障保険特約	6年経過時	2.5%	5.0%																									
	9年経過時	10.0%	20.0%																									
②長期継続配当	災害・疾病関係特約	各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 (例示)長期継続配当率 30歳加入、本人型、平成19年4月1日以前契約の場合 (入院給付日額1,000円につき) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険種類</th> <th colspan="2">性別</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害入院特約(O1)</td> <td>6年経過時</td> <td>330円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>440円</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">疾病医療特約(O1)</td> <td>6年経過時</td> <td>420円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>9年経過時</td> <td>560円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	性別		男性	女性	災害入院特約(O1)	6年経過時	330円	210円	9年経過時	440円	280円	疾病医療特約(O1)	6年経過時	420円	0円	9年経過時	560円	0円							
	保険種類	性別																										
男性		女性																										
災害入院特約(O1)	6年経過時	330円	210円																									
	9年経過時	440円	280円																									
疾病医療特約(O1)	6年経過時	420円	0円																									
	9年経過時	560円	0円																									

毎年配当タイプ

配当金 (=①+②+③+④、この額が負値となる場合はゼロとします)																						
①利差益配当	<p>据置き</p> <p>責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利差益配当率</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定利率2%以下の契約</td> <td>2.10% - 予定利率</td> <td>予定利率1.50%の契約… 0.60%</td> </tr> <tr> <td>予定利率2%超の契約</td> <td>1.65% - 予定利率</td> <td>予定利率5.00%の契約…△3.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利差益配当率</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H7.9.1以降の一時払養老保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.75%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>H10.7.2以降の一時払個人年金保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率1.50%の契約…0%</td> </tr> <tr> <td>H10.7.2以降の一時払終身保険</td> <td>0%</td> <td>予定利率2.00%の契約…0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)</p>	対象	利差益配当率	例示	予定利率2%以下の契約	2.10% - 予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.60%	予定利率2%超の契約	1.65% - 予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.35%	対象	利差益配当率	例示	H7.9.1以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%	H10.7.2以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%	H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%
対象	利差益配当率	例示																				
予定利率2%以下の契約	2.10% - 予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.60%																				
予定利率2%超の契約	1.65% - 予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.35%																				
対象	利差益配当率	例示																				
H7.9.1以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%																				
H10.7.2以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%																				
H10.7.2以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%																				
②死差益配当	<p>据置き</p> <p>(例示) 昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前の終身保険 男性、50歳、危険保険金 100万円につき 860円</p>																					
③費差益配当	<p>据置き</p> <p>(例示) 保険料払込中の契約について <配当回数2回目以降> (1)基本部分 平成8年4月2日以降 平成11年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき 50円 <配当回数4回目以降></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金額に応じた上乗せ</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>総保険金額が5000万円以上の場合</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	保険金額に応じた上乗せ	保険金額	(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円	総保険金額が5000万円以上の場合	100円	(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円													
保険金額に応じた上乗せ	保険金額																					
(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円																					
総保険金額が5000万円以上の場合	100円																					
(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円																					
④災害・疾病特約配当	<p>据置き</p> <p>(例示) 新疾病医療特約(87)、本人型、40歳 入院給付日額1,000円につき 530円</p>																					

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険 (新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約(O4) 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成18年度(6年)	190,764円	(22,430) 22,430円	32,481,600円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成15年度(9年)	186,684円	(43,127) 43,127円	32,481,600円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険 (新介護通減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院治療重点保障特約 日額 1万円
通院特約(O4) 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成18年度(6年)	205,572円	(29,945) 29,945円	18,333,334円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例4> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険 (新介護通減定期保険特約(10年更新型)付加契約)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成15年度(9年)	201,144円	(71,665) 71,665円	15,000,000円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例5> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金3,000万円(うち
終身部分200万円)
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1) 日額 1万円、通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成8年度(16年)	269,112円	(8,834) 8,834円	30,005,484円

(*)保険料は45歳時に更新した後の金額です。

<例6> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金3,000万円(うち
終身部分200万円)

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成8年度(16年)	426,624円	(52,132) 52,132円	30,051,622円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例7> 定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金1,000万円
災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院初期給付特約 日額 1万円
通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと配当タイプ			
平成14年度(10年)	118,224円	(55,232) 55,232円	10,000,000円

<例8> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替利率、月払、保険金100万円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	満期・死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと配当タイプ			
平成14年度(10年)	31,656円	(4,702) 4,702円	死亡 1,000,000円
昭和9年度(15年)	27,720円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
毎年配当タイプ			
平成4年度(20年)	20,664円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
昭和62年度(25年)	21,240円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
※昭和57年度(30年)	23,640円	- -	満期 (1,000,000) 1,000,000円

※のついた契約については、普通保険利率とします。

(注) 1. 「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応日以後死亡の場合の受取金額を示します。

<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。

<例3>および<例4>については、通減後の保険金額を示します。

2. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

◆計算書類関係

① 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	平成24年度末 (平成25年3月31日現在)
	金額	金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金	110,138	108,569	216,171
現金	825	301	257
預貯金	109,312	108,267	215,914
コールローン	433,800	375,700	434,100
買入金銭債権	390,037	353,742	310,241
有価証券	18,068,631	18,843,387	21,615,840
国債	7,313,434	8,391,908	10,207,390
地方債	293,927	249,653	186,550
社債	2,911,883	2,947,650	2,737,691
株式	1,656,284	1,438,948	1,592,060
外国証券	5,139,553	5,092,508	6,194,039
その他の証券	753,548	722,717	698,109
貸付金	3,171,361	2,887,447	2,663,423
保険約款貸付	373,873	359,161	344,392
一般貸付	2,797,488	2,528,286	2,319,031
有形固定資産	949,381	911,513	819,435
土地	534,540	523,574	481,596
建物	405,160	378,693	327,685
リース資産	613	1,257	4,241
建設仮勘定	1,102	1,341	532
その他の有形固定資産	7,965	6,646	5,379
無形固定資産	23,841	25,950	27,539
ソフトウェア	13,043	14,987	17,214
その他の無形固定資産	10,797	10,963	10,324
代理店貸	3	5	3
再保険貸	187	214	195
その他資産	277,346	246,887	242,871
未収金	38,454	37,162	41,803
前払費用	62,611	46,157	32,505
未収収益	99,097	97,605	116,930
預託金	4,807	4,368	4,238
先物取引差入証拠金	42	2,622	11,037
金融派生商品	38,538	26,119	14,081
仮払金	7,874	10,814	9,498
その他の資産	25,920	22,034	12,776
繰延税金資産	319,829	210,683	134,607
支払承諾見返	440	3,000	3,000
貸倒引当金	△8,127	△4,057	△3,324
資産の部合計	23,736,871	23,963,043	26,464,107

(単位：百万円)

科 目	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	平成24年度末 (平成25年3月31日現在)
	金額	金額	金額
(負債の部)			
保険契約準備金	21,598,303	22,091,844	23,308,990
支払備金	128,789	101,514	102,631
責任準備金	21,147,790	21,686,794	22,914,837
社員配当準備金	321,724	303,534	291,521
再保険借	144	136	115
その他負債	1,217,400	772,596	1,675,830
債券貸借取引受入担保金	488,275	83,609	733,125
借入金	407,500	357,500	222,500
未払法人税等	2,256	19,775	42,085
未払金	67,312	22,692	34,245
未払費用	38,445	40,844	44,769
前受収益	2,595	2,362	2,153
預り金	51,634	52,697	54,025
預り保証金	48,307	46,116	42,220
借入有価証券	—	484	—
金融派生商品	69,865	132,540	483,586
金融商品等受入担保金 ^{*1}	33,165	2,295	—
リース債務	629	1,282	4,235
資産除去債務	1,960	1,972	2,007
仮受金	5,452	8,423	10,876
退職給付引当金	20,478	21,072	22,453
価格変動準備金	161,447	161,447	206,547
再評価に係る繰延税金負債	36,610	30,083	27,927
支払承諾	440	3,000	3,000
負債の部合計	23,034,824	23,080,181	25,244,865
(純資産の部)			
基金	210,000	220,000	270,000
基金償却積立金	229,000	319,000	369,000
再評価積立金	2	2	2
剰余金	376,971	334,004	326,588
損失填補準備金	4,004	4,204	4,404
その他剰余金	372,966	329,800	322,183
基金償却準備金	104,500	54,000	45,600
価格変動積立金	165,000	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金	1,548	1,469	1,555
別途積立金	223	223	223
当期末処分剰余金	101,694	109,107	109,804
基金等合計	815,973	873,007	965,590
その他有価証券評価差額金	△9,825	106,864	346,688
繰延ヘッジ損益	162	59	—
土地再評価差額金	△104,263	△97,069	△93,037
評価・換算差額等合計	△113,926	9,855	253,650
純資産の部合計	702,047	882,862	1,219,241
負債及び純資産の部合計	23,736,871	23,963,043	26,464,107

(注)※1 従来「その他の負債」に含めていた「金融商品等受入担保金」は、保険業法施行規則の改正に伴い独立掲記し、平成22年度末および平成23年度末の財務諸表の組替えを行っております。

② 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
	金額	金額	金額
経常収益	3,647,344	3,338,428	4,138,150
保険料等収入	3,003,084	2,594,334	3,144,777
保険料	2,998,823	2,589,857	3,140,241
再保険収入	559	555	582
準備金受入金	3,701	3,920	3,952
資産運用収益	532,985	613,090	894,622
利息及び配当金等収入	487,430	495,045	510,613
預貯金利息	27	35	38
有価証券利息・配当金	349,113	367,059	390,445
貸付金利息	68,623	63,727	59,252
不動産賃貸料	60,247	55,876	53,662
その他利息配当金	9,417	8,345	7,215
売買目的有価証券運用益	—	—	1,131
有価証券売却益	28,723	41,988	33,389
有価証券償還益	824	912	—
金融派生商品収益	15,374	—	—
為替差益	182	1,162	—
貸倒引当金戻入額	—	3,687	719
その他運用収益	450	617	1,140
特別勘定資産運用益	—	69,676	347,626
その他経常収益	111,274	131,003	98,750
年金特約取扱受入金	14,260	15,444	18,244
保険金据置受入金	86,027	77,367	68,849
支払備金戻入額	—	27,274	—
退職給付引当金戻入額	1,650	—	—
その他の経常収益	9,336	10,917	11,656
経常費用	3,492,022	3,134,370	3,909,833
保険金等支払金	1,999,001	1,894,524	1,940,123
保険金	614,706	605,552	569,528
年金	300,377	311,299	357,460
給付金	411,261	390,343	389,603
解約返戻金	573,826	509,110	514,594
その他返戻金	97,998	77,385	108,160
再保険料	831	834	776
責任準備金等繰入額	798,301	539,478	1,229,607
支払備金繰入額	19,403	—	1,116
責任準備金繰入額	778,153	539,004	1,228,042
社員配当金積立利息繰入額	744	473	448
資産運用費用	181,366	213,845	237,548
支払利息	12,978	12,230	9,624
売買目的有価証券運用損	150	386	—
有価証券売却損	57,638	48,443	10,080
有価証券評価損	49,626	67,120	13,318
金融派生商品費用	—	48,787	171,867
為替差損	—	—	20
賃貸用不動産等減価償却費	18,463	18,166	16,181
その他運用費用	18,724	18,710	16,454
特別勘定資産運用損	23,783	—	—
事業費	374,484	351,315	362,449
その他経常費用	138,868	135,205	140,104
保険金据置支払金	96,122	90,814	90,666
税金	22,475	20,037	22,068
減価償却費	14,111	14,541	13,799
退職給付引当金繰入額	—	3,035	6,544
その他の経常費用	6,159	6,776	7,025
経常利益	155,321	204,057	228,316
特別利益	9,649	4,735	13,160
固定資産等処分益	8,517	4,735	13,160
貸倒引当金戻入額	1,131	—	—
特別損失	31,682	13,825	96,236
固定資産等処分損	3,517	6,610	26,293
減損損失	8,029	6,423	24,228
価格変動準備金繰入額	18,800	—	45,100
不動産圧縮損	—	13	—
社会及び契約者福祉増進助成金	646	778	614
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	689	—	—
税引前当期純剰余	133,288	194,967	145,240
法人税及び住民税	10,462	29,734	64,461
法人税等調整額	12,503	55,276	△32,442
法人税等合計	22,966	85,010	32,018
当期純剰余	110,322	109,956	113,222

③ 基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	金額	金額	金額
基金等			
基金			
当期首残高	199,000	210,000	220,000
当期変動額			
基金の募集	70,000	100,000	100,000
基金の償却	△59,000	△90,000	△50,000
当期変動額合計	11,000	10,000	50,000
当期末残高	210,000	220,000	270,000
基金償却積立金			
当期首残高	170,000	229,000	319,000
当期変動額			
基金償却積立金の積立	59,000	90,000	50,000
当期変動額合計	59,000	90,000	50,000
当期末残高	229,000	319,000	369,000
再評価積立金			
当期首残高	2	2	2
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2	2	2
剰余金			
損失填補準備金			
当期首残高	3,804	4,004	4,204
当期変動額			
損失填補準備金の積立	200	200	200
当期変動額合計	200	200	200
当期末残高	4,004	4,204	4,404
その他剰余金			
基金償却準備金			
当期首残高	131,500	104,500	54,000
当期変動額			
基金償却準備金の積立	32,000	39,500	41,600
基金償却準備金の取崩	△59,000	△90,000	△50,000
当期変動額合計	△27,000	△50,500	△8,400
当期末残高	104,500	54,000	45,600
価格変動積立金			
当期首残高	165,000	165,000	165,000
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	165,000	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金			
当期首残高	1,494	1,548	1,469
当期変動額			
社会及び契約者福祉増進基金の積立	700	700	700
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	△646	△778	△614
当期変動額合計	53	△78	85
当期末残高	1,548	1,469	1,555
別途積立金			
当期首残高	223	223	223
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	223	223	223
当期末処分剰余金			
当期首残高	99,412	101,694	109,107
当期変動額			
社員配当準備金の積立	△61,602	△57,466	△63,345
損失填補準備金の積立	△200	△200	△200
基金利息の支払	△4,910	△3,828	△3,261
当期純剰余	110,322	109,956	113,222
基金償却準備金の積立	△32,000	△39,500	△41,600
社会及び契約者福祉増進基金の積立	△700	△700	△700
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	646	778	614
土地再評価差額金の取崩	△9,273	△1,628	△4,031
当期変動額合計	2,281	7,412	697
当期末残高	101,694	109,107	109,804
剰余金合計			
当期首残高	401,435	376,971	334,004
当期変動額			
社員配当準備金の積立	△61,602	△57,466	△63,345
損失填補準備金の積立	—	—	—
基金利息の支払	△4,910	△3,828	△3,261
当期純剰余	110,322	109,956	113,222
基金償却準備金の積立	—	—	—
基金償却準備金の取崩	△59,000	△90,000	△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△9,273	△1,628	△4,031
当期変動額合計	△24,464	△42,966	△7,416
当期末残高	376,971	334,004	326,588
基金等合計			
当期首残高	770,438	815,973	873,007
当期変動額			
基金の募集	70,000	100,000	100,000

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	金額	金額	金額
社員配当準備金の積立	△61,602	△57,466	△63,345
損失填補準備金の積立	—	—	—
基金償却積立金の積立	59,000	90,000	50,000
基金利息の支払	△4,910	△3,828	△3,261
当期純剰余	110,322	109,956	113,222
基金の償却	△59,000	△90,000	△50,000
基金償却準備金の積立	—	—	—
基金償却準備金の取崩	△59,000	△90,000	△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△9,273	△1,628	△4,031
当期変動額合計	45,535	57,033	92,583
当期末残高	815,973	873,007	965,590
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高	44,576	△9,825	106,864
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△54,402	116,689	239,823
当期変動額合計	△54,402	116,689	239,823
当期末残高	△9,825	106,864	346,688
繰延ヘッジ損益			
当期首残高	243	162	59
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△81	△102	△59
当期変動額合計	△81	△102	△59
当期末残高	162	59	—
土地再評価差額金			
当期首残高	△113,537	△104,263	△97,069
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	9,273	7,194	4,031
当期変動額合計	9,273	7,194	4,031
当期末残高	△104,263	△97,069	△93,037
評価・換算差額等合計			
当期首残高	△68,716	△113,926	9,855
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△45,209	123,781	243,795
当期変動額合計	△45,209	123,781	243,795
当期末残高	△113,926	9,855	253,650
純資産合計			
当期首残高	701,721	702,047	882,862
当期変動額			
基金の募集	70,000	100,000	100,000
社員配当準備金の積立	△61,602	△57,466	△63,345
損失填補準備金の積立	—	—	—
基金償却積立金の積立	59,000	90,000	50,000
基金利息の支払	△4,910	△3,828	△3,261
当期純剰余	110,322	109,956	113,222
基金の償却	△59,000	△90,000	△50,000
基金償却準備金の積立	—	—	—
基金償却準備金の取崩	△59,000	△90,000	△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△9,273	△1,628	△4,031
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△45,209	123,781	243,795
当期変動額合計	326	180,814	336,379
当期末残高	702,047	882,862	1,219,241

4 剰余金処分にに関する決議

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期末処分剰余金	101,694	109,107	109,804
剰余金処分額	101,694	109,107	109,804
社員配当準備金	57,466	63,345	58,330
差引純剰余金	44,228	45,761	51,474
損失填補準備金	200	200	200
基金利息	3,828	3,261	3,574
任意積立金	40,200	42,300	47,700
基金償却準備金	39,500	41,600	47,000
社会及び契約者福祉増進基金	700	700	700

5 剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合と資本基盤充実のための方策について

当社は、定款により、剰余金処分において社員配当準備金等に積み立てる金額を、保険業法施行規則第30条の4で定める金額*の100分の20以上としています。平成24年度の剰余金処分においては、社員配当準備金に58,330百万円を繰り入れる一方で、基金償却準備金47,000百万円を積み立てており、剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合は99.8%となりました。

当社はこれまで資本基盤充実への取組みとして、ご契約者への配当とのバランスに留意しながら基金償却準備金や価格変動積立金の積立てなどを行ってきており、今後とも資本基盤の充実に取り組んでまいります。

*当期末処分剰余金から、任意積立金目的の取崩額、基金利息の支払額、損失填補準備金に積み立てる額および基金償却準備金に積み立てる額(一定の上限の範囲内)の合計額を控除した金額です。ただし、保険業法第55条第2項に規定する額を限度とします。

重要な会計方針

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。</p> <p>建物</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>その他の有形固定資産</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。</p>	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。</p> <p>建物</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>その他の有形固定資産</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。</p>	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。</p> <p>建物</p> <p>定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>その他の有形固定資産</p> <p>定率法によっております。</p> <p>なお、当期より、法人税法の改正(「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年12月2日公布法律第114号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成23年12月2日公布政令第379号))に伴い、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益への影響は軽微です。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p>

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)																																																																																														
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、226百万円です。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当期末において必要と認める額を計上しております。</p> <p>退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>イ.退職給付債務</td> <td>△316,356百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ.年金資産</td> <td>207,825百万円</td> </tr> <tr> <td>うち、退職給付信託</td> <td>84,547百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td>△108,531百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ.未認識数理計算上の差異</td> <td>103,178百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ.未認識過去勤務債務</td> <td>△206百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td>△5,559百万円</td> </tr> <tr> <td>ト.前払年金費用</td> <td>14,918百万円</td> </tr> <tr> <td>チ.退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td>△20,478百万円</td> </tr> </table> <p>②退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="0"> <tr> <td>イ.退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ.割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ.期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ.数理計算上の差異の処理年数</td> <td>翌年度から8年</td> </tr> <tr> <td>ホ.過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table> <p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	イ.退職給付債務	△316,356百万円	ロ.年金資産	207,825百万円	うち、退職給付信託	84,547百万円	ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)	△108,531百万円	ニ.未認識数理計算上の差異	103,178百万円	ホ.未認識過去勤務債務	△206百万円	ヘ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△5,559百万円	ト.前払年金費用	14,918百万円	チ.退職給付引当金(ヘ-ト)	△20,478百万円	イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ.割引率	2.0%	ハ.期待運用収益率		確定給付企業年金	2.0%	退職給付信託	0.0%	ニ.数理計算上の差異の処理年数	翌年度から8年	ホ.過去勤務債務の額の処理年数	3年	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、570百万円です。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当期末において必要と認める額を計上しております。</p> <p>退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>イ.退職給付債務</td> <td>△314,213百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ.年金資産</td> <td>213,405百万円</td> </tr> <tr> <td>うち、退職給付信託</td> <td>81,790百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td>△100,808百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ.未認識数理計算上の差異</td> <td>92,316百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ.未認識過去勤務債務</td> <td>△103百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td>△8,595百万円</td> </tr> <tr> <td>ト.前払年金費用</td> <td>12,477百万円</td> </tr> <tr> <td>チ.退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td>△21,072百万円</td> </tr> </table> <p>②退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="0"> <tr> <td>イ.退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ.割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ.期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ.数理計算上の差異の処理年数</td> <td>翌期から8年</td> </tr> <tr> <td>ホ.過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table> <p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	イ.退職給付債務	△314,213百万円	ロ.年金資産	213,405百万円	うち、退職給付信託	81,790百万円	ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)	△100,808百万円	ニ.未認識数理計算上の差異	92,316百万円	ホ.未認識過去勤務債務	△103百万円	ヘ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△8,595百万円	ト.前払年金費用	12,477百万円	チ.退職給付引当金(ヘ-ト)	△21,072百万円	イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ.割引率	2.0%	ハ.期待運用収益率		確定給付企業年金	1.0%	退職給付信託	0.0%	ニ.数理計算上の差異の処理年数	翌期から8年	ホ.過去勤務債務の額の処理年数	3年	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、223百万円です。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当期末において必要と認める額を計上しております。</p> <p>退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>イ.退職給付債務</td> <td>△307,439百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ.年金資産</td> <td>235,827百万円</td> </tr> <tr> <td>うち、退職給付信託</td> <td>93,872百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td>△71,612百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ.未認識数理計算上の差異</td> <td>56,472百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)</td> <td>△15,139百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ.前払年金費用</td> <td>7,314百万円</td> </tr> <tr> <td>ト.退職給付引当金(ホ-ヘ)</td> <td>△22,453百万円</td> </tr> </table> <p>②退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="0"> <tr> <td>イ.退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ.割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ.期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ.数理計算上の差異の処理年数</td> <td>翌期から8年</td> </tr> <tr> <td>ホ.過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table> <p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	イ.退職給付債務	△307,439百万円	ロ.年金資産	235,827百万円	うち、退職給付信託	93,872百万円	ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)	△71,612百万円	ニ.未認識数理計算上の差異	56,472百万円	ホ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	△15,139百万円	ヘ.前払年金費用	7,314百万円	ト.退職給付引当金(ホ-ヘ)	△22,453百万円	イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ.割引率	2.0%	ハ.期待運用収益率		確定給付企業年金	0.5%	退職給付信託	0.0%	ニ.数理計算上の差異の処理年数	翌期から8年	ホ.過去勤務債務の額の処理年数	3年
イ.退職給付債務	△316,356百万円																																																																																															
ロ.年金資産	207,825百万円																																																																																															
うち、退職給付信託	84,547百万円																																																																																															
ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)	△108,531百万円																																																																																															
ニ.未認識数理計算上の差異	103,178百万円																																																																																															
ホ.未認識過去勤務債務	△206百万円																																																																																															
ヘ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△5,559百万円																																																																																															
ト.前払年金費用	14,918百万円																																																																																															
チ.退職給付引当金(ヘ-ト)	△20,478百万円																																																																																															
イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																															
ロ.割引率	2.0%																																																																																															
ハ.期待運用収益率																																																																																																
確定給付企業年金	2.0%																																																																																															
退職給付信託	0.0%																																																																																															
ニ.数理計算上の差異の処理年数	翌年度から8年																																																																																															
ホ.過去勤務債務の額の処理年数	3年																																																																																															
イ.退職給付債務	△314,213百万円																																																																																															
ロ.年金資産	213,405百万円																																																																																															
うち、退職給付信託	81,790百万円																																																																																															
ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)	△100,808百万円																																																																																															
ニ.未認識数理計算上の差異	92,316百万円																																																																																															
ホ.未認識過去勤務債務	△103百万円																																																																																															
ヘ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△8,595百万円																																																																																															
ト.前払年金費用	12,477百万円																																																																																															
チ.退職給付引当金(ヘ-ト)	△21,072百万円																																																																																															
イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																															
ロ.割引率	2.0%																																																																																															
ハ.期待運用収益率																																																																																																
確定給付企業年金	1.0%																																																																																															
退職給付信託	0.0%																																																																																															
ニ.数理計算上の差異の処理年数	翌期から8年																																																																																															
ホ.過去勤務債務の額の処理年数	3年																																																																																															
イ.退職給付債務	△307,439百万円																																																																																															
ロ.年金資産	235,827百万円																																																																																															
うち、退職給付信託	93,872百万円																																																																																															
ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)	△71,612百万円																																																																																															
ニ.未認識数理計算上の差異	56,472百万円																																																																																															
ホ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	△15,139百万円																																																																																															
ヘ.前払年金費用	7,314百万円																																																																																															
ト.退職給付引当金(ホ-ヘ)	△22,453百万円																																																																																															
イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																															
ロ.割引率	2.0%																																																																																															
ハ.期待運用収益率																																																																																																
確定給付企業年金	0.5%																																																																																															
退職給付信託	0.0%																																																																																															
ニ.数理計算上の差異の処理年数	翌期から8年																																																																																															
ホ.過去勤務債務の額の処理年数	3年																																																																																															

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<p>7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 当年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。 これに伴い、有形固定資産が1,133百万円増加し、資産除去債務が1,960百万円計上されており、また、経常利益が139百万円減少し、税引前当期純剰余が827百万円減少しております。</p>	<p>7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替予約の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。</p>	<p>7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替予約の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 未適用の会計基準等 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、「退職給付に関する会計基準」(平成24年5月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第26号)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成24年5月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第25号)です。平成26年度より適用を予定しており、適用による影響は現在評価中です。</p>

表示方法の変更

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	<p>1. 保険業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、当期より資産運用収益に含めて表示しております。 (2) 基金等変動計算書において、従来、前期末から当期末までの残高の変動を記載しておりましたが、当期より当期首から当期末までの残高の変動を記載しております。</p>	

注記事項(貸借対照表関係)

平成22年度(平成23年3月31日現在)	平成23年度(平成24年3月31日現在)	平成24年度(平成25年3月31日現在)
<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、7,318百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額は、7百万円、延滞債権額は、6,943百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、54百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、6百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、361百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、480,857百万円です。</p> <p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,087,203百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、489百万円、金銭債務の総額は、2,620百万円です。</p> <p>5. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産としてコンピューター及び周辺機器があります。</p> <p>6. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 前年度末現在高 336,273百万円 前年度剰余金よりの繰入額 61,602百万円 当年度社員配当金支払額 76,896百万円 利息による増加等 744百万円 当年度末現在高 321,724百万円</p> <p>7. 子会社等の株式の総額は、39,898百万円です。</p> <p>8. 担保に提供している資産の額は、有価証券498,774百万円です。</p> <p>9. 保険業法第60条の規定により基金を70,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>10. 基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p>	<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,095百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額は、ありません。延滞債権額は、1,763百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、49百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、3百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、328百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、487,713百万円です。</p> <p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,010,983百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、226百万円、金銭債務の総額は、1,363百万円です。</p> <p>5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高 321,724百万円 前期剰余金よりの繰入額 57,466百万円 当期社員配当金支払額 76,129百万円 利息による増加等 473百万円 当期末現在高 303,534百万円</p> <p>6. 子会社等の株式の総額は、44,854百万円です。</p> <p>7. 担保に提供している資産の額は、有価証券492,054百万円です。</p> <p>8. 保険業法第60条の規定により基金を100,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>9. 基金90,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p>	<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,739百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額は、ありません。延滞債権額は、1,444百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、42百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、0百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、294百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、477,955百万円です。</p> <p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,078,182百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、249百万円、金銭債務の総額は、1,270百万円です。</p> <p>5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高 303,534百万円 前期剰余金よりの繰入額 63,345百万円 当期社員配当金支払額 75,806百万円 利息による増加等 448百万円 当期末現在高 291,521百万円</p> <p>6. 子会社等の株式の総額は、75,464百万円です。</p> <p>7. 担保に提供している資産の額は、有価証券528,444百万円です。</p> <p>8. 保険業法第60条の規定により基金を100,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>9. 基金50,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p>

平成22年度(平成23年3月31日現在)	平成23年度(平成24年3月31日現在)	平成24年度(平成25年3月31日現在)
<p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法</p> <p>12. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、476,429百万円です。</p> <p>13. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、165百万円です。</p> <p>14. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,602百万円です。</p> <p>15. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。</p> <p>16. 外貨建資産の額は、2,814,061百万円です。(主な外貨額 14,188百万米ドル、9,529百万ユーロ、3,610百万豪ドル) 外貨建負債の額は、438百万円です。(主な外貨額 3百万米ドル、0百万英ポンド、0百万ユーロ)</p> <p>17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、46,210百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>18. 繰延税金資産の総額は、349,963百万円、繰延税金負債の総額は、20,208百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,926百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 176,461百万円、価格変動準備金 58,363百万円、退職給付引当金 44,059百万円及び有価証券評価損 28,541百万円です。 なお、当年度における税効果会計適用後の法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は17.2%です。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額 △15.8%です。</p> <p>19. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、35百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、87百万円です。</p> <p>20. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は709,540百万円、時価は686,813百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,556百万円を計上しております。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の合計額を下回った額 3,005百万円</p> <p>11. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、153,445百万円です。</p> <p>12. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、106,927百万円です。</p> <p>13. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、2,832百万円です。</p> <p>14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。</p> <p>15. 外貨建資産の額は、2,938,648百万円です。(主な外貨額 12,479百万米ドル、9,028百万ユーロ、8,379百万豪ドル) 外貨建負債の額は、782百万円です。(主な外貨額 8百万豪ドル、1百万米ドル)</p> <p>16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、45,403百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>17. 繰延税金資産の総額は、286,377百万円、繰延税金負債の総額は、68,507百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、7,186百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 147,662百万円、価格変動準備金 49,612百万円及び退職給付引当金 40,767百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 47,408百万円です。 なお、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、従来の税効果会計適用後の法定実効税率36.15%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.28%、平成27年4月1日以降のものについては30.73%に変更されております。 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は43.6%であり、法定実効税率36.15%との差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額 △11.7%、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 20.6%です。 税率変更により、当期末における繰延税金資産は31,976百万円、再評価に係る繰延税金負債は5,325百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は40,340百万円増加しております。</p> <p>18. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、6百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、90百万円です。</p> <p>19. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は680,254百万円、時価は654,357百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,565百万円を計上しております。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の合計額を下回った額 17,461百万円</p> <p>11. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,125,386百万円です。</p> <p>12. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、346,691百万円です。</p> <p>13. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、8,172百万円です。</p> <p>14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。</p> <p>15. 外貨建資産の額は、4,151,918百万円です。(主な外貨額 12,502百万ユーロ、13,518百万米ドル、11,425百万豪ドル) 外貨建負債の額は、8,458百万円です。(主な外貨額 47百万ユーロ、25百万米ドル)</p> <p>16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、44,782百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>17. 繰延税金資産の総額は、317,605百万円、繰延税金負債の総額は、173,565百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,432百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 158,077百万円、価格変動準備金 63,472百万円及び退職給付引当金 41,925百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 153,800百万円です。 なお、当期における税効果会計適用後の法定実効税率は、回収又は支払が見込まれる期間が平成25年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.28%、平成27年4月1日以降のものについては30.73%です。税効果会計適用後の法人税等の負担率は22.0%であり、法定実効税率33.28%との差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額 △14.3%です。</p> <p>18. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、31百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、86百万円です。</p> <p>19. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は598,930百万円、時価は562,038百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,603百万円を計上しております。</p>

平成22年度(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行なっております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュアット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っております。信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュアット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	110,138	110,138	—
うち、その他有価証券	19,999	19,999	—
コールローン	433,800	433,800	—
買入金銭債権	390,037	391,312	1,274
うち、その他有価証券	287,134	287,134	—
有価証券 ^{*1}	17,394,597	17,599,757	205,160
売買目的有価証券	2,926,647	2,926,647	—
満期保有目的の債券	2,095,625	2,089,927	△5,698
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859
その他有価証券	4,039,167	4,039,167	—
貸付金	3,171,361		
貸倒引当金 ^{*2}	△7,358		
	3,164,002	3,264,959	100,956
債券貸借取引受入担保金	488,275	488,275	—
借入金	407,500	427,676	20,176
デリバティブ取引 ^{*3}	(31,327)	(31,327)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,347	4,347	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(35,675)	(35,675)	—

*1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表計上額は674,034百万円です。

*2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預貯金・コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均(ただし当年度においては、一部、東日本大震災の影響等に鑑み3月末日の市場価格)によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成22年度(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)

負債

- ① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- ② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	380,719	392,871	12,151
	外国証券(公社債)	746,127	758,384	12,256
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	135,564	134,188	△1,375
	外国証券(公社債)	833,214	804,482	△28,731
合計		2,095,625	2,089,927	△5,698

② 責任準備金対応債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,848,288	7,077,215	228,926
	外国証券(公社債)	116,499	119,827	3,327
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,324,063	1,304,669	△19,394
	外国証券(公社債)	44,303	42,303	△2,000
合計		8,333,155	8,544,014	210,859

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	275,518	284,842	9,323
	公社債	492,753	502,964	10,211
	株式	387,498	519,255	131,757
	外国証券	1,002,172	1,024,139	21,966
	公社債	991,774	1,013,361	21,587
	株式等	10,398	10,777	378
	その他の証券	15,899	19,798	3,899
	譲渡性預金	20,000	19,999	△0
	買入金銭債権	2,300	2,291	△8
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	公社債	202,405	198,653	△3,752
	株式	591,920	456,941	△134,978
	外国証券	1,347,933	1,299,468	△48,465
	公社債	1,331,653	1,284,913	△46,740
	株式等	16,280	14,555	△1,725
	その他の証券	22,502	17,945	△4,556
	合計	4,360,904	4,346,301	△14,603

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	109,313	—	—	—
コールローン	433,800	—	—	—
買入金銭債権	31,002	30,951	6,211	313,495
有価証券	408,467	2,673,285	3,088,525	7,160,325
満期保有目的の債券	108,740	505,338	297,745	1,167,000
責任準備金対応債券	171,186	1,329,478	1,002,456	5,809,547
その他有価証券	128,540	838,468	1,788,323	183,777
貸付金*	398,881	1,155,777	993,149	124,780
債券貸借取引受入担保金	488,275	—	—	—
借入金*	—	20,000	50,000	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成23年度(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	108,569	108,569	—
うち、その他有価証券	33,997	33,997	—
コールローン	375,700	375,700	—
買入金銭債権	353,742	355,635	1,892
うち、その他有価証券	277,249	277,249	—
有価証券 ^{*1}	18,238,854	18,821,877	583,022
売買目的有価証券	2,820,578	2,820,578	—
満期保有目的の債券	1,961,880	2,030,383	68,503
責任準備金対応債券	9,368,136	9,882,655	514,519
その他有価証券	4,088,259	4,088,259	—
貸付金	2,887,447	—	—
貸倒引当金 ^{*2}	△3,537	—	—
	2,883,909	2,977,256	93,346
債券貸借取引受入担保金	83,609	83,609	—
借入金	357,500	371,328	13,828
デリバティブ取引 ^{*3}	(106,420)	(106,420)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(13,284)	(13,284)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(93,136)	(93,136)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は604,532百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建とみて時価算定を行っております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成23年度(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

負債

- ① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- ② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価を含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価を含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	434,645	450,796	16,150
	外国証券(公社債)	1,369,403	1,423,225	53,821
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	38,504	37,550	△953
	外国証券(公社債)	119,326	118,811	△515
合計		1,961,880	2,030,383	68,503

② 責任準備金対応債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	9,163,239	9,682,171	518,931
	外国証券(公社債)	93,756	97,531	3,774
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	69,138	62,825	△6,313
	外国証券(公社債)	42,000	40,126	△1,874
合計		9,368,136	9,882,655	514,519

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	254,345	266,764	12,418
	公社債	612,075	634,468	22,392
	株式	316,576	437,830	121,254
	外国証券	2,055,996	2,156,848	100,852
	公社債	2,049,153	2,149,661	100,507
	株式等	6,842	7,187	345
	その他の証券	14,629	18,011	3,382
	譲渡性預金	34,000	33,997	△2
	買入金銭債権	10,498	10,484	△13
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	公社債	84,642	83,404	△1,238
	株式	484,106	398,618	△85,488
	外国証券	356,215	341,184	△15,031
	公社債	343,808	331,030	△12,778
	株式等	12,407	10,153	△2,253
	その他の証券	22,522	17,893	△4,629
	合計	4,245,609	4,399,505	153,896

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	108,270	—	—	—
コールローン	375,700	—	—	—
買入金銭債権	28,852	13,069	1,858	297,981
有価証券	514,995	3,116,044	2,403,177	8,237,582
満期保有目的の債券	147,053	412,979	245,950	1,138,414
責任準備金対応債券	214,426	1,554,377	678,677	6,888,536
その他有価証券	153,515	1,148,687	1,478,549	210,632
貸付金*	308,141	1,163,036	827,502	110,189
債券貸借取引受入担保金	83,609	—	—	—
借入金*	—	20,000	—	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成24年度(自平成24年4月1日
至平成25年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産を為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	216,171	216,171	—
うち、その他有価証券	129,992	129,992	—
コールローン	434,100	434,100	—
買入金銭債権	310,241	312,916	2,675
うち、その他有価証券	257,694	257,694	—
有価証券 ^{*1}	21,002,970	22,269,625	1,266,654
売買目的有価証券	2,859,878	2,859,878	—
満期保有目的の債券	1,874,597	2,072,776	198,178
責任準備金対応債券	10,862,267	11,936,600	1,074,333
子会社株式及び関連会社株式	33,173	27,317	△5,856
その他有価証券	5,373,052	5,373,052	—
貸付金	2,663,423	—	—
貸倒引当金 ^{*2}	△2,745	—	—
	2,660,678	2,754,583	93,905
債券貸借取引受入担保金	733,125	733,125	—
借入金	222,500	230,092	7,592
デリバティブ取引 ^{*3}	(469,505)	(469,505)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(107,924)	(107,924)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(361,580)	(361,580)	—

*1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は612,870百万円です。

*2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建とみて時価算定を行っております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成24年度(自平成24年4月1日
至平成25年3月31日)

負債

- ① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- ② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価を含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価を含めて記載しております。

(注2)有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	440,024	462,736	22,711
	外国証券(公社債)	1,427,051	1,602,849	175,797
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,521	5,199	△321
	外国証券(公社債)	2,000	1,990	△9
合計		1,874,597	2,072,776	198,178

②責任準備金対応債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,709,223	11,780,505	1,071,281
	外国証券(公社債)	103,872	109,130	5,258
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	41,171	39,497	△1,673
	外国証券(公社債)	8,000	7,467	△532
合計		10,862,267	11,936,600	1,074,333

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	223,167	237,696	14,528
	公社債	646,146	671,787	25,641
	株式	492,400	742,382	249,981
	外国証券	3,115,377	3,365,386	250,008
	公社債	3,113,544	3,363,450	249,906
	株式等	1,833	1,935	102
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	その他の証券	11,114	21,104	9,990
	譲渡性預金	130,000	129,992	△7
	買入金銭債権	19,997	19,997	△0
	公社債	62,967	62,696	△271
	株式	277,013	229,570	△47,443
	外国証券	267,624	263,331	△4,293
	公社債	260,106	256,979	△3,127
株式等	7,517	6,351	△1,166	
その他の証券	19,002	16,793	△2,208	
合計		5,264,813	5,760,738	495,925

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	215,922	—	—	—
コールローン	434,100	—	—	—
買入金銭債権	25,960	8,016	1,516	260,521
有価証券	747,490	3,204,640	2,883,386	9,870,373
満期保有目的の債券	152,936	280,385	255,544	1,167,062
責任準備金対応債券	360,421	1,379,372	635,072	8,439,776
その他有価証券	234,132	1,544,883	1,992,769	263,534
貸付金*	292,920	1,171,384	631,599	104,085
債券貸借取引受入担保金	733,125	—	—	—
借入金*	—	20,000	—	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項(損益計算書関係)

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)																																				
<p>1. 子会社等との取引による収益の総額は、3,135百万円、費用の総額は、24,912百万円です。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 11,974百万円、株式等 14,027百万円、外国証券 2,721百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,115百万円、株式等 15,604百万円、外国証券 40,918百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 22,586百万円、外国証券 27,040百万円です。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、4百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、3百万円です。</p> <p>4. 売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 528百万円、評価益 378百万円です。</p> <p>5. 金融派生商品収益には、評価益が 7,758百万円含まれております。</p> <p>6. 退職給付費用の総額は、29,814百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,342百万円 ロ. 利息費用 6,329百万円 ハ. 期待運用収益 △2,395百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 14,641百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円</p> <p>7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>7,517百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>511百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>8,029百万円</td> </tr> </tbody> </table> (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	7,517百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	511百万円		計	8,029百万円	<p>1. 子会社等との取引による収益の総額は、2,586百万円、費用の総額は、22,250百万円です。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 928百万円、株式等 10,273百万円、外国証券 30,786百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,704百万円、株式等 24,004百万円、外国証券 22,735百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 64,912百万円、外国証券 2,208百万円です。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、28百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、2百万円です。</p> <p>4. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 34百万円、売却損 434百万円、評価益 13百万円です。</p> <p>5. 金融派生商品費用には、評価損が 44,545百万円含まれております。</p> <p>6. 退職給付費用の総額は、32,445百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,858百万円 ロ. 利息費用 6,327百万円 ハ. 期待運用収益 △1,232百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 15,596百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円</p> <p>7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>5,437百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>986百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>6,423百万円</td> </tr> </tbody> </table> (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	5,437百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	986百万円		計	6,423百万円	<p>1. 子会社等との取引による収益の総額は、2,438百万円、費用の総額は、19,679百万円です。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 15,757百万円、株式等 712百万円、外国証券 16,919百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 16百万円、株式等 5,355百万円、外国証券 4,708百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 13,318百万円です。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、24百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、3百万円です。</p> <p>4. 売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入 61百万円、売却益 1,082百万円、評価損 13百万円です。</p> <p>5. 金融派生商品費用には、評価損が 100,678百万円含まれております。</p> <p>6. 退職給付費用の総額は、35,559百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,472百万円 ロ. 利息費用 6,284百万円 ハ. 期待運用収益 △658百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 18,564百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円</p> <p>7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>23,037百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>1,191百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>24,228百万円</td> </tr> </tbody> </table> (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	23,037百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	1,191百万円		計	24,228百万円
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	7,517百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	511百万円																																				
	計	8,029百万円																																				
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	5,437百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	986百万円																																				
	計	6,423百万円																																				
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	23,037百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	1,191百万円																																				
	計	24,228百万円																																				

⑥ 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
基礎利益 A	265,230	331,819	426,184
キャピタル収益	44,280	43,150	34,520
売買目的有価証券運用益	—	—	1,131
有価証券売却益	28,723	41,988	33,389
金融派生商品収益	15,374	—	—
為替差益	182	1,162	—
キャピタル費用	107,415	164,738	195,287
売買目的有価証券運用損	150	386	—
有価証券売却損	57,638	48,443	10,080
有価証券評価損	49,626	67,120	13,318
金融派生商品費用	—	48,787	171,867
為替差損	—	—	20
キャピタル損益 B	△63,134	△121,588	△160,766
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	202,095	210,231	265,417
臨時収益	—	20,590	—
危険準備金戻入額	—	18,600	—
個別貸倒引当金戻入額	—	1,990	—
臨時費用	46,773	26,764	37,101
危険準備金繰入額	29,500	—	16,300
個別貸倒引当金繰入額	—	—	67
その他臨時費用	17,273	26,764	20,733
臨時損益 C	△46,773	△6,173	△37,101
経常利益 A+B+C	155,321	204,057	228,316

(注) その他臨時費用には、個人年金保険の年金開始後契約の一部及び第三分野保険の一部についての保険料積立金の積増額を記載しています。

保険業法に基づく会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について、あずさ監査法人の監査を受けており、その監査報告書は以下のとおりです。

■会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書


平成25年5月20日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中


有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員


公認会計士

河野 利之 指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 敏夫 指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浪江 幸久 

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) なお、当誌では、監査報告書の監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

◆有価証券等の時価情報(会社計)

① 有価証券の時価情報(会社計)

a. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	2,926,647	△24,144	2,820,578	55,959	2,859,878	298,705

(注) 本表では、「運用目的の金銭的信託」を通じて保有している有価証券も対象となっておりますが、平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末ともに残高はありません。

b. 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区分	平成22年度末					平成23年度末						
	帳簿価額	時価	差損益		帳簿価額	時価	差損益		帳簿価額	時価	差損益	
			差益	差損			差益	差損			差益	差損
満期保有目的の債券	2,095,625	2,089,927	△5,698	24,408	△30,107	1,961,880	2,030,383	68,503	69,972	△1,469		
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859	232,254	△21,395	9,368,136	9,882,655	514,519	522,706	△8,187		
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他有価証券	4,360,904	4,346,301	△14,603	177,158	△191,761	4,245,609	4,399,505	153,896	260,300	△106,403		
公社債	695,158	701,617	6,458	10,211	△3,752	696,718	717,872	21,154	22,392	△1,238		
株式	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978	800,682	836,448	35,765	121,254	△85,488		
外国証券	2,350,106	2,323,607	△26,499	21,966	△48,465	2,412,211	2,498,033	85,821	100,852	△15,031		
公社債	2,323,427	2,298,275	△25,152	21,587	△46,740	2,392,962	2,480,691	87,729	100,507	△12,778		
株式等	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725	19,249	17,341	△1,908	345	△2,253		
その他の証券	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556	37,152	35,904	△1,247	3,382	△4,629		
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8	264,844	277,249	12,404	12,418	△13		
譲渡性預金	20,000	19,999	△1	—	△1	34,000	33,997	△3	—	△2		
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	14,789,686	14,980,243	190,556	433,821	△243,264	15,575,626	16,312,544	736,918	852,978	△116,060		
公社債	9,383,794	9,610,562	226,767	251,289	△24,522	10,402,246	10,951,216	548,970	557,475	△8,505		
株式	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978	800,682	836,448	35,765	121,254	△85,488		
外国証券	4,090,252	4,048,605	△41,646	37,550	△79,197	4,036,700	4,177,728	141,027	158,449	△17,421		
公社債	4,063,573	4,023,272	△40,300	37,171	△77,471	4,017,450	4,160,386	142,936	158,103	△15,167		
株式等	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725	19,249	17,341	△1,908	345	△2,253		
その他の証券	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556	37,152	35,904	△1,247	3,382	△4,629		
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8	264,844	277,249	12,404	12,418	△13		
譲渡性預金	20,000	19,999	△1	—	△1	34,000	33,997	△3	—	△2		
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	平成24年度末							
	帳簿価額	時価	差損益		帳簿価額	時価	差損益	
			差益	差損			差益	差損
満期保有目的の債券	1,874,597	2,072,776	198,178	198,509	△331			
責任準備金対応債券	10,862,267	11,936,600	1,074,333	1,076,539	△2,206			
子会社・関連会社株式	33,173	27,317	△5,856	—	△5,856			
其他有価証券	5,264,813	5,760,738	495,925	550,150	△54,224			
公社債	709,114	734,483	25,369	25,641	△271			
株式	769,413	971,952	202,538	249,981	△47,443			
外国証券	3,383,002	3,628,717	245,714	250,008	△4,293			
公社債	3,373,651	3,620,429	246,778	249,906	△3,127			
株式等	9,351	8,287	△1,063	102	△1,166			
その他の証券	30,116	37,898	7,781	9,990	△2,208			
買入金銭債権	243,165	257,694	14,528	14,528	△0			
譲渡性預金	130,000	129,992	△7	—	△7			
その他	—	—	—	—	—			
合計	18,034,852	19,797,432	1,762,580	1,825,199	△62,619			
公社債	11,905,054	13,022,422	1,117,367	1,119,634	△2,266			
株式	769,413	971,952	202,538	249,981	△47,443			
外国証券	4,957,100	5,377,472	420,371	431,064	△10,692			
公社債	4,914,575	5,341,868	427,292	430,961	△3,669			
株式等	42,525	35,604	△6,920	102	△7,022			
その他の証券	30,116	37,898	7,781	9,990	△2,208			
買入金銭債権	243,165	257,694	14,528	14,528	△0			
譲渡性預金	130,000	129,992	△7	—	△7			
その他	—	—	—	—	—			

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
満期保有目的の債券	—	—	—
非上場外国債券	—	—	—
その他	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—
子会社・関連会社株式	39,898	44,854	42,290
其他有価証券	634,919	559,300	566,016
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	96,757	26,189	25,031
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	536,626	532,480	540,321
非上場外国債券	—	—	—
その他	1,536	630	663
合計	674,818	604,155	608,306

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	380,719	392,871	12,151	434,645	450,796	16,150	440,024	462,736	22,711
	外国証券(公社債)	746,127	758,384	12,256	1,369,403	1,423,225	53,821	1,427,051	1,602,849	175,797
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	135,564	134,188	△1,375	38,504	37,550	△953	5,521	5,199	△321
	外国証券(公社債)	833,214	804,482	△28,731	119,326	118,811	△515	2,000	1,990	△9
合計		2,095,625	2,089,927	△5,698	1,961,880	2,030,383	68,503	1,874,597	2,072,776	198,178

●責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,848,288	7,077,215	228,926	9,163,239	9,682,171	518,931	10,709,223	11,780,505	1,071,281
	外国証券(公社債)	116,499	119,827	3,327	93,756	97,531	3,774	103,872	109,130	5,258
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,324,063	1,304,669	△19,394	69,138	62,825	△6,313	41,171	39,497	△1,673
	外国証券(公社債)	44,303	42,303	△2,000	42,000	40,126	△1,874	8,000	7,467	△532
合計		8,333,155	8,544,014	210,859	9,368,136	9,882,655	514,519	10,862,267	11,936,600	1,074,333

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末		
		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	275,518	284,842	9,323	254,345	266,764	12,418	223,167	237,696	14,528
	公社債	492,753	502,964	10,211	612,075	634,468	22,392	646,146	671,787	25,641
	株式	387,498	519,255	131,757	316,576	437,830	121,254	492,400	742,382	249,981
	外国証券	1,002,172	1,024,139	21,966	2,055,996	2,156,848	100,852	3,115,377	3,365,386	250,008
	公社債	991,774	1,013,361	21,587	2,049,153	2,149,661	100,507	3,113,544	3,363,450	249,906
	株式等	10,398	10,777	378	6,842	7,187	345	1,833	1,935	102
	その他の証券	15,899	19,798	3,899	14,629	18,011	3,382	11,114	21,104	9,990
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	20,000	19,999	△0	34,000	33,997	△2	130,000	129,992	△7
	買入金銭債権	2,300	2,291	△8	10,498	10,484	△13	19,997	19,997	△0
	公社債	202,405	198,653	△3,752	84,642	83,404	△1,238	62,967	62,696	△271
	株式	591,920	456,941	△134,978	484,106	398,618	△85,488	277,013	229,570	△47,443
	外国証券	1,347,933	1,299,468	△48,465	356,215	341,184	△15,031	267,624	263,331	△4,293
	公社債	1,331,653	1,284,913	△46,740	343,808	331,030	△12,778	260,106	256,979	△3,127
	株式等	16,280	14,555	△1,725	12,407	10,153	△2,253	7,517	6,351	△1,166
	その他の証券	22,502	17,945	△4,556	22,522	17,893	△4,629	19,002	16,793	△2,208
合計		4,360,904	4,346,301	△14,603	4,245,609	4,399,505	153,896	5,264,813	5,760,738	495,925

② 金銭の信託の時価情報(会社計)

a. 運用目的の金銭の信託

平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末ともに残高がないため、記載していません。

b. 運用目的以外の金銭の信託

平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末ともに残高がないため、記載していません。

③ デリバティブ取引の時価情報(会社計)

a. 定性的情報

●取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ
為替派生商品	—	為替予約、通貨オプション
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション

●取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引(例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等)は行わないこととしています。

●利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

●リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

① 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動及びキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

② 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。(デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト(債務不履行)により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。)

●リスク管理体制

① リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているかを定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

② リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産とあわせて管理しています。

③ リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、及びリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

④ リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引をあわせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況及び損益状況を管理しています。

●定量的情報に関する補足説明

① デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

② 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額			信用リスク相当額		
	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
金利スワップ	1,172	1,073	929	39	36	30
為替予約	30,551	26,879	33,426	1,325	903	701
通貨オプション(買建)	477	3,727	3,028	103	200	126
債券オプション(買建)	403	780	—	0	13	—
株式オプション(買建)	2,336	1,834	826	202	153	64
合計				805	486	338

(注1) 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

(注2) 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないクロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

b. 定量的情報

●差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末						平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	3,105	△4,011	—	—	—	△905	2,966	△79,272	—	—	—	△76,306
ヘッジ会計非適用分	△169	△7,410	△6,798	△186	—	△14,563	△250	△29,641	△5,832	465	—	△35,258
合 計	2,936	△11,421	△6,798	△186	—	△15,469	2,715	△108,913	△5,832	465	—	△111,564

区 分	平成24年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	2,606	△402,239	—	—	—	△399,632
ヘッジ会計非適用分	△228	△106,840	△12,424	△2,421	—	△121,914
合 計	2,378	△509,079	△12,424	△2,421	—	△521,547

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、平成22年度末通貨関連△35,929百万円、平成23年度末通貨関連△93,225百万円、平成24年度末通貨関連△361,580百万円となっています。

●金利関連

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末					
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益			
											うち1年超	うち1年超	うち1年超
店頭	金利スワップ 固定金利支払/変動金利受取	34,500	34,500	△169	△169	34,500	34,500	△250	△250	34,500	34,500	△228	△228
	合 計				△169				△250				△228

(注)差損益欄には時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末		
			契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	15,176	10,000	254	10,000	—	89	—	—	—
特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取	貸付金	65,714 1,848	61,969 464	2,856 △6	62,369 464	58,142 62	2,877 △1	58,342 62	51,576 —	2,607 △0
	合 計				3,105			2,966			2,606

●通貨関連

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末					
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等			
		うち1年超				うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約												
	売建	938,374	54,060	△16,924	△16,924	767,930	32,179	△33,644	△33,644	739,882	54,342	△104,122	△104,122
	(米ドル)	557,963	54,060	1,939	1,939	289,502	—	△7,612	△7,612	286,107	—	△29,561	△29,561
	(ユーロ)	365,884	—	△17,903	△17,903	251,282	—	△8,073	△8,073	229,860	—	△30,532	△30,532
	(豪ドル)	14,394	—	△959	△959	225,522	32,179	△17,963	△17,963	223,165	54,342	△44,023	△44,023
	買建	182,942	—	7,554	7,554	28,274	—	△178	△178	18,068	—	17	17
	(ユーロ)	106,706	—	5,714	5,714	5,012	—	△27	△27	14,353	—	24	24
	(米ドル)	76,135	—	1,838	1,838	22,592	—	△149	△149	3,175	—	△6	△6
	通貨オプション												
	売建												
	コール	8,400	—	—	—	—	—	—	—	91,500	—	—	—
	(豪ドル)	(56)	—	57	△0	(—)	—	—	—	(1,936)	—	4,494	△2,558
	(米ドル)	—	—	—	—	(—)	—	—	—	46,750	—	—	—
	プット	8,400	—	—	—	—	—	—	—	(909)	—	2,205	△1,296
	(米ドル)	(56)	—	57	△0	(—)	—	—	—	44,750	—	2,289	△1,261
	(豪ドル)	—	—	—	—	(—)	—	—	—	(1,027)	—	—	—
	買建	8,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	(62)	—	15	46	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	(豪ドル)	8,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	(62)	—	15	46	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
コール	—	—	—	—	333,000	—	—	—	186,000	—	—	—	
(豪ドル)	(—)	—	—	—	(4,219)	—	7,738	3,519	(1,985)	—	6,332	4,346	
(米ドル)	—	—	—	—	90,000	—	488	△616	95,000	—	3,097	2,155	
プット	—	—	—	—	(1,105)	—	—	—	(941)	—	—	—	
(米ドル)	(—)	—	—	—	243,000	—	7,249	4,136	91,000	—	3,234	2,191	
(豪ドル)	—	—	—	—	(3,113)	—	—	—	(1,043)	—	—	—	
プット	47,707	39,707	8,289	1,914	39,707	39,707	6,967	662	116,876	29,789	2,087	△4,523	
(米ドル)	(6,375)	39,707	8,289	1,914	(6,304)	39,707	6,967	662	(6,611)	29,789	2,087	△4,523	
(豪ドル)	47,707	39,707	8,289	1,914	39,707	39,707	6,967	662	116,876	29,789	2,087	△4,523	
(米ドル)	(6,375)	39,707	8,289	1,914	(6,304)	39,707	6,967	662	(6,611)	29,789	2,087	△4,523	
合計				△7,410				△29,641				△106,840	

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末			
			契約額等		時価	契約額等		時価	契約額等		時価	
			うち1年超			うち1年超			うち1年超			
時価ヘッジ	為替予約 売建	外貨建資産	1,558,182	491,281	△35,929	1,569,215	457,857	△93,225	2,337,014	493,538	△361,580	
			(ユーロ)	709,294	165,218	△27,604	580,503	74,982	△29,556	966,711	83,267	△124,583
			(米ドル)	504,134	49,454	2,032	506,742	—	△18,968	650,745	70,964	△86,070
			(豪ドル)	276,608	276,608	△10,037	416,395	382,875	△38,969	644,385	339,306	△150,518
振当処理	為替予約 売建	外貨建資産	375,692	337,692	31,918	322,528	256,055	13,953	247,713	132,568	△40,658	
			(豪ドル)	177,973	177,973	2,370	165,699	165,699	△8,618	158,224	100,187	△41,552
			(米ドル)	197,719	159,719	29,548	156,829	90,355	22,571	89,489	32,381	894
合計				△4,011			△79,272			△402,239		

●株式関連(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位: 百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等		
		うち1年超				うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物											
	売建	-	-	-	16,019	-	△6	△6	303,340	-	△6,029	△6,029
	買建	4,668	-	105	105	30,379	-	1,726	1,726	9,845	-	55
店頭	株価指数オプション											
	売建	-	-	-	-	-	-	-	2,499	1,399		
	ブット	(-)	-	-	(-)	-	-	-	(53)		49	3
店頭	買建											
	ブット	233,625	34,000		183,400	34,000			82,600	27,000		
		(12,434)		5,530	△6,904	(11,203)		3,650	△7,553	(7,383)		929
合計												△6,454
												△12,424

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末ともに残高がないため、記載していません。

●債券関連(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位: 百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等		
		うち1年超				うち1年超				うち1年超		
取引所	債券先物											
	売建	-	-	-	-	85,203	-	49	49	173,228	-	△2,421
店頭	債券店頭オプション取引											
	売建											
	コール	43,751	-		78,077	-						
店頭	買建	(126)		63	63	(1,175)		699	476	(-)		-
	ブット	40,327	-		78,077	-						
		(346)		97	△249	(1,421)		1,362	△59	(-)		-
合計												△2,421

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末ともに残高がないため、記載していません。

◆資産関係

① ポートフォリオの推移(一般勘定)

a. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	543,065	2.6	358,751	1.7	509,781	2.2
買入金銭債権	390,037	1.9	353,742	1.7	310,241	1.3
有価証券	15,141,983	72.9	16,022,808	76.4	18,755,961	80.1
公社債	9,390,253	45.2	10,423,401	49.7	11,930,424	50.9
株式	1,112,189	5.4	906,828	4.3	1,038,610	4.4
外国証券	4,600,411	22.1	4,656,121	22.2	5,748,426	24.5
公社債	4,038,420	19.4	4,105,179	19.6	5,161,354	22.0
株式等	561,991	2.7	550,941	2.6	587,071	2.5
その他の証券	39,128	0.2	36,456	0.2	38,500	0.2
貸付金	3,171,361	15.3	2,887,447	13.8	2,663,423	11.4
保険約款貸付	373,873	1.8	359,161	1.7	344,392	1.5
一般貸付	2,797,488	13.5	2,528,286	12.1	2,319,031	9.9
不動産	940,803	4.5	903,609	4.3	809,814	3.5
うち投資用	701,341	3.4	671,810	3.2	591,295	2.5
繰延税金資産	319,829	1.5	210,683	1.0	134,607	0.6
その他	280,014	1.3	245,659	1.2	249,244	1.1
貸倒引当金	△8,127	△0.0	△4,057	△0.0	△3,324	△0.0
一般勘定計	20,778,967	100.0	20,978,644	100.0	23,429,750	100.0
うち外貨建資産	2,279,420	11.0	2,498,552	11.9	3,699,814	15.8

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

b. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額	金額	金額
現預金・コールローン	312,823	△184,314	151,030
買入金銭債権	△72,561	△36,294	△43,501
有価証券	1,140,581	880,824	2,733,153
公社債	1,329,944	1,033,147	1,507,023
株式	△208,794	△205,360	131,781
外国証券	13,331	55,709	1,092,305
公社債	47,943	66,759	1,056,174
株式等	△34,611	△11,049	36,130
その他の証券	6,099	△2,671	2,043
貸付金	△272,525	△283,913	△224,024
保険約款貸付	△16,750	△14,711	△14,769
一般貸付	△255,775	△269,201	△209,254
不動産	△36,939	△37,193	△93,795
うち投資用	△34,299	△29,530	△80,515
繰延税金資産	16,625	△109,145	△76,075
その他	△74,897	△34,354	3,584
貸倒引当金	△204	4,070	733
一般勘定計	1,012,902	199,677	2,451,105
うち外貨建資産	400,288	219,131	1,201,262

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

② 主要資産の平均残高(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現預金・コールローン	174,752	215,079	179,908
買入金銭債権	414,564	358,599	306,625
有価証券	15,026,753	15,682,797	16,996,517
うち公社債	8,923,151	9,956,564	11,232,350
うち株式	1,254,771	991,406	858,798
うち外国証券	4,811,370	4,696,170	4,870,584
公社債	4,224,990	4,141,199	4,322,881
株式等	586,380	554,971	547,703
貸付金	3,318,416	3,033,337	2,822,334
保険約款貸付	392,195	374,980	358,568
一般貸付	2,926,221	2,658,357	2,463,765
不動産	978,314	937,563	888,373
うち投資用	734,686	698,452	658,066
一般勘定計	20,464,120	20,774,396	21,679,905
うち海外投融資	4,929,626	4,810,562	4,983,313

③ 資産別運用利回り(一般勘定)

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現預金・コールローン	0.10	0.08	0.09
買入金銭債権	2.18	2.22	2.20
有価証券	1.89	1.57	1.38
うち公社債	2.00	1.88	1.98
うち株式	△1.07	△6.27	△1.76
うち外国証券	2.49	2.59	0.54
公社債	2.30	2.38	0.08
株式等	3.82	4.14	4.16
貸付金	2.08	2.23	2.16
うち一般貸付	1.73	1.90	1.80
不動産	2.50	2.22	2.55
うち投資用	3.34	2.98	3.44
一般勘定計	1.83	1.59	1.43
うち海外投融資	2.50	2.55	0.46

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
 2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。
 3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

④ 商品有価証券明細表(一般勘定) 商品有価証券は、取り扱っていません。

⑤ 商品有価証券売買高(一般勘定) 商品有価証券は、取り扱っていません。

⑥ 有価証券明細表(一般勘定)

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
国債	6,402,550	42.3	7,438,011	46.4	9,167,970	48.9
地方債	260,411	1.7	216,051	1.3	151,922	0.8
社債	2,727,292	18.0	2,769,338	17.3	2,610,532	13.9
うち公社・公団債	1,708,846	11.3	1,843,143	11.5	1,863,102	9.9
株式	1,112,189	7.3	906,828	5.7	1,038,610	5.5
外国証券	4,600,411	30.4	4,656,121	29.1	5,748,426	30.6
公社債	4,038,420	26.7	4,105,179	25.6	5,161,354	27.5
うち外貨建	2,186,936	14.4	2,385,387	14.9	3,528,412	18.8
株式等	561,991	3.7	550,941	3.4	587,071	3.1
うち外貨建	37,281	0.2	44,408	0.3	81,189	0.4
その他の証券	39,128	0.3	36,456	0.2	38,500	0.2
合 計	15,141,983	100.0	16,022,808	100.0	18,755,961	100.0
うち外貨建	2,244,540	14.8	2,457,174	15.3	3,641,432	19.4

⑦ 有価証券残存期間別残高(一般勘定)

(平成22年度末)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	409,614	1,217,956	1,469,363	1,564,862	1,565,099	7,180,552	1,734,535	15,141,983
国債	122,046	120,915	207,825	328,848	380,937	5,241,975	—	6,402,550
地方債	44,424	137,815	65,137	5,366	5,044	2,623	—	260,411
社債	118,500	540,858	631,470	388,344	166,388	859,316	22,413	2,727,292
株式	—	—	—	—	—	—	1,112,189	1,112,189
外国証券	124,642	417,212	564,930	842,302	1,012,729	1,076,636	561,958	4,600,411
公社債	124,609	417,212	564,930	842,302	1,012,729	1,076,636	—	4,038,420
株式等	33	—	—	—	—	—	561,958	561,991
その他の証券	—	1,153	—	—	—	—	37,975	39,128
買入金銭債権	2,999	—	—	4,954	—	279,180	—	287,134
譲渡性預金	19,999	—	—	—	—	—	—	19,999
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	432,612	1,217,956	1,469,363	1,569,816	1,565,099	7,459,733	1,734,535	15,449,116

(平成23年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	515,398	1,410,102	1,780,601	1,206,817	1,313,301	8,280,195	1,516,393	16,022,808
国債	104,169	158,662	456,896	186,623	304,558	6,227,101	—	7,438,011
地方債	64,030	124,593	18,746	1,968	4,066	2,646	—	216,051
社債	233,552	615,451	524,842	236,366	117,230	1,019,483	22,409	2,769,338
株式							906,828	906,828
外国証券	113,573	511,255	780,115	781,858	887,445	1,030,963	550,908	4,656,121
公社債	113,573	511,222	780,115	781,858	887,445	1,030,963	—	4,105,179
株式等	—	32	—	—	—	—	550,908	550,941
その他の証券	71	139	—	—	—	—	36,245	36,456
買入金銭債権	8,062	—	4,119	—	—	265,066	—	277,249
譲渡性預金	33,997	—	—	—	—	—	—	33,997
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	557,458	1,410,102	1,784,720	1,206,817	1,313,301	8,545,261	1,516,393	16,334,054

(平成24年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	750,552	1,509,363	1,821,939	1,005,118	2,046,073	9,936,442	1,686,471	18,755,961
国債	141,598	258,205	357,741	160,439	477,662	7,772,323	—	9,167,970
地方債	73,905	64,931	5,336	5,079	—	2,669	—	151,922
社債	255,347	596,180	389,348	140,704	142,299	1,064,236	22,414	2,610,532
株式							1,038,610	1,038,610
外国証券	279,606	590,046	1,069,512	698,895	1,426,111	1,097,213	587,040	5,748,426
公社債	279,575	590,046	1,069,512	698,895	1,426,111	1,097,213	—	5,161,354
株式等	31	—	—	—	—	—	587,040	587,071
その他の証券	94	—	—	—	—	—	38,406	38,500
買入金銭債権	19,997	—	3,215	—	—	234,481	—	257,694
譲渡性預金	129,992	—	—	—	—	—	—	129,992
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	900,542	1,509,363	1,825,154	1,005,118	2,046,073	10,170,923	1,686,471	19,143,648

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

⑧ 地域別地方債保有内訳(一般勘定)

(単位：百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
北海道	4,752	2,387	99
東北	751	650	—
関東	109,974	100,991	73,082
中部	52,362	47,011	37,725
近畿	51,788	28,310	16,433
中国	19,045	17,544	15,240
四国	355	359	363
九州	21,380	18,796	8,977
合計	260,411	216,051	151,922

⑨ 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)

(単位：%)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
公社債	1.91	1.91	1.87
外国公社債	3.59	3.79	3.83

(注)本表記載の数値は、国庫短期証券を除いて算出しています。

10 業種別株式保有明細表(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	156	0.0	157	0.0	141	0.0	
鉱業	209	0.0	101	0.0	91	0.0	
建設業	25,531	2.3	26,625	2.9	35,184	3.4	
製 造 業	食料品	30,795	2.8	26,883	3.0	32,321	3.1
	繊維製品	7,289	0.7	6,346	0.7	6,713	0.6
	パルプ・紙	4,873	0.4	5,322	0.6	4,676	0.5
	化学	88,318	7.9	77,485	8.5	80,567	7.8
	医薬品	55,269	5.0	39,677	4.4	62,350	6.0
	石油・石炭製品	5,503	0.5	4,815	0.5	4,791	0.5
	ゴム製品	3,523	0.3	3,850	0.4	5,318	0.5
	ガラス・土石製品	13,090	1.2	10,514	1.2	11,511	1.1
	鉄鋼	29,997	2.7	23,412	2.6	22,642	2.2
	非鉄金属	32,514	2.9	28,566	3.2	30,694	3.0
	金属製品	4,448	0.4	4,660	0.5	5,163	0.5
	機械	71,577	6.4	54,442	6.0	66,464	6.4
	電気機器	142,748	12.8	112,049	12.4	115,542	11.1
	輸送用機器	51,424	4.6	35,820	4.0	31,504	3.0
精密機器	9,786	0.9	5,283	0.6	5,484	0.5	
その他製品	18,548	1.7	16,420	1.8	18,053	1.7	
電気・ガス業	29,615	2.7	25,660	2.8	25,958	2.5	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸運業	73,397	6.6	71,260	7.9	99,282	9.6
	海運業	7,168	0.6	4,875	0.5	3,971	0.4
	空運業	3,495	0.3	2,775	0.3	2,207	0.2
	倉庫・運輸関連業	5,750	0.5	5,610	0.6	7,209	0.7
	情報・通信業	6,692	0.6	5,507	0.6	6,961	0.7
商 業	卸売業	72,181	6.5	67,506	7.4	70,720	6.8
	小売業	18,286	1.6	15,247	1.7	16,388	1.6
金 融 ・ 保 険 業	銀行業	207,677	18.7	134,318	14.8	161,757	15.6
	証券・商品先物取引業	5,838	0.5	5,730	0.6	9,880	1.0
	保険業	44,511	4.0	42,364	4.7	44,689	4.3
	その他金融業	2,087	0.2	1,680	0.2	2,633	0.3
不動産業	9,394	0.8	8,281	0.9	13,140	1.3	
サービス業	30,485	2.7	33,574	3.7	34,589	3.3	
合 計	1,112,189	100.0	906,828	100.0	1,038,610	100.0	

(注)業種区分は、「証券コード協会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

11 有価証券等の時価情報(一般勘定)

a. 売買目的有価証券の評価損益

平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末ともに残高がないため、記載していません。

b. 有価証券の時価情報

●有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位: 百万円)

区 分	平成22年度末					平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益		帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	2,095,625	2,089,927	△5,698	24,408	△30,107	1,961,880	2,030,383	68,503	69,972	△1,469
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859	232,254	△21,395	9,368,136	9,882,655	514,519	522,706	△8,187
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,360,904	4,346,301	△14,603	177,158	△191,761	4,245,609	4,399,505	153,896	260,300	△106,403
公社債	695,158	701,617	6,458	10,211	△3,752	696,718	717,872	21,154	22,392	△1,238
株式	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978	800,682	836,448	35,765	121,254	△85,488
外国証券	2,350,106	2,323,607	△26,499	21,966	△48,465	2,412,211	2,498,033	85,821	100,852	△15,031
公社債	2,323,427	2,298,275	△25,152	21,587	△46,740	2,392,962	2,480,691	87,729	100,507	△12,778
株式等	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725	19,249	17,341	△1,908	345	△2,253
その他の証券	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556	37,152	35,904	△1,247	3,382	△4,629
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	14,789,686	14,980,243	190,556	433,821	△243,264	15,575,626	16,312,544	736,918	852,978	△116,060
公社債	9,383,794	9,610,562	226,767	251,289	△24,522	10,402,246	10,951,216	548,970	557,475	△8,505
株式	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978	800,682	836,448	35,765	121,254	△85,488
外国証券	4,090,252	4,048,605	△41,646	37,550	△79,197	4,036,700	4,177,728	141,027	158,449	△17,421
公社債	4,063,573	4,023,272	△40,300	37,171	△77,471	4,017,450	4,160,386	142,936	158,103	△15,167
株式等	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725	19,249	17,341	△1,908	345	△2,253
その他の証券	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556	37,152	35,904	△1,247	3,382	△4,629
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分	平成24年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,874,597	2,072,776	198,178	198,509	△331
責任準備金対応債券	10,862,267	11,936,600	1,074,333	1,076,539	△2,206
子会社・関連会社株式	33,173	27,317	△5,856	—	△5,856
その他有価証券	5,264,813	5,760,738	495,925	550,150	△54,224
公社債	709,114	734,483	25,369	25,641	△271
株式	769,413	971,952	202,538	249,981	△47,443
外国証券	3,383,002	3,628,717	245,714	250,008	△4,293
公社債	3,373,651	3,620,429	246,778	249,906	△3,127
株式等	9,351	8,287	△1,063	102	△1,166
その他の証券	30,116	37,898	7,781	9,990	△2,208
買入金銭債権	243,165	257,694	14,528	14,528	△0
譲渡性預金	130,000	129,992	△7	—	△7
その他	—	—	—	—	—
合 計	18,034,852	19,797,432	1,762,580	1,825,199	△62,619
公社債	11,905,054	13,022,422	1,117,367	1,119,634	△2,266
株式	769,413	971,952	202,538	249,981	△47,443
外国証券	4,957,100	5,377,472	420,371	431,064	△10,692
公社債	4,914,575	5,341,868	427,292	430,961	△3,669
株式等	42,525	35,604	△6,920	102	△7,022
その他の証券	30,116	37,898	7,781	9,990	△2,208
買入金銭債権	243,165	257,694	14,528	14,528	△0
譲渡性預金	130,000	129,992	△7	—	△7
その他	—	—	—	—	—

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。(単位: 百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
満期保有目的の債券	—	—	—
非上場外国債券	—	—	—
その他	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—
子会社・関連会社株式	39,898	44,854	42,290
その他有価証券	634,919	559,300	566,016
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	96,757	26,189	25,031
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	536,626	532,480	540,321
非上場外国債券	—	—	—
その他	1,536	630	663
合 計	674,818	604,155	608,306

責任準備金対応債券について

・当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動を適切に管理する観点から、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、以下の保険契約群(小区分)を特定したうえで、これらに対応する円建債券の保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

- ライフワン(最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約)
- エクト(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い))
- 一時払養老保険(ただし、一部を除く)
- 個人保険及び個人年金保険契約(ただし、一部保険種類を除く)
- 確定拠出年金保険及び新単位別利率設定特約
- 確定給付企業年金保険(02)・新企業年金保険(単位別利率設定特約及び新単位別利率設定特約を除く)等契約の今後20年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金
- 拠出型企業年金保険契約の今後20年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金

・これらの小区分において、保険契約群の責任準備金と、対応する保有債券のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)が、一定幅の中で一致していることを定期的に検証しています。

c. 金銭の信託の時価情報

●運用目的の金銭の信託

平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末ともに残高がないため、記載していません。

●運用目的以外の金銭の信託

平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)

金融商品に係る会計基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末					平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益		帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	2,095,625	2,089,927	△5,698	24,408	△30,107	1,961,880	2,030,383	68,503	69,972	△1,469
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859	232,254	△21,395	9,368,136	9,882,655	514,519	522,706	△8,187
子会社・関連会社株式	39,898	40,011	113	113	—	44,854	44,957	102	102	—
その他有価証券	4,995,824	4,980,437	△15,387	177,158	△192,546	4,804,910	4,959,183	154,272	260,722	△106,450
公社債	695,158	701,617	6,458	10,211	△3,752	696,718	717,872	21,154	22,392	△1,238
株式	1,076,175	1,072,954	△3,220	131,757	△134,978	826,872	862,638	35,765	121,254	△85,488
外国証券	2,886,778	2,859,602	△27,176	21,966	△49,142	2,944,737	3,030,968	86,231	101,275	△15,044
公社債	2,323,427	2,298,275	△25,152	21,587	△46,740	2,392,962	2,480,691	87,729	100,507	△12,778
株式等	563,350	561,327	△2,023	378	△2,402	551,775	550,277	△1,497	768	△2,265
その他の証券	39,893	39,128	△764	3,899	△4,663	37,737	36,456	△1,280	3,382	△4,662
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	15,464,504	15,654,391	189,886	433,934	△244,048	16,179,781	16,917,179	737,397	853,504	△116,106
公社債	9,383,794	9,610,562	226,767	251,289	△24,522	10,402,246	10,951,216	548,970	557,475	△8,505
株式	1,115,410	1,112,189	△3,220	131,757	△134,978	871,063	906,828	35,765	121,254	△85,488
外国証券	4,627,588	4,585,377	△42,210	37,663	△79,874	4,569,889	4,711,430	141,540	158,974	△17,433
公社債	4,063,573	4,023,272	△40,300	37,171	△77,471	4,017,450	4,160,386	142,936	158,103	△15,167
株式等	564,014	562,104	△1,910	492	△2,402	552,439	551,044	△1,395	870	△2,265
その他の証券	39,893	39,128	△764	3,899	△4,663	37,737	36,456	△1,280	3,382	△4,662
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8	264,844	277,249	12,404	12,418	△13
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0	34,000	33,997	△2	—	△2
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分	平成24年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,874,597	2,072,776	198,178	198,509	△331
責任準備金対応債券	10,862,267	11,936,600	1,074,333	1,076,539	△2,206
子会社・関連会社株式	75,464	69,840	△5,623	233	△5,856
その他有価証券	5,830,829	6,331,318	500,488	554,744	△54,255
公社債	709,114	734,483	25,369	25,641	△271
株式	794,445	996,984	202,538	249,981	△47,443
外国証券	3,923,361	4,173,663	250,302	254,602	△4,300
公社債	3,373,651	3,620,429	246,778	249,906	△3,127
株式等	549,710	553,233	3,523	4,696	△1,172
その他の証券	30,742	38,500	7,758	9,990	△2,232
買入金銭債権	243,165	257,694	14,528	14,528	△0
譲渡性預金	130,000	129,992	△7	—	△7
その他	—	—	—	—	—
合 計	18,643,159	20,410,536	1,767,377	1,830,027	△62,650
公社債	11,905,054	13,022,422	1,117,367	1,119,634	△2,266
株式	836,071	1,038,610	202,538	249,981	△47,443
外国証券	5,498,123	5,923,316	425,192	435,891	△10,698
公社債	4,914,575	5,341,868	427,292	430,961	△3,669
株式等	583,548	581,448	△2,099	4,929	△7,029
その他の証券	30,742	38,500	7,758	9,990	△2,232
買入金銭債権	243,165	257,694	14,528	14,528	△0
譲渡性預金	130,000	129,992	△7	—	△7
その他	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
 2. 有価証券のうち時価のあるものに係る時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、平成22年度末が△670百万円、平成23年度末が479百万円、平成24年度末が4,796百万円となっています。

不動産(土地・借地権)の差損益

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
不動産の差損益	△17,076	△29,009	△44,672

(注) 土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

d. デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)

●差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位: 百万円)

区分	平成22年度末						平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	3,105	△4,011	—	—	—	△905	2,966	△79,272	—	—	—	△76,306
ヘッジ会計非適用分	△169	△6,298	△6,904	△186	—	△13,558	△250	△29,662	△7,559	465	—	△37,006
合計	2,936	△10,309	△6,904	△186	—	△14,463	2,715	△108,935	△7,559	465	—	△113,312

区分	平成24年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	2,606	△402,239	—	—	—	△399,632
ヘッジ会計非適用分	△228	△106,826	△12,486	△2,421	—	△121,963
合計	2,378	△509,065	△12,486	△2,421	—	△521,595

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、平成22年度末通貨関連 △35,929百万円、平成23年度末通貨関連 △93,225百万円、平成24年度末通貨関連 △361,580百万円となっています。

●金利関連

(単位: 百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末					
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益			
											うち1年超	うち1年超	うち1年超
店頭	金利スワップ												
	固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取	80,890 36,348	71,969 34,964	3,111 △175	3,111 △175	72,369 34,964	58,142 34,562	2,967 △251	2,967 △251	58,342 34,562	51,576 34,500	2,607 △228	2,607 △228
合計													
				2,936				2,715				2,607	△228

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

(ご参考)金利スワップ契約の内容

(単位: 百万円、%)

区分	平成24年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	6,766	16,553	31,962	2,935	125	—	58,342
平均受取固定金利	1.39	1.94	1.87	1.53	1.24	—	1.81
平均支払変動金利	0.35	0.46	0.49	0.50	0.92	—	0.47
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	62	34,500	—	—	—	—	34,562
平均支払固定金利	1.28	0.62	—	—	—	—	0.62
平均受取変動金利	0.59	0.39	—	—	—	—	0.39
想定元本額合計	6,829	51,053	31,962	2,935	125	—	92,905

●通貨関連

(単位: 百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末				
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
											うち1年超	うち1年超
店頭	為替予約											
	売建	2,454,709	545,342	△51,741	2,329,735	490,036	△126,911	3,067,673	547,881	△465,680	△465,680	
	(ユーロ)	1,074,760	165,218	△45,495	829,736	74,982	△37,640	1,192,066	83,267	△155,107	△155,107	
	(米ドル)	1,020,800	103,515	5,072	792,507	—	△26,605	932,971	70,964	△115,622	△115,622	
	(豪ドル)	291,003	276,608	△10,997	641,918	415,054	△56,933	867,464	393,649	△194,542	△194,542	
	買建	182,661	—	7,552	23,529	—	△159	11,030	—	8	8	
	(ユーロ)	106,644	—	5,714	3,752	—	△27	10,855	—	9	9	
	(米ドル)	76,016	—	1,838	19,776	—	△132	174	—	△1	△1	
	通貨オプション											
	売建											
	コール	8,400	—	57	—	—	—	91,500	—	4,494	△2,558	
	(豪ドル)	(56)	—	—	(—)	—	—	(1,936)	—	—	—	
	(米ドル)	(—)	—	—	(—)	—	—	46,750	—	2,205	△1,296	
	(ユーロ)	8,400	—	—	(—)	—	—	(909)	—	—	—	
	プット	8,000	—	57	—	—	—	44,750	—	2,289	△1,261	
	(豪ドル)	(56)	—	—	(—)	—	—	(1,027)	—	—	—	
	(米ドル)	8,000	—	15	46	—	—	(—)	—	—	—	
	(ユーロ)	(62)	—	—	(—)	—	—	(—)	—	—	—	
	(米ドル)	8,000	—	15	46	—	—	(—)	—	—	—	
	(ユーロ)	(62)	—	—	(—)	—	—	(—)	—	—	—	
買建												
コール	—	—	—	333,000	—	7,738	186,000	—	6,332	4,346		
(豪ドル)	(—)	—	—	(4,219)	—	—	(1,985)	—	—	—		
(米ドル)	(—)	—	—	90,000	—	488	95,000	—	3,097	2,155		
(ユーロ)	(—)	—	—	(1,105)	—	—	(941)	—	—	—		
(米ドル)	(—)	—	—	243,000	—	7,249	91,000	—	3,234	2,191		
(ユーロ)	(—)	—	—	(3,113)	—	—	(1,043)	—	—	—		
プット	47,707	39,707	8,289	39,707	39,707	6,967	116,876	29,789	2,087	△4,523		
(豪ドル)	(6,375)	—	—	(6,304)	—	—	(6,611)	—	—	—		
(米ドル)	47,707	39,707	8,289	39,707	39,707	6,967	116,876	29,789	2,087	△4,523		
(ユーロ)	(6,375)	—	—	(6,304)	—	—	(6,611)	—	—	—		
合計			△4,228				△122,888			△468,407		

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。なお、開示の対象より除いている為替予約は、平成22年度末が豪ドル売建の契約額 177,973百万円、時価 2,370百万円、差損益 2,370百万円、米ドル売建の契約額 197,719百万円、時価 29,548百万円、差損益 29,548百万円、平成23年度末が豪ドル売建の契約額 165,699百万円、時価 △8,618百万円、差損益 △8,618百万円、米ドル売建の契約額 156,829百万円、時価 22,571百万円、差損益 22,571百万円、平成24年度末が豪ドル売建の契約額 158,224百万円、時価 △41,552百万円、差損益 △41,552百万円、米ドル売建の契約額 89,489百万円、時価 894百万円、差損益 894百万円です。
3. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

●株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末					
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等			
		うち1年超				うち1年超				うち1年超			
取引所	株価指数先物 売建	-	-	-	-	16,019	-	△6	△6	302,741	-	△6,036	△6,036
店頭	株価指数オプション 売建 ブット	-	-	-	-	-	-	-	-	2,499 (53)	1,399	49	3
	買建 ブット	233,625 (12,434)	34,000	5,530	△6,904	183,400 (11,203)	34,000	3,650	△7,553	82,600 (7,383)	27,000	929	△6,454
合計					△6,904				△7,559				△12,486

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

●債券関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末					
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	契約額等			
		うち1年超				うち1年超				うち1年超			
取引所	債券先物 売建	-	-	-	-	85,203	-	49	49	173,228	-	△2,421	△2,421
店頭	債券店頭オプション取引 売建 コール	43,751 (126)	-	63	63	78,077 (1,175)	-	699	476	- (-)	-	-	-
	買建 ブット	40,327 (346)	-	97	△249	78,077 (1,421)	-	1,362	△59	- (-)	-	-	-
合計					△186				465				△2,421

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

12 貸付金明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
保険約款貸付	373,873	359,161	344,392
契約者貸付	337,347	325,323	312,900
保険料振替貸付	36,525	33,838	31,491
一般貸付	2,797,488	2,528,286	2,319,031
(うち非居住者貸付)	(91,459)	(74,957)	(63,812)
企業貸付	2,697,968	2,450,583	2,248,324
(うち国内企業向け)	(2,668,925)	(2,425,467)	(2,233,996)
国・国際機関・政府関係機関貸付	28,626	22,461	21,721
公共団体・公企業貸付	54,427	42,024	38,558
住宅ローン	10,737	9,569	8,172
消費者ローン	5,352	3,310	1,955
その他	376	337	299
合計	3,171,361	2,887,447	2,663,423

13 貸付金残存期間別残高(一般勘定)

(平成22年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
変動金利	37,293	23,993	28,557	94,981	54,549	48,441	118,000	405,816
固定金利	324,413	548,359	555,290	506,170	371,647	85,789	-	2,391,671
一般貸付計	361,706	572,353	583,847	601,151	426,197	134,231	118,000	2,797,488

(平成23年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
変動金利	4,609	31,080	31,268	42,500	85,507	29,303	118,000	342,268
固定金利	266,499	533,937	574,846	444,314	276,296	90,123	-	2,186,017
一般貸付計	271,108	565,018	606,114	486,814	361,803	119,426	118,000	2,528,286

(平成24年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
変動金利	6,546	24,682	34,200	32,105	73,621	31,451	118,000	320,609
固定金利	259,772	555,146	567,254	357,005	180,214	79,029	-	1,998,422
一般貸付計	266,319	579,829	601,454	389,110	253,836	110,481	118,000	2,319,031

14 国内企業向け貸付金企業規模別内訳(一般勘定)

(単位: 件、百万円、%)

区分		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
		金額	占率	金額	占率	金額	占率
大企業	貸付先数	294	66.5	263	69.0	238	71.3
	金額	2,427,810	91.0	2,197,074	90.6	2,046,259	91.6
中堅企業	貸付先数	7	1.6	5	1.3	5	1.5
	金額	13,557	0.5	11,865	0.5	11,799	0.5
中小企業	貸付先数	141	31.9	113	29.7	91	27.2
	金額	227,557	8.5	216,528	8.9	175,938	7.9
国内企業向け貸付計	貸付先数	442	100.0	381	100.0	334	100.0
	金額	2,668,925	100.0	2,425,467	100.0	2,233,996	100.0

(注) 1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業種	①右の②、③、④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
	従業員 300人超かつ	資本金10億円以上 資本金3億円超 10億円未満	従業員 50人超かつ	資本金10億円以上 資本金5千万円超 10億円未満	従業員 100人超かつ	資本金10億円以上 資本金5千万円超 10億円未満	従業員 100人超かつ	資本金10億円以上 資本金1億円超 10億円未満
大企業	従業員 300人超かつ	資本金10億円以上 資本金3億円超 10億円未満	従業員 50人超かつ	資本金10億円以上 資本金5千万円超 10億円未満	従業員 100人超かつ	資本金10億円以上 資本金5千万円超 10億円未満	従業員 100人超かつ	資本金10億円以上 資本金1億円超 10億円未満
中堅企業	従業員 300人超かつ	資本金10億円以上 資本金3億円超 10億円未満	従業員 50人超かつ	資本金10億円以上 資本金5千万円超 10億円未満	従業員 100人超かつ	資本金10億円以上 資本金5千万円超 10億円未満	従業員 100人超かつ	資本金10億円以上 資本金1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下	資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下	資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下	資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下	資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下	資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下

- 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
- 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
- サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究・専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
- 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の規模区分に準拠しています。

15 貸付金業種別内訳(一般勘定)

(単位: 百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
国内向け	食料	19,007	0.7	19,207	0.8	18,374	0.8
	繊維	14,125	0.5	13,913	0.6	13,816	0.6
	木材・木製品	1,088	0.0	1,045	0.0	1,020	0.0
	パルプ・紙	44,383	1.6	38,305	1.5	34,255	1.5
	印刷	50	0.0	41	0.0	31	0.0
	化学	75,265	2.7	70,450	2.8	65,262	2.8
	石油・石炭	58,656	2.1	54,665	2.2	49,100	2.1
	窯業・土石	17,459	0.6	15,992	0.6	13,987	0.6
	鉄鋼	101,032	3.6	97,535	3.9	94,549	4.1
	非鉄金属	13,150	0.5	11,798	0.5	11,950	0.5
	金属製品	152	0.0	92	0.0	31	0.0
	はん用・生産用・業務用機械	37,765	1.3	29,751	1.2	31,101	1.3
	電気機械	117,278	4.2	77,088	3.0	65,812	2.8
	輸送用機械	141,788	5.1	122,012	4.8	107,102	4.6
	その他の製造業	24,828	0.9	14,156	0.6	9,700	0.4
	農業、林業	—	—	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
	建設業	10,888	0.4	9,022	0.4	4,846	0.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	451,185	16.1	399,553	15.8	361,465	15.6
情報通信業	80,590	2.9	81,508	3.2	61,545	2.7	
運輸業、郵便業	157,398	5.6	149,904	5.9	137,412	5.9	
卸売業	505,034	18.1	500,788	19.8	508,135	21.9	
小売業	20,587	0.7	15,695	0.6	10,961	0.5	
金融業、保険業	492,232	17.6	421,155	16.7	397,578	17.1	
不動産業	168,372	6.0	161,462	6.4	140,233	6.0	
物品賃貸業	116,774	4.2	119,598	4.7	95,784	4.1	
学術研究・専門・技術サービス業	1,010	0.0	1,370	0.1	263	0.0	
宿泊業	199	0.0	169	0.0	137	0.0	
飲食業	101	0.0	44	0.0	26	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	147	0.0	50	0.0	30	0.0	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	559	0.0	337	0.0	299	0.0	
その他のサービス	8,246	0.3	6,710	0.3	6,483	0.3	
地方公共団体	10,576	0.4	7,019	0.3	3,795	0.2	
個人(住宅・消費・納税資金等)	16,089	0.6	12,880	0.5	10,128	0.4	
合計	2,706,028	96.7	2,453,328	97.0	2,255,219	97.2	
海外向け	政府等	62,417	2.2	49,842	2.0	49,484	2.1
	金融機関	22,000	0.8	22,000	0.9	12,000	0.5
	商工業等	7,042	0.3	3,115	0.1	2,327	0.1
	合計	91,459	3.3	74,957	3.0	63,812	2.8
一般貸付計	2,797,488	100.0	2,528,286	100.0	2,319,031	100.0	

(注) 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

16 貸付金使途別内訳(一般勘定)

(単位:百万円,%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
設備資金	628,625	22.5	568,522	22.5	508,015	21.9
運転資金	1,547,437	55.3	1,435,120	56.8	1,329,945	57.3

(注) 占率には、一般貸付金残高に対する割合を記載しています。

17 貸付金地域別内訳(一般勘定)

(単位:百万円,%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北海道	27,963	1.0	22,527	0.9	19,239	0.9
東北	54,320	2.0	51,584	2.1	40,233	1.8
関東	1,748,467	65.0	1,592,676	65.3	1,571,469	70.0
中部	194,089	7.2	171,362	7.0	146,314	6.5
近畿	471,196	17.5	424,228	17.4	306,144	13.6
中国	88,513	3.3	88,191	3.6	80,747	3.6
四国	24,276	0.9	23,041	0.9	22,277	1.0
九州	81,110	3.0	66,836	2.7	58,664	2.6
合計	2,689,938	100.0	2,440,448	100.0	2,245,091	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。
2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

18 貸付金担保別内訳(一般勘定)

(単位:百万円,%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
担保貸付	13,069	0.5	1,721	0.1	963	0.0
有価証券担保貸付	1,626	0.1	1,224	0.0	701	0.0
不動産・動産・財団担保貸付	11,443	0.4	451	0.0	221	0.0
指名債権担保貸付	—	—	45	0.0	40	0.0
保証貸付	122,801	4.4	96,919	3.8	82,819	3.6
信用貸付	2,645,527	94.6	2,416,765	95.6	2,225,120	96.0
その他	16,089	0.6	12,880	0.5	10,128	0.4
一般貸付計	2,797,488	100.0	2,528,286	100.0	2,319,031	100.0
うち劣後特約付貸付	283,500	10.1	263,000	10.4	258,000	11.1

19 リスク管理債権の状況

(単位:百万円,%)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
破綻先債権額①	7	—	—
延滞債権額②	6,943	1,763	1,444
小計(①+②)	6,951	1,763	1,444
(貸付金残高に対する比率)	(0.22)	(0.06)	(0.05)
3カ月以上延滞債権額③	6	3	0
貸付条件緩和債権額④	361	328	294
合計(①+②+③+④)	7,318	2,095	1,739
(貸付金残高に対する比率)	(0.23)	(0.07)	(0.07)
(総資産に対する比率)	(0.03)	(0.01)	(0.01)

(注) 1. 破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成22年度末が延滞債権額54百万円、平成23年度末が延滞債権額49百万円、平成24年度末が延滞債権額42百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

(ご参考)

(単位:百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
貸付金残高	3,171,361	2,887,447	2,663,423
総資産	23,736,871	23,963,043	26,464,107

20 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	149	124	114
危険債権	6,853	1,689	1,370
要管理債権	367	331	294
小計 (対合計比)	7,370 (0.20)	2,146 (0.07)	1,779 (0.05)
正常債権	3,659,143	3,058,106	3,809,894
合計	3,666,514	3,060,252	3,811,673

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(ご参考)貸付金に関わる自己査定状況

(単位：億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
非分類	31,123	98.1	28,472	98.6	26,434	99.3
Ⅱ分類	539	1.7	401	1.4	199	0.7
Ⅲ分類	50	0.2	0	0.0	0	0.0
Ⅳ分類	—	—	—	—	—	—
貸付金残高	31,713	100.0	28,874	100.0	26,634	100.0

- (注) 1. Ⅲ分類債権に対して、個別貸倒引当金を平成22年度末は21億円、平成23年度末は0億円、平成24年度末は0億円計上しています。
2. 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は平成22年度末が0億円、平成23年度末が0億円、平成24年度末が0億円です。

(ご参考)貸倒引当金の状況

(単位：億円)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
個別貸倒引当金残高	29	5	5
一般貸倒引当金残高	52	35	27
貸倒引当金合計	81	40	33

21 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

22 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位: 百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	2,174,851	2,283,974	2,605,636
基金等	754,678	806,400	903,685
価格変動準備金	161,447	161,447	206,547
危険準備金	286,000	267,400	283,700
一般貸倒引当金	5,220	3,523	2,735
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	△15,387	138,845	450,440
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△84,729	△95,995	△109,783
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	595,972	604,127	611,924
負債性資本調達手段等	399,500	345,500	206,500
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—	—
控除項目	△31,364	△31,364	△31,364
その他	103,513	84,090	81,250
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	683,287	644,562	625,680
保険リスク相当額 R_1	90,569	87,608	84,918
第三分野保険の保険リスク相当額 R_6	48,223	48,382	48,701
予定利率リスク相当額 R_2	239,118	233,101	226,261
資産運用リスク相当額 R_3	322,493	292,531	306,277
最低保証リスク相当額 R_7^*	91,252	89,052	63,755
経営管理リスク相当額 R_4	15,833	15,013	14,598
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	636.5%	708.6%	832.8%

*最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。
 (注) 平成23年度末以降の数値は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
 なお、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、平成23年度末からソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされており、平成22年度末の数値は、当該変更後の基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

◆ソルベンシー・マージン比率について

「ソルベンシー・マージン」とは、大地震や株の大暴落といった通常予測できる範囲を超える諸リスクに対応するための「支払余力」を意味しています。
 ソルベンシー・マージン比率とは、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する「ソルベンシー・マージン総額」の比率であり、通常の予測を超えて発生するリスクをどれだけカバーできるかを表す指標のひとつです。
 この数値が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

なお、信頼性の一層の向上の観点から、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされており、当該変更は平成23年度末より適用されています。また、このソルベンシー・マージン比率に加え、平成23年度末より連結ソルベンシー・マージン比率が導入されています(188ページ参照)。

◆ソルベンシー・マージン総額について

「ソルベンシー・マージン総額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠
基金等	<p>貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等合計を控除したうえ、剰余金の処分として支出する金額(社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。)を控除した額を記載しています。なお、規則第86条第1項第1号に定める事項のうち、「保険業法(以下、本項目において「法」と言います。)第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額」については、当社には該当事項はありません。</p> $\text{基金等} = \text{貸借対照表上の純資産の部合計} - \text{評価・換算差額等合計} - \text{剰余金の処分として支出する金額} - \text{その他(繰延資産等)}$	保険業法施行規則(以下、「規則」)第86条第1項第1号
基金	<p>「基金等」に含まれる項目のうち、基金については、以下のとおりです。 ・基金は、株式会社の資本金に該当する相互会社の担保財産として保険業法で定められているもので、貸借対照表上の純資産の部に計上されています。 ・基金は契約で定められた期日に償却を行いますが、元金の返済に加えて、別途、同額の基金償却積立金を内部留保として積み立てることが必要とされています。基金の償却期日については、142ページの「基金償却スケジュール」をご覧ください。</p>	
価格変動準備金	<p>貸借対照表上の価格変動準備金の額を記載しています。 価格変動準備金は、法第115条第1項により、保険会社に対し、所有する株式等の価格変動により生じ得る損失に備えて積み立てることが求められているものです。 株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合においてその差額をてん補に充てる場合、その他金融庁長官の認可を受けたとき、取崩すことができます。</p>	規則第86条第1項第2号

危険準備金	貸借対照表上の責任準備金の一部である危険準備金の額を記載しています。 危険準備金は、規則第69条第1項第3号により、保険会社に対し、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険(保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク)に備えて積み立てることが求められているものです。死差損・利差損がある場合、最低保証に係る収支残が負の場合において、当該損失のてん補に充てるときに取崩すことができます。 なお、業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、これらによらない取崩しを行うことができます。 ※保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクの意味については、「リスクの合計額について」をご覧ください。	規則第86条第1項第3号																								
一般貸倒引当金	貸借対照表上の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金の額を記載しています。	規則第86条第1項第4号																								
その他有価証券の評価差額	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に、当該金額がプラスの場合は90%を、マイナスの場合は100%を乗じて得た額を記載しています。	規則第86条第1項第5号																								
土地の含み損益	土地の時価と帳簿価額の差額に、当該金額がプラスの場合は85%を、マイナスの場合は100%を乗じて得た額を記載しています。土地の時価と帳簿価額の差額には、貸借対照表上の土地再評価差額金および貸借対照表上の再評価に係る繰延税金負債の合計額が含まれます。	規則第86条第1項第6号																								
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	貸借対照表上の責任準備金の一部である以下のアの額からイ及びウの合計額を控除した残額を記載しています。 ア. 保険料積立金及び未経過保険料の合計額 イ. 以下の①と②のいずれか大きい額 ① 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額 ② 保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額 ウ. 規則第69条第5項の規定に基づき追加して積み立てた保険料積立金の額を積み立てていないものとして、法第121条第1項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、追加して積み立てておくことが必要である保険料積立金の額	規則第86条第1項第7号及び平成8年大蔵省告示(以下、「告示」)第50号第1条第4項第1号																								
負債性資本調達手段等	貸借対照表上の借入金の一部である以下の負債性資本調達手段等の額を記載しています。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: right;">(単位:百万円)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>平成24年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負債性資本調達手段等の額(①+②+③)</td> <td>399,500</td> <td>345,500</td> <td>206,500</td> </tr> <tr> <td>告示第50号第1条第4項第5号イに掲げるもの(永久劣後債務)の額(①)</td> <td>337,500</td> <td>337,500</td> <td>202,500</td> </tr> <tr> <td>告示第50号第1条第4項第5号ロに掲げるもの(期限付劣後債務)の額(②)</td> <td>62,000</td> <td>8,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>不算入額(③)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	(単位:百万円)				項目	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	負債性資本調達手段等の額(①+②+③)	399,500	345,500	206,500	告示第50号第1条第4項第5号イに掲げるもの(永久劣後債務)の額(①)	337,500	337,500	202,500	告示第50号第1条第4項第5号ロに掲げるもの(期限付劣後債務)の額(②)	62,000	8,000	4,000	不算入額(③)	—	—	—	規則第86条第1項第7号及び告示第50号第1条第4項第5号
(単位:百万円)																										
項目	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末																							
負債性資本調達手段等の額(①+②+③)	399,500	345,500	206,500																							
告示第50号第1条第4項第5号イに掲げるもの(永久劣後債務)の額(①)	337,500	337,500	202,500																							
告示第50号第1条第4項第5号ロに掲げるもの(期限付劣後債務)の額(②)	62,000	8,000	4,000																							
不算入額(③)	—	—	—																							
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	全期チルメル式責任準備金相当額超過額と負債性資本調達手段等(告示第50号第1条第6項に規定される特定負債性資本調達手段を除く)の合計額のうち、中核的支払余力(基金等、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金未割当部分、マイナスのその他有価証券評価差額金の合計額から繰延税金資産の不算入額を控除した額)を超過する額を記載しています。	規則第86条第1項第7号及び告示第50号第1条第5項																								
控除項目	当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する金額を記載しています。	規則第86条第1項第7号及び告示第50号第1条の2																								
その他	以下の各金額の合計額を記載しています。 ア. 繰延税金資産の不算入額。繰延税金資産(価格変動準備金、保険契約準備金、評価・換算差額等に係る額を除く)のうち、告示第50号第1条第1項に規定される繰延税金資産算入基準額の20%を超過する額です。 イ. 配当準備金未割当部分。配当準備金未割当部分は、貸借対照表上の社員配当準備金(社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含みます。)のうち、社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額です。 ウ. 税効果相当額。税効果相当額は、任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものとして計算した額です。	規則第86条第1項及び告示第50号第1条第1項、第4項第2号、第3号、第7項																								

◆リスクの合計額について

「リスクの合計額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠
保険リスク相当額	保険リスクに対応する額を記載しています。 保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るもの以外のものです。 保険リスクは、普通死亡リスク、生存保障リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条第1号
第三分野保険の保険リスク相当額	第三分野保険の保険リスクに対応する額を記載しています。 第三分野保険の保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るものです。 第三分野保険の保険リスクは、ストレステストの対象とするリスク、災害死亡リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条第1号の2
予定利率リスク相当額	予定利率リスクに対応する額を記載しています。 予定利率リスクは、「責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険」です。	規則第87条第2号
資産運用リスク相当額	資産運用リスクに対応する額を記載しています。 資産運用リスクは、「資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険」です。 資産運用リスクは、価格変動等リスク、信用リスク、信用スプレッドリスク、子会社等リスク、デリバティブ取引リスク、再保険リスク、再保険回収リスクで構成されます。	規則第87条第3号
最低保証リスク相当額	最低保証リスクに対応する額を記載しています。 最低保証リスクは、「特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険」です。	規則第87条第2号の2
経営管理リスク相当額	経営管理リスクに対応する額を記載しています。 経営管理リスクは、「業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクおよび資産運用リスクに該当しないもの」です。	規則第87条第4号

23 有形固定資産明細表

a. 有形固定資産の明細

(平成22年度)

(単位：百万円、%)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	553,052	128	18,640 (3,801)	—	534,540	—	—
建物	424,219	11,446	6,792 (1,937)	23,712	405,160	447,981	52.5
リース資産	427	302	—	116	613	131	17.6
建設仮勘定	470	6,486	5,855	—	1,102	—	—
その他の有形固定資産	8,635	2,522	279	2,914	7,965	32,743	80.4
合計	986,806	20,887	31,568	26,743	949,381	480,857	—

(平成23年度)

(単位：百万円、%)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	534,540	403	11,369 (3,701)	—	523,574	—	—
建物	405,160	7,118	10,202 (2,722)	23,382	378,693	458,565	54.7
リース資産	613	893	—	249	1,257	381	23.2
建設仮勘定	1,102	3,273	3,034	—	1,341	—	—
その他の有形固定資産	7,965	1,935	458	2,795	6,646	28,766	81.2
合計	949,381	13,625	25,065	26,428	911,513	487,713	—

(平成24年度)

(単位：百万円、%)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	523,574	651	42,630 (12,571)	—	481,596	—	—
建物	378,693	8,105	37,991 (11,655)	21,122	327,685	449,913	57.8
リース資産	1,257	3,803	2	816	4,241	1,198	22.0
建設仮勘定	1,341	2,947	3,756	—	532	—	—
その他の有形固定資産	6,646	1,317	575	2,008	5,379	26,842	83.3
合計	911,513	16,825	84,955	23,947	819,435	477,955	—

(注) 1. 土地、建物「当期増加額」「当期減少額」には、帳簿上の次の金額を含みます。
 ①建設仮勘定からの振り替え分(当期増加) ②圧縮損経理による減少分
 2. 「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。
 3. 平成24年度末の賃貸等不動産残高は、598,930百万円です。

b. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
不動産残高	940,803	903,609	809,814
営業用	239,462	231,798	218,518
賃貸用	701,341	671,810	591,295
賃貸用ビル保有数	185棟	174棟	157棟

24 その他の資産明細表

(平成22年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	平成22年度期末残高
繰延資産	38,870	588	605	35,067	3,802
その他	27,211	3,009	3,439	5,093	22,118
合計	66,081	3,597	4,045	40,161	25,920

(平成23年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	平成23年度期末残高
繰延資産	33,443	85	581	30,136	3,306
その他	25,071	962	4,376	5,152	18,727
合計	58,514	1,048	4,957	35,289	22,034

(平成24年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	平成24年度期末残高
繰延資産	32,580	75	569	29,767	2,813
その他	18,539	953	9,718	5,167	9,962
合計	51,119	1,028	10,287	34,934	12,776

25 公共関係投融資の状況(一般勘定)

(単位：百万円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
公共債	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	公社・公団債	4,123	2,333	2,033
	小計	4,123	2,333	2,033
貸付	政府関係機関	3,382	2,619	2,237
	公共団体・公企業	—	—	—
	小計	3,382	2,619	2,237
合計	7,505	4,952	4,270	

(注)上記表の公共債・貸付欄にはそれぞれ各年度の国内向け新規引受額、新規貸出額を記入しています。

26 海外投融資の状況(一般勘定)

a. 資産別明細

●外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
公社債	2,207,258	46.2	2,412,766	49.9	3,560,242	59.9
株式等	37,281	0.8	44,408	0.9	81,189	1.4
現預金・その他	34,880	0.7	41,377	0.9	58,382	1.0
外貨建資産計	2,279,420	47.7	2,498,552	51.7	3,699,814	62.2

●円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
公社債	329,197	6.9	291,216	6.0	224,770	3.8
現預金・その他	23,000	0.5	22,999	0.5	23,000	0.4
円貨額が確定した外貨建資産計	352,197	7.4	314,215	6.5	247,770	4.2

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

●円貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	91,459	1.9	74,957	1.6	63,812	1.1
公社債	1,522,286	31.9	1,428,575	29.6	1,408,171	23.7
株式等	524,709	11.0	506,533	10.5	505,882	8.5
その他	5,713	0.1	10,118	0.2	21,885	0.4
円貨建資産計	2,144,169	44.9	2,020,185	41.8	1,999,751	33.6

●合計

(単位：百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
海外投融資	4,775,787	100.0	4,832,952	100.0	5,947,336	100.0

b. 海外投融資の地域別構成
(平成22年度末)

(単位：百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	974,769	21.2	973,953	24.1	816	0.1	8,139	8.9
ヨーロッパ	1,551,979	33.7	1,544,808	38.3	7,171	1.3	50,000	54.7
オセアニア	26,859	0.6	26,859	0.7	—	—	5,000	5.5
アジア	13,996	0.3	—	—	13,996	2.5	—	—
中南米	1,799,559	39.1	1,259,552	31.2	540,007	96.1	3,559	3.9
中東	—	—	—	—	—	—	87	0.1
アフリカ	—	—	—	—	—	—	343	0.4
国際機関	233,245	5.1	233,245	5.8	—	—	24,329	26.6
合計	4,600,411	100.0	4,038,420	100.0	561,991	100.0	91,459	100.0

(平成23年度末)

(単位：百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	702,431	15.1	701,631	17.1	799	0.1	5,000	6.7
ヨーロッパ	1,652,438	35.5	1,645,605	40.1	6,833	1.2	42,000	56.0
オセアニア	225,762	4.8	225,762	5.5	—	—	5,000	6.7
アジア	28,607	0.6	—	—	28,607	5.2	—	—
中南米	1,711,367	36.8	1,196,666	29.2	514,700	93.4	2,848	3.8
中東	—	—	—	—	—	—	6	0.0
アフリカ	—	—	—	—	—	—	267	0.4
国際機関	335,513	7.2	335,513	8.2	—	—	19,835	26.5
合計	4,656,121	100.0	4,105,179	100.0	550,941	100.0	74,957	100.0

(平成24年度末)

(単位：百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	727,708	12.7	727,044	14.1	663	0.1	5,000	7.8
ヨーロッパ	2,467,737	42.9	2,467,737	47.8	—	—	32,000	50.1
オセアニア	250,560	4.4	250,560	4.9	—	—	5,000	7.8
アジア	76,438	1.3	2,000	0.0	74,438	12.7	—	—
中南米	1,742,193	30.3	1,230,224	23.8	511,969	87.2	2,136	3.3
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	191	0.3
国際機関	483,788	8.4	483,788	9.4	—	—	19,484	30.5
合計	5,748,426	100.0	5,161,354	100.0	587,071	100.0	63,812	100.0

(注) 1. 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

2. 中南米向け外国証券は、その大部分が中南米に設立されたSPC(特定目的会社)が発行する円建の債券、優先出資証券、オルタナティブ投資等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ地域への投資です。又、貸付は同地域に設立された本邦企業100%出資のSPC向け貸付(親会社の保証付)となっています。

c. 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
ユーロ	980,322	43.0	871,122	34.9	1,380,685	37.3
豪ドル	296,273	13.0	703,501	28.2	1,107,477	29.9
米ドル	920,525	40.4	824,206	33.0	1,060,546	28.7
英ポンド	68,405	3.0	71,214	2.9	76,770	2.1
中国元	11,413	0.5	26,516	1.1	39,039	1.1
ベトナムドン	7	0.0	6	0.0	33,181	0.9
韓国ウォン	2,472	0.1	1,984	0.1	2,111	0.1
その他	—	—	0	0.0	0	0.0
合 計	2,279,420	100.0	2,498,552	100.0	3,699,814	100.0

㊦ 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況

a. サブプライムローン

平成22年度、平成23年度、平成24年度ともにサブプライムローン関連商品への直接投資はありません。

b. 証券化商品等

(平成22年度)

平成22年度末のエクスポージャーはすべて日本国内のものであり、海外のものはありません。

(単位：億円)

平成22年度末	時価	含み損益	実現損益
証券化商品等合計	9,496	211	△4
CMBS	110	△4	△4
RMBS	8,753	212	—
ABS	631	4	—

(注) 1. 上記は、金融安定化フォーラムの報告書(平成20年4月)を踏まえ記載しています。
2. 特別目的事業体、CDO、レバレッジド・ファイナンス、CDS、クレジットリンクノートの取引・残高はありません。

(平成23年度)

平成23年度末のエクスポージャーはすべて日本国内のものであり、海外のものはありません。

(単位：億円)

平成23年度末	時価	含み損益	実現損益
証券化商品等合計	10,768	352	—
CMBS	111	△4	—
RMBS	10,282	354	—
ABS	374	2	—

(注) 1. 上記は、金融安定化フォーラムの報告書(平成20年4月)を踏まえ記載しています。
2. 特別目的事業体、CDO、レバレッジド・ファイナンス、CDS、クレジットリンクノートの取引・残高はありません。

(平成24年度)

平成24年度末のエクスポージャーは大半が日本国内のもので、海外のものはすべて米国政府系機関の保証がついています。

(単位：億円)

平成24年度末	時価	含み損益	実現損益
証券化商品等合計	11,509	510	△39
CMBS	—	—	△39
RMBS	11,104	509	—
国内	10,807	512	—
米国	296	△3	—
ABS	344	1	—
クレジットリンクノート	60	0	—

(注) 1. 上記は、金融安定化フォーラムの報告書(平成20年4月)を踏まえ記載しています。
2. 特別目的事業体、CDO、レバレッジド・ファイナンス、CDSの取引・残高はありません。
3. クレジットリンクノートに内包されるクレジットデリバティブは、すべて日本国内の企業を参照するものです。

〈各種証券化商品の用語について〉

ABS：Asset Backed Securities (資産担保証券)
CDO：Collateralized Debt Obligation (債務担保証券)
CDS：Credit Default Swap (クレジット・デフォルト・スワップ)
CMBS：Commercial Mortgage-Backed Securities (商業用不動産担保証券)
RMBS：Residential Mortgage-Backed Securities (住宅ローン担保証券)

◆負債関係

① 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
保 険 金	死亡保険金	64,833	45,629	43,316
	災害保険金	6,498	1,654	1,515
	高度障害保険金	7,693	7,825	7,327
	満期保険金	2,063	2,724	3,473
	その他	0	0	0
	小計	81,089	57,834	55,632
年金		1,805	2,364	3,107
給付金		25,569	24,862	25,831
解約返戻金		14,262	10,117	10,709
保険金据置支払金		5,328	5,646	6,669
その他共計		128,789	101,514	102,631

② 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
責 任 準 備 金 (危 険 準 備 金 を 除 く)	個人保険	10,744,516	11,130,997	12,043,208
	(一般勘定)	(10,688,275)	(11,077,555)	(11,984,641)
	(特別勘定)	(56,241)	(53,441)	(58,566)
	個人年金保険	7,421,365	7,566,148	7,712,742
	(一般勘定)	(5,044,914)	(5,237,128)	(5,363,357)
	(特別勘定)	(2,376,450)	(2,329,019)	(2,349,385)
	団体保険	15,694	15,932	15,920
	(一般勘定)	(15,694)	(15,932)	(15,920)
	(特別勘定)	(—)	(—)	(—)
	団体年金保険	2,430,296	2,463,043	2,624,801
	(一般勘定)	(1,795,947)	(1,860,270)	(2,006,508)
	(特別勘定)	(634,348)	(602,773)	(618,292)
	その他	249,917	243,273	234,463
(一般勘定)	(249,917)	(243,273)	(234,463)	
(特別勘定)	(—)	(—)	(—)	
小計	20,861,790	21,419,394	22,631,137	
(一般勘定)	(17,794,748)	(18,434,160)	(19,604,892)	
(特別勘定)	(3,067,041)	(2,985,234)	(3,026,244)	
危険準備金	286,000	267,400	283,700	
合 計	21,147,790	21,686,794	22,914,837	
(一般勘定)	(18,080,748)	(18,701,560)	(19,888,592)	
(特別勘定)	(3,067,041)	(2,985,234)	(3,026,244)	

③ 責任準備金残高の内訳

(平成22年度末)

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成22年度末合計
残 高	20,478,219	383,570	—	286,000	21,147,790

(平成23年度末)

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成23年度末合計
残 高	20,998,590	420,804	—	267,400	21,686,794

(平成24年度末)

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成24年度末合計
残 高	22,133,929	497,208	—	283,700	22,914,837

④ 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高(契約年度別)

a. 責任準備金の積立方式・積立率

区 分		平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険は含みません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

b. 責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	174,028	4.00%～5.00%
1981年度～1985年度	641,347	5.00%～5.50%
1986年度～1990年度	2,728,195	5.50%
1991年度～1995年度	3,233,336	3.75%～5.50%
1996年度～2000年度	1,548,515	2.00%～2.75%
2001年度～2005年度	1,788,211	1.00%～1.50%
2006年度～2010年度	4,433,353	1.00%～1.50%
2011年度	1,140,498	1.00%～1.50%
2012年度	1,660,510	1.00%～1.50%

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

⑤ 法第二百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

○第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

各第三分野保険のリスク特性を踏まえ、原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、将来期間における保険事故発生率の悪化等の状況を想定し、将来の保険金・給付金等のお支払が確実に履行されるかを検証します。この検証を法令等に則り行い、責任準備金の積立が不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積立等の必要な措置を講じることとしています。

○負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

危険発生率は、予定発生率に対する支払指数を基準に算定しています。

支払指数の経過年数別の構造は、過去の保険事故発生率の実績の推移をベースに各経過年数で前年を下回らないものとしています。原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、直近の保険事故発生率の実績*を基礎に、この経過年数別の構造を用いて、将来10年間における各契約区分の支払指数を設定しています。

上記方法で設定した支払指数を基準に、過去の実績から支払指数の変動するリスクを一定の確率(99%及び97.7%)でカバーする支払指数を算定し、危険発生率を設定しています。

*平成25年3月末以前の6ヵ月を超えない期間までに観測された実績を使用しています。

○テストの結果

平成24年度決算においてストレステストを実施した結果、不足の生じる区分はありませんでした。ストレステストは、以下のP、Aに対し、AがPを上回るかどうかにより不足の有無を検証します。

P：責任準備金算出に用いる予定発生率に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

A：前述の危険発生率(発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準)に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

AがPを上回る場合は、不足が生じると判定されます。

主要な保険種類についての、Pに対するAの比率の状況(将来10年間合計、1年目および10年目)は下表のとおりです。

●ストレステスト(発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準)の結果

	将来10年間合計		
		1年目	10年目
全区分合計	63.9%	52.7%	75.8%
うち総合医療特約区分	54.9%	48.4%	60.3%
うち特定疾病保障区分	71.1%	64.4%	80.1%
うち重度慢性疾患保障区分	57.0%	44.6%	87.9%
うち(新)介護保障区分	76.4%	53.0%	113.7%

なお、第三分野保険の一部について既に積み増している保険料積立金の平成24年度末残高は8,719百万円です。

⑥ 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

a. 責任準備金残高(一般勘定)

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
責任準備金残高(一般勘定)	181,225	177,455	90,238

(注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

b. 算出方法、その計算の基礎となる係数

	最低保証付変額保険	最低保証付変額個人年金保険(一時払い) 最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)	最低保証付一時払変額個人年金保険(08)	新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)	変額個人年金保険(一時払い)
算出方法	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式(ファクターテーブル方式)
計算の基礎となる係数	予定死亡率				予定災害死亡率(0.000504)のみを使用
	割引率	平成8年大蔵省告示第48号に定める率*	平成8年大蔵省告示第48号に定める率*	平成8年大蔵省告示第48号に定める率*	平成8年大蔵省告示第48号に定める率
	期待収益率				
ボラティリティ	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内短期資産については0.3%(保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内不動産については18.4%(保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)	平成8年大蔵省告示第48号に定める率	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、ヘッジ付外貨建債券については3.5%、国内不動産については18.4%、外国不動産については16.9%(保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)	18.4%(保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)

* 平成19年4月1日に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第1項第2号イに定める予定死亡率を用いています。
平成19年4月2日以降に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第1項第2号ロに定める予定死亡率を満年齢方式に修正して用いています。

⑦ 社員配当準備金明細表

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
当期首現在高	325,148	8,019	1,040	182	1,834	47	336,273
前期剰余金からの繰入	25,337	1,950	31,866	1,961	△0	487	61,602
利息による増加	725	14	0	0	3	0	744
配当金支払による減少	41,108	1,192	31,625	2,263	239	466	76,896
当期末現在高	309,958 (302,168)	8,794 (6,245)	1,281 (241)	23 (-)	1,597 (1,591)	69 (19)	321,724 (310,266)

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
当期首現在高	309,958	8,794	1,281	23	1,597	69	321,724
前期剰余金からの繰入	20,396	2,330	30,043	4,248	△0	447	57,466
利息による増加	461	9	0	-	2	0	473
配当金支払による減少	39,741	1,215	30,555	3,911	221	484	76,129
当期末現在高	291,213 (283,788)	9,922 (6,807)	769 (251)	217 (-)	1,378 (1,372)	32 (18)	303,534 (292,238)

(平成24年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成24年度 合計
当期首現在高	291,213	9,922	769	217	1,378	32	303,534
前期剰余金からの繰入	22,811	2,733	32,488	4,863	△0	449	63,345
利息による増加	435	10	0	-	1	0	448
配当金支払による減少	36,939	1,291	32,069	4,860	196	449	75,806
当期末現在高	277,513 (269,554)	11,377 (7,740)	1,188 (264)	226 (-)	1,183 (1,179)	32 (17)	291,521 (278,756)

(注) ()内は積立配当金額です。

⑧ 引当金明細表

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	当期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3,741	5,220	1,479	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	4,182	2,907	△1,275	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	21,237	20,478	△758	「退職給付に係る会計基準」に基づき計上しています。	
価格変動準備金	142,647	161,447	18,800	保険業法第115条の規定により計上しています。	

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	当期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	5,220	3,523	△1,697	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	2,907	534	△2,373	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	20,478	21,072	594	「退職給付に係る会計基準」に基づき計上しています。	
価格変動準備金	161,447	161,447	—	保険業法第115条の規定により計上しています。	

(平成24年度)

(単位：百万円)

区分	当期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3,523	2,735	△787	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	534	588	54	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	21,072	22,453	1,381	「退職給付に係る会計基準」に基づき計上しています。	
価格変動準備金	161,447	206,547	45,100	保険業法第115条の規定により計上しています。	

⑨ 個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
繰入額	3,133	1,104	811
取崩額 (償却に伴う取崩額を除く)	5,744	3,095	744
繰入額	△2,611	△1,990	67

⑩ 特定海外債権引当勘定の状況

a. 特定海外債権引当勘定

平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末は、期末残高がないため記載していません。

b. 対象債権額国別残高

平成22年度末、平成23年度末、平成24年度末は、期末残高がないため記載していません。

⑪ 借入金残存期間別残高

(平成22年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを含む)	合計
借入金	—	—	20,000	50,000	—	337,500	407,500

(平成23年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを含む)	合計
借入金	—	20,000	—	—	—	337,500	357,500

(平成24年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを含む)	合計
借入金	—	20,000	—	—	—	202,500	222,500

◆資本関係

① 基金の状況

払込期日	募集額	償却期間	利率	基金の目的
平成22年8月 5日	700億円	5年以内	市場実勢金利(固定利率)	財産的基礎の充実
平成23年8月 9日	300億円	5年以内	市場実勢金利(固定利率)	
平成23年8月11日	700億円	6年以内	市場実勢金利(固定利率又は市場実勢金利に連動した変動金利)	
平成24年8月 8日	500億円	6年以内	市場実勢金利(固定利率)	
平成24年8月10日	500億円	7年以内	市場実勢金利(固定利率又は市場実勢金利に連動した変動金利)	
基金の総額(平成24年度末)		6,390億円(基金償却積立金の額3,690億円を含む)		

(単位:百万円,%)

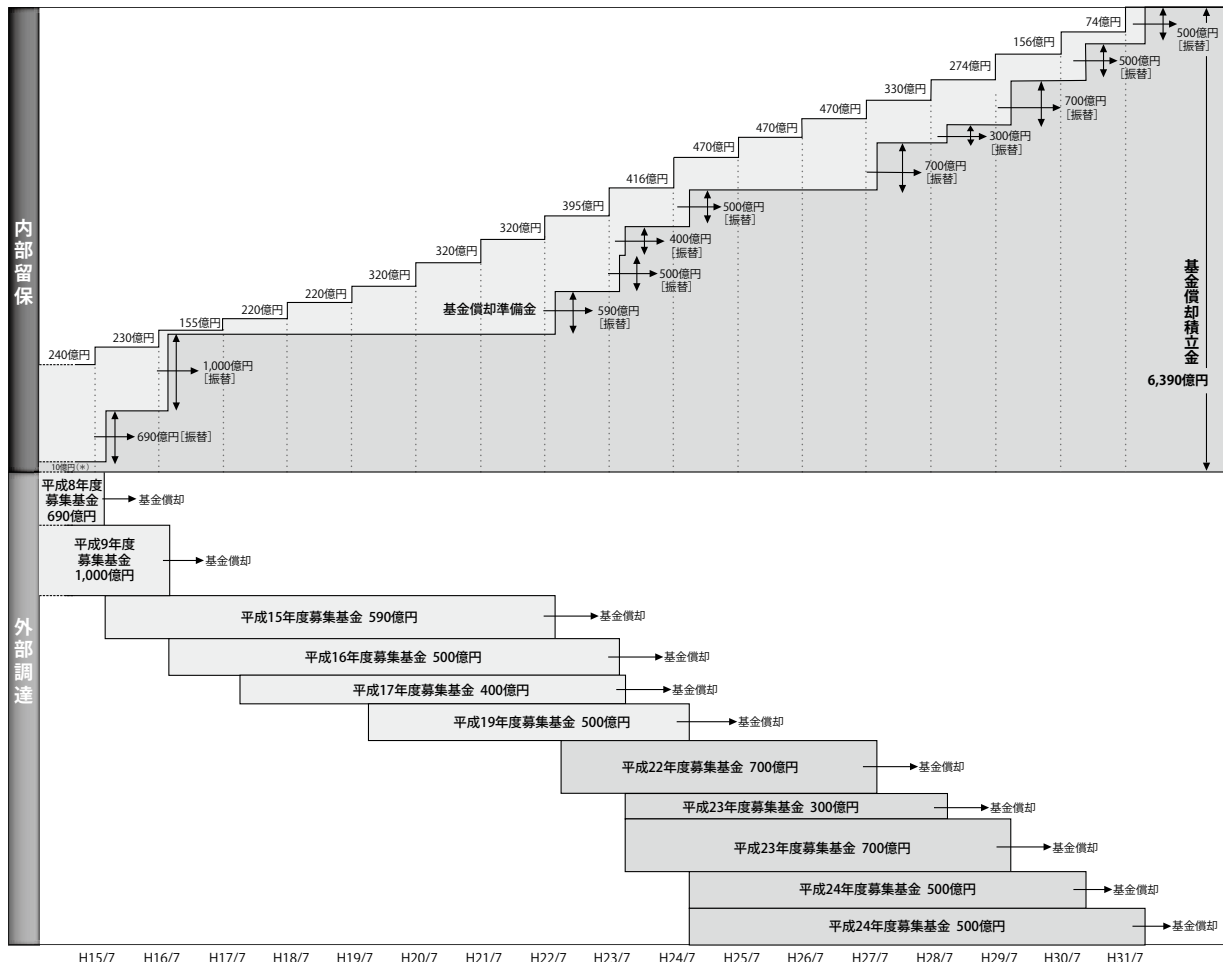
基金拠出者名	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
株式会社三井住友銀行	71,000	26.29
住友生命第3回基金流動化特定目的会社	70,000	25.92
住友生命第5回基金流動化特定目的会社	50,000	18.51
住友生命第4回基金流動化特定目的会社	30,000	11.11
三井住友信託銀行株式会社	26,000	9.62
株式会社みずほコーポレート銀行	15,000	5.55
三井住友海上火災保険株式会社	6,000	2.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000	0.74

(注) 1.基金拠出者は、平成24年度末時点における拠出額の多い順に記載しています。

2.住友生命第3回基金流動化特定目的会社、住友生命第4回基金流動化特定目的会社および住友生命第5回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

基金償却スケジュール

基金償却準備金の積立ならびに基金償却積立金への振替、基金償却については下図のとおり予定しています。



* 保険業法に定める最低基金総額10億円

◆保険関係収支

① 保険料明細表

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人保険	2,226,713	1,786,252	2,305,325
（うち一時払）	1,050,110	619,192	1,130,458
（うち年払）	150,643	163,958	194,101
（うち半年払）	8,392	7,893	7,484
（うち月払）	1,017,566	995,207	973,282
個人年金保険	307,340	297,540	307,528
（うち一時払）	57,336	40,547	35,138
（うち年払）	43,274	47,873	57,442
（うち半年払）	2,649	2,766	2,830
（うち月払）	204,079	206,353	212,117
団体保険	99,814	98,453	97,451
団体年金保険	337,827	382,015	405,689
その他共計	2,998,823	2,589,857	3,140,241

(注)年払には年1回払を、半年払には年2回払を、それぞれ含めた金額を記載しています。

② 保険金明細表

a. 金額

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
死亡保険金	272,922	6,414	51,691	—	3	4	331,036
災害保険金	5,623	18	78	—	82	—	5,802
高度障害保険金	14,091	29	3,879	—	—	—	18,001
満期保険金	255,524	10	—	1,152	1,176	—	257,863
その他	—	—	—	2,002	—	0	2,002
合計	548,162	6,472	55,649	3,154	1,262	5	614,706

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
死亡保険金	271,693	6,963	51,257	—	—	5	329,920
災害保険金	7,870	51	214	—	123	—	8,260
高度障害保険金	13,663	72	3,884	—	—	—	17,619
満期保険金	245,517	11	—	1,111	952	—	247,594
その他	—	—	—	2,158	—	0	2,158
合計	538,745	7,098	55,356	3,270	1,076	5	605,552

(平成24年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成24年度 合計
死亡保険金	255,568	6,861	46,622	—	—	4	309,055
災害保険金	5,032	22	86	—	129	—	5,270
高度障害保険金	12,688	36	3,795	—	—	—	16,519
満期保険金	235,193	9	—	—	958	—	236,161
その他	—	—	—	2,520	—	0	2,521
合計	508,482	6,929	50,504	2,520	1,087	4	569,528

b. 件数

(平成22年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合 計
死亡保険金	41,268	1,371	51,007	—	1	311	93,958
災害保険金	837	3	217	—	9	—	1,066
高度障害保険金	1,208	5	3,456	—	—	—	4,669
満期保険金	153,289	310	—	—	1,246	—	154,845
その他	—	—	—	—	—	8	8
合 計	196,602	1,689	54,680	—	1,256	319	254,546

(平成23年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合 計
死亡保険金	42,468	1,439	51,584	—	—	305	95,796
災害保険金	1,355	8	443	—	15	—	1,821
高度障害保険金	1,247	12	3,197	—	—	—	4,456
満期保険金	140,085	317	—	—	1,274	—	141,676
その他	—	—	—	—	—	5	5
合 計	185,155	1,776	55,224	—	1,289	310	243,754

(平成24年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成24年度 合 計
死亡保険金	42,678	1,429	47,974	—	—	255	92,336
災害保険金	771	5	229	—	10	—	1,015
高度障害保険金	1,142	6	3,199	—	—	—	4,347
満期保険金	124,032	152	—	—	1,223	—	125,407
その他	—	—	—	—	—	3	3
合 計	168,623	1,592	51,402	—	1,233	258	223,108

③ 年金明細表

a. 金額

(平成22年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合 計
—	198,754	684	95,266	5,671	—	300,377

(平成23年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合 計
—	208,350	645	96,647	5,655	—	311,299

(平成24年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成24年度 合 計
—	251,564	614	99,714	5,566	—	357,460

b. 件数

(平成22年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
—	266,499	31,634	2,421,437	16,881	—	2,736,451

(平成23年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
—	280,666	30,831	2,369,037	16,952	—	2,697,486

(平成24年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成24年度 合計
—	317,664	29,456	2,383,760	16,828	—	2,747,708

④ 給付金明細表

a. 金額

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
死亡給付金	11,012	26,999	6	—	200	—	38,218
入院給付金	59,915	945	124	—	—	116	61,101
手術給付金	34,401	778	—	—	—	—	35,179
障害給付金	4,808	16	66	—	13	—	4,905
生存給付金	122,743	333	—	—	1,415	—	124,492
その他	150	—	5	147,105	96	6	147,364
合計	233,032	29,072	202	147,105	1,726	123	411,261

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
死亡給付金	15,482	28,900	5	—	208	—	44,597
入院給付金	61,664	890	125	—	—	114	62,794
手術給付金	34,384	748	—	—	—	—	35,132
障害給付金	4,697	17	77	—	2	—	4,793
生存給付金	104,046	236	—	—	1,135	—	105,419
その他	373	0	3	137,119	103	5	137,605
合計	220,648	30,793	212	137,119	1,449	119	390,343

(平成24年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成24年度 合計
死亡給付金	17,182	31,125	5	—	204	—	48,517
入院給付金	62,587	844	96	—	—	99	63,627
手術給付金	34,548	727	—	—	—	—	35,276
障害給付金	4,777	12	54	—	6	—	4,851
生存給付金	88,524	295	—	—	1,116	—	89,935
その他	516	—	2	146,758	112	4	147,395
合計	208,136	33,005	158	146,758	1,439	104	389,603

b. 件数

(平成22年度)

(単位：件)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
死亡給付金	10,627	5,625	493	—	91	—	16,836
入院給付金	755,091	11,605	4,023	—	—	11,378	782,097
手術給付金	357,716	9,505	—	—	—	—	367,221
障害給付金	49,725	174	182	—	3	—	50,084
生存給付金	574,616	2,436	—	—	618	—	577,670
その他	285	—	426	649,392	82	167	650,352
合計	1,748,060	29,345	5,124	649,392	794	11,545	2,444,260

(平成23年度)

(単位：件)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
死亡給付金	12,708	6,182	459	—	98	—	19,447
入院給付金	768,208	10,850	3,958	—	—	10,811	793,827
手術給付金	361,020	8,962	—	—	—	—	369,982
障害給付金	51,760	163	222	—	2	—	52,147
生存給付金	483,991	1,653	—	—	495	—	486,139
その他	555	1	313	553,100	97	124	554,190
合計	1,678,242	27,811	4,952	553,100	692	10,935	2,275,732

(平成24年度)

(単位：件)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成24年度 合計
死亡給付金	13,251	6,461	420	—	89	—	20,221
入院給付金	785,151	10,650	3,584	—	—	9,831	809,216
手術給付金	374,435	8,980	—	—	—	—	383,415
障害給付金	53,953	149	198	—	3	—	54,303
生存給付金	388,939	1,816	—	—	480	—	391,235
その他	882	—	295	551,865	94	118	553,254
合計	1,616,611	28,056	4,497	551,865	666	9,949	2,211,644

⑤ 解約返戻金明細表

(平成22年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成22年度 合計
281,701	116,954	—	147,194	27,975	—	573,826

(平成23年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成23年度 合計
273,884	98,941	—	110,479	25,804	—	509,110

(平成24年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成24年度 合計
275,716	176,321	—	35,782	26,774	—	514,594

◆資産運用関係収支

① 資産運用収益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利息及び配当金等収入	487,430	495,045	510,613
売買目的有価証券運用益	—	—	1,131
有価証券売却益	28,723	41,988	33,389
有価証券償還益	824	912	—
金融派生商品収益	15,374	—	—
為替差益	182	1,162	—
貸倒引当金戻入額	—	3,687	719
その他運用収益	450	617	1,140
合 計	532,985	543,413	546,995

② 資産運用費用明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支払利息	12,978	12,230	9,624
売買目的有価証券運用損	150	386	—
有価証券売却損	57,638	48,443	10,080
有価証券評価損	49,626	67,120	13,318
金融派生商品費用	—	48,787	171,867
為替差損	—	—	20
賃貸用不動産等減価償却費	18,463	18,166	16,181
その他運用費用	18,724	18,710	16,454
合 計	157,582	213,845	237,548

③ 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
預貯金利息	27	35	38
有価証券利息・配当金	349,113	367,059	390,445
公社債利息	166,427	187,719	206,937
株式配当金	24,552	21,801	18,827
外国証券利息配当金	157,530	156,471	164,148
貸付金利息	68,623	63,727	59,252
一般貸付利息	50,310	46,430	42,870
不動産賃貸料	60,247	55,876	53,662
その他共計	487,430	495,045	510,613

④ 利息及び配当金等収入の分析(一般勘定)

(単位:百万円)

平成24年度	残高による増減	金利等による増減	純増減
利息配当金等収入	21,522	△5,954	15,567
うち現預金・コールローン	△29	0	△28
うち有価証券	30,636	△7,251	23,385
うち貸付金	△4,432	△42	△4,475
うち不動産	△2,939	725	△2,214

5 有価証券売却益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国債等債券	11,974	928	15,757
株式等	14,027	10,273	712
外国証券	2,721	30,786	16,919
その他共計	28,723	41,988	33,389

6 固定資産等処分益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
有形固定資産	4,387	3,630	7,587
土地	2,416	2,174	6,134
建物	1,964	1,455	1,452
リース資産	—	—	—
その他	6	—	0
無形固定資産	—	—	—
その他	4,130	1,105	5,572
合 計	8,517	4,735	13,160
うち賃貸等不動産	4,376	3,474	6,959

7 有価証券売却損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国債等債券	1,115	1,704	16
株式等	15,604	24,004	5,355
外国証券	40,918	22,735	4,708
その他共計	57,638	48,443	10,080

8 有価証券評価損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国債等債券	—	—	—
株式等	22,586	64,912	13,318
外国証券	27,040	2,208	—
その他共計	49,626	67,120	13,318

9 貸付金償却額(一般勘定)

平成22年度以降実績がないため、記載していません。

10 賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定)

(平成22年度)

(単位:百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	634,974	17,996	334,152	300,821	52.6%
建物	633,019	17,912	332,396	300,623	52.5%
その他の有形固定資産	1,954	84	1,756	197	89.9%
無形固定資産	166	7	124	41	75.0%
その他	9,247	458	5,636	3,611	61.0%
合計	644,388	18,463	339,914	304,474	52.7%

(平成23年度)

(単位:百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	617,451	17,665	338,849	278,602	54.9%
建物	615,672	17,605	337,203	278,469	54.8%
その他の有形固定資産	1,779	60	1,646	132	92.6%
無形固定資産	157	7	123	34	78.2%
その他	9,189	493	6,071	3,117	66.1%
合計	626,799	18,166	345,045	281,754	55.0%

(平成24年度)

(単位:百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	561,418	15,688	325,453	235,965	58.0%
建物	559,805	15,650	323,937	235,867	57.9%
その他の有形固定資産	1,612	37	1,515	97	94.0%
無形固定資産	124	5	99	24	80.1%
その他	9,106	488	6,476	2,629	71.1%
合計	570,649	16,181	332,029	238,619	58.2%

11 固定資産等処分損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
有形固定資産	2,759	6,060	22,233
土地	1,658	3,012	12,394
建物	846	2,727	9,323
リース資産	—	—	2
その他	255	320	512
無形固定資産	382	431	65
その他	375	118	3,993
合計	3,517	6,610	26,293
うち賃貸等不動産	2,446	5,101	18,716

◆その他

① 減価償却費明細表

(平成22年度)

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	259,622	8,746	146,704	112,918	56.5%
建物	220,122	5,799	115,585	104,537	52.5%
リース資産	745	116	131	613	17.7%
その他の有形固定資産	38,754	2,830	30,987	7,767	80.0%
無形固定資産	69,228	5,301	52,305	16,923	75.6%
その他	29,622	63	29,431	191	99.4%
合計	358,474	14,111	228,441	130,032	63.7%

(平成23年度)

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	256,858	8,763	148,863	107,995	58.0%
建物	221,586	5,777	121,362	100,223	54.8%
リース資産	1,639	249	381	1,257	23.3%
その他の有形固定資産	33,633	2,735	27,119	6,514	80.6%
無形固定資産	74,604	5,718	55,255	19,349	74.1%
その他	24,253	59	24,064	189	99.2%
合計	355,717	14,540	228,184	127,533	64.1%

(平成24年度)

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	253,842	8,259	152,501	101,341	60.1%
建物	217,793	5,471	125,975	91,817	57.8%
リース資産	5,439	816	1,198	4,241	22.0%
その他の有形固定資産	30,609	1,971	25,327	5,282	82.7%
無形固定資産	77,394	5,479	56,424	20,970	72.9%
その他	23,473	56	23,290	183	99.2%
合計	354,711	13,795	232,216	122,494	65.5%

② 事業費明細表

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
営業活動費	143,695	126,367	140,209
営業管理費	62,460	59,888	58,714
一般管理費	168,328	165,059	163,524
合計	374,484	351,315	362,449

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、平成22年度4,618百万円、平成23年度3,944百万円、平成24年度3,890百万円です。

③ 税金明細表

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国税	12,856	11,445	12,619
消費税	8,824	8,042	8,513
地方法人特別税	3,690	3,088	3,792
印紙税	334	307	311
登録免許税	7	4	2
その他の国税	0	2	—
地方税	9,618	8,591	9,448
地方消費税	2,206	2,010	2,128
法人事業税	4,751	3,977	4,883
固定資産税	2,213	2,169	1,997
不動産取得税	0	—	—
事業所税	438	428	434
その他の地方税	9	5	5
合計	22,475	20,037	22,068

④ リース取引

〈リース取引(借主側)〉

〔通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所得権移転外ファイナンス・リース取引〕

a. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区分	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	動産	その他	合計	動産	その他	合計	動産	その他	合計
取得価額相当額	6,015	—	6,015	11	—	11	3	—	3
減価償却累計額相当額	5,673	—	5,673	9	—	9	2	—	2
期末残高相当額	341	—	341	2	—	2	0	—	0

b. 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区分	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料 期末残高相当額	355	3	358	1	0	2	0	—	0

c. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支払リース料	1,407	356	0
減価償却費相当額	1,335	337	0
支払利息相当額	23	1	0

d. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	取得価額相当額をリース期間定額法で償却した償却費
利息相当額の算定方法	発生ベースのリース料をリース期間で利息法により算定した利息額

◆保険契約高関係諸統計

① 保障機能別保有契約高

(単位：千件、百万円)

区 分		保有件数及び金額						
		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	個人保険	8,304	108,660,230	8,255	102,276,076	8,341	97,035,202
		個人年金保険	—	—	—	—	—	—
		団体保険	23,421	32,559,816	22,929	32,366,910	22,511	32,302,639
		団体年金保険	—	—	—	—	—	—
		その他共計	31,725	141,220,047	31,185	134,642,987	30,853	129,337,842
	災害死亡	個人保険	(9,708)	(27,622,386)	(9,176)	(26,086,878)	(8,742)	(24,508,338)
		個人年金保険	(181)	(1,004,951)	(174)	(975,400)	(155)	(910,259)
		団体保険	(2,972)	(1,023,207)	(2,870)	(1,031,436)	(2,804)	(1,014,665)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(12,863)	(29,650,546)	(12,222)	(28,093,716)	(11,702)	(26,433,263)
	その他の条件付死亡	個人保険	(0)	(179)	(0)	(132)	(0)	(112)
		個人年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
団体保険		(72)	(56,835)	(71)	(57,436)	(68)	(41,407)	
団体年金保険		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
その他共計		(72)	(57,014)	(71)	(57,568)	(68)	(41,520)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	202	465,719	209	455,616	219	452,474
		個人年金保険	2,376	12,382,277	2,410	12,482,723	2,431	12,572,046
		団体保険	0	219	0	152	0	193
		団体年金保険	—	—	—	—	—	—
		その他共計	2,593	12,886,598	2,632	12,973,214	2,663	13,056,263
	年金	個人保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		個人年金保険	(2,634)	(1,705,215)	(2,682)	(1,722,119)	(2,729)	(1,736,971)
		団体保険	(9)	(661)	(9)	(631)	(8)	(595)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(2,660)	(1,711,600)	(2,707)	(1,728,448)	(2,754)	(1,743,151)
	その他	個人保険	—	—	—	—	—	—
		個人年金保険	258	915,968	272	964,193	298	1,046,124
団体保険		9	4,058	9	3,924	8	3,709	
団体年金保険		7,766	2,430,296	7,432	2,463,043	7,268	2,624,801	
その他共計		8,133	3,561,798	7,809	3,639,633	7,666	3,877,462	
入院保障	災害入院	個人保険	(5,779)	(37,718)	(5,632)	(36,787)	(5,469)	(35,586)
		個人年金保険	(170)	(805)	(160)	(757)	(150)	(711)
		団体保険	(1,605)	(1,484)	(1,550)	(1,412)	(1,493)	(1,295)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(7,991)	(40,251)	(7,756)	(39,194)	(7,502)	(37,820)
	疾病入院	個人保険	(5,738)	(36,860)	(5,598)	(36,093)	(5,441)	(35,019)
		個人年金保険	(167)	(789)	(157)	(742)	(147)	(697)
		団体保険	(7)	(33)	(7)	(32)	(7)	(33)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(6,349)	(37,927)	(6,176)	(37,104)	(5,985)	(35,977)
	その他の条件付入院	個人保険	(10,284)	(126,041)	(10,084)	(156,911)	(9,799)	(176,222)
		個人年金保険	(62)	(377)	(59)	(413)	(57)	(450)
団体保険		(58)	(13)	(57)	(13)	(57)	(13)	
団体年金保険		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
その他共計		(10,405)	(126,432)	(10,202)	(157,338)	(9,914)	(176,687)	

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しています。
 2. 団体保険、団体年金保険の件数は、被保険者数を表します。
 3. 生存保障の「その他」欄の金額は責任準備金を表します。
 4. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 5. 個人年金保険、団体保険の「満期・生存給付」欄は年金支払開始前契約の件数及びその年金支払開始時における年金原資、「年金」欄の金額は年金年額、「その他」欄は年金支払開始後契約の件数と責任準備金を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
 7. 「その他の条件付」欄は成人病医療特約、交通災害保障特約、団体定期保険労働災害保障特約等、特定の疾病または災害による保障を表します。

(単位：件)

区 分		保有件数		
		平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
		障害保障	個人保険	7,390,602
個人年金保険	45,321		43,474	42,023
団体保険	2,824,153		2,717,483	2,621,993
団体年金保険	—		—	—
その他共計	10,260,076		10,039,192	9,763,751
手術保障	個人保険	11,130,941	10,106,952	9,256,370
	個人年金保険	209,612	196,120	183,455
	団体保険	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—
	その他共計	11,340,553	10,303,072	9,439,825

② 年換算保険料

a. 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	1,456,380	2.2	1,455,075	△0.1	1,485,437	2.1
個人年金保険	727,745	△0.1	732,474	0.6	729,962	△0.3
合 計	2,184,126	1.4	2,187,550	0.2	2,215,400	1.3
うち生前給付保障+医療保障等	499,993	1.7	504,174	0.8	504,637	0.1

b. 新契約(新契約+転換純増)

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		前年度比		前年度比		前年度比
個人保険	152,754	17.4	111,834	△26.8	141,431	26.5
個人年金保険	25,908	△74.4	27,583	6.5	31,187	13.1
合 計	178,663	△22.8	139,418	△22.0	172,618	23.8
うち生前給付保障+医療保障等	43,827	△9.7	39,005	△11.0	36,554	△6.3

(注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等)を計上しています。
 2. 生前給付保障の年換算保険料は、介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
 3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

③ 保有契約高及び新契約高

a. 保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成22年度末				平成23年度末				平成24年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	8,506	0.6	109,125,950	△6.0	8,464	△0.5	102,731,692	△5.9	8,561	1.1	97,487,676	△5.1
個人年金保険	2,634	0.7	13,298,245	△0.2	2,682	1.8	13,446,916	1.1	2,729	1.8	13,618,171	1.3
団体保険	—	—	32,564,094	△2.7	—	—	32,370,988	△0.6	—	—	32,306,542	△0.2
団体年金保険	—	—	2,430,296	△3.9	—	—	2,463,043	1.3	—	—	2,624,801	6.6

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

b. 新契約高(新契約+転換純増)

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成22年度						平成23年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	1,036	1.9	3,894,737	△16.4	4,751,004	△856,267	897	△13.4	3,373,260	△13.4	3,903,227	△529,967
個人年金保険	120	△45.6	518,106	△46.0	545,967	△27,860	145	20.2	647,629	25.0	671,748	△24,119
団体保険	—	—	118,438	△39.5	118,438	—	—	—	114,764	△3.1	114,764	—
団体年金保険	—	—	3,261	61.4	3,261	—	—	—	5,230	60.4	5,230	—

区 分	平成24年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	946	5.4	3,925,434	16.4	4,405,765	△480,330
個人年金保険	166	14.6	761,437	17.6	785,131	△23,694
団体保険	—	—	128,468	11.9	128,468	—
団体年金保険	—	—	170	△96.7	170	—

(注) 1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
 2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含みます。
 3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
 4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

4 保有契約高の推移

(単位：千件、百万円、%)

区 分		平成22年度末				平成23年度末				平成24年度末				
		件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比	
個人保険	死亡保険	終身保険	1,108	20.3	6,646,076	16.4	1,241	11.9	7,294,448	9.8	1,511	21.8	8,678,092	19.0
		定期付終身保険	1,354	△7.3	15,826,504	△18.7	1,614	19.2	21,596,074	36.5	1,771	9.7	24,907,001	15.3
		利率変動型積立終身保険	3,506	1.3	74,481,420	△4.0	3,152	△10.1	62,754,823	△15.7	2,883	△8.5	53,704,953	△14.4
		定期保険	191	△10.2	2,677,978	△7.2	177	△7.5	2,519,378	△5.9	169	△4.4	2,464,576	△2.2
		その他共計	6,946	2.9	101,980,390	△5.7	7,050	1.5	96,344,354	△5.5	7,270	3.1	91,782,505	△4.7
	生死混合保険	養老保険	687	△6.5	2,981,086	△6.4	633	△7.8	2,753,018	△7.7	579	△8.6	2,521,221	△8.4
		定期付養老保険	236	△18.9	1,733,322	△14.0	182	△22.9	1,467,438	△15.3	136	△24.9	1,225,678	△16.5
		生存給付金付定期保険	237	△2.9	1,151,979	△10.2	233	△1.8	1,055,290	△8.4	230	△1.1	974,051	△7.7
		その他共計	1,512	△8.8	6,976,202	△10.3	1,371	△9.3	6,241,924	△10.5	1,249	△8.9	5,578,857	△10.6
	生存保険	保障付積立保険	30	△8.1	26,523	△9.1	28	△6.4	24,765	△6.6	28	0.2	24,986	0.9
		その他共計	47	△11.0	169,357	△16.6	43	△8.9	145,413	△14.1	41	△4.6	126,314	△13.1
	計(1)		8,506	0.6	109,125,950	△6.0	8,464	△0.5	102,731,692	△5.9	8,561	1.1	97,487,676	△5.1
	個人年金保険(2)		2,634	0.7	13,298,245	△0.2	2,682	1.8	13,446,916	1.1	2,729	1.8	13,618,171	1.3
(1)+(2)合計		11,141	0.6	122,424,196	△5.4	11,147	0.1	116,178,609	△5.1	11,291	1.3	111,105,847	△4.4	
団体保険	団体定期保険	7,907	0.2	6,218,106	△5.0	7,751	△2.0	6,154,981	△1.0	7,573	△2.3	6,048,454	△1.7	
	総合福祉団体定期保険	3,767	△1.9	9,564,745	△5.2	3,687	△2.1	9,442,708	△1.3	3,673	△0.4	9,296,530	△1.5	
	団体信用生命保険	11,693	△2.4	16,725,825	△0.4	11,439	△2.2	16,721,234	△0.0	11,215	△2.0	16,911,754	1.1	
	消費者信用団体生命保険	52	△2.7	17,655	△8.7	50	△2.5	15,672	△11.2	49	△2.6	14,698	△6.2	
	団体終身保険	0	△9.1	194	△12.3	0	△7.5	181	△6.8	0	△5.4	173	△4.3	
	心身障害者扶養者生命保険	57	△3.9	33,289	△3.6	54	△3.9	32,132	△3.5	52	△3.8	31,028	△3.4	
	年金払特約	9	△0.5	4,277	△3.3	9	△1.4	4,077	△4.7	8	△4.5	3,902	△4.3	
	計(3)	23,431	△1.4	32,564,094	△2.7	22,938	△2.1	32,370,988	△0.6	22,520	△1.8	32,306,542	△0.2	
(1)+(2)+(3)合計		34,572	△0.8	154,988,290	△4.9	34,086	△1.4	148,549,597	△4.2	33,811	△0.8	143,412,390	△3.5	
団体年金保険	企業年金保険	2	△95.6	349	△99.4	0	△57.2	225	△35.4	0	△4.1	222	△1.7	
	新企業年金保険	4,003	△5.2	235,908	△53.2	3,803	△5.0	84,874	△64.0	3,781	△0.6	84,107	△0.9	
	拋出型企業年金保険	2,625	△4.1	829,115	△3.0	2,522	△3.9	822,172	△0.8	2,484	△1.5	813,136	△1.1	
	厚生年金基金保険	1,135	△3.1	287,672	△5.5	1,105	△2.6	283,321	△1.5	1,001	△9.4	282,547	△0.3	
	国民年金基金保険	—	—	6	8.4	—	—	7	8.0	—	—	8	7.5	
	団体生存保険	—	—	31,295	16.5	—	—	36,027	15.1	—	—	38,226	6.1	
	確定給付企業年金保険	—	—	1,004,487	35.1	—	—	1,179,757	17.4	—	—	1,342,675	13.8	
	確定拠出年金保険	—	—	41,460	17.6	—	—	56,656	36.7	—	—	63,878	12.7	
	計	7,766	△5.1	2,430,296	△3.9	7,432	△4.3	2,463,043	1.3	7,268	△2.2	2,624,801	6.6	
財形保険	83	△5.5	180,681	△2.0	79	△4.9	178,137	△1.4	75	△5.2	173,391	△2.7		
財形年金保険	29	△3.9	69,176	△5.5	28	△4.2	65,055	△6.0	27	△4.4	60,984	△6.3		
医療保障保険	436	△3.7	243	△5.5	413	△5.2	236	△2.8	388	△6.0	227	△3.9		
就業不能保障保険	25	△25.2	600	△31.9	17	△30.7	327	△45.4	4	△73.2	0	△99.8		
災害・疾病関係特約	災害割増特約	2,007	△4.9	11,407,037	△7.4	1,917	△4.5	10,570,867	△7.3	1,822	△4.9	9,741,316	△7.8	
	災害保障特約	35	△12.8	45,702	△13.0	30	△14.2	39,152	△14.3	25	△15.0	33,236	△15.1	
	傷害特約	3,947	△3.0	15,881,320	△4.5	3,825	△3.1	15,116,246	△4.8	3,680	△3.8	14,272,092	△5.6	
	傷害損傷特約	3,368	2.0	173,803	2.1	3,395	0.8	175,236	0.8	3,389	△0.2	174,952	△0.2	
	総合医療特約	821	188.2	5,883	187.1	1,262	53.7	9,058	54.0	1,565	24.0	11,109	22.6	
	災害入院特約	4,293	△15.2	27,974	△15.6	3,620	△15.7	23,424	△16.3	3,079	△15.0	19,784	△15.5	
	疾病特約	4,360	△15.0	27,561	△15.3	3,688	△15.4	23,155	△16.0	3,147	△14.7	19,625	△15.2	
	成人病特約	2,588	△4.0	12,646	△4.0	2,465	△4.8	12,037	△4.8	2,329	△5.5	11,344	△5.8	
	その他の条件付入院特約	7,669	0.5	113,215	56.3	7,604	△0.8	144,820	27.9	7,477	△1.7	165,015	13.9	
	先進医療特約	2,370	25.9	—	—	2,757	16.3	—	—	3,022	9.6	—	—	

(注) 1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。

2. 心身障害者扶養者生命保険の件数は、計には含みません。

3. 金額欄には主たる保障額を記載しています。

a. 個人年金保険・団体保険(年金払特約)は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。

b. 団体年金保険・財形保険は責任準備金を表します。

c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計、財形年金積立保険は責任準備金を表します。

d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。

e. 就業不能保障保険は就業不能保険金月額を表します。

4. 傷害損傷特約の金額は給付金額を、入院特約の金額は入院給付日額を表します。

5. 災害保障特約には交通災害保障特約を含みます。

6. 疾病特約には限定告知型医療特約を含みます。

⑤ 新契約高の推移(新契約+転換による増加)

(単位：千件、百万円、%)

区 分		平成22年度				平成23年度				平成24年度				
		件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比	
個人保険	死亡保険	終身保険	240	40.5	1,260,421	56.3	183	△23.7	939,130	△25.5	320	75.0	1,657,555	76.5
		定期付終身保険	3	77.4	80,212	62.3	338	9967.9	8,113,562	10015.1	241	△28.7	5,876,006	△27.6
		利率変動型積立終身保険	531	△6.5	10,882,298	△10.4	147	△72.2	2,429,346	△77.7	154	4.5	2,140,566	△11.9
		定期保険	9	△14.3	246,366	△7.7	8	△10.6	209,337	△15.0	11	42.0	266,085	27.1
		その他共計	948	2.8	12,636,954	△6.0	831	△12.3	11,840,093	△6.3	881	6.0	10,070,487	△14.9
	生死混合保険	養老保険	33	△5.9	113,480	△8.1	16	△51.3	57,566	△49.3	12	△22.3	45,699	△20.6
		定期付養老保険	1	△26.5	17,285	△29.8	1	△21.8	13,469	△22.1	1	1.5	12,606	△6.4
		生存給付金付定期保険	28	△5.7	118,482	△14.2	25	△9.4	104,348	△11.9	25	△1.0	100,151	△4.0
		その他共計	82	△6.8	301,677	△12.9	61	△25.3	221,299	△26.6	58	△5.4	200,913	△9.2
	生存保険	保障付積立保険	5	3.7	4,751	3.7	4	△13.0	4,119	△13.3	6	39.3	5,959	44.7
		その他共計	5	△4.1	4,751	△41.7	4	△13.0	4,119	△13.3	6	39.3	5,961	44.7
	計(1)		1,036	1.9	12,943,384	△6.2	897	△13.4	12,065,513	△6.8	946	5.4	10,277,362	△14.8
	個人年金保険(2)		120	△45.6	553,752	△44.4	145	20.2	681,231	23.0	166	14.6	799,095	17.3
	(1)+(2)合計		1,157	△6.6	13,497,136	△8.8	1,043	△9.9	12,746,744	△5.6	1,113	6.7	11,076,458	△13.1
	団体保険	団体定期保険	56	139.1	14,868	△31.5	45	△18.9	37,619	153.0	37	△17.4	14,051	△62.6
総合福祉団体定期保険		66	10.1	103,471	△31.4	46	△29.4	76,323	△26.2	57	22.7	113,815	49.1	
団体信用生命保険		0	△99.4	97	△99.6	1	799.5	821	739.1	0	△52.9	601	△26.8	
消費者信用団体生命保険		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
団体終身保険		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
心身障害者扶養者生命保険		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
年金払特約		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計(3)		123	5.7	118,438	△39.5	94	△23.2	114,764	△3.1	96	1.9	128,468	11.9	
(1)+(2)+(3)合計		1,280	△5.6	13,615,575	△9.2	1,137	△11.2	12,861,508	△5.5	1,209	6.3	11,204,926	△12.9	
団体年金保険	企業年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新企業年金保険	5	△45.4	33	△74.9	0	△96.0	0	△97.9	-	△100.0	-	△100.0	
	拋出型企業年金保険	0	△81.9	0	△89.9	0	21.9	0	△94.5	10	3766.0	0	536.4	
	厚生年金基金保険	7	116.1	-	-	5	△25.6	2	-	11	112.0	-	△100.0	
	国民年金基金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	団体生存保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	確定給付企業年金保険	-	-	3,201	72.3	-	-	5,173	61.6	-	-	151	△97.1	
	確定拠出年金保険	-	-	25	21.8	-	-	53	108.6	-	-	18	△65.7	
計	13	△11.4	3,261	61.4	6	△55.0	5,230	60.4	21	261.4	170	△96.7		
財形保険	1	△16.5	63	△41.6	1	△12.4	31	△50.7	1	△8.9	53	70.9		
財形年金保険	0	15.3	16	14.6	0	△5.6	11	△28.8	0	8.1	8	△27.8		
医療保障保険	0	54.0	1	△58.5	1	106.2	0	△46.7	0	△57.8	1	103.9		
就業不能保障保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
 2. 金額欄には主たる保障額を記載しています。
 a. 個人年金保険は年金支払開始時における年金原資を表します。
 b. 団体年金保険・財形保険は第1回収入保険料を表します。
 c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始時における年金原資、財形年金積立保険は第1回収入保険料を表します。
 d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。
 e. 就業不能保障保険は就業不能保険金月額を表します。
 3. 個人保険・個人年金保険には転換による増加及び保障一括見直しによる増加を含みます。

⑥ 個人保険・個人年金保険種類別新契約の推移(新契約+転換による増加)

(単位:千件、百万円、%)

区分	平成22年度			平成23年度			平成24年度					
	件数	占率	金額	件数	占率	金額	件数	占率	金額			
個人保険	終身保険	終身保険 (終身保険、バラ色人生、充実クラブW、ふるはーとW)	228	22.0	1,243,766	173	19.3	923,345	308	32.6	1,636,688	
		特定疾病保障終身保険 (リガード)	1	0.1	4,183	1	0.1	4,460	1	0.2	6,077	
		限定告知型終身保険 (千客万類)	11	1.1	12,038	9	1.0	10,840	10	1.1	14,077	
		一時払退職後終身保険	0	0.0	433	0	0.0	483	0	0.0	711	
		240	23.2	1,260,421	183	20.4	939,130	320	33.9	1,657,555		
	死亡保険	定期付終身保険 (Wステージ、(楽々)アンサンブル)	3	0.3	80,212	338	37.7	8,113,562	241	25.5	5,876,006	
		利率変動型積立終身保険 (ライフワン、Qバック)	531	51.3	10,882,298	147	16.5	2,429,346	154	16.3	2,140,566	
		定期保険	定期保険 (定期保険、エンプレムGP、充実プレミアム、エンプレムYOUプレミアム)	7	0.8	239,757	7	0.8	204,000	10	1.2	261,468
			特定疾病保障定期保険 (リガード)	1	0.1	6,037	0	0.1	4,874	0	0.1	4,602
	重度慢性疾患保障保険 (Vガード)		0	0.0	570	0	0.0	463	0	0.0	15	
	9	0.9	246,366	8	0.9	209,337	11	1.2	266,085			
医療保険 (ドクター-KING、たよれるYOU)	163	15.8	102,195	152	17.0	89,392	152	16.1	86,642			
定期特約	(14)	(1.4)	65,461	(13)	(1.5)	59,323	(10)	(1.2)	43,631			
計	948	91.5	12,636,954	831	92.6	11,840,093	881	93.1	10,070,487			
生死混合保険	養老保険 (自由保険)	33	3.3	113,480	16	1.8	57,566	12	1.4	45,699		
	定期付養老保険 (しあわせの保険)	1	0.1	17,285	1	0.1	13,469	1	0.1	12,606		
	生存給付金付定期保険 (記念日宣言)	28	2.7	118,482	25	2.9	104,348	25	2.7	100,151		
	こども保険 (こどもすくすく保険)	19	1.9	52,429	18	2.1	45,915	19	2.0	42,454		
	計	82	8.0	301,677	61	6.9	221,299	58	6.2	200,913		
生存保険	5	0.5	4,751	4	0.5	4,119	6	0.7	5,961			
合計	1,036	100.0	12,943,384	897	100.0	12,065,513	946	100.0	10,277,362			
個人年金保険	定額個人年金保険 (新たなしめ年金)	16	13.4	68,489	11	8.2	51,526	10	6.3	44,825		
	生存保障重視型個人年金保険 (たのしみ1番、充実ねんきん)	103	85.9	481,286	132	91.3	627,166	155	93.3	752,100		
	予定利率変動型個人年金保険 (たのしみF A 3つの納得)	0	0.4	2,031	0	0.3	1,517	0	0.3	1,404		
	変額個人年金保険	0	0.4	1,945	0	0.2	1,019	0	0.1	765		
	合計	120	100.0	553,752	145	100.0	681,231	166	100.0	799,095		

(注) 1. []は現在使用している主な販売名称を表します。
 2. 転換契約には保障一括見直し契約を含みます。
 3. ()内数値は、合計件数、合計占率には含みません。

7 個人保険の異動状況の推移

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	8,459	116,114,618	8,506	109,125,950	8,464	102,731,692
新契約	651	4,751,004	536	3,903,227	655	4,405,765
更新	8	45,468	3	27,567	11	31,541
復活	33	478,864	26	350,975	25	316,411
転換による増加	385	8,192,379	361	8,162,285	291	5,871,597
死亡	38	312,127	40	311,004	41	293,279
満期	165	534,862	144	482,696	141	473,796
保険金額の減少	(152)	1,463,964	(147)	1,294,535	(148)	1,203,807
転換による減少	383	9,048,646	362	8,692,253	291	6,351,927
解約	352	5,435,668	340	4,987,204	338	4,673,486
失効	118	1,682,193	95	1,228,187	86	1,056,849
その他の増減	26	△1,978,921	14	△1,842,432	11	△1,816,183
年末現在	8,506	109,125,950	8,464	102,731,692	8,561	97,487,676
(増加率)	(0.6)	(△6.0)	(△0.5)	(△5.9)	(1.1)	(△5.1)
純増加	46	△6,988,667	△41	△6,394,257	96	△5,244,016
(増加率)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 金額は死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の数値の合計を表します。
 2. ()内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。
 3. 転換による増加及び減少には、保障一括見直しによる増加及び減少を含みます。

8 個人年金保険の異動状況の推移

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,616	(1,705,903)	2,634	(1,705,215)	2,682	(1,722,119)
新契約	119	(66,191)	143	(78,102)	163	(90,990)
復活	0	2,773	0	2,235	0	2,227
転換による増加	1	7,785	1	9,482	2	13,963
死亡	7	41,502	8	42,764	8	46,275
支払満了	14	49	16	54	16	53
金額の減少	(4)	11,012	(4)	9,754	(4)	10,667
転換による減少	7	35,646	7	33,601	7	37,658
解約	65	327,247	58	285,361	72	347,944
失効	5	26,473	4	22,007	4	19,466
その他の増減	△2	△136,621	△2	△141,250	△10	△168,003
年末現在	2,634	(1,705,215)	2,682	(1,722,119)	2,729	(1,736,971)
(増加率)	(0.7)	(△0.2)	(1.8)	(1.1)	(1.8)	(1.3)
純増加	17	△22,028	47	148,671	46	171,254
(増加率)	(△85.1)	(-)	(167.2)	(-)	(△2.1)	15.2

(注) 1. 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。
 2. ()は、年始現在・新契約・年末現在の年金年額を表します。
 3. ()内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。

9 団体保険の異動状況の推移

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	23,774	33,484,098	23,431	32,564,094	22,938	32,370,988
新契約	123	118,438	94	114,764	96	128,468
更新	11,460	16,114,505	11,309	15,299,792	11,014	15,078,515
中途加入	1,843	2,710,225	1,766	2,710,119	2,021	3,569,867
保険金額の増加	(592)	694,639	(628)	885,536	(557)	813,632
死亡	51	55,369	51	55,084	48	50,414
満期	11,563	16,307,830	11,514	15,491,522	11,211	15,296,602
脱退	2,080	2,305,111	2,042	2,216,426	1,942	2,144,186
保険金額の減少	(430)	905,688	(411)	453,086	(406)	1,130,532
解約	75	84,108	54	115,082	348	180,833
失効	1	6,289	0	2,711	0	2,666
その他の増減	1	△893,415	0	△869,402	0	△849,692
年末現在	23,431	32,564,094	22,938	32,370,988	22,520	32,306,542
(増加率)	(△1.4)	(△2.7)	(△2.1)	(△0.6)	(△1.8)	(△0.2)
純増加	△343	△920,004	△492	△193,105	△418	△64,445
(増加率)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 金額は死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主たる保障部分の数値の合計を表します。
 2. 件数は被保険者数を表します。
 3. ()内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。

10 団体年金保険の異動状況の推移

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	8,180	2,528,329	7,766	2,430,296	7,432	2,463,043
新契約	13	3,261	6	5,230	21	170
年金支払	2,421	95,266	2,369	96,647	2,383	99,714
一時金支払	649	148,101	553	138,075	551	146,602
解約	162	147,194	124	110,479	100	35,782
年末現在	7,766	2,430,296	7,432	2,463,043	7,268	2,624,801
(増加率)	(△5.1)	(△3.9)	(△4.3)	(1.3)	(△2.2)	(6.6)
純増加	△414	△98,032	△334	32,747	△163	161,757
(増加率)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は責任準備金を表します。
 2. 「新契約」の金額は第1回収入保険料を表します。
 3. 件数は被保険者数を表します。

◆特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
	金額	金額	金額
個人変額保険	56,648	53,801	59,119
変額個人年金保険	2,392,426	2,345,959	2,382,260
団体年金保険	638,129	611,222	636,802
特別勘定計	3,087,203	3,010,983	3,078,182

② 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況

a. 運用概況

平成24年度の国内外の株式相場は、年度前半は欧州債務問題の深刻化や世界的な景気減速懸念から下落しましたが、後半は世界的な金融緩和政策や堅調な米国経済指標を受け大きく上昇、年度で大幅上昇となりました。国内外の長期金利は日米欧の金融緩和政策により低下（債券価格は上昇）し、国内公社債・外国公社債ともにプラスの収益率となりました。

こうした市場環境のなかで、個人変額保険特別勘定について

は、株式相場の戻り局面では株式の構成比の引き下げを、逆に相場が下落した局面では構成比の引き上げを基本に運用を行いました。変額個人年金保険のうち自社で運用する特別勘定については、基本資産配分並みの構成比を基本としつつ、相場の見通しに応じて構成比の調整を行いました。変額個人年金保険のうち投資信託を主な投資対象とする特別勘定については、投資信託の組入れ比率を高位に保ちました。

b. 保有契約高

●個人変額保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人変額保険(有期型)	421	1,748	375	1,531	329	1,373
個人変額保険(終身型)	61,324	317,331	60,142	311,282	59,026	305,449
合 計	61,745	319,080	60,517	312,813	59,355	306,822

(注) 保有契約高には、定期保険特約部分を含みます。

●変額個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	636,062	2,637,904	621,008	2,559,558	583,235	2,392,269

c. 特別勘定資産の内訳

●個人変額保険

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	—	—	2,100	3.9	1,679	2.8
有価証券	52,939	93.5	50,083	93.1	55,655	94.1
公社債	17,383	30.7	15,855	29.5	16,628	28.1
株 式	17,972	31.7	17,598	32.7	21,087	35.7
外国証券	17,583	31.0	16,629	30.9	17,938	30.3
公社債	5,256	9.3	5,271	9.8	6,249	10.6
株式等	12,327	21.8	11,357	21.1	11,689	19.8
その他の証券	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—	—	—
その他	3,708	6.5	1,617	3.0	1,784	3.0
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合 計	56,648	100.0	53,801	100.0	59,119	100.0

●変額個人年金保険

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	872	0.0	108,416	4.6	113,810	4.8
有価証券	2,280,587	95.3	2,210,515	94.2	2,221,629	93.3
公社債	865,864	36.2	914,313	39.0	933,744	39.2
株 式	376,549	15.7	368,808	15.7	381,814	16.0
外国証券	323,753	13.5	241,132	10.3	246,462	10.3
公社債	219,781	9.2	166,205	7.1	185,367	7.8
株式等	103,972	4.3	74,926	3.2	61,094	2.6
その他の証券	714,419	29.9	686,260	29.3	659,608	27.7
貸 付 金	—	—	—	—	—	—
その他	110,966	4.6	27,027	1.2	46,820	2.0
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合 計	2,392,426	100.0	2,345,959	100.0	2,382,260	100.0

d. 運用収支状況

●個人変額保険

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額	金額	金額
利息配当金等収入	1,148	1,149	1,141
有価証券売却益	1,054	504	1,326
有価証券償還益	10	—	—
有価証券評価益	11,177	11,868	16,186
為替差益	15	14	13
金融派生商品収益	222	195	123
その他の収益	9	3	5
有価証券売却損	2,755	1,517	1,962
有価証券償還損	0	—	0
有価証券評価損	11,987	11,412	8,020
為替差損	17	13	7
金融派生商品費用	83	119	213
その他の費用	0	0	0
収支差額	△1,207	674	8,591

(注) 平成22年度の有価証券評価益 11,177百万円には有価証券振戻益 8,112百万円が、有価証券評価損 11,987百万円には有価証券振戻損 3,401百万円がそれぞれ含まれています。平成23年度の有価証券評価益 11,868百万円には有価証券振戻益 8,585百万円が、有価証券評価損 11,412百万円には有価証券振戻損 3,064百万円がそれぞれ含まれています。平成24年度の有価証券評価益 16,186百万円には有価証券振戻益 8,347百万円が、有価証券評価損 8,020百万円には有価証券振戻損 3,283百万円がそれぞれ含まれています。

●変額個人年金保険

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額	金額	金額
利息配当金等収入	35,150	33,947	51,559
有価証券売却益	15,129	10,663	28,935
有価証券償還益	60	0	1
有価証券評価益	210,909	264,463	397,951
為替差益	1,197	661	643
金融派生商品収益	13,173	10,633	4,707
その他の収益	97	40	45
有価証券売却損	46,273	30,541	45,080
有価証券償還損	23	20	58
有価証券評価損	232,491	223,083	172,158
為替差損	964	705	399
金融派生商品費用	6,365	4,400	6,260
その他の費用	2,894	3,549	1,156
収支差額	△13,298	58,110	258,728

(注) 平成22年度の有価証券評価益 210,909百万円には有価証券振戻益 118,753百万円が、有価証券評価損 232,491百万円には有価証券振戻損 85,626百万円がそれぞれ含まれています。平成23年度の有価証券評価益 264,463百万円には有価証券振戻益 146,865百万円が、有価証券評価損 223,083百万円には有価証券振戻損 92,155百万円がそれぞれ含まれています。平成24年度の有価証券評価益 397,951百万円には有価証券振戻益 130,927百万円が、有価証券評価損 172,158百万円には有価証券振戻損 117,597百万円がそれぞれ含まれています。

e.有価証券等の時価情報

●売買目的有価証券

<個人変額保険>

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	52,939	△5,520	50,083	△5,064	55,655	3,101

<変額個人年金保険>

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	2,280,587	△54,709	2,210,515	△13,329	2,221,629	212,462

●金銭の信託の時価情報

<個人変額保険>

平成22年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成22年度以降期末残高がないため、記載していません。

f.デリバティブ取引の時価情報

●差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

<個人変額保険>

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末						平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	34	—	—	34
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	34	—	—	34

区 分	平成24年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	0	6	—	—	6
合 計	—	0	6	—	—	6

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

<変額個人年金保険>

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末						平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△1,097	16	—	—	△1,081	—	—	1,470	—	—	1,470
合 計	—	△1,097	16	—	—	△1,081	—	—	1,470	—	—	1,470

区 分	平成24年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△1	3	—	—	1
合 計	—	△1	3	—	—	1

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

●金利関連

<個人変額保険>

平成22年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成22年度以降期末残高がないため、記載していません。

●通貨関連

<個人変額保険>

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末				
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
											うち1年超	うち1年超
店頭	為替予約											
	売建	—	—	—	—	—	—	194	—	△0	△0	
	(米ドル)	—	—	—	—	—	—	29	—	△0	△0	
	(ユーロ)	—	—	—	—	—	—	165	—	△0	△0	
	買建	—	—	—	—	—	—	191	—	0	0	
(米ドル)	—	—	—	—	—	—	21	—	0	0		
(ユーロ)	—	—	—	—	—	—	170	—	0	0		
合計											0	

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
 2. 外貨建金銭債権債務等が為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。
 3. 差損益欄には、先物取引の契約額と時価との差額を記載しています。

<変額個人年金保険>

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末				
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
											うち1年超	うち1年超
店頭	為替予約											
	売建	40,928	—	△1,097	△1,097	—	—	—	—	1,982	—	△7
	(米ドル)	40,928	—	△1,097	△1,097	—	—	—	—	462	—	△0
	(ユーロ)	—	—	—	—	—	—	—	—	1,520	—	△7
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—	1,979	—	6
(米ドル)	—	—	—	—	—	—	—	—	794	—	0	
(ユーロ)	—	—	—	—	—	—	—	—	1,184	—	6	
合計				△1,097								△1

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
 2. 外貨建金銭債権債務等が為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。
 3. 差損益欄には、先物取引の契約額と時価との差額を記載しています。

●株式関連

<個人変額保険>

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末			
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	
											うち1年超
取引所	株価指数先物										
	売建	—	—	—	—	—	—	599	—	6	6
	買建	—	—	—	609	—	34	—	—	—	—
合計							34				6

<変額個人年金保険>

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末			平成24年度末				
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
											うち1年超	うち1年超
取引所	株価指数先物											
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	買建	2,376	—	16	16	25,243	—	1,470	1,470	7,571	—	3
合計				16				1,470				3

●債券関連

<個人変額保険>

平成22年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成22年度以降期末残高がないため、記載していません。

●その他

<個人変額保険>

平成22年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成22年度以降期末残高がないため、記載していません。

個人変額保険、変額個人年金保険のうち最低保証付変額保険(年金受取型)については、別途事業年度末閲覧資料「平成24年度変額保険(特別勘定)・最低保証付変額保険(特別勘定)の概況」を作成し、本社・支社に備え置いています。

③ 団体年金保険特別勘定の状況

a. 団体年金保険特別勘定特約の受託状況

(単位：件、億円)

	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	件数	時価残高	件数	時価残高	件数	時価残高
第1特約	1,805	6,066	1,658	5,704	1,559	5,831
第2特約	1	290	1	338	1	360
合計	1,806	6,356	1,659	6,041	1,560	6,190

(注) 1. 件数は、各年度末に時価残高のある団体数です。

2. 特別勘定第1特約は、複数の団体年金のご契約資金を合同運用しています。特別勘定第2特約は、年金資産を個々のご契約ごとに単独運用しています。

b. 特別勘定第1特約(総合口A)の状況

●基本ポートフォリオおよび平成24年度運用計画

(単位：%)

(単位：%)

	長期基本ポートフォリオ			
	構成比	レンジ	期待収益率	標準偏差
国内債券	33	13~53	1.20	3.06
国内株式	33	23~43	6.10	18.65
外国債券	11	1~21	3.10	10.81
外国株式	21	11~31	7.60	18.63
現預金等	2	—	0.30	0.51
合計	100	—	4.35	9.14

	平成24年度運用計画		
	計画構成比	期待収益率	標準偏差
国内債券	32	0.03	2.00
国内株式	34	9.88	17.90
外国債券	11	3.29	9.74
外国株式	21	10.16	21.03
現預金等	2	0.08	0.06
合計	100	5.87	10.14

●運用実績の推移

(単位：%)

	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	ファンド	ベンチマーク	超過収益	ファンド	ベンチマーク	超過収益	ファンド	ベンチマーク	超過収益
国内債券	2.20	1.81	0.39	2.91	2.94	△0.03	3.72	3.72	0.00
国内株式	△8.50	△9.23	0.73	0.89	0.59	0.30	23.63	23.82	△0.20
外国債券	△7.41	△7.54	0.13	4.74	4.99	△0.25	17.65	17.73	△0.09
外国株式	2.84	2.41	0.43	0.37	0.50	△0.13	28.34	28.99	△0.65
現預金等	△0.21	0.09	△0.30	0.42	0.08	0.35	0.64	0.08	0.56
合計	△2.17	△2.54	0.36	1.75	2.29	△0.53	17.71	17.46	0.25

(注) 1. ファンドの各資産の実績は時間加重収益率、合計の実績はユニット価格伸び率を掲載しております。

2. 現預金等の時間加重収益率には、外国資産売買約定時の「外貨未収・未払金」に係る為替差損益の影響が含まれております。これは約定日の為替レートと資金受渡し時の為替レートを比べて変動した部分が現預金等の時間加重収益率として計上されるものです。

3. 合計のベンチマーク収益率は、各資産のベンチマーク収益率を各年度計画構成比で加重した値です。

●平成24年度運用状況

- ・平成24年度のパフォーマンスは17.71%となり、年度運用計画をもとにした複合ベンチマーク対比でアウトパフォーマンスしました。
- ・資産配分の面では、主に第3四半期半ばから第4四半期末にかけて国内債券をアンダーウエイト、国内株式および外国株式をオーバーウエイトで運用したことがプラス寄与しました。
- ・個別資産の面では、主に外国株式におけるアジア新興諸国株式の組入れ、および国内株式がアンダーパフォーマンスしたことがマイナス寄与しました。

●資産別時価残高の推移

(単位：百万円、%)

	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	時価残高	構成比	時価残高	構成比	時価残高	構成比
国内債券	74,290	31.2	64,438	29.8	59,758	27.8
国内株式	80,353	33.7	75,067	34.7	69,390	32.3
外国債券	22,995	9.7	23,079	10.7	22,104	10.3
外国株式	52,945	22.2	43,556	20.1	46,272	21.6
現預金等	7,591	3.2	10,274	4.8	17,172	8.0
合計	238,173	100.0	216,414	100.0	214,696	100.0

◆経営諸指標

① 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新契約平均保険金	7,294	7,275	6,722
保有契約平均保険金	12,828	12,136	11,386

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

② 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人保険	4.1	3.6	4.3
個人年金保険	4.1	5.1	5.8
団体保険	0.4	0.4	0.4

(注) 転換契約は含みません。

③ 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人保険	6.1	5.7	5.6
個人年金保険	2.7	2.3	2.7
団体保険	0.3	0.4	0.6

④ 個人保険新契約年間平均保険料(月払契約)

(単位：円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
134,876	137,650	141,670

(注) 転換契約は含みません。

⑤ 死亡率(個人保険主契約)

a. 件数率

(単位：%)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
4.57	4.82	4.81

b. 金額率

(単位：%)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
2.77	2.93	2.93

⑥ 特約発生率(個人保険+個人年金保険)

(単位:%)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
災害死亡 保障契約	件数	0.25	0.43	0.24
	金額	0.21	0.31	0.22
障害 保障契約	件数	0.29	0.29	0.28
	金額	0.10	0.09	0.09
災害入院 保障契約	件数	5.25	5.35	5.62
	金額	142	142	143
疾病入院 保障契約	件数	56.27	59.21	63.50
	金額	1,005	1,032	1,064
成人病入院 保障契約	件数	15.70	16.94	18.55
	金額	440	461	473
疾病・傷害手術 保障契約	件数	50.25	53.23	57.97
成人病手術 保障契約	件数	8.79	10.03	11.68

⑦ 事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
12.5	13.6	11.5

⑧ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位:社)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
9 (4)	9 (4)	9 (3)

(注) ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

⑨ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
90.9 (100.0)	93.9 (100.0)	94.4 (100.0)

(注) ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

⑩ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A-以上	85.3 (100.0)	84.0 (100.0)	86.1 (100.0)
BBB-以上	— (—)	— (—)	— (—)
その他 (格付なしを含む)	14.7 (—)	16.0 (—)	13.9 (—)
合計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

(注) 1. 格付は、以下の方法により区分しています。
 a. スタンダード&プアーズ社(S & P社)の格付を使用し、同社の格付がない場合は「その他(格付なしを含む)」に区分しています。
 b. 各事業年度末時点の格付に基づいています。
 2. ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

11 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
110 (8)	89 (6)	117 (39)

(注) ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
第三分野発生率	32.3	33.3	33.1
医療(疾病)	34.8	35.5	35.5
がん	37.7	39.4	42.9
介護	26.7	27.3	25.4
その他	29.0	31.3	27.2

(注) 1. 保険種類(特約)単位で主要な第三分野給付の属する区分に分類しています。
 2. 発生保険金額は、「保険金・給付金額等の支払額」「対応する支払備金繰入額」および「保険金支払に係る事業費等」の合計額としています。
 3. 経過保険料は、「年度始保有契約と年度末保有契約の年換算保険料の和半」等としています。
 4. 生前給付・医療保障と死亡保障等が組み込まれている保険種類(特約)については、死亡保障等に該当する部分を発生保険金額および経過保険料に含めています。

13 各種ローン金利

(単位：%)

貸付の種類	一般貸付 標準金利 (長期プライムレート)		貸付の種類	一般貸付 標準金利 (長期プライムレート)		貸付の種類	一般貸付 標準金利 (長期プライムレート)	
平成22年度	4月 9日	1.65	平成23年度	4月 8日	1.70	平成24年度	4月10日	1.35
	5月11日	1.60		5月10日	1.55		5月10日	1.30
	6月10日	1.45		6月10日	1.50		6月8日	1.30
	7月 9日	1.45		7月 8日	1.50		7月10日	1.25
	8月10日	1.40		8月10日	1.35		8月10日	1.25
	9月10日	1.45		9月 9日	1.40		9月11日	1.25
	10月 8日	1.30		10月12日	1.40		10月10日	1.25
	11月10日	1.40		11月10日	1.40		11月9日	1.20
	12月10日	1.60		12月 9日	1.40		12月11日	1.20
	1月12日	1.50		1月11日	1.40		1月10日	1.20
	2月10日	1.65		2月10日	1.40		2月8日	1.15
	3月10日	1.60		3月 9日	1.35		3月8日	1.15

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況

連結決算の状況(直近事業年度における事業の概況)

(単位：百万円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	3,647,518	4,064,942	3,668,568	3,401,935	4,192,041
経常利益	104,198	159,787	153,704	201,561	223,636
当期純剰余	104,244	111,874	108,944	107,998	107,834
包括利益	—	—	54,061	230,057	347,943

(単位：百万円)

項目	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
総資産	22,666,512	23,072,153	23,754,851	24,033,569	26,566,620
ソルベンシー・マージン比率	—	—	—	719.1%	843.9%

住友生命グループは、お客さまとご家族の人生を守り支えていくことができるよう、生命保険業を中心に、保険関連事業、資産運用関連事業等を推進する中で、グループ経営全般にわたる品質の向上と収益力の強化に取り組んでまいりました。

グループの中核事業である生命保険業では、当社において、営業職員によるコンサルティングとサービスの充実ならびに金融機関および日本郵政グループ各社の窓口を通じた保険販売の推進等に取り組んでまいりました。その結果、個人保険・個人年金保険の保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比1.3%の増加となりました。

また、メディケア生命保険株式会社では、来店型保険ショップや銀行等の窓口を通じた医療保険の販売を推進しており、平成24年4月には従来の医療保障商品を改定し、より充実した医療保障をご準備いただける医療終身保険(無解約返戻金型)「メディフィットA(エース)」を発売するとともに、同商品を販売する代理店の増加に取り組みました。こうした結果、同社の保有契約の年換算保険料は前年度末比大幅に増加いたしました。

一方、保険関連事業では、いずみライフデザイナーズ株式会社が来店型保険ショップ事業を展開してまいりました。事業の一層の拡大と収益力の向上に取り組んだ結果、同社の営業収益は前年比増加いたしました。

次に、資産運用関連事業では、三井住友アセットマネジメント株式会社が充実した運用体制と高度なリサーチ能力に基づいて質の高い資産運用サービスを提供いたしました。平成24年度については、前年末までの株式市場の低迷等を受けた受託資

産の平均残高の伸び悩みにより営業収入は減少したものの、経費が減少したことなどにより営業利益は前年比増加いたしました。なお、顧客基盤の拡大や商品販売力・資産運用力の強化等を図る観点から、平成25年4月1日に同社はトヨタアセットマネジメント株式会社を吸収合併いたしました。

続いて、総務関連事業等では、スミセイ情報システム株式会社が当社のシステム開発を中心にグループ全体のIT戦略に貢献いたしました。こうした中で、営業用携帯端末「SumiseiLief(スミセイリーフ)」の開発等の大型案件の受注を主な要因として、営業利益は前年比増加いたしました。

なお、平成24年5月31日に総合証券事務サービス株式会社は解散決議を行い、平成24年9月27日に清算終了いたしました。また、海外事業の展開を推進する中で、平成24年12月、当社はベトナム最大手の保険・金融グループであり、同国で高いブランド力を有するBao Viet Holdings(バオベトホールディングス)と業務提携を行うことに合意いたしました。平成25年3月には同社の発行済株式の18%を取得したことなどにより、同社およびその傘下の生命保険業を営む会社等5社は当社の関連法人等となりました。

こうした結果、当連結会計年度の経常収益は4兆1920億円(前年比23.2%増)、経常利益は2236億円(同11.0%増)、当期純剰余は1078億円(同0.2%減)となりました。また、総資産額は26兆5666億円(前年度末比10.5%増)となりました。連結ソルベンシー・マージン比率については、843.9%と十分な水準を確保しております。

① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	平成24年度末 (平成25年3月31日現在)
	金額	金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金	121,444	127,313	233,076
コールローン	433,800	375,700	434,100
買入金銭債権	390,037	353,742	310,241
有価証券	18,070,402	18,889,513	21,695,225
貸付金	3,171,361	2,887,447	2,663,423
有形固定資産	949,839	912,132	820,230
土地	534,568	523,603	481,625
建物	405,397	379,029	328,114
リース資産	613	1,330	4,292
建設仮勘定	1,104	1,341	542
その他の有形固定資産	8,155	6,826	5,656
無形固定資産	24,524	26,452	27,690
ソフトウェア	13,698	15,345	17,124
リース資産	—	89	52
その他の無形固定資産	10,826	11,017	10,513
代理店貸	3	5	3
再保険貸	187	214	195
その他資産	280,576	250,508	247,044
繰延税金資産	320,362	211,596	135,712
支払承諾見返	440	3,000	3,000
貸倒引当金	△8,128	△4,058	△3,324
資産の部合計	23,754,851	24,033,569	26,566,620
(負債の部)			
保険契約準備金	21,605,221	22,146,905	23,399,622
支払備金	128,789	101,548	102,783
責任準備金等	21,154,707	21,741,822	23,005,316
社員配当準備金	321,724	303,534	291,521
再保険借	144	136	115
その他負債	1,221,294	779,460	1,683,711
債券貸借取引受入担保金	488,275	83,609	733,125
その他の負債	733,019	695,851	950,585
退職給付引当金	21,559	22,303	23,718
役員退職慰労引当金	4	7	14
価格変動準備金	161,452	161,461	206,574
繰延税金負債	55	277	843
再評価に係る繰延税金負債	36,610	30,083	27,927
支払承諾	440	3,000	3,000
負債の部合計	23,046,783	23,143,636	25,345,526
(純資産の部)			
基金	210,000	220,000	270,000
基金償却積立金	229,000	319,000	369,000
再評価積立金	2	2	2
連結剰余金	378,775	336,733	323,928
基金等合計	817,777	875,735	962,931
その他有価証券評価差額金	△9,729	107,364	348,334
繰延ヘッジ損益	162	59	—
土地再評価差額金	△104,263	△97,069	△93,037
為替換算調整勘定	△393	△428	△345
その他の包括利益累計額合計	△114,223	9,926	254,950
少数株主持分	4,514	4,270	3,212
純資産の部合計	708,068	889,933	1,221,094
負債及び純資産の部合計	23,754,851	24,033,569	26,566,620

② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 (連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
	金額	金額	金額
経常収益	3,668,568	3,401,935	4,192,041
保険料等収入	3,010,164	2,644,607	3,183,999
資産運用収益	531,948	612,488	894,321
利息及び配当金等収入	486,392	494,444	510,324
売買目的有価証券運用益	—	—	1,131
有価証券売却益	28,723	41,988	33,389
有価証券償還益	824	912	—
金融派生商品収益	15,374	—	—
為替差益	182	1,162	—
貸倒引当金戻入額	—	3,687	720
その他運用収益	450	617	1,129
特別勘定資産運用益	—	69,676	347,626
その他経常収益	126,456	144,838	113,720
経常費用	3,514,864	3,200,373	3,968,404
保険金等支払金	1,998,995	1,894,710	1,940,792
保険金	614,695	605,565	569,565
年金	300,377	311,299	357,460
給付金	411,266	390,411	389,894
解約返戻金	573,826	509,199	514,929
その他返戻金等	98,830	78,234	108,942
責任準備金等繰入額	805,218	587,588	1,265,177
支払備金繰入額	19,403	—	1,234
責任準備金繰入額	785,070	587,115	1,263,494
社員配当金積立利息繰入額	744	473	448
資産運用費用	181,366	213,850	237,548
支払利息	12,978	12,230	9,625
売買目的有価証券運用損	150	386	—
有価証券売却損	57,638	48,448	10,080
有価証券評価損	49,626	67,120	13,318
金融派生商品費用	—	48,787	171,867
為替差損	—	—	20
賃貸用不動産等減価償却費	18,463	18,166	16,181
その他運用費用	18,724	18,710	16,454
特別勘定資産運用損	23,783	—	—
事業費	376,336	355,776	371,395
その他経常費用	152,946	148,448	153,490
経常利益	153,704	201,561	223,636
特別利益	9,649	4,735	11,765
固定資産等処分益	8,517	4,735	11,765
貸倒引当金戻入額	1,132	—	—
特別損失	31,765	13,844	96,277
固定資産等処分損	3,532	6,615	26,313
減損損失	8,089	6,427	24,237
価格変動準備金繰入額	18,805	9	45,112
不動産圧縮損	—	13	—
社会及び契約者福祉増進助成金	646	778	614
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	692	—	—
税金等調整前当期純剰余	131,589	192,452	139,124
法人税及び住民税等	10,486	30,028	65,067
法人税等調整額	12,561	54,999	△32,639
法人税等合計	23,048	85,028	32,428
少数株主損益調整前当期純剰余	108,541	107,423	106,696
少数株主損失	403	574	1,138
当期純剰余	108,944	107,998	107,834

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
	金額	金額	金額
少数株主損益調整前当期純剰余	108,541	107,423	106,696
その他の包括利益	△54,479	122,634	241,247
その他有価証券評価差額金	△54,308	117,219	241,109
繰延ヘッジ損益	△81	△102	△59
土地再評価差額金	—	5,565	—
為替換算調整勘定	△101	△35	82
持分法適用会社に対する持分相当額	11	△13	114
包括利益	54,061	230,057	347,943
親会社に係る包括利益	54,445	230,527	348,826
少数株主に係る包括利益	△383	△469	△883

③ 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	金額	金額	金額
基金等			
基金			
当期首残高	199,000	210,000	220,000
当期変動額			
基金の募集	70,000	100,000	100,000
基金の償却	△59,000	△90,000	△50,000
当期変動額合計	11,000	10,000	50,000
当期末残高	210,000	220,000	270,000
基金償却積立金			
当期首残高	170,000	229,000	319,000
当期変動額			
基金償却積立金の積立	59,000	90,000	50,000
当期変動額合計	59,000	90,000	50,000
当期末残高	229,000	319,000	369,000
再評価積立金			
当期首残高	2	2	2
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2	2	2
連結剰余金			
当期首残高	404,345	378,775	336,733
当期変動額			
社員配当準備金の積立	△61,602	△57,466	△63,345
基金償却積立金の積立	△59,000	△90,000	△50,000
基金利息の支払	△4,910	△3,828	△3,261
当期純剰余	108,944	107,998	107,834
連結の範囲の変更	271	2,883	—
土地再評価差額金の取崩	△9,273	△1,628	△4,031
当期変動額合計	△25,570	△42,041	△12,804
当期末残高	378,775	336,733	323,928
基金等合計			
当期首残高	773,347	817,777	875,735
当期変動額			
基金の募集	70,000	100,000	100,000
社員配当準備金の積立	△61,602	△57,466	△63,345
基金利息の支払	△4,910	△3,828	△3,261
当期純剰余	108,944	107,998	107,834
基金の償却	△59,000	△90,000	△50,000
連結の範囲の変更	271	2,883	—
土地再評価差額金の取崩	△9,273	△1,628	△4,031
当期変動額合計	44,429	57,958	87,195
当期末残高	817,777	875,735	962,931
その他の包括利益累計額			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高	44,901	△9,729	107,364
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△54,630	117,093	240,970
当期変動額合計	△54,630	117,093	240,970
当期末残高	△9,729	107,364	348,334
繰延ヘッジ損益			
当期首残高	243	162	59
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△81	△102	△59
当期変動額合計	△81	△102	△59
当期末残高	162	59	—
土地再評価差額金			
当期首残高	△113,537	△104,263	△97,069
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	9,273	7,194	4,031
当期変動額合計	9,273	7,194	4,031
当期末残高	△104,263	△97,069	△93,037
為替換算調整勘定			
当期首残高	△292	△393	△428
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△101	△35	82
当期変動額合計	△101	△35	82
当期末残高	△393	△428	△345
その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△68,684	△114,223	9,926
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△45,539	124,150	245,024
当期変動額合計	△45,539	124,150	245,024
当期末残高	△114,223	9,926	254,950

科 目	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	金額	金額	金額
少数株主持分			
当期首残高	—	4,514	4,270
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	4,514	△243	△1,058
当期変動額合計	4,514	△243	△1,058
当期末残高	4,514	4,270	3,212
純資産合計			
当期首残高	704,663	708,068	889,933
当期変動額			
基金の募集	70,000	100,000	100,000
社員配当準備金の積立	△61,602	△57,466	△63,345
基金利息の支払	△4,910	△3,828	△3,261
当期純剰余	108,944	107,998	107,834
基金の償却	△59,000	△90,000	△50,000
連結の範囲の変更	271	2,883	—
土地再評価差額金の取崩	△9,273	△1,628	△4,031
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△41,024	123,906	243,965
当期変動額合計	3,404	181,864	331,161
当期末残高	708,068	889,933	1,221,094

連結財務諸表の作成方針

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数 4社 連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、スマセイ情報システム株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc. です。 主要な非連結子会社及び子法人等は、スマセイ印刷株式会社、株式会社スマセイビルマネージメントです。 なお、当連結会計年度より、メディケア生命保険株式会社は営業を開始したため、連結の範囲に含めております。 当連結会計年度に重要性が低下したと認められるスマセイ損害保険株式会社並びに非連結子会社及び子法人等については、総資産、経常収益、当期純損益及び剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数 3社 持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社です。 持分法を適用していない非連結子会社及び子法人等並びに関連法人等(日本企業年金サービス株式会社(平成23年1月1日付でジャパン・ペンション・サービス株式会社が社名変更)他)については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4. のれんの償却に関する事項 のれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数 13社 連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スマセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スマセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スマセイハーモニー、スマセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スマセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スマセイサポート&コンサルティング、総合証券事務サービス株式会社、Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc. です。 なお、株式会社スマセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スマセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スマセイハーモニー、株式会社シーエスエス、スマセイ保険サービス株式会社、株式会社スマセイサポート&コンサルティング、総合証券事務サービス株式会社は、連結ベースの財務健全性基準の導入に伴い当連結会計年度末より連結の範囲に含めております。非連結子会社及び子法人等は、ありません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数 3社 持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社です。 持分法を適用していない関連法人等(日本企業年金サービス株式会社他)については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、株式会社シーエスエスとSumitomo Life Insurance Agency America, Inc.の決算日はそれぞれ3月25日と12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4. のれんの償却に関する事項 のれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数 12社 連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スマセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スマセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スマセイハーモニー、スマセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スマセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スマセイサポート&コンサルティング、Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc. です。 なお、総合証券事務サービス株式会社は、当連結会計年度に清算終了したため、連結の範囲から除いております。 非連結子会社及び子法人等は、ありません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数 9社 主な持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、Bao Viet Holdings 株式会社です。 なお、当連結会計年度に Bao Viet Holdings の株式を取得したことに伴い、同社とその子会社5社を持分法適用関連法人等としております。 持分法を適用していない関連法人等(日本企業年金サービス株式会社他)については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、株式会社シーエスエスとSumitomo Life Insurance Agency America, Inc.の決算日はそれぞれ3月25日と12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4. のれんの償却に関する事項 のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

重要な会計方針

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。</p> <p>(1) 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 親会社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債にに応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>(3) 親会社のデリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法 親会社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。</p> <p>建物</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>その他の有形固定資産</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 親会社の保有する外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。</p>	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。</p> <p>(1) 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 親会社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債にに応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>(3) 親会社のデリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法 親会社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。</p> <p>建物</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>その他の有形固定資産</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 親会社の保有する外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。</p>	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。</p> <p>(1) 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 親会社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債にに応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>(3) 親会社のデリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法 親会社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。</p> <p>建物</p> <p>定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>その他の有形固定資産</p> <p>定率法によっております。</p> <p>なお、親会社は、当連結会計年度より、法人税法の改正(「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年12月2日公布法律第114号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成23年12月2日公布政令第379号))に伴い、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益への影響は軽微です。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 親会社の保有する外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p>

平成22年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	平成23年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	平成24年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)																																																																																																				
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、226百万円です。連結子会社及び子法人等については、親会社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 親会社の退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当連結会計年度末において必要と認める額を計上しております。親会社の退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳 イ. 退職給付債務</p> <table border="0"> <tr> <td>△316,356百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td> <td>207,825百万円</td> </tr> <tr> <td>うち、退職給付信託</td> <td>84,547百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td>△108,531百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td>103,178百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識過去勤務債務</td> <td>△206百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td>△5,559百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 前払年金費用</td> <td>14,918百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td>△20,478百万円</td> </tr> </table> <p>②退職給付債務等の計算基礎 イ. 退職給付見込額の期間配分方法</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌連結会計年度から8年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table> <p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>	△316,356百万円		ロ. 年金資産	207,825百万円	うち、退職給付信託	84,547百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△108,531百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	103,178百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	△206百万円	ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△5,559百万円	ト. 前払年金費用	14,918百万円	チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△20,478百万円		期間定額基準	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率		確定給付企業年金	2.0%	退職給付信託	0.0%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数		翌連結会計年度から8年		ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、570百万円です。連結子会社及び子法人等については、親会社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 親会社の退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当連結会計年度末において必要と認める額を計上しております。親会社の退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳 イ. 退職給付債務</p> <table border="0"> <tr> <td>△314,213百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td> <td>213,405百万円</td> </tr> <tr> <td>うち、退職給付信託</td> <td>81,790百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td>△100,808百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td>92,316百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識過去勤務債務</td> <td>△103百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td>△8,595百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 前払年金費用</td> <td>12,477百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td>△21,072百万円</td> </tr> </table> <p>②退職給付債務等の計算基礎 イ. 退職給付見込額の期間配分方法</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌連結会計年度から8年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table> <p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>	△314,213百万円		ロ. 年金資産	213,405百万円	うち、退職給付信託	81,790百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△100,808百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	92,316百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	△103百万円	ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△8,595百万円	ト. 前払年金費用	12,477百万円	チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△21,072百万円		期間定額基準	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率		確定給付企業年金	1.0%	退職給付信託	0.0%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数		翌連結会計年度から8年		ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、223百万円です。連結子会社及び子法人等については、親会社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 親会社の退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づき当連結会計年度末において必要と認める額を計上しております。親会社の退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。</p> <p>①退職給付債務及びその内訳 イ. 退職給付債務</p> <table border="0"> <tr> <td>△307,439百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td> <td>235,827百万円</td> </tr> <tr> <td>うち、退職給付信託</td> <td>93,872百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td>△71,612百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td>56,472百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)</td> <td>△15,139百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 前払年金費用</td> <td>7,314百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 退職給付引当金(ホ-ヘ)</td> <td>△22,453百万円</td> </tr> </table> <p>②退職給付債務等の計算基礎 イ. 退職給付見込額の期間配分方法</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌連結会計年度から8年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table> <p>5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>	△307,439百万円		ロ. 年金資産	235,827百万円	うち、退職給付信託	93,872百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△71,612百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	56,472百万円	ホ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	△15,139百万円	ヘ. 前払年金費用	7,314百万円	ト. 退職給付引当金(ホ-ヘ)	△22,453百万円		期間定額基準	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率		確定給付企業年金	0.5%	退職給付信託	0.0%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数		翌連結会計年度から8年		ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年
△316,356百万円																																																																																																						
ロ. 年金資産	207,825百万円																																																																																																					
うち、退職給付信託	84,547百万円																																																																																																					
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△108,531百万円																																																																																																					
ニ. 未認識数理計算上の差異	103,178百万円																																																																																																					
ホ. 未認識過去勤務債務	△206百万円																																																																																																					
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△5,559百万円																																																																																																					
ト. 前払年金費用	14,918百万円																																																																																																					
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△20,478百万円																																																																																																					
	期間定額基準																																																																																																					
ロ. 割引率	2.0%																																																																																																					
ハ. 期待運用収益率																																																																																																						
確定給付企業年金	2.0%																																																																																																					
退職給付信託	0.0%																																																																																																					
ニ. 数理計算上の差異の処理年数																																																																																																						
翌連結会計年度から8年																																																																																																						
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年																																																																																																					
△314,213百万円																																																																																																						
ロ. 年金資産	213,405百万円																																																																																																					
うち、退職給付信託	81,790百万円																																																																																																					
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△100,808百万円																																																																																																					
ニ. 未認識数理計算上の差異	92,316百万円																																																																																																					
ホ. 未認識過去勤務債務	△103百万円																																																																																																					
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△8,595百万円																																																																																																					
ト. 前払年金費用	12,477百万円																																																																																																					
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△21,072百万円																																																																																																					
	期間定額基準																																																																																																					
ロ. 割引率	2.0%																																																																																																					
ハ. 期待運用収益率																																																																																																						
確定給付企業年金	1.0%																																																																																																					
退職給付信託	0.0%																																																																																																					
ニ. 数理計算上の差異の処理年数																																																																																																						
翌連結会計年度から8年																																																																																																						
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年																																																																																																					
△307,439百万円																																																																																																						
ロ. 年金資産	235,827百万円																																																																																																					
うち、退職給付信託	93,872百万円																																																																																																					
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△71,612百万円																																																																																																					
ニ. 未認識数理計算上の差異	56,472百万円																																																																																																					
ホ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	△15,139百万円																																																																																																					
ヘ. 前払年金費用	7,314百万円																																																																																																					
ト. 退職給付引当金(ホ-ヘ)	△22,453百万円																																																																																																					
	期間定額基準																																																																																																					
ロ. 割引率	2.0%																																																																																																					
ハ. 期待運用収益率																																																																																																						
確定給付企業年金	0.5%																																																																																																					
退職給付信託	0.0%																																																																																																					
ニ. 数理計算上の差異の処理年数																																																																																																						
翌連結会計年度から8年																																																																																																						
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	3年																																																																																																					

平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の親会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、親会社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算しております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 親会社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。 これに伴い、有形固定資産が1,148百万円増加し、その他の負債が1,978百万円増加しております。また、経常利益が117百万円減少し、税金等調整前当期純剰余が830百万円減少しております。</p>	<p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の親会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替予約の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、親会社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算しております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 親会社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。</p>	<p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の親会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替予約の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の積立方法 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、親会社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後)を適用)して計算しております。</p> <p>10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 親会社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 未適用の会計基準等 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、「退職給付に関する会計基準」(平成24年5月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第26号)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成24年5月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第25号)です。平成25年度末及び平成26年度より適用を予定しており、適用による影響は現在評価中です。</p>

表示方法の変更

平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	<p>1. 保険業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 連結損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、当連結会計年度より資産運用収益に含めて表示しております。 (2) 連結基金等変動計算書において、従来、前期末から当期末までの残高の変動を記載しておりましたが、当連結会計年度より当期首から当期末までの残高の変動を記載しております。</p>	

注記事項(連結貸借対照表関係)

平成22年度(平成23年3月31日現在)	平成23年度(平成24年3月31日現在)	平成24年度(平成25年3月31日現在)																														
<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、7,318百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。</p> <p>貸付金のうち、破綻先債権額は、7百万円、延滞債権額は、6,943百万円です。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、54百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。</p> <p>貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、6百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、361百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、481,419百万円です。</p> <p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,087,203百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>前連結会計年度末現在高</td> <td>336,273百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td>61,602百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度社員配当金支払額</td> <td>76,896百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>744百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td>321,724百万円</td> </tr> </table> <p>5. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式の総額は、14,420百万円です。</p> <p>6. 担保に提供している資産の額は、有価証券498,774百万円です。</p> <p>7. 親会社は、保険業法第60条の規定により基金を70,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>8. 親会社は、基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、親会社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行った算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法</p> <p>10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、476,429百万円です。</p>	前連結会計年度末現在高	336,273百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	61,602百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	76,896百万円	利息による増加等	744百万円	当連結会計年度末現在高	321,724百万円	<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,095百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。</p> <p>貸付金のうち、破綻先債権額は、延滞債権額、49百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。</p> <p>貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、3百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、328百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、489,090百万円です。</p> <p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,010,983百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>321,724百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td>57,466百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度社員配当金支払額</td> <td>76,129百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>473百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td>303,534百万円</td> </tr> </table> <p>5. 関連法人等の株式の総額は、13,077百万円です。</p> <p>6. 担保に提供している資産の額は、有価証券492,054百万円です。</p> <p>7. 親会社は、保険業法第60条の規定により基金を100,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>8. 親会社は、基金90,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、親会社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行った算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の合計額を下回った額 3,005百万円</p> <p>10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、153,445百万円です。</p>	当期首現在高	321,724百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	57,466百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	76,129百万円	利息による増加等	473百万円	当連結会計年度末現在高	303,534百万円	<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,739百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。</p> <p>貸付金のうち、破綻先債権額は、延滞債権額、42百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。</p> <p>貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、0百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、294百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、479,269百万円です。</p> <p>3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,078,182百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>303,534百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td>63,345百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度社員配当金支払額</td> <td>75,806百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>448百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td>291,521百万円</td> </tr> </table> <p>5. 関連法人等の株式の総額は、43,242百万円です。</p> <p>6. 担保に提供している資産の額は、有価証券528,444百万円です。</p> <p>7. 親会社は、保険業法第60条の規定により基金を100,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>8. 親会社は、基金50,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、親会社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行った算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の合計額を下回った額 17,461百万円</p> <p>10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,125,386百万円です。</p>	当期首現在高	303,534百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	63,345百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	75,806百万円	利息による増加等	448百万円	当連結会計年度末現在高	291,521百万円
前連結会計年度末現在高	336,273百万円																															
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	61,602百万円																															
当連結会計年度社員配当金支払額	76,896百万円																															
利息による増加等	744百万円																															
当連結会計年度末現在高	321,724百万円																															
当期首現在高	321,724百万円																															
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	57,466百万円																															
当連結会計年度社員配当金支払額	76,129百万円																															
利息による増加等	473百万円																															
当連結会計年度末現在高	303,534百万円																															
当期首現在高	303,534百万円																															
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	63,345百万円																															
当連結会計年度社員配当金支払額	75,806百万円																															
利息による増加等	448百万円																															
当連結会計年度末現在高	291,521百万円																															

平成22年度(平成23年3月31日現在)	平成23年度(平成24年3月31日現在)	平成24年度(平成25年3月31日現在)
<p>11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,602百万円です。</p> <p>12. その他の負債には、親会社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金407,500百万円を含んでおります。</p> <p>13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社及び生命保険子会社の今後の負担見積額は、46,210百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>14. 繰延税金資産の総額は、350,453百万円、繰延税金負債の総額は、20,503百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,587百万円です。 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金 176,461百万円、価格変動準備金58,363百万円、退職給付引当金44,475百万円及び有価証券評価損 28,541百万円です。 なお、当連結会計年度における税効果会計適用の法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税率等の負担率は17.5%です。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額△16.0%です。</p> <p>15. 親会社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は709,540百万円、時価は686,813百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,556百万円をその他の負債に計上しております。</p>	<p>11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、2,832百万円です。</p> <p>12. その他の負債には、親会社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金357,500百万円を含んでおります。</p> <p>13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社及び生命保険子会社の今後の負担見積額は、45,420百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>14. 繰延税金資産の総額は、289,710百万円、繰延税金負債の総額は、69,056百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,334百万円です。 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金 147,662百万円、価格変動準備金49,612百万円及び退職給付引当金 41,144百万円です。 繰延税金負債の発生主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 47,694百万円です。 なお、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率36.15%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.28%、平成27年4月1日以降のものについては30.73%に変更されております。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税率等の負担率は44.1%であり、法定実効税率36.15%との差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額△11.8%、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 21.0%です。 税率変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産は32,056百万円、再評価に係る繰延税金負債は5,325百万円それぞれ減少し、法人税率調整額は40,421百万円増加しております。</p> <p>15. 親会社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は680,254百万円、時価は654,357百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,565百万円をその他の負債に計上しております。</p>	<p>11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、8,172百万円です。</p> <p>12. その他の負債には、親会社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金222,500百万円を含んでおります。</p> <p>13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社及び生命保険子会社の今後の負担見積額は、44,852百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>14. 繰延税金資産の総額は、323,100百万円、繰延税金負債の総額は、174,738百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、13,492百万円です。 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金 158,077百万円、価格変動準備金63,472百万円及び退職給付引当金 42,334百万円です。 繰延税金負債の発生主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 154,657百万円です。 なお、当連結会計年度における税効果会計適用の法定実効税率は、回収又は支払が見込まれる期間が平成25年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.28%、平成27年4月1日以降のものについては30.73%です。税効果会計適用後の法人税率等の負担率は23.3%であり、法定実効税率33.28%との差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額△14.9%です。</p> <p>15. 親会社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は598,930百万円、時価は562,038百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,603百万円をその他の負債に計上しております。</p>

注記事項(金融商品関係)

平成22年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。</p> <p>(1)金融商品の状況に関する事項</p> <p>親会社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。</p> <p>親会社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものには為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。</p> <p>貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。</p> <p>為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。</p> <p>金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。</p> <p>なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。</p> <p>親会社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。</p> <p>市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っております。</p> <p>信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。</p>

平成22年度(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	121,444	121,444	—
うち、その他有価証券	19,999	19,999	—
コールローン	433,800	433,800	—
買入金銭債権	390,037	391,312	1,274
うち、その他有価証券	287,134	287,134	—
有価証券 ^{*1}	17,421,836	17,627,020	205,184
売買目的有価証券	2,926,647	2,926,647	—
満期保有目的の債券	2,097,116	2,091,441	△5,674
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859
その他有価証券	4,064,915	4,064,915	—
貸付金	3,171,361		
貸倒引当金 ^{*2}	△7,358		
	3,164,002	3,264,959	100,956
債券貸借取引受入担保金	488,275	488,275	—
借入金	407,500	427,676	20,176
デリバティブ取引 ^{*3}	(31,327)	(31,327)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,347	4,347	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(35,675)	(35,675)	—

*1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は648,566百万円です。

*2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 親会社の金融商品の時価の算定方法

資産

- 現金及び預貯金・コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。
- 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。
- 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均(ただし当連結会計年度においては、一部、東日本大震災の影響等に鑑み3月末日の市場価格)によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。
為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。
- 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

- 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	382,032	394,207	12,175
	外国証券(公社債)	746,127	758,384	12,256
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	135,742	134,366	△1,375
	外国証券(公社債)	833,214	804,482	△28,731
合計		2,097,116	2,091,441	△5,674

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,848,288	7,077,215	228,926
	外国証券(公社債)	116,499	119,827	3,327
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,324,063	1,304,669	△19,394
	外国証券(公社債)	44,303	42,303	△2,000
合計		8,333,155	8,544,014	210,859

平成22年度(自平成22年4月1日)

(至平成23年3月31日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	275,518	284,842	9,323
	公社債	511,726	522,098	10,371
	株式	387,507	519,288	131,780
	外国証券	1,002,172	1,024,139	21,966
	公社債	991,774	1,013,361	21,587
	株式等	10,398	10,777	378
	その他の証券	15,899	19,798	3,899
	譲渡性預金	20,000	19,999	△0
	買入金銭債権	2,300	2,291	△8
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	公社債	208,941	205,182	△3,758
	株式	591,975	456,994	△134,980
	外国証券	1,347,933	1,299,468	△48,465
	公社債	1,331,653	1,284,913	△46,740
	株式等	16,280	14,555	△1,725
	その他の証券	22,502	17,945	△4,556
	合計	4,386,479	4,372,049	△14,429

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	120,414	205	—	—
コールローン	433,800	—	—	—
買入金銭債権	31,002	30,951	6,211	313,495
有価証券	412,463	2,681,869	3,097,890	7,164,856
満期保有目的の債券	108,740	506,016	298,545	1,167,000
責任準備金対応債券	171,186	1,329,478	1,002,456	5,809,547
その他有価証券	132,536	846,374	1,796,888	188,308
貸付金*	398,881	1,155,777	993,149	124,780
債券貸借取引受入担保金	488,275	—	—	—
借入金*	—	20,000	50,000	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成23年度(自平成23年4月1日)

(至平成24年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

親会社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

親会社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

親会社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っております。信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

平成23年度(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	127,313	127,313	—
うち、その他有価証券	33,997	33,997	—
コールローン	375,700	375,700	—
買入金銭債権	353,742	355,635	1,892
うち、その他有価証券	277,249	277,249	—
有価証券 ^{※1}	18,316,758	18,900,072	583,313
売買目的有価証券	2,820,578	2,820,578	—
満期保有目的の債券	1,991,974	2,060,769	68,794
責任準備金対応債券	9,368,136	9,882,655	514,519
その他有価証券	4,136,068	4,136,068	—
貸付金	2,887,447		
貸倒引当金 ^{※2}	△3,537		
	2,883,909	2,977,256	93,346
債券貸借取引受入担保金	83,609	83,609	—
借入金	357,500	371,328	13,828
デリバティブ取引 ^{※3}	(106,420)	(106,420)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(13,284)	(13,284)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(93,136)	(93,136)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は572,755百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 親会社の金融商品の時価の算定方法

資産

- 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。
- 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。
- 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建とみて時価算定を行っております。
- 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

- 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	456,861	473,311	16,450
	外国証券(公社債)	1,369,403	1,423,225	53,821
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	46,382	45,420	△961
	外国証券(公社債)	119,326	118,811	△515
合計		1,991,974	2,060,769	68,794

② 責任準備金対応債券 (単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	9,163,239	9,682,171	518,931
	外国証券(公社債)	93,756	97,531	3,774
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	69,138	62,825	△6,313
	外国証券(公社債)	42,000	40,126	△1,874
合計		9,368,136	9,882,655	514,519

平成23年度(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	254,345	266,764	12,418
	公社債	652,896	676,190	23,293
	株式	316,660	437,953	121,292
	外国証券	2,055,996	2,156,848	100,852
	公社債	2,049,153	2,149,661	100,507
	株式等	6,842	7,187	345
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	その他の証券	14,629	18,011	3,382
	譲渡性預金	34,000	33,997	△2
	買入金銭債権	10,498	10,484	△13
	公社債	90,608	89,369	△1,238
	株式	484,106	398,618	△85,488
	外国証券	356,215	341,184	△15,031
	公社債	343,808	331,030	△12,778
株式等	12,407	10,153	△2,253	
その他の証券	22,522	17,893	△4,629	
合計		4,292,480	4,447,314	154,834

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	127,012	—	—	—
コールローン	375,700	—	—	—
買入金銭債権	28,852	13,069	1,858	297,981
有価証券	524,723	3,127,496	2,416,773	8,278,203
満期保有目的の債券	148,731	414,819	246,848	1,163,817
責任準備金対応債券	214,426	1,554,377	678,677	6,888,536
その他有価証券	161,565	1,158,298	1,491,247	225,849
貸付金*	308,141	1,163,036	827,502	110,189
債券貸借取引受入担保金	83,609	—	—	—
借入金*	—	20,000	—	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成24年度(自平成24年4月1日
至平成25年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

親会社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

親会社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

親会社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々ベースで行っております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

平成24年度(自平成24年4月1日
至平成25年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	233,076	233,076	—
うち、その他有価証券	129,992	129,992	—
コールローン	434,100	434,100	—
買入金銭債権	310,241	312,916	2,675
うち、その他有価証券	257,694	257,694	—
有価証券 ^{*1}	21,114,576	22,384,113	1,269,536
売買目的有価証券	2,859,878	2,859,878	—
満期保有目的の債券	1,922,648	2,123,708	201,060
責任準備金対応債券	10,862,267	11,936,600	1,074,333
子会社株式及び関連会社株式	33,173	27,317	△5,856
その他有価証券	5,436,608	5,436,608	—
貸付金	2,663,423		
貸倒引当金 ^{*2}	△2,745		
	2,660,678	2,754,583	93,905
債券貸借取引受入担保金	733,125	733,125	—
借入金	222,500	230,092	7,592
デリバティブ取引 ^{*3}	(469,505)	(469,505)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(107,924)	(107,924)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(361,580)	(361,580)	—

*1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は580,648百万円です。

*2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 親会社の金融商品の時価の算定方法

資産

- 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。
- 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。
- 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。
為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建とみて時価算定を行っております。
- 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

- 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。
- 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	486,375	511,969	25,594
	外国証券(公社債)	1,427,051	1,602,849	175,797
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	7,221	6,898	△322
	外国証券(公社債)	2,000	1,990	△9
合計		1,922,648	2,123,708	201,060

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,709,223	11,780,505	1,071,281
	外国証券(公社債)	103,872	109,130	5,258
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	41,171	39,497	△1,673
	外国証券(公社債)	8,000	7,467	△532
合計		10,862,267	11,936,600	1,074,333

平成24年度(自平成24年4月1日
至平成25年3月31日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	223,167	237,696	14,528
	公社債	700,820	729,202	28,382
	株式	492,484	742,523	250,038
	外国証券	3,115,377	3,365,386	250,008
	公社債	3,113,544	3,363,450	249,906
	株式等	1,833	1,935	102
連結貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	その他の証券	11,114	21,104	9,990
	譲渡性預金	130,000	129,992	△7
	買入金銭債権	19,997	19,997	△0
	公社債	68,967	68,695	△271
	株式	277,013	229,570	△47,443
	外国証券	267,624	263,331	△4,293
	公社債	260,106	256,979	△3,127
株式等	7,517	6,351	△1,166	
その他の証券	19,002	16,793	△2,208	
合計		5,325,570	5,824,294	498,723

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	232,834	—	—	—
コールローン	434,100	—	—	—
買入金銭債権	25,960	8,016	1,516	260,521
有価証券	758,032	3,219,407	2,899,760	9,935,390
満期保有目的の債券	155,231	283,115	256,737	1,208,677
責任準備金対応債券	360,421	1,379,372	635,072	8,439,776
その他有価証券	242,379	1,556,920	2,007,950	286,937
貸付金*	292,920	1,171,384	631,599	104,085
債券貸借取引受入担保金	733,125	—	—	—
借入金*	—	20,000	—	—

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項(連結損益計算書関係)

平成22年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	平成23年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	平成24年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1. 親会社の有価証券売却益の内訳は、国債等債券 11,974百万円、株式等 14,027百万円、外国証券 2,721百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,115百万円、株式等 15,604百万円、外国証券 40,918百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 22,586百万円、外国証券 27,040百万円です。	1. 親会社の有価証券売却益の内訳は、国債等債券 928百万円、株式等 10,273百万円、外国証券 30,786百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,704百万円、株式等 24,004百万円、外国証券 22,735百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 64,912百万円、外国証券 2,208百万円です。	1. 親会社の有価証券売却益の内訳は、国債等債券 15,757百万円、株式等 712百万円、外国証券 16,919百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 16百万円、株式等 5,355百万円、外国証券 4,708百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 13,318百万円です。
2. 親会社の売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 528百万円、評価益 378百万円です。	2. 親会社の売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 34百万円、売却損 434百万円、評価益 13百万円です。	2. 親会社の売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入 61百万円、売却益 1,082百万円、評価損 13百万円です。
3. 親会社の金融派生商品収益には、評価益が 7,758百万円含まれております。	3. 親会社の金融派生商品費用には、評価損が 44,545百万円含まれております。	3. 親会社の金融派生商品費用には、評価損が 100,678百万円含まれております。
4. 親会社の退職給付費用の総額は、29,814百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。	4. 親会社の退職給付費用の総額は、32,445百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。	4. 親会社の退職給付費用の総額は、35,559百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。
イ. 勤務費用 11,342百万円 ロ. 利息費用 6,329百万円 ハ. 期待運用収益 △2,395百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 14,641百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円	イ. 勤務費用 11,858百万円 ロ. 利息費用 6,327百万円 ハ. 期待運用収益 △1,232百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 15,596百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円	イ. 勤務費用 11,472百万円 ロ. 利息費用 6,284百万円 ハ. 期待運用収益 △658百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 18,564百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)																																				
<p>5. 親会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>7,517百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>511百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>8,029百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	7,517百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	511百万円		計	8,029百万円	<p>5. 親会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>5,437百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>986百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>6,423百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	5,437百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	986百万円		計	6,423百万円	<p>5. 親会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>23,037百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>1,191百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>24,228百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。</p>	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	23,037百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	1,191百万円		計	24,228百万円
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	7,517百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	511百万円																																				
	計	8,029百万円																																				
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	5,437百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	986百万円																																				
	計	6,423百万円																																				
主な用途	種類	減損損失																																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	23,037百万円																																				
遊休不動産等	土地及び建物等	1,191百万円																																				
	計	24,228百万円																																				

注記事項(連結包括利益計算書関係)

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)																																																																																		
<p>1. 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(平成22年6月30日 企業会計基準委員会 企業会計基準第25号)を適用しております。なお、前連結会計年度の包括利益は319,067百万円であり、少数株主に係る包括利益はありません。また、前連結会計年度のその他の包括利益の内訳は以下のとおりです。</p> <p>その他有価証券評価差額金 207,055百万円 繰延ヘッジ損益 92百万円 為替換算調整勘定 10百万円 持分法適用会社に対する持分相当額 35百万円</p>	<p>1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。</p> <p>その他有価証券評価差額金：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期発生額</td> <td>97,535百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>72,878百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>170,413百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>△53,193百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>117,219百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>繰延ヘッジ損益：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期発生額</td> <td>△11百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>△153百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>△165百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>62百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td>△102百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>土地再評価差額金：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期発生額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>5,565百万円</td> </tr> <tr> <td>土地再評価差額金</td> <td>5,565百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>為替換算調整勘定：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期発生額</td> <td>△35百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>△35百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td>△35百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>持分法適用会社に対する持分相当額：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期発生額</td> <td>△12百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>△0百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td>△13百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の包括利益合計 122,634百万円</p>	当期発生額	97,535百万円	組替調整額	72,878百万円	税効果調整前	170,413百万円	税効果額	△53,193百万円	その他有価証券評価差額金	117,219百万円	当期発生額	△11百万円	組替調整額	△153百万円	税効果調整前	△165百万円	税効果額	62百万円	繰延ヘッジ損益	△102百万円	当期発生額	—	組替調整額	—	税効果調整前	—	税効果額	5,565百万円	土地再評価差額金	5,565百万円	当期発生額	△35百万円	組替調整額	—	税効果調整前	△35百万円	税効果額	—	為替換算調整勘定	△35百万円	当期発生額	△12百万円	組替調整額	△0百万円	持分法適用会社に対する持分相当額	△13百万円	<p>1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。</p> <p>その他有価証券評価差額金：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期発生額</td> <td>357,173百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>△9,098百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>348,075百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>△106,965百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>241,109百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>繰延ヘッジ損益：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期発生額</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>△96百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>△89百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td>△59百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>為替換算調整勘定：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期発生額</td> <td>82百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>税効果調整前</td> <td>82百万円</td> </tr> <tr> <td>税効果額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td>82百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>持分法適用会社に対する持分相当額：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期発生額</td> <td>107百万円</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td>114百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の包括利益合計 241,247百万円</p>	当期発生額	357,173百万円	組替調整額	△9,098百万円	税効果調整前	348,075百万円	税効果額	△106,965百万円	その他有価証券評価差額金	241,109百万円	当期発生額	7百万円	組替調整額	△96百万円	税効果調整前	△89百万円	税効果額	29百万円	繰延ヘッジ損益	△59百万円	当期発生額	82百万円	組替調整額	—	税効果調整前	82百万円	税効果額	—	為替換算調整勘定	82百万円	当期発生額	107百万円	組替調整額	7百万円	持分法適用会社に対する持分相当額	114百万円
当期発生額	97,535百万円																																																																																			
組替調整額	72,878百万円																																																																																			
税効果調整前	170,413百万円																																																																																			
税効果額	△53,193百万円																																																																																			
その他有価証券評価差額金	117,219百万円																																																																																			
当期発生額	△11百万円																																																																																			
組替調整額	△153百万円																																																																																			
税効果調整前	△165百万円																																																																																			
税効果額	62百万円																																																																																			
繰延ヘッジ損益	△102百万円																																																																																			
当期発生額	—																																																																																			
組替調整額	—																																																																																			
税効果調整前	—																																																																																			
税効果額	5,565百万円																																																																																			
土地再評価差額金	5,565百万円																																																																																			
当期発生額	△35百万円																																																																																			
組替調整額	—																																																																																			
税効果調整前	△35百万円																																																																																			
税効果額	—																																																																																			
為替換算調整勘定	△35百万円																																																																																			
当期発生額	△12百万円																																																																																			
組替調整額	△0百万円																																																																																			
持分法適用会社に対する持分相当額	△13百万円																																																																																			
当期発生額	357,173百万円																																																																																			
組替調整額	△9,098百万円																																																																																			
税効果調整前	348,075百万円																																																																																			
税効果額	△106,965百万円																																																																																			
その他有価証券評価差額金	241,109百万円																																																																																			
当期発生額	7百万円																																																																																			
組替調整額	△96百万円																																																																																			
税効果調整前	△89百万円																																																																																			
税効果額	29百万円																																																																																			
繰延ヘッジ損益	△59百万円																																																																																			
当期発生額	82百万円																																																																																			
組替調整額	—																																																																																			
税効果調整前	82百万円																																																																																			
税効果額	—																																																																																			
為替換算調整勘定	82百万円																																																																																			
当期発生額	107百万円																																																																																			
組替調整額	7百万円																																																																																			
持分法適用会社に対する持分相当額	114百万円																																																																																			

4 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
	金額	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純剰余(△は損失)	131,589	192,452	139,124
賃貸用不動産等減価償却費	18,463	18,166	16,181
減価償却費	14,404	14,884	14,200
減損損失	8,089	6,427	24,237
支払備金の増減額(△は減少)	19,403	△27,240	1,234
責任準備金の増減額(△は減少)	785,070	587,115	1,263,494
社員配当準備金積立利息繰入額	744	473	448
貸倒引当金の増減額(△は減少)	203	△4,083	△733
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△638	613	1,413
価格変動準備金の増減額(△は減少)	18,805	9	45,112
利息及び配当金等収入	△486,392	△494,444	△510,324
有価証券関係損益(△は益)	155,325	53,945	△296,749
支払利息	12,978	12,230	9,625
為替差損益(△は益)	△185	△1,167	20
有形固定資産関係損益(△は益)	△1,614	2,566	14,658
持分法による投資損益(△は益)	△1,355	△1,033	△1,163
代理店貸の増減額(△は増加)	△94	△1	1
再保険貸の増減額(△は増加)	80	△26	18
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	69,167	47,968	35,625
再保険借の増減額(△は減少)	22	△7	△21
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	13,527	30,882	355,191
その他	4,666	3,255	△375,413
小 計	762,262	442,983	736,183
利息及び配当金等の受取額	540,041	553,068	572,758
利息の支払額	△13,232	△12,420	△11,812
社員配当金の支払額	△76,896	△76,129	△75,806
その他	△646	△778	△614
法人税等の支払額	△2,970	△10,568	△42,828
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,208,559	896,154	1,177,880
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	△2,936	△15,683	△93,033
買入金銭債権の取得による支出	△49,342	△40,910	△52,799
買入金銭債権の売却・償還による収入	126,686	80,328	94,510
有価証券の取得による支出	△4,642,489	△4,209,813	△4,714,350
有価証券の売却・償還による収入	3,431,018	3,398,945	2,864,233
貸付けによる支出	△138,001	△172,779	△145,203
貸付金の回収による収入	394,429	441,628	354,107
その他	△321,076	△345,399	591,094
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△1,201,710	△863,683	△1,101,441
有形固定資産の取得による支出	△16,420	△9,574	△9,757
有形固定資産の売却による収入	20,839	13,182	42,366
その他	△6,479	△7,852	△7,070
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,203,771	△867,928	△1,075,903
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入	—	—	32
借入金の返済による支出	—	△50,000	△135,032
基金の募集による収入	70,000	100,000	100,000
基金の償却による支出	△59,000	△90,000	△50,000
基金利息の支払額	△4,910	△3,828	△3,261
その他	4,279	△254	△1,060
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,368	△44,082	△89,322
現金及び現金同等物に係る換算差額	△9	△0	5
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	15,146	△15,857	12,660
現金及び現金同等物期首残高	45,006	59,760	48,132
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△392	4,229	—
現金及び現金同等物期末残高	59,760	48,132	60,792

注記事項(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成22年度(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び無利息の預貯金です。	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び無利息の預貯金です。	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び無利息の預貯金です。
2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。	2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。	2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。
現金及び預貯金 121,444百万円	現金及び預貯金 127,313百万円	現金及び預貯金 233,076百万円
有利息の預貯金 △61,683百万円	有利息の預貯金 △79,181百万円	有利息の預貯金 △172,283百万円
資金(現金及び現金同等物) 59,760百万円	資金(現金及び現金同等物) 48,132百万円	資金(現金及び現金同等物) 60,792百万円

経営基本方針

平成24年度の業績

住友生命のCSR

CSRを支える経営体制

組織の概要

保険会社とその子会社等の財産の状況

連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価


当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として実施した財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果は以下のとおりです。

内部統制報告書

平成25年5月17日

住友生命保険相互会社

代表取締役社長

佐藤義雄 

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長佐藤義雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社12社及び持分法適用関連法人等9社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の2/3を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

以上

(注)なお、当誌では、内部統制報告書の評価対象とした連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しております。

連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記並びに平成25年3月31日を基準日として作成した内部統制報告書について、あずさ監査法人の監査を受けており、その監査報告書は以下のとおりです。

■監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 25 年 5 月 20 日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河本 和 次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 敏 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久

<財務諸表監査>
当監査法人は、住友生命保険相互会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>
当監査法人は、住友生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした住友生命保険相互会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任
経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。
なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。
内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性及びその影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、住友生命保険相互会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) なお、当誌では、監査報告書及び内部統制監査報告書の監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

連結財務諸表の適正性に関する確認書

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度に係る連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書)の適正性について、以下のとおり、確認しております。

確 認 書

平成 25 年 5 月 17 日

住友生命保険相互会社

代表取締役社長

佐藤 義雄 

1. 代表取締役社長佐藤義雄は、当社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度に係る連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記)に記載した内容が、保険業法等の関係諸法令に準拠し、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

以上

5 連結リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
破綻先債権額 ①	7	—	—
延滞債権額 ②	6,943	1,763	1,444
3カ月以上延滞債権額 ③	6	3	0
貸付条件緩和債権額 ④	361	328	294
合計(①+②+③+④)	7,318	2,095	1,739
(貸付金残高に対する比率)	(0.23)	(0.07)	(0.07)
(総資産に対する比率)	(0.03)	(0.01)	(0.01)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成22年度末が延滞債権額54百万円、平成23年度末が延滞債権額49百万円、平成24年度末が延滞債権額42百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは海外の法律により上記に準ずる法律上の手続申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

6 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	平成23年度末	平成24年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	2,298,816	2,586,196
基金等	813,398	904,238
価格変動準備金	161,461	206,574
危険準備金	267,467	284,002
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	3,523	2,735
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	139,690	452,958
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△96,001	△109,789
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	604,127	612,187
負債性資本調達手段等	345,500	206,500
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△24,442	△54,461
その他	84,090	81,250
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2+R_8+R_9})^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4+R_6}$ (B)	639,284	612,901
保険リスク相当額 R ₁	87,609	84,920
一般保険リスク相当額 R ₅	—	—
巨大災害リスク相当額 R ₆	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	48,429	48,964
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉	—	—
予定利率リスク相当額 R ₂	233,108	226,271
最低保証リスク相当額 R ₇ *	89,052	63,755
資産運用リスク相当額 R ₃	287,215	293,362
経営管理リスク相当額 R ₄	14,908	14,345
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	719.1%	843.9%

*最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。
(注)上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

⑦ 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)

(メディケア生命保険株式会社)

(単位：百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	22,634	20,493	16,961
資本金等	22,475	19,601	13,902
価格変動準備金	5	14	26
危険準備金	15	67	302
一般貸倒引当金	—	—	—
其他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	138	810	2,466
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	—	263
負債性資本調達手段等	—	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—	—
持込資本金等	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	—	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	558	1,005	1,369
保険リスク相当額 R_1	0	1	1
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	11	46	262
予定利率リスク相当額 R_2	0	6	10
資産運用リスク相当額 R_3	540	967	1,285
最低保証リスク相当額 R_7	—	—	—
経営管理リスク相当額 R_4	16	30	46
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	8,105.6%	4,074.7%	2,477.6%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
なお、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、平成23年度末からソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。平成22年度末の数値は、当該変更後の基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

⑧ セグメント情報

平成22年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)、平成23年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)及び平成24年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

◆生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条に基づき、また(社)生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

(注)*印は保険業法で開示することが定められている項目

I. 保険会社の概況及び組織*

1. 沿革	82
2. 経営の組織*	77
3. 店舗網一覧	79~81
4. 基金の状況*	14, 142
5. 総代氏名	74~75
(総代の役割)	56
(選考方法)	57
(主な保険種別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成)	76
6. 社員構成	76
7. 審議員氏名	75
(制度の趣旨)	57
(審議員の役割)	57
(職業・年齢)	75~76
8. 取締役及び監査役(役職名・氏名)*	63, 64
9. 会計参与の氏名又は名称*	該当せず
10. 従業員の在籍・採用状況	78
11. 平均給与(内勤職員)	78
12. 平均給与(営業職員)	78
13. 総代会傍聴制度	56
(議事録)	59~61

II. 保険会社の主要な業務の内容*

1. 主要な業務の内容*	73
2. 経営方針	2

III. 直近事業年度における事業の概況*

1. 直近事業年度における事業の概況*	89~90
2. 契約者懇談会開催の概況	58
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	24~27
4. 契約者に対する情報提供の実態	36~37
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	34~36
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	30
7. 新規開発商品の状況	32~33
8. 保険商品一覧	83~84
9. 情報システムに関する状況	40
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	48~54

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標*

V. 財産の状況*

1. 貸借対照表*	96~97
2. 損益計算書*	98
3. キャッシュ・フロー計算書*	該当せず
4. 基金等変動計算書*	99~100
5. 剰余金処分又は損失処理に関する書面*	100
6. 債務者区分による債権の状況*	
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)*	131
(危険債権)*	131
(要管理債権)*	131
(正常債権)*	131
7. リスク管理債権の状況*	
(破綻先債権)*	130
(延滞債権)*	130
(3カ月以上延滞債権)*	130
(貸付条件緩和債権)*	130
8. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況*	131
9. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*	132

10. 有価証券等の時価情報(会社計)*

(有価証券)*	115
(金銭の信託)*	117
(デリバティブ取引)*	117~120
11. 経常利益等の明細(基礎利益)	113
12. 計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨*	114
13. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*	該当せず
14. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨*	該当せず
15. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容*	該当せず

VI. 業務の状況を示す指標等*

1. 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	89~90
(2) 保有契約高及び新契約高*	153
(3) 年換算保険料	153
(4) 保障機能別保有契約高*	152
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高*	154
(6) 異動状況の推移	157~158
(7) 社員配当の状況*	12, 91~95
2. 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率*	154
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)*	164
(3) 新契約率(対年度始)	164
(4) 解約失効率(対年度始)*	164
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)*	164
(6) 死亡率(個人保険主契約)	164
(7) 特約発生率(個人保険)	165
(8) 事業費率(対収入保険料)	165
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数*	165
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合*	165
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合*	165
(12) 未収受再保険金の額*	166
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合*	166
3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	138
(2) 責任準備金明細表*	138
(3) 責任準備金残高の内訳*	138
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)*	139
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数*	140
(6) 社員配当準備金明細表*	140
(7) 引当金明細表*	141
(8) 特定海外債権引当勘定の状況*	
(特定海外債権引当勘定)*	141
(対象債権額国別残高)*	141

(9)保険料明細表	143
(10)保険金明細表	143～144
(11)年金明細表	144～145
(12)給付金明細表	145～146
(13)解約返戻金明細表	146
(14)減価償却費明細表	150
(15)事業費明細表*	150
(16)税金明細表	151
(17)リース取引	151
(18)借入金残存期間別残高	141
4.資産運用に関する指標等	
(1)資産運用の概況	
(年度の資産の運用概況)	16
(ポートフォリオの推移 (資産の構成及び資産の増減))*	121
(2)運用利回り*	122
(3)主要資産の平均残高*	121
(4)資産運用収益明細表*	147
(5)資産運用費用明細表*	147
(6)利息及び配当金等収入明細表*	147
(7)有価証券売却益明細表	148
(8)有価証券売却損明細表	148
(9)有価証券評価損明細表	148
(10)商品有価証券明細表*	122
(11)商品有価証券売買高	122
(12)有価証券明細表*	122
(13)有価証券残存期間別残高*	122～123
(14)保有公社債の期末残高利回り	123
(15)業種別株式保有明細表*	124
(16)貸付金明細表*	128
(17)貸付金残存期間別残高	128
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳*	129
(19)貸付金業種別内訳*	129
(20)貸付金用途別内訳*	130
(21)貸付金地域別内訳	130
(22)貸付金担保別内訳*	130
(23)有形固定資産明細表*	
(有形固定資産の明細)*	134
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)*	134
(24)固定資産等処分益明細表*	148
(25)固定資産等処分損明細表*	149
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表	149
(27)海外投融資の状況	
(資産別明細)*	135
(地域別構成)*	136
(外貨建資産の通貨別構成)	137
(28)海外投融資利回り*	122
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	135
(30)各種ローン金利	166
(31)その他の資産明細表	134～135
5.有価証券等の時価情報(一般勘定)	
(有価証券)	125
(金銭の信託)	126
(デリバティブ取引)	127
VII. 保険会社の運営*	
1.リスク管理の体制*	68～71
2.法令遵守の体制*	65～66
3.法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性*	139
4.指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第五十五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第五十五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	27
5.個人データ保護について	67
6.反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	66

VIII. 特別勘定に関する指標等*	
1.特別勘定資産残高の状況*	159
2.個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	159
3.個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*	
(1)保有契約高	159
(2)年度末資産の内訳*	159～160
(3)運用収支状況*	160
(4)有価証券等の時価情報	161
(有価証券)	161
(金銭の信託)	161
(デリバティブ取引)	161～162
IX. 保険会社及びその子会社等の状況*	
1.保険会社及びその子会社等の概況*	
(1)主要な事業の内容及び組織の構成*	85
(2)子会社等に関する事項*	
(名称)*	86
(主たる営業所又は事務所の所在地)*	86
(資本金又は出資金の額)*	86
(事業の内容)*	86
(設立年月日)*	86
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)*	86
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)*	86
2.保険会社及びその子会社等の主要な業務*	
(1)直近事業年度における事業の概況*	167
(2)主要な業務の状況を示す指標*	
(経常収益)*	167
(経常利益又は経常損失)*	167
(当期純剰余又は当期純損失)*	167
(包括利益)*	167
(総資産)*	167
(ソルベンシー・マージン比率)*	167
3.保険会社及びその子会社等の財産の状況*	
(1)連結貸借対照表*	168
(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書*	
(連結損益計算書)*	169
(連結包括利益計算書)*	169
(3)連結キャッシュ・フロー計算書*	184
(4)連結基金等変動計算書*	170～171
(5)リスク管理債権の状況*	
(破綻先債権)*	188
(延滞債権)*	188
(3カ月以上延滞債権)*	188
(貸付条件緩和債権)*	188
(6)保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)*	188
(7)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*	189
(8)セグメント情報*	189
(9)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*	該当せず
(10)代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	185、187
(11)事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容*	該当せず

◆五十音索引

(あ行)	コールセンター	79
いずみホール	告知義務	34
WELL'S (ウェルズ)	ご契約者懇談会	26,57,58
運用環境(一般勘定)	個人情報保護に関する基本方針	67
運用状況(一般勘定)	こども絵画コンクール	50
運用方針(一般勘定)	コンプライアンス(法令等順守)	65~66
運用利回り(一般勘定)		
ALM	(さ行)	
営業拠点数	サービス網	79~81
沿革	財団・事業団の活動	50,51
エンベディッド・バリュー	三利源	11
お客さまの声(苦情・お褒め・ご満足)	サンゴ礁保全プロジェクト	52
お客さまへの情報提供	CS向上アドバイザー会議	25
お客さま満足度アンケート	CS向上委員会	24
オペレーショナル・リスク	資産運用リスク	70
お役に立った保険金・給付金	支社等所在地	80~81
	市場リスク	70
	システムリスク	71
(か行)	執行役員	64
海外事業への取組み	実質資産負債差額	13
会社概要	指定代理請求特約	33,84
解約+失効の状況	支払管理態勢	28~29
格付の状況	事務リスク	71
確定給付企業年金(DB)	社員の構成	76
確定拠出年金(DC)	社会貢献活動	48~54
監査役(会)	従業員数	1,78
がん長期サポート特約	少子化対策	48
がんへの取組み	情報技術の活用	40
がんPLUS	情報リスク	71
勧誘方針	剰余金処分に関する決議	100
基金の状況	審議員	75
基金拠出者	審議員会	57
基金償却準備金	新契約価値	15
基金償却積立金	新契約の状況	10,153
基金等変動計算書	信用リスク	70
基礎利益	ストレステスト	69
逆ざや	スミセイ環境方針	52
教育制度	スミセイダイレクトサービス	31
金融機関窓販への取組み	スミセイハーモニー	47
クーリング・オフ制度	スミセイ・ヒューマニー活動	50
経営管理体制	スミセイ・マイル	31
経営政策会議	スミセイ未来応援活動	31
経営基本方針	スミセイ未来診断	31
経常利益	SumiseiLief(スミセイリーフ)	40
健康応援Navi	住友財団	51
公式フェイスブックページ	住友生命グループ行動憲章	8
コーポレートガバナンス委員会		

住友生命健康財団	51	ブランド戦略	4~7
住友生命公式フェイスブックページ	37	ブランドビジョン	5
住友生命福祉文化財団	50,51	不良債権	14,130
生命保険契約者保護機構	72	紛争解決(ADR)機関	27
生命保険協会統一開示項目索引	190~191	法人向け商品ラインアップ	41~42
生命保険の知識と制度	34~35	保険業法施行規則に基づく索引	194
生命保険料控除	35	保険金等支払管理態勢	28~29
責任準備金	1,9,14,138~139	保険種類一覧	83~84
全国縦断チャリティコンサート	22,50,54	保険の森	39
相互会社のしくみ	56	保険引受リスク	69
総資産	1,9,14,96	ほけん百花	39
総代会	56	保険料等収入	1,11,98
総代会開催結果、質疑応答(要旨)	59~61	保有契約価値	15
総代名簿	74~75	ボランティア活動(スミセイ・ヒューマニー活動)	50
組織図	77	本社等所在地	79
ソルベンシー・マージン比率	1,9,13,132~133	(ま行)	
損益計算書	98	未来を強くする子育てプロジェクト	48
(た行)		メディケア生命	39
大規模災害等への対策	71	(や行)	
貸借対照表	96~97	有価証券残高	9,14,122~123
Wステージ未来デザイン	32	ユニバーサルデザインカレンダー	51
団体年金保険特別勘定の状況	163	4つの先進の価値	5
注意喚起情報	36	(ら行)	
直近事業年度における事業の概況	89~90	来店型保険ショップ	39
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	9	ライブワン未来デザイン	33
ディスクロージャー	37	リスク管理体制	68~71
デメリット情報の提供	34~36	利息及び配当金等収入	11,98,147
当期純剰余	9,11,98	流動性リスク	70
ドクターGO	33	連結貸借対照表	168
特別勘定に関する指標等	159~163	連結損益計算書	169
取締役	63,64	連結基金等変動計算書	170~171
取締役会	62	連結キャッシュ・フロー計算書	184
(な行)		連結ソルベンシー・マージン比率	188
内部監査体制	62	(わ行)	
内部統制基本方針	65	ワーク・ライフ・バランス	46
内部統制システムの整備	65		
内部留保	13		
日本郵政グループへの取組み	38		
認知症ケア支援事業	49		
年換算保険料	1,10,153		
(は行)			
配当金(社員配当金)	12,91~95		
反社会的勢力との関係を遮断し排除するための基本方針	66		
不動産投資リスク	70		

◆保険業法施行規則に基づく索引

※下記の項目は条文及び別表を要約したものです。

保険業法施行規則 第59条の2 第1項(単体決算関係)

1. 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 経営の組織	77
ロ. (株式会社に関する条文につき省略)	
ハ. 基金拠出額の多い順に5以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項	142
(1) 氏名(基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称)	
(2) 各基金拠出者の基金拠出額	
(3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合	
ニ. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	64
ホ. (会計参与設置会社に関する条文につき省略)	
2. 保険会社の主要な業務の内容	73
3. 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	89~90
ロ. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	9
(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期純剰余又は当期純損失	
(4) 基金(保険業法第56条の基金償却積立金を含む。)の総額	
(5) (株式会社に関する条文につき省略)	
(6) 総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額	
(7) 責任準備金残高	
(8) 貸付金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)	
(11) (株式会社に関する条文につき省略)	
(12) 保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合	
(13) 従業員数	
(14) 保有契約高	
(15)~(18) (保険金信託業務を行なう場合に関する条文につき省略)	
ハ. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項(別表)	

■主要な業務の状況を示す指標等	
1. 新契約高及び保有契約高	153
2. 保障機能別保有契約高	152
3. 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	154
■保険契約に関する指標等	
1. 保有契約増加率	154
2. 個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金	164
3. 解約失効率	164
4. 月払契約の個人保険新契約平均保険料	164
5. 社員配当の状況	12.91~95
6. 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	165
7. 再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	165
8. 再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	165
9. 未収受再保険金の額	166
10. 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの発生保険金額の経過保険料に対する割合	166
■経理に関する指標等	
1. 責任準備金明細表	138
2. 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率	139
2の2. 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法及びその計算の基礎となる係数	140
3. 社員配当準備金明細	140
4. 引当金明細	141
5. 特定海外債権引当勘定	141
6. 個別特定海外債権残高	141
7. 固定資産等処分益及び固定資産等処分損	148, 149
8. 事業費明細	150
■資産運用に関する指標等	
1. 主要資産の平均残高	121
2. 資産の構成及び資産の増減	121
3. 運用利回り	122
4. 資産運用収益明細	147
5. 資産運用費用明細	147
6. 利息及び配当金等収入明細	147
7. 有価証券残高	122
8. 有価証券残存期間別残高	122~123
9. 商品有価証券残高	122
10. 業種別保有株式の額	124
11. 貸付金残高	128
12. 国内企業向け企業規模別貸付金残高	129
13. 業種別貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	129
14. 使途別貸付金残高の合計に対する割合	130
15. 担保別貸付金残高	130
16. 有形固定資産の残高	134
17. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数	134
18. 海外投融資残高	135~136
19. 海外投融資の地域別構成	136
20. 海外投融資利回り	122
■特別勘定に関する指標等	
1. 特別勘定資産残高	159
2. 個人変額保険特別勘定資産	159
3. 個人変額保険特別勘定の運用収支	160
■保険金信託業務に関する指標(保険金信託業務を行なう場合に関する条文につき省略)	

二. 責任準備金の残高として別表に掲げる事項(別表)	
契約年度別責任準備金残高	139
責任準備金残高の内訳	138
ホ. (損害保険会社に関する条文につき省略)	

4. 保険会社の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	68~71
ロ. 法令遵守の体制	65~66
ハ. 法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	139
ニ. 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	27
(1) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合 生命保険会社が生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	
(2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合に関する条文につき省略	
ホ. (損害保険会社に関する条文につき省略)	
5. 保険会社の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成しない場合に限る。)及び剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書	96~100
ロ. 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	130
(1) 破綻先債権に該当する貸付金	
(2) 延滞債権に該当する貸付金	
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸付金	
(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金	
ハ. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	131
ニ. 債権について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し、貸借対照表に計上された金額	131
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 要管理債権	
(4) 正常債権	
ホ. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	132
ヘ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	115~120
(1) 有価証券	
(2) 金銭的信託	
(3) デリバティブ取引	
(4) 金融等デリバティブ取引	
(5) 先物外国為替取引	
(6) 有価証券関連デリバティブ取引	
(7) 金融商品取引法第28条第8項第3号イ若しくは第4号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第3号イに掲げる取引と類似の取引	141
ト. 貸借引当金の期末残高及び期中の増減額	148
チ. 貸付金償却の額	148
リ. 公衆の縦覧に供する書類について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	114
ヌ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当せず
6. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当せず


保険業法施行規則 第59条の3 第1項(連結決算関係)

1. 保険会社及びその子会社等(保険業法第111条第2項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。)の概況に関する次に掲げる事項	
イ. 保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	85
ロ. 保険会社の子会社等に関する次に掲げる事項	86
(1) 名称	
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	
(3) 資本金又は出資金の額	
(4) 事業の内容	
(5) 設立年月日	
(6) 保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
(7) 保険会社の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	167
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	167
(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期純剰余又は当期純損失	
(4) 包括利益	
(5) (株式会社に関する条文につき省略)	
(6) 総資産額	
(7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	
3. 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書	168~171, 184
ロ. 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	188
(1) 破綻先債権に該当する貸付金	
(2) 延滞債権に該当する貸付金	
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸付金	
(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金	
ハ. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	188, 189
ニ. 保険会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	189
ホ. 保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当せず
4. 事業年度の末日において、重要事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当せず

お手続き・お問い合わせ先一覧

詳細は当社ホームページ (<http://www.sumitomolife.co.jp>) でご確認ください。

(平成25年6月現在)

		契約者貸付 保険ファンド 配当金などのご利用	住所変更 □座変更	名義変更	入院給付金 手術給付金 のご請求	契約内容の ご照会 等
 スマセイ ダイレクト サービス	インターネット	○	○	○	○	○
	パソコン 携帯電話	○	—	—	—	○
	電話による 自動取引サービス (スマセイカンタッチアンサー)	○	電話による自動取引サービス 0120-834914 携帯電話・PHSからは 06-6612-8349			
	カード(提携ATM)	○	<ATM提携先金融機関> ゆうちょ銀行、三井住友銀行、セブン銀行、全国264の信用金庫、京都中央信用金庫、 大垣共立銀行、沖縄銀行、四国銀行、常陽銀行、東京都民銀行、南都銀行、北越銀行、 北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、三重銀行、武蔵野銀行			
スマセイコールセンター		○	○	○	○	○
ご来店窓口						

スマセイダイレクトサービス

月～土曜日 午前8時～午後11時45分 日曜日 午前8時～午後8時〔祝日・年末年始(12/31～1/3)を除く〕

■インターネット(パソコン・携帯電話)

<http://www.sumitomolife.co.jp>

■電話による自動取引サービス(スマセイカンタッチアンサー)

0120-834914〔携帯からは(06)6612-8349〕

iモード・EZweb・Yahoo!
ケータイは公式メニュー
またはQRコードから
アクセス!



スマセイコールセンター

0120-307506

月～金曜日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時〔日・祝日・年末年始(12/31～1/3)を除く〕

まずコンピューター音声でご用件の番号をご案内いたします。ご用件の番号を入力いただきますと、担当者が対応させていただきます。

- ※証券番号をあらかじめお確かめのうえお電話願います。
- ※プライバシー保護のため、契約者等ご本人さまからのお電話をお願いします。
- ※担当者の対応途中に自動音声とプッシュホン操作による本人確認を実施させていただく場合がございます。

※金融機関を通じてご加入のお客さまは、下記番号をご利用ください。担当者が直接対応させていただきます。

0120-506154

※郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。

0120-506873

ご来店窓口

月～金曜日 午前9時～午後3時30分〔土日・祝日・年末年始(12/31～1/3)を除く〕

- ※ご来店窓口でお手続きいただく際は、ご本人を確認できる運転免許証などの証明書をご持参ください。
- ※お手続きの内容によっては事前にご用意いただく書類が必要な場合がございます。ご来店前にスマセイコールセンターあてにお電話でご確認ください。
- ※最寄のご来店窓口については、P.80～81をご覧ください。

あなたの未来を強くする



本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06) 6937-1435 [大代表]
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話 (03) 5550-1100 [大代表]
<ホームページ> <http://www.sumitomolife.co.jp>

